

平成28年9月定例会

農水経済委員会

予算決算委員会（農水経済分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	2
5、経過	

【産業労働部】

委員会

審査内容等に関する委員間討議	3
----------------------	---

分科会

産業労働部長予算議案	3
企業振興課企画監補足説明	4
予算議案に対する質疑	5
予算議案に対する討論	15

委員会

産業労働部長総括説明	15
産業政策課企画監補足説明	17
議案に対する質疑	18
議案に対する討論	25
決議に基づく提出資料の説明	25
陳情審査	28
議案外所管事項に対する質問	34

(第2日目)

1、開催日時・場所	67
2、出席者	67
3、経過	

【水産部】

委員会

水産部長総括説明	67
漁港漁場課長補足説明	69
決議に基づく提出資料の説明	69
陳情審査	70
議案外所管事項に対する質問	79

(第3日目)

1、開催日時・場所	1 1 3
2、出席者	1 1 3
3、経過	

【農林部】

分科会

農林部長予算議案	1 1 3
森林整備室長補足説明	1 1 4
予算議案に対する質疑	1 1 4
予算議案に対する討論	1 1 5

委員会

農林部長総括説明	1 1 5
議案に対する質疑	1 1 8
議案に対する討論	1 1 8
決議に基づく提出資料の説明	1 1 9
林政課長補足説明	1 1 9
陳情審査	1 2 1
議案外所管事項に対する質問	1 2 1
請願審査	1 3 6
林政課長補足説明	1 4 3
議案外所管事項に対する質問	1 4 3
審査内容報告等に関する委員間協議	1 7 3
4、審査結果報告書	1 7 4

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料(追加1)
- ・委員会関係議案説明資料(追加2)

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年9月9日

自 午前11時 1分
至 午前11時13分
於 議会会議室

2、出席委員の氏名

委員 長	吉村 洋 君
副委員 長	宮本 法広 君
委員	小林 克敏 君
”	中山 功 君
”	溝口 芙美雄 君
”	徳永 達也 君
”	久野 哲 君
”	下条 ふみまさ 君
”	中村 和弥 君
”	深堀 浩 君
”	山口 経正 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午前11時 1分 開会

【吉村(洋)委員長】ただいまから農水経済委員会を開会いたします。

これより、議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、小林委員、徳永委員の両人をお願いいたします。

本日の委員会は、平成28年9月定例会における当委員会の審査内容等を決定するための委員間協議であります。

それでは、審査の方法について、お諮りいたします。審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

暫く休憩をいたします。

午前11時 2分 休憩

午前11時12分 再開

【吉村(洋)委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

これをもって本日の農水経済委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時13分 散会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年9月26日

自 午前10時 0分
至 午後 5時 3分
於 議 会 会 議 室

創 造 課 長

商 務 金 融 課 長 荒 田 忠 幸 君

雇 用 労 働 政 策 課 長 松 本 和 也 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	吉村 洋 君
副委員長(副会長)	宮本 法広 君
委 員	小林 克敏 君
”	中山 功 君
”	溝口 芙美雄 君
”	徳永 達也 君
”	久野 哲 君
”	下条 ふみまさ 君
”	中村 和弥 君
”	深堀 浩 君
”	山口 経正 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

産業労働部長	古川 敬三 君
産業労働部次長	宇戸 真二 君
産業労働部次長	山下 和孝 君
産業政策課長	山下 三郎 君
産業政策課 企画監	吉村 邦裕 君
企業振興課長	貞方 学 君
企業振興課 企画監	原田 一城 君
食品産業・ 産地振興室長	櫻井 毅 君
海洋・環境産業	森田 孝明 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（農水経済分科会）

第119号議案

平成28年度長崎県一般会計補正予算（第3号）（関係分）

7、付託事件の件名

農水経済委員会

(1) 議 案

第121号議案

長崎県産業人材育成基金条例の一部を改正する条例

第122号議案

長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

(2) 請 願

・指定生乳生産者団体制度の存続と機能強化に係る国への意見書提出を求める請願書

(3) 陳 情

・平成29年度 国政・県政に対する要望書

・諫早市政策要望（諫早駅周辺整備事業への協力と支援について 外）

・要望書（幹線道路網の整備促進について 外）

・平成二十九年度離島振興の促進に関する要望等の実現について

・要望書（「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産候補であった資産の明確な位置づけと支援について 外）

・「ニッポン一億総活躍プラン」を实践するシルバー人材センターへの支援の要望

- ・平成28年度 長崎県の施策に関する要望・提案書
- ・要望書（地域高規格道路「西彼杵道路」における長崎方面への延伸ルートの具現化について 外）
- ・要望書（「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録について 外）
- ・平成29年度森林・林業・木材産業の施策要望書
- ・平成29年度林業施策・予算に関する要望書

8、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【吉村(洋)委員長】 おはようございます。

ただいまから、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第121号議案「長崎県産業人材育成基金条例の一部を改正する条例」ほか1件であります。

そのほか、請願1件、陳情11件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を農水経済分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第119号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分であります。

次に、審査方法についてお諮りをいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとにお手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご異議ないようでございますので、そのように進めることといたします。

次に、審査内容について協議をいたします。

お手元に審査内容（案）を配付いたしておりますが、各委員からの自由なご意見を賜りたく委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

それでは、ただいまより委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前10時 2分 休憩

午前10時 3分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

以上をもちまして、審査内容に関する協議を終了いたします。ほかに何かご意見等ございませんか。

ほかにないようでございますので、これをもって委員間討議を終了いたします。

引き続き産業労働部関係の審査を行います。

【吉村(洋)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

産業労働部長より説明をお願いいたします。

【古川産業労働部長】 おはようございます。

産業労働部関係の予算議案について、ご説明をいたします。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の産業労働部をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第119号議案「平成28年度長崎県一般会計

補正予算（第3号）」のうち関係部分であります。

歳入及び歳出予算は、記載のとおりでございます。

補正予算の内容について、ご説明いたします。

佐世保市が実施する市営工業団地整備事業に対する補助に要する経費として、市町営工業団地整備支援事業費1,320万円の増を計上しております。

また、併せて、3億2,789万7,000円の債務負担行為を設定しようとするものであります。

なお、予算決算委員会農水経済分科会説明資料について補足説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)分科会長】次に、企業振興課企画監から補足説明をお願いいたします。

【原田企業振興課企画監】おはようございます。

それでは、予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料の1ページ目をご覧ください。

市町営工業団地整備支援事業につきまして、ご説明をさせていただきます。

本事業は、市や町が企業誘致の受け皿となる工業団地の整備を行う場合に、補助制度に基づきまして県が財政支援を行うものでございます。

今年度の当初予算では、大村市の新工業団地、それから西海市の大島地区の工業団地の整備費及び県の事務費といたしまして2億372万5,000円を計上しておりましたが、このたび、佐世保市におきまして工業団地整備が行われることとなりまして、この9月の定例市議会で予算案が上程されまして、可決をされております。

県におきましても、同事業に対する県の補助金につきまして、今年度に1,320万円、来年度から平成31年度までの限度額といたしましては3億2,789万7,000円の債務負担を設定しようとするものでございます。

資料の2の事業概要に記載をいたしておりますとおり、西九州自動車道の相浦・中里インターから約2kmの佐世保市の相浦地区で工業団地の整備が計画をされております。

資料の2ページ目に地図をお付けしておりますが、地図の左下の拡大図に丸を付けております。こちらが今回の工業団地整備の計画地でございます。

また、図面を次のページに付けております。分譲予定面積といたしましては約5.5ヘクタール、総事業費が約16億円、うち県の補助金を算定する基礎となります整備事業費が約15億200万円、事業期間といたしましては今年度から平成31年度までとなっております。

具体的には、今年度から来年度であります平成29年度にかけまして用地取得と実施設計が行われ、平成29年度から平成31年度にかけまして造成工事を行いまして、分譲開始については平成31年10月ということで予定をされてございます。

この支援制度は、市や町が工業団地を整備する場合に工事費などの補助対象整備事業費から分譲収入見込額を控除する額の2分の1の範囲内で県が補助を行うものでございます。

補助対象経費につきましては、分譲収入見込額の2分の1を限度としておりますが、今回の佐世保市の事業の場合は、資料の5の補助金額のところに記載をしておりますけれども、括弧aの整備事業費から分譲収入見込額を引いた額の方が括弧bの分譲収入見込額よりも小さいため、

括弧 a の方を採用いたしまして、この差額6億8,219万5,000円が補助対象経費となります。その2分の1の3億4,109万7,000円が補助金の総額となります。その額から今年度支出予定の1,320万円を差し引きました3億2,789万7,000円を平成31年度までの債務負担の限度額として決定をさせていただくというものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【吉村(洋)分科会長】説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

ご質問等られる方はお願いいたします。

【深堀委員】ありがとうございました。

私は、補助の財源の話ですけれども、今回、電源立地地域対策交付金を活用して3億4,100万円程度の予算を組んでいるわけです。こういった工業団地の全てが電源立地地域対策交付金の対象にはならないと思いますけれども、今回、これを使った要件を教えていただけませんか。

【貞方企業振興課長】この交付金の目的でございますけれども、「発電用施設の周辺地域における公共施設の整備、また、その他住民の生活の利便性向上、産業振興に寄与する事業を促進することによって地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的とする」と、ちょっと堅いですが、こういった目的を持っております。

現在、本県が運用する目的としましては、そういった中でも特に産業振興に資する、雇用の拡大に資する、県民所得の向上に資する、そういった施設に当てることを基本的に念頭に置いて運用しているところでございます。

【深堀委員】もう一回端的に、今の説明はわかるんですが、全ての工業団地について、この交付金を活用しているわけではないんですか、どうですか。

【貞方企業振興課長】現在、この交付金を市町に交付する場合には、毎年度、直接交付しているわけではなくて、一旦、県の方でそのための基金に積み増して、その基金を財源として補助しているところでございます。その対象については、例えば面積等でありますとか、そういったことで条件をつけております。

条件については、担当が企画監になりますので、そちらの方から答えさせていただきます。

【原田企業振興課企画監】県の補助対象となります工業団地が2ヘクタール以上の団地でございます。こちらを補助対象といたしております。

なお、現在、基金の総額が約14億9,000万円でございます。そのうち市町営の工業団地の整備に充てられます額が約6億6,000万円となっております。

【深堀委員】基金の残高が14億円で、今、6億円程度充てているという話がありました。これは基金の残高の話だったと思うんですが、残高はわかりますが、6億円というのは、いつからいつまでの分で6億円なのか。例えば、今回、債務負担行為になっておりますけれども、3億4,000万円程度、この基金から使うという予定であります。どういう使われ方をしているのか、そのあたり、わかれば教えていただきたいと思っております。年次も含めて。

【原田企業振興課企画監】基金のうち市町営工業団地に充てる経費につきましては、毎年度、必要分を取り崩して交付金からまた積み増す形にしておりまして、毎年度、崩したり積んだりをずっと繰り返しております。昨年度末の団地に当てられる経費は、先ほど申しました6億6,000万円となっております。

【深堀委員】わかりました。後でいいですけれ

ども、これまでの使われ方も含めて、こういった事業にこの交付金を活用したのか、地域とか、そういうことを。よくあるんですけども、特定の地域に偏っているんじゃないかという話もあるし、そういったことも含めて資料を提出いただければありがたいんですが。

【吉村(洋)分科会長】 以前、資料は出していますね。現行の制度以前の電源三法交付金の時からの支出先とか、そういうことをまとめたものを後で出してください。

【下条委員】 2～3お尋ねしますが、今の深堀委員の質問に関連する部分からまずお尋ねします。

電源立地交付金が適用されているわけですが、電源立地交付金を使う優先度は、もちろん、内容が一番中心だと思うんですが、最近は県内全般にこの交付金が適用されているような感じがします。これはもともとが電源が立地されている市町が大原則であるべきではないかという感じがするんですね。今、火力発電所の2号機ですか、3号機ですか、松浦市に建設されようとしています。

例えば、原発の交付金は行政区域を超えれば適用できないくらいに非常に厳しい条件のもとに、例えば伊万里市なんかはそうですね。ですから、伊万里市長さんは玄海原発の再稼働というものには非常に慎重な姿勢を示しておられますね。これはなぜかということ、原発の電源三法の交付金が、政府からの分が適用されないということで非常に、厳しさ、危険度というのは変らないのに出てこないということがありますが、これは原発ではありませんが、火力発電所ですが、火力発電所においても、基本的には立地されている地域が最優先的なものとして、あとは優先順位とか、県民に対する貢献度

といたしますか、そういったものが適用されていくのかなと思うんですが、そういった点は私たちはどのように判断すればいいですか。

【貞方企業振興課長】 ただいまのお尋ねは、電源立地交付金の交付の対象地域と優先順位についてのお尋ねだと思います。

地域については、明確に発電所立地市町及びその隣接市町及びその隣々接市町となっております。国からの通達等を総合的に解釈しますと、本県の現在の運用がそうなっているわけございまして、県内の本土の各市町の区域となっております。実際の充当状況は別にして、本土であれば、申請が上がれば内容次第でどちらでも活用は可能と、大きくくりにはそういう制度となっております。

ただし、実際には松浦市に近いものは、地域的には一定配慮されるべきであると考えております。また、一市町に限るような効果よりも、できるだけ広い地域にかかる効果を持った事業に優先的に当てたいと考えております。

また、先ほどの答弁とも重複しますが、対象としましては、産業振興に資するもの、雇用拡大に資するもの、県民所得の向上に資するもの、そういったところを重点的に採択しているということから従前から運用いたしております。

【下条委員】 今回、議案として提示されている佐世保市の相浦の立地というものに対して、どうだこうだという気持ちはありません、いわゆる隣接地ですから適用されていくだろうと私は思います。

そうすると、今、課長からご説明がありましたように、立地をされているのは松浦市ですから、松浦市の中で今年度の分でぜひ適用してもらいたいというのが市から上がってきたもの

で適用はできませんとはねたものがあるのかどうか。はねたものがあるとすれば、どういう理由で優先順位といたしますか、適用しないとされたのか。あるかどうか私は知りませんが、あるとすればそういった点の説明をしてもらいたい。

【貞方企業振興課長】松浦市からは年度前から事前にご相談がございまして、こういった事業をやりたいということがありましたが、市との協議の中で、今、手元に最終的な件数を控えておりませんけれども、数件、申請が上がってきて、その中で産業振興に資するもの、周辺地域まで含めて、雇用等も含めて効果が上がるものについて1件、採択をしている状況でございます。

その採択に当たっては、産業労働部内に検討する協議会を設けまして、その中で適切にさまざまな雇用効果等を含めて検討した結果として、ほかに上がってきたものも含めて優先順位をつけて採択したものでございます。

【下条委員】今の基金にすると、松浦市から上がったもので2~3点は適用しないという形ではねたということが答弁でありました。採用されたのは、東高の跡地ですが、あそこに最終的に配管施設か配水施設かわかりませんが、そういったもので適用されたことはお聞きしましたけれども、それ以外のものはハードルが非常に厳しいと。松浦市民にとって電源立地交付金はどういうものかと、自分たちのところであって、自分たちが使えないと、それが他の地域にどんどん使われていくというのはいかがなものかという声があることは事実ですので、そういった点が松浦市の皆さん方にきちっと説明できるように、市長も非常に苦労していると思いますよ。自分のところに適用されてないじゃないかということで市長も住民の皆さん方から言われてい

るようでありますので、そういった点は市長もきちっと説明できるようにしてやらないと、ある意味で申し訳ないなと思っているところでございます。

それから、これが所管外だったら、別のところで聞いてください、土木部に聞いてくださいでいいんですが、彼らが一番言っているのは、立地交付金を含めて、万が一の時は鷹島から橋を渡って避難する。要するに、原発に近づきながら避難をしていかなければならない。そこでもものすごく混む時に2時間、3時間、通過するのにかかる。近いところに行けば行くほど交通が混雑するわけですから、その点をこういった交付金的なものできちっと、道路拡幅なんかしてやるべきじゃないかという声はかなり上がってきています。これは佐賀県の問題だということで長崎県ははねているようですけれども、こういった問題も、火力発電所も含めて。

というのは、松浦市にあれだけの工業団地をつくっても、内々に決まったようですけれども、なぜ来ないのかと彼らに聞いてみると、いわゆる原発に近いから土地の価値が下がっているんですよということなんですよ、だから立地が難しいんだと。そういうマイナス点はあってもプラス点は全然出てこないということであれば、いかがなものかと思えますから、電源三法も含めた、電源立地交付金の使い道というものを含めて、今の考え方は、土木部に聞けと言われたら終わりですから、そういう答弁であればそれでいいんですが、これはこれで終わりますが、どう思いますか。

【貞方企業振興課長】今、委員お尋ねの鷹島の特殊性についてでございますが、この件については、本年5月末に経済産業省等に要望した際も、その要望項目の一つに原発の立地地域が、

本土地域は10キロとなっているんですが、島になると5キロとかもっと狭まるんですね。8.3キロしか離れておりません。したがって、そこを交付対象地域に入れてくださいと、ぜひとも入れてくださいと、地域の実情を考慮して入れてくださいというお願いをいたしておりますので、今後とも、こういった要望についてはぜひ実現されるよう、粘り強く要望してまいりたいと考えております。

【下条委員】私がお尋ねしたことの別の分野でお答えがあったんですが、あなたたちの所管はそこでしょうから今の答弁しか出てこないと思うんですが、道路の問題ですよ。原発に近づけば近づくほど、万が一、事故があって避難しなさいという命令が出た時に、遠ざかっていくために近づいていくわけですから、そういったところで3時間も4時間もかかりよったらどうしますかと。これは意見として置いておきます。あなたたちの所管じゃないでしょうから、答えが出ませんでしたからね。

別の点でお尋ねをしたいと思います。今回の議案で総事業費が16億円、3カ年分が見込まれているわけですが、この総事業費であるとか、あるいはここに分譲価格の8億2,020万円の金額がきちっと計上されていますが、この3カ年というものは、この数字は動かないと思っていいますか。

今、経済というものが不安定な、円高になったり円安になったりしますから、こういうことも含めた中で、あるいは労働力不足とかいろいろありますから、1年1年、半年半年、場合によっては3カ月に1回、きちっと実勢価格を調べて入札に反映させなさいということを経済部には申し上げて、また、それが実行されている現実でありますけれども、こういう3カ年分と

というのが、ここの数字まできちっと出して議会に諮っていくということは、これでいくんだということでもいいんですか、どうですか。

【原田企業振興課企画監】総事業費、それから補助対象経費につきましては、佐世保市で精査された額でございますので、基本、変更はないと考えております。

【下条委員】そうすると、この交付金を使う、使わないは別として、このルールに基づいて、今は各市町が中心となって工業団地をつくり、そこに県が補助金を出すという制度に変わって久しいんですけれども、このやり方で、工業団地というのは単年度で終わることはないと思うんですが、一番最初に見積もりをしたものが、総事業費にしても、それから売却の見通しにしても、狂いはなかったと理解していいんですか、変更はせずにきたと。3年、4年というのは当たり前のことだと思うんですね、これだけの大きな工業団地をつくっていく上において。いかがですか。

【原田企業振興課企画監】これまで分譲価格の変更はございません。

総事業費については、場合によっては最終的な精算で変更する場合もございます。

【下条委員】そうすると、県の補助負担額が最終年度では若干上になったり下になったりする、調整に入っていくと考えていいですね。わかりました。

それでは最後ですが、今、深堀委員からも交付金が出ました、基金として積み上げている分ですね。これは毎年どのくらい電源立地交付金が国から回ってきて、毎年どのくらいが基金に積み上げられていますか。現在、6億円ぐらいが残額としてあるということは今お示しいただきましたけれども。

【貞方企業振興課長】今年度は全体で交付予定額が5億8,300万円でございます。上期と下期に分けて申請するものですから、今年はまだ確定ではございませんで、昨年度、確定した実績を申し上げますと、最終的な交付額が6億7,400万円でございます、端数はございますが。これに対しまして昨年度、基金に積むという格好で充当したものが3億1,800万円でございますので、昨年度の概ね2分の1相当額を工業団地造成用の基金に積んだということでございます。

【下条委員】そうしますと、これは基本的に一般の財政と一緒に、大原則は単年度という見方をした方がいいんでしょうか。というのは、3億円ぐらいの積み上げというのは、この後、また2年、3年、事業としてされるわけですから、積み上げをされて、それを逐次、基金から取り崩していくということになってくると思います。

そうすると、電源立地交付金というものは、原則として6億幾らぐらいが、昨年度は6億7,000万円が実績として来ているということですが、それは基本的には単年度で消化し、あるいは基金として残したのは、その事業の見込みが単年度で終わらないものがあるから基金として残していいというように国は見ているんでしょうか、どうなんでしょうか。一定のルールが、積み上げていくものは了解ですということは、どういう形で国は見ていると私たちは思った方がいいですか。

【貞方企業振興課長】基金に積んでいいという制度自体はございますけれども、それについて細かい、こういう場合という要件はなかったと記憶しております。

それから、毎年度、直接出さないで基金に積んでいる理由でございますが、工業団地の整備は、ご存じのとおり、年度によって、各市町の

状況によって申請額、充当額がまちまちですので、安定的に、ほかの事業も毎年度ございますから、その事業とのバランスの中で安定的に、計画的に出せるように基金に積んでいるものでございます。

【中山委員】今回の予算は財政支援ということでありましたけれども、事業成果見込みについて少しお尋ねしたいと思います。

まず、この団地のセールスポイントは何なのか。

それと、それに基づいてどのような企業を誘致できる可能性があるのか。

また、どの程度の雇用の発生を見込んでいるのか、お尋ねしたいと思います。

【原田企業振興課企画監】まず、セールスポイントでございますが、西九州自動車道の相浦中里インターから約2キロメートル、時間にして大体5分程度かと思えますけれども、そちらのアクセスのよさがセールスポイントでございます。

それから、ターゲットの企業といたしましては、近隣の団地にシーヴィテックさんが入っておられます。こういったところの関連企業をはじめとしました自動車関連企業、それから、工作機械関連とか、そういった製造業がターゲットでございます。

それから、市の方では、この団地は大体5.5ヘクタールでございますので、基本的には1社に一括して売りたいという意向がございます。大体200人ぐらいの雇用を考えておられるということでございます。

【中山委員】利便性について、アクセスがいいんだということでありましたけれども、この地から福岡までどのくらいかかるのか。例えば、長崎空港までどのくらい時間がかかるのか、お

尋ねたいと思います。

もう一つ、セールスポイントの中で、ここは海岸べたなんですよ。それで自動車関係ということでありましたけれども、塩害の影響はないのかどうか、そういう心配は要らないのかどうか、それについてお尋ねしたいと思います。

【原田企業振興課企画監】まず、塩害についてのご答弁をさせていただきます。

この団地は、海までの距離が大体80メートルございます。一方で、標高が約28メートルでございます。市の方では高さがございますものですから大きな支障はないと考えておられますけれども、これから団地ができて企業さんとの交渉の中で塩害対策等が必要となってくるかどうか、不確定な部分がございますので、今回、予算を通していただきましたら、その後、一年間程度かけて塩分の飛来調査を市の方で実施されまして、仮に影響があると出ましたら、例えば防風林をつくるといった措置も考えておられるということでございます。

【中山委員】それと、アクセスの時間はわかりますか、福岡と長崎空港の。

【原田企業振興課企画監】福岡空港まで大体90分ぐらいの距離かと思えます。長崎空港までおよそ60分でございます。

【中山委員】福岡まで90分、長崎空港まで1時間ということになると、特別にアクセスがよいとは私は思いません。これをセールスポイントとするのは、少し弱いかなという気がしております。

あわせて、塩害についてはよくよくね、要するに、海から80メートル、高さが28メートルということですから、風が下から吹き上がって、ちょうどいい具合に団地にかかるような感じが私はしますから、塩害がないように調査をぜひ

ひとつ佐世保市にお願いして、塩害が誘致に影響がないようにぜひ対策を練ってほしいと思います。

それと最大のメリットは、佐世保地区における産業人材だと私は思います、はっきり言えば。そうすると、200人という形を仮に想定した時に、佐世保地区の産業人材をどう確保するのか。4年先ですから、今以上に高校の卒業生が減るんですよ。それで悪いことに、委員長がこの前、本会議で話していたように、佐世保工業高校の材料技術科は平成29年度に募集停止をするようになっているんですよ。それがちょうど平成32年度に出てくるわけですね。

そういう中で、最大の売りである産業人材の確保についてどういう見通しておられるのか、この辺をお聞きしたいと思います。

【原田企業振興課企画監】まず、佐世保の団地につきましても、通勤圏内、30分圏内で約21万人の人口がございます。それから、1時間圏内で47万人の人口がございます。通勤圏内にたくさんの方がいらっしゃるということが一つのセールスポイントになります。

それから、もちろん、工業高校の生徒さんが優秀だということも一つのセールスポイントになります。

【中山委員】知事が盛んに言われるように、若い人を長崎にとどめたいということが大前提としてあるわけですよ。その一つが工業団地をつくって企業を誘致するということです。

そうすると、この200人の中で中核になるのが自動車関係ということになれば、工業高校関係がその主要な人材になる可能性があるんじゃないかと私は思っています。

そういう中で、4年先の産業人材の確保がセールスポイントの第一なんですよ。やはり企業

が進出しても、そこに働く人が、優秀な人がおらんことには企業は成り立っていかないんですよ。そうすると、長崎の売りとして、佐世保工業高校をはじめ、これだけの人材がありますよ、ぜひ来てくださいと、これが一番効果があると思います。

そうすると、もう少し明確にその辺について答弁いただければいいし、それをセールスポイントにして企業を誘致してほしいなということが私の考え方です。

【原田企業振興課企画監】本県の工業高校生の優秀さを示す一つの資料といたしまして、ジュニアマイスター制度というのがございます。こちらは例年、1位から5位までの順位にずっと入っております、こういったことが工業高校生の優秀さを示す一つです。

【古川産業労働部長】私ども、工業団地を整備して企業誘致を行う場合に、工業高校生の優秀さというのは、今、企画監が答弁いたしましたように、そういう状況でございまして、それを売りにして企業誘致を進めているところでございます。

一方、例えば、先の3月末の佐世保工業高校の県内就職の状況ですけれども、30%の県内就職という状況でございまして、それは企業誘致で良質な雇用の場という形になれば、また県内就職の割合も高まっていくものと思っておりますので、県内就職割合を高める上でも、ぜひ企業誘致を進めることで努力していきたいと考えているところでございます。

【中山委員】企業誘致をするためには、優秀な佐世保工業高校の卒業生をはじめ、たくさんおるんですよ。そういう漠然とした回答では、企業はそこまで信用しないと思います、具体的な数字を聞かないと。

そうすると、今言ったように、佐世保工業高校が30%あれば、県の高校教育課は40%を目標にということで、今、目標を設定しているわけでしょう。そうすると、企業に対して、佐世保工業高校生とか、工業高校生徒の優秀さとか、その辺を含めて産業人材が売りになるように、もう少し数字を、数字というか、見えるような形でもう少し出していったら、それが企業誘致に直接影響があるように。企業が来たから工業高校生の就職があるんだという考え方じゃなくて、そういう発想というか、企業が来れば工業高校卒業生の県内就職が増えるだろうと、これも1つかもしれないけれども、そうじゃなくて、これだけの生徒があるんだから来てくださいよと、2年先はこういう状況なんですよと。その辺を明確にした方が企業を誘致するについて非常に有利な方向に運ぶのではないかと私は思いますし、そのことが有効に支援が生きていくわけにありますから、そういう意味からして、産業労働部としては、産業人材の優秀さについてもう少しわかりやすいような数字を示してもらえば大変ありがたいと思いますが、出てきませんか。

【吉村(洋)分科会長】 暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時44分 再開

【吉村(洋)分科会長】 分科会を再開いたします。

【中山委員】今言ったように、県の予算で支援する以上は、それをできるだけ有効に使ってほしい。そのことによって県内の若者を定着させてほしいという気持ちです。委員会資料の中で、産業人材の育成ということが書いてあります。ここでもう少し詳しく全体的なことも含めてお尋ねしたいと考えておりますので、さっきの資

料も含めて出していただければと思います。

【吉村(洋)分科会長】ほかにご質問等ございませんでしょうか。

【久野委員】今、3名の委員の皆さん方から質問があって、内容については大体わかりました。ただ、私の方から1点だけ、場所的にこれを見ておるんですけども、九州電力さんの横に道路がある。その道路を隔てた中での、いわゆるニュータウンの手前に、候補地の位置図となっていますが、これは全部山ですか。例えば、山の下の方に民家があるとか、それはもう全くないですか。その点確認させてください。

【原田企業振興課企画監】現在、用地は山林です。団地の造成区域外、エリア外に何軒かございますけれども、そこは影響がない、立ち退き等はないということでございます。

【久野委員】わかりました。場所的に気になったものですから質問をさせていただきました。

あと、先ほども話があったように、道路の問題、アクセスの問題が私もちょっと気になるなということがあります。今の状況の中で工業団地ができます。あと、幹線道路をどこにどう通すのか、もしよければ後で地図を見せていただければなと、参考までをお願いしたいと思えます。

また、分譲収入見込みが8億2,020万円と出ておりますけれども、この見込額というのはどうなのか、確認させていただきたいと思えます。

【原田企業振興課企画監】まず、分譲単価を1万5,000円に設定させていただいておりまして、それに面積を掛けました額でございます。1万5,000円掛ける5万4,680平米で8億2,020万円という数字になっております。

【吉村(洋)分科会長】ほかにご質問等ございませんか。

暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時50分 再開

【吉村(洋)分科会長】分科会を再開いたします。

【原田企業振興課企画監】今、お手元にお配りした資料が、産業振興財団が企業誘致をする際に使うパンフレットでございまして、「長崎県企業立地ガイド」という資料でございます。

そちらに長崎県の人材がとれるというふうなページがございまして、こちらに右側の上から2番目ぐらいに県内の工業系の学校の卒業状況がございまして、その上の方に県内工業高校生の優秀さを示すジュニアマイスター顕彰制度認定者の状況を書いております。

【吉村(洋)分科会長】ただいま、県内工業高校就職率等の説明がございましたが、これについてのご質問等はございませんか。

【小林委員】企業団地を造成して企業誘致を図って長崎県に活力をもたらす、このやり方をもってずっと企業誘致に力を入れてやっているわけです。いろんな制度をつくりながら企業が出てきていただくようにと、こういうことでちょっと本会議でも言いましたが、担当者の方々は、先ほども答弁にあったように、売りは何かというと、まず、よき人材がたくさんいますよと、これが1番。災害リスクが少ないですよと、暮らしやすさ、住みやすさ、こういうことを強調しながら企業誘致を図っていると思えます。

それで、そういう企業誘致を図る時に製造業とオフィス系が、どれくらい波及効果が違うのかというようなことについて、今日は幸い資料も出ておりまして、これは議案外でまたいろいろと質問をしてみたいと思えますけれども、まず、現時点において、工業団地に企業誘致を図

る、その第一の売りの、よき人材というのは、製造業でいうならば基本的には工業高校の生徒だと、こういうことは間違いのないわけです。

ところが、今の段階において、佐世保工業高校のことがお話に出ていました。これはちょっと前は8学級あったわけです。今、7学級になって、来年ぐらいには6学級にしようとしているわけです。1学級40名として、ずっと学級減を行っているということ自体が、あなた方がいう、そういう人材が豊富にありますよと、工業系の高校があるから大丈夫だとはいうものの、いわゆる県の教育委員会というものは、これを学級減にもってきているという、この事実を、どうもその辺で県の教育委員会と産業労働部の考え方が、どうしても食い違くと、こういうようなことになって、ここのところについてはよくよくやっていただかないと、やはり大きな問題になってくると思うんです。

例えばの話が、普通科系その他を入れて、今、62%ぐらいが、いわゆる高校生の県内就職率になっている。ところが、工業高校生については36.8%ぐらいということで、62%と36.8%と極端に差がついているわけです。

こういうところについて我々は精査をしながら、工業高校を卒業した生徒を県内に定着させるためにどうしなければいけないのか。ここのところは優良な企業がないということだろうと思うんだけど、これは産業労働部長なのか、企業振興課長なのか、それとも産業政策課長になるのか。要するに、今、工業高校の学級を減らしていこうとしているわけです。全部、普通科に合わせたいこうしているわけです。そのところについてどういうふうな考え方を持っているか、まずその辺のところをお尋ねいたします。

【古川産業労働部長】今、小林委員からお話ありがとうございました。このパンフレットに記載しているとおりでございまして、私ども、工業関係は非常に優秀な人材が豊富だということをアピールして企業誘致を進めているところでございます。

一方では、県内全体的な子どもの数が減っている状況がある中で、教育委員会も、全ての学級をそのままというわけにはいかないということもあって、その辺をどう絞り込みをするのかということ、これまでもずっと検討されていると聞いております。

そういう状況の中で、私ども、工業連合会等とも意見交換をさせていただいておりまして、今も小林委員からお話があったように、特に、工業高校の卒業生の県内就職割合が非常に低い。極端な話、養成をしても、その方々が全部県外に流出していくような状況では、工業高校のクラス数を維持することは県民の皆様に対しても説明がつかないという状況がございませう。

私ども、そういう意味では、特に県内就職を進めていく中で、工業高校の県内就職の割合が低い。ただ、実際、しっかり頑張っていたおかげで、例えば、長崎工業高校は18%ほど前年度より上がった。そこが早い段階から求人を出していただいて、しかも、県内にこういう企業があるということを親御さんも含めてしっかり認識していただくために職場見学会とか、そういう形で取り組んでいただき、先生と企業側の名刺交換会、あるいはキャリアサポートスタッフ、そういう形の中で県内就職率のアップに努力しているところでございます。

その部分については、まだまだほかの工業高校は、長崎工業高校はそれだけアップしまし

たが、ほかのところも努力はしていただいております。ほかの工業高校はアップしていく余地が多いと思っております。その辺のこともしっかり含めた上で努力していただきますし、先ほど申し上げました工業連合会等との話の中でも、ぜひ一緒になって、まず県内就職率を高くしていくことが工業高校のクラス数を維持していくことにもつながるということで、その努力を一緒になってやっていこうと考えているところでございます。

【小林委員】これは議案外でまたやらせていただきますけれども、ただ一言。要するに、工業高校卒業生の県内就職率を高める。それは要するに魅力のある企業が本県に誘致されているとか、あるいは地場企業であるのかと、こういうことを問われれば、正直に言って、その辺の良質な職場がないがゆえに、どうしても流出せざるを得ない。さっき言ったように36.8%ぐらいしかない、それ以外は62.8%になっている。こういう状況を考えてみた時に、やっぱり優良な企業を連れてこなければいけない。

ところが、県教育委員会の考え方の中に、ひょっとしたら、結局、県外に工業高校の卒業生は行くわけだから学級減でもいいではないかと。あからさまに、まさに宝というか、そここの門戸を狭めているという、これが果たして産業労働部の立場から考えた時に、県内の活性化を考えた時に、それから、製造業は波及効果が高いということを考えた時に、果たしてこれでいいのかと、こういうことなんですよ。

だから確かに言われるように、今から中学校の子どもたちは5年間で1,500名減ります。そういう点からしてみても、普通科高校は、今、定員割れしているところが、本県の場合、36校あるじゃありませんか。これまでは31校だったけれ

ども、今年の3月は36校になっています。いわゆる普通科高校の学生が減ってきているわけです。これをそのままにしておくと、結局、私学に行く学生たちが普通科高校に入ってくる、やはり月謝が安いからと。そうすると、率直に言って私学はもちませんよ。7・3の基本的な路線が崩れてしまう可能性がある。ここが悩ましいところですよ。

我々は、工業高校がいわゆる定員割れしているなら学級減でも仕方がないではないかと。しかし、長崎工業高校を見ても1.7倍でしょう。全部、定員割れはしてないわけだよ。そういうことから親御さんの立場を考えた時に、自分たちのところは、教育の格差が言われているけれども、大学まで出さないと。しかし、工業高校で頑張れば将来につながる、いわゆる希望する就職ができるんだと。これからの時代は手に技術を持つ、資格を取る、そのためには工業高校、大学生にもまさるような形で就職をせんといかんと。こういう親御さんの気持ちもあるし、子どもたちの希望もあるわけです。

そこを学級減にして、そういうことで門戸を狭くしているということは、果たして長崎県のためになるのかというようなことも考えなければいかんから、そういう意味で教育委員会の、いわゆる標準化を求める状態と、我々のように長崎県の人材確保ということの中で人材育成の面からした時にどうなるのかと。ここをしっかりと議論していただかないと、なかなかいかんじやないかと。

これは委員長も議案外でやってくれということだし、議案外でやりますから、その辺だけひとつ、答えは要りませんので、一応指摘しておきたいと思います。

【吉村(洋)分科会長】ほかにご質問等はござい

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

第119号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【吉村(洋)委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、産業労働部長から総括説明をお願いいたします。

【古川産業労働部長】産業労働部関係の議案について、ご説明いたします。資料といたしましては、農水経済委員会関係議案説明資料とその追加(1)でございます。よろしく願いいたします。

まず、農水経済委員会関係議案説明資料の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第121号議案「長崎県産業人材育成基金条例の一部を改正する条例」であります。

これにつきましては、地域再生法の一部を改正する法律の施行により、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税制度)が創設されたことに伴

い、企業から長崎県産業人材育成基金への寄付がこの制度の対象となるよう、当基金を活用して実施する事業を具体的に明記するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、産業労働部関係の議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

本日、ご報告いたしますのは、経済・雇用の動向について、地場企業の支援について、食品製造業の振興について、工業技術センター及び窯業技術センターの研究成果について、ナガサキ・グリーンイノベーション戦略について、企業誘致の推進について、サービス産業の振興について、県内企業の海外展開支援について、雇用対策について、産業人材の育成について、第10次長崎県職業能力開発計画の策定についてで、内容につきましては、記載のとおりであります。そのうち新たな動きなどについてご説明いたします。

5ページをお開き願います。

(企業誘致の推進について)

企業誘致について、本県への立地が決定した企業についてご説明いたします。

7月13日、東京都に本社を置くオリックス生命保険株式会社の立地が決定しました。同社は、オリックス株式会社が全額出資する生命保険会社で、長崎市内に事業所を開設し、3年間で正社員約400名を雇用して、コールセンターや保険金支払等の事務を行うこととしております。

7月21日、大阪市に本社を置くプロセブン株式会社が本県への立地を決定しました。同社は、大村市の賃貸工場に入居し、5年間で16名を雇用して、防振・耐震素材の開発及び製造業務等を行うこととしております。

8月25日、神奈川県に本社を置く株式会社ハウコムが本県への立地を決定しました。同社は、

人材派遣大手のテンスタッフ株式会社の100%子会社で、佐世保市内に事業所を開設し、3年間で150名を雇用して、企業向けのITヘルプデスクやコールセンター等の業務を行うこととしています。

9月8日、平成25年度に松浦市に立地した智洋水産株式会社が、新たに同市に工場を増設することを決定しました。同社は、冷凍水産物の製造・販売を行う企業で、松浦市の既設工場の隣接地へ新たに冷凍工場を建設し、従業員10名を雇用して、平成29年4月からの操業を予定しております。

次に、本県への立地が既に決定した企業の状況についてご説明いたします。

7月から長崎市において、携帯電話の無線通信に関する設計及び検証等の業務を開始しております株式会社クリティックミッションジャパン長崎インテグレーションセンターの開所式が7月8日に行われました。

また、本年3月から長崎市において、佐川急便株式会社を中核としたグループ会社の総務・人事及び経理等の事務を開始しておりますSGエキスパート株式会社長崎ビジネスサポートセンターの開所式が7月19日に行われました。

さらに、8月から雲仙市において、自動車用シートカバー縫製の業務を開始しております旭工業株式会社雲仙工場の開所式が8月22日に行われました。

県としましては、今後とも、本県へ立地した企業が円滑に事業推進できるよう、地元市町と連携して支援してまいります。

なお、長崎金融バックオフィスセンター構想に基づき、長崎県産業振興財団が長崎市出島地区にオフィス企業の受け皿として整備するオフィスビルについては、設計施工業者となる共同

企業体が決定し、平成29年12月の完成に向けて設計業務を実施しているところであります。

7ページでございます。

（雇用対策について）

来春卒業の高校生につきましては、求人の受付が6月20日から開始され、7月末現在で昨年度を609人上回る3,796人となっております。雇用環境の改善で、県内企業の採用意欲も高まっており、10月には新規高卒者の未内定者を対象とした「合同企業面談会」を、長崎、佐世保、諫早の3会場で開催することとしております。

また、来春大学等卒業予定者につきましては、U・Iターン希望者を含め県内就職を促進するため、去る8月10日、13日に佐世保市と長崎市において「合同企業面談会」を開催し、169の企業に参加いただき、学生等も291名の参加があったところです。

引き続き、高校、大学等の新規学卒者の県内就職促進に全力で取り組んでまいります。

8ページでございます。

（産業人材の育成について）

長崎県産業人材育成産学官コンソーシアムでは、本県の産業構造や産業人材育成の課題を踏まえたうえで、企業・学校・行政の役割と取組事項を明確にする「長崎県産業人材育成戦略(仮称)」を平成29年3月に策定する方向で、検討を進めております。

これまでに企業・学校等を対象とするアンケート調査やヒアリング調査を実施するとともに、今年度新たに設置した産業人材育成戦略策定検討ワーキンググループでは、「造船業を中心とした機械・金属系製造業」「オフィス系企業」「宿泊業を中心とした観光関連産業」「情報サービス業」の4業種を戦略の中心に据え、それぞれ検討チームを設置して検討を行っておりま

す。

去る8月26日に開催したコンソーシアム会議では、戦略策定の中心とする業種、戦略の構成案、検討体制、スケジュール及び企業等を対象にしたアンケート結果の概要等について、報告と意見交換を行いました。

現在、調査・分析結果をもとに、産業人材育成戦略策定検討ワーキンググループや各検討チームを中心に業種別の現状・課題の整理、課題解決となる戦略、ライフステージに応じた人材像等について、検討を進めているところであります。

また、「地域創生人材育成事業」につきましては、県、長崎労働局、高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎支部、連合長崎及び事業対象分野の業界団体で構成し、本事業の実施に関する企画、進捗管理、調査、評価等について協議を行う長崎県地域人材育成協議会を去る8月18日に設置し、平成28年度事業実施計画、事業の効果的な進め方及び協力体制について協議を行いました。

さらに、本事業を推進するために新たにコーディネーター3名及び業務推進員2名を9月1日付で採用したところであり、今後、本事業による支援を希望する企業の募集・選考、企業説明会や企業の採用担当者・訓練担当者向けセミナーの開催、職場内訓練のカリキュラム策定への支援などを実施してまいります。

その他の事項につきましては、記載のとおりであります。

また、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料、長崎県産業人材育成基金条例の一部を改正する条例（案）、海洋再生可能エネルギー実証フィールドの状況、企業誘致に

おける受け皿整備に要する経費と効果額については、説明資料をそれぞれ配付させていただいております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】次に、産業政策課企画監から補足説明をお願いいたします。

【吉村産業政策課企画監】それでは、第121号議案「長崎県産業人材育成基金条例の一部を改正する条例（案）」について、ご説明をいたします。

資料は、お手元に配付しております「平成28年9月定例会県議会 農水経済委員会補足説明資料」の産業労働部の資料を用いて説明をいたします。

まず、本条例は、去る2月定例会県議会で議決をいただきまして、3月23日に公布、施行されたもので、今回、改正をお願いいたします内容は、この基金によって実施する事業は、奨学金の返還を支援する事業であることを明確にするために、第1条に、「奨学金の返還を支援する事業に要する経費に充てるため」という一文を挿入しようとするものであります。

改正をお願いするに至りました経緯を、資料下の方でございますけれども、ご説明をいたしますと、本条例制定後の4月14日、地域再生法の一部が改正され、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税の制度が創設をされました。

皆様、ご案内のとおり、この企業版ふるさと納税は、地方自治体が行う一定の地方創生事業に対して県外企業が寄付を行う場合、これまでの、従来からあります損金算入措置に加え、さ

らに有利な税額控除の優遇措置が受けられるというものでございまして、この制度を活用することで県外企業からの寄付をお願いしやすくなる、また、多くの寄付をいただければ、より多くの若者を支援することができるというふうに考えてございます。

企業版ふるさと納税制度の創設に合わせて国のマニュアルが改定されまして、その改定されたマニュアルでは、基金への積み立てに充てる寄付については、原則として地方応援税制の対象外というふうにされております。

しかしながら、同時にこのマニュアルで指定された要件を備えて、かつ地方公共団体が国のマニュアルに沿った運営管理を行う場合には、同税制の対象とできるとされております。

そこで、資料真ん中の部分、改正理由でございますけれども、この基金への県外企業からの寄付を企業版ふるさと納税の対象と認めていただくための具体的な条件として、「当該基金の設置根拠となる条例において、その目的が事業単位で特定のもののみに限定されることが明確に定められているものであること」という条件が掲げられておりますので、国のマニュアルに沿ったものとするために、本基金で行う事業が奨学金の返還を支援する事業に限定されるということを条文で明確にすることが必要になったため、今回、所要の改正をお願いしているものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

ご質問等はございませんか。

【小林委員】 長崎県産業人材育成基金について

は、もう既に議論が済んでいるから確認の意味で改めてお尋ねしたいと思います。

まず、基金条例を改正することについて、その目的をはっきりして、税制上の優遇制度がありますよと、こういうことを条例の中できちんと位置づけるということ、ここについては全く異論がないところです。

まず、産業人材育成基金の総額は大体幾らぐらいでスタートして、何人分ぐらいを考えているのか。

【吉村産業政策課企画監】 この条例の、まず基金の額でございますけれども、今年度から3年間、毎年6,000万円ずつを積み立てるということを考えております。その毎年度6,000万円のうちの4,000万円が県の一般財源、残りの2,000万円を企業様、関係団体等から寄附をお願いしたいと考えております。

目標としております寄附、年額2,000万円掛ける3年間の6,000万円、一般財源で1億2,000万円、計1億8,000万円の基金を3年間で造成いたします。支援対象の人数といたしましては、年間50人の3年間、150人を想定しております。

【小林委員】 1億8,000万円が基金総額だと。これをいつからスタートさせるかといえば、平成何年度から支給の対象になるのか、このところはどうですか。1億8,000万円という総額を3年間で集めるわけでしょう、目標としては、今のお話では。一般財源から4,000万円です3年間で1億2,000万円、それから、企業から年々2,000万円、これを3年間で6,000万円、トータル1億8,000万円。1億8,000万円を3年間で集めると。そうすると、いつからこの制度で奨学金を支給することが可能なのか、そのところはどうですか。

【吉村産業政策課企画監】 この制度は、まず、

対象となる若者の募集でございますけれども、今年度から、まず高校3年生、今から大学に行きますという子どもたち、それと卒業まで1年以上ある大学生、4年制大学の場合ですと1年生、2年生、3年生ということになりますけれども、そういう子どもたちを対象に募集いたします。

卒業して県内に就職して、まず3年たったところで支援総額の2分の1、次の3年、6年たったところで支援総額の全額を支援するということを考えておまして、一番早い子どもたちで大学3年生を想定いたしますと、その子どもたちが平成30年に卒業すると。平成31年、平成32年、平成33年の3年間、県内に勤めたところで、それを確認いたしまして、平成34年度に最初の支援が始まるということで考えております。

【小林委員】50名を募集したいと。1億8,000万円の対象が50名になるのか、毎年50名なのか、全体が50名なのか、そこをもう一回お答えください。

【吉村産業政策課企画監】毎年50名、3年間でトータル150名でございます。

【小林委員】毎年50名、3年間で150名と。これを1億8,000万円の基金をもって支援をしていくと、こういうことですね。

この人材育成基金というのは、県外に行った本県出身の大学を卒業した人、あるいは県外にいらっしゃる大学卒業者を呼び戻す、あるいは地方定着促進策として考えてのことだろうと思うんです。

こういう状態の中で150名、1億8,000万円ということだけでも、今のお話しの中では、3年間で150万円のうちの2分の1、6年間でまた2分の1と。支援する金額は満額150万円でしょう、どうですか、もう一度。

【吉村産業政策課企画監】支援する金額は、上

限が150万円になっております。例えば、奨学金を300万円以上借りた場合は150万円。支援割合が2分の1ですので、奨学金を借りた金額がそれより少ない子どもについては150万円を下回るということになります。

【小林委員】ということは、奨学金の金額によって2分の1の金額が違うということはわかります。そういうことで3年で2分の1、6年間で2分の1と。150万円とすれば、100万円でも同じことだけれども、3年、3年の6年間ということになって、それはつまり県内の企業に6年間いないと、それだけの総額の2分の1、これは支援策にならないよと。いわゆる6年間は長崎県で仕事をしなければいけない、働かなければいけないという条件は、3年、3年だけれども、トータル6年間働かないと、いわゆる自分が借りた奨学金の総額の2分の1は支払うことはできないよと、こういうようなことになるんですか。

【吉村産業政策課企画監】この奨学金返済支援制度の目的は、県内に定着をしていただくということですので、できましたら生涯、県内で勤め上げていただきたいわけですけれども、6年間勤めたら満額、そうでなければ、例えば半分になったりとか、場合によっては支援対象から外れるということになります。

【小林委員】それはずっとおってもらいたいんだよ、当然。例えば3年間定着したと、あと3年間定着したら2分の1になるけれども、それを4分の1で引きあげるということがあり得るのかどうか、あった場合はどうなるのか、そこはどうですか。

【吉村産業政策課企画監】現在考えておりますのは、先ほどから申し上げているように、3年たったところで支援総額の半分を支援して、6年勤めたことを確認して全額を支援することに

しております。そこで6年たった後の条件は付すように考えておりませんので、一旦支援した額を後から引きあげる、返していただくという形は想定しておりません。

【小林委員】2分の1と。例えば300万円が満額として、人によっていろいろ違うんだよね、200万円借りた人は100万円がいわゆる奨学金の支援金と。借りた総額の2分の1なんだらう。それを3年間で、例えば200万円借りておったならば、そういうようなことで100万円だから、3年で50万円、そして6年でまた50万円100万円と、こういうことになるわけですね。

今聞いているのは、3年間だけ定着して、その50万円なら50万円をもらいました。しかし、やっぱり長崎県では仕事がない、水が合わない、県外で仕事をしたいというようなケースがあった時にどうなるんですかということを知りたいです。もうちょっと明確に答弁してください。

【吉村産業政策課企画監】答弁が正確じゃなかったようで申し訳ございません。

お尋ねの件につきましては、3年間で例えば50万円支援をして、その後、県外に流出してしまっただけの場合、この50万円についての返還は現在のところ考えておりません。

【吉村(洋)委員長】例えば、6年を4つに分けるか、3つに分けるかとか、今、2つでしょう。そういう説明を。

【小林委員】今、委員長がフォローしてくれたんだけど、あなたの答弁においては、もうとにかくお借りした奨学金の総額の2分の1を支援するという制度なんだよね。そのかわり3年ないし6年は最低、長崎県で仕事をしたいと。そして、願わくはずっと将来とも定着をしてもらいたいと、こういう願いが込

められているというわけです。今言っていることは、3年間で4分の1ということになるのかな。そういうようなことでその分だけもらって、そして長崎県を後にするという事例があるだろうと想像するわけです。

そうした場合、3年間だけでいいのかと、それじゃ困ると、戻してほしいというようなことで、当初から6年間で最低ですよという枠をはめるのか、2分の1の対象の、4分の1だけれども、3年間でいいのかというようなことで、3年でもいいですよ。その辺のところをもうちょっと明確に、いや、6年間でないと困るといのか、3年間でいいですよ、そういうことか、このところを、いわゆる学生をその制度にはめる時にきちんとしておかなければいかんと思うんだよ。このところはどうですかと聞いているわけです。

【吉村産業政策課企画監】私どもの考え方としては、まず、最低6年間は定着をしていただきたいということがございます。もちろん、できますれば生涯勤めていただきたいわけですが、

6年間ということで設定して、6年たったところではじめて支給するというのも考えられなくはなかったわけですが、どうしても、どうしても、特に入職したばかりで給料が低い、給与もそう上がっていない段階で奨学金を返済していく中で、子どもたちを助けるという意味ではなるべく早く支給を開始した方がいいだろうと。その折り返しということで、決して3年間いけばそれでいいですよということではございません。ずっといていただきたいわけですが、まずはできるだけ早く支援を開始するという制度を考えております。

【小林委員】そのところがちょっと曖昧なんだよ。言っていることと現実、3年でもいいよと言っているわけです、実は。6年間を希望するけれども、あくまでも希望だよ。だから、3年間でももらって帰ろうと、こういうようなこともあり得ないことではないと言っているわけです。

だから、そのところの線引きをもうちょっとははっきりしないと、学生に緊張感が伝わらないし、この制度は決して長崎県だけではなくらうと思うんだよ。

そういう点からしてみても、50名、50名、50名、トータル150名、こういうような形の中で3年間だけはひとつ長崎県でいろいろ経験してみようかと、こんなようなことで、しかし、それも自分の借りた奨学金は3年間で4分の1は返してもらわなければならないよと、支援してもらわなければならないよと。3年間、転々として渡り歩くような、そんな人はいないだろうと思うけれども、いるかもしれない。

もうちょっとこのところについては、こういうすごい制度をつくっていただいたんです。県内に定着させるための手段として、大学生でいいのか、大学院生か、ここはどうなっていますか。

【吉村産業政策課企画監】大学生も大学院生も両方対象にするようにしております。

【小林委員】大学生も大学院生も対象だと。ここは部長、はっきりしておかないと、制度を悪用する人もいないわけではない。長崎県だけではないものだから、あちらこちらを3年間ずつ渡り歩くということだってあるかもしれない。こういうようなことを考えていけば、当初から6年というような形の中で、6年という前提をきちんとした上で3年だったら2分の1、つまりト

ータルの4分の1は払いますよと。こういうようなことができないのかどうか、もう一度お尋ねしたいと思います。

【吉村(洋)委員長】 暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時38分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

【小林委員】 条例だから、まだ議論の余地は十分あるということだけれども、もう既に600万円なり、あるいは3割、4割の寄付金をお願いしてやると、こういう前提が崩れてくると、またおかしくなってしまうと。

それで、まずお尋ねしたいんだけど、この制度は、学生たちには3年ないし6年、本県で働いてほしいと。それで願わくは定着してほしいということだけれども、この制度の、基金とか言っているけれども、何年もつのか、これは。これはいつまでやろうとしているのか、そこはどうですか。

【吉村産業政策課企画監】 まず、県としましては、最低3年間やってみよう。これは現時点で3年間で打ち切るということを決めているわけではございませんで、まず3年間やってみて、活用状況とか効果を見極めて次をどうしていくか検討したいと考えております。

【小林委員】 一般財源で4,000万円というけど、国からの地方創生なり交付金というものを当てにして、4,000万円の中で国から幾ら来るのか、全部真水でやるわけじゃないんだろうが。そういう状況で国の制度があるからこれをやっているわけじゃないのか。例えば、国の制度がなくなった時に、じゃ、県費だけで、真水だけでやりきるかとなった時はどうか。いわゆる先の見通し、何年間ぐらいを考えているのか。3年間

で人材育成の目的が達成するのか。この辺はどうですか。

【吉村産業政策課企画監】まず、国のお金の入り具合でございますけれども、交付金ではございません。特別交付税措置がございまして、その対象にさせていただくように考えております。

お金の入り方ですけれども、県費に対して直接ではなくて、積んだ基金総額の半分を算定基礎として、その2分の1、要は基金総額全体のざっと4分の1ということになります。企業様からの寄附を目標どおり2,000万円集めることができ、総額6,000万円の基金を積むことができれば国からの特別交付税が1,500万円入ることになっております。

この特別交付税措置が何年続くのかということにつきましては、現在のところ、きちんとした形で出てきておりませんので、国の動向をしっかりと把握していきたいと考えております。

【小林委員】一番問題は、地方創生の各種の支援策が果たしていつまで続くのかと、これなんだよね、一番の課題は。あなた方の場合は、我々もそうだけれども、こういう制度ができた、やりなさいよというようなことで国から要するにありてくるわけです。それをもって非常に有利な支援策ということで、今のお話では1,500万円と。4,000万円の中で2,500万円を真水で、県費でやる、1,500万円については、今言ったような特別交付税という格好で返ってくる。同時に、寄附金として地元の企業の方々が2,000万円を毎年本当に出していただけるかどうかというようなところが、今回まだ3割ないし4割ぐらいしかないぞというような記事が新聞でも大きく報道されております。

ここのところの見込みをどういうふうに考えるかということ。県費は、そうやって2,500万円

は出せるでしょう、これはもう右から左に出せる。しかし、寄附金として2,000万円を集めなければいけない。現時点のスタートにおいて、今、3割、4割という格好になっているけれども、これはいつまでに2,000万円を達成しなければいけないのか。その見込みについての感触はどうですか。

【吉村産業政策課企画監】まず、企業様からの寄附の集まり状況でございますけれども、今日までのところ、正式に寄附申込書という形で書類で申し込みをいただいているものが約700万円でございます。そのほかに金額を明示して、現時点では口頭ですけれども、お申し出をいただいているものが200万円ほどございまして、合計900万円でございます。そのほかにも金額の明示はないけれども、寄附をしますと、これぐらい見込めるだろうという想定もございまして、現時点は少なくとも1,000万円は確保できているんじゃないかと考えております。

見込みでございますけれども、年度当初は、例えば、商工会ですとか商工会議所ですとか、総会等の機会をまず団体をお願いする。総会等の機会を活用させていただいてPRをするといったような活動をしております。実際にそれだけだと、壇上から大勢の方にお話しするだけでは効果が出てきませんので、直接、企業様を個別に訪問してお願いをするという活動を始めたのが8月の頭ぐらいからです。それから2カ月弱というところでございますけれども、この期間で1,000万円程度の寄附のめどがついたということについては、非常にいい滑り出しではないかと考えております。

今年度の2,000万円について确实だと申し上げることはできませんけれども、しっかりと目標を達成していきたいと。

来年度以降、2,000万円、2,000万円が毎年見込めるのかということにつきましては、企業様にとっては、「わかった、毎年出しましょう」とおっしゃってくださっている企業様もごさいますけれども、「1度だけです」とおっしゃるところもあって、次年度以降は今年度よりも状況が厳しくなるということはしっかり認識しておりますので、事業の趣旨を丁寧に説明して目標を達成できるように頑張っていきたいと考えております。

それと、もう一つお尋ねの、いつまでに集めなければいけないのかと。これは何かで期限が決まっているわけではございませんので、最終的には3年間で6,000万円ということになります。今年度2,000万円という目標については、今年度中に達成できるように頑張っていきたいと考えております。

【小林委員】 1,000万円が2カ月間で達成できたということですね。来年3月まででしょう、年度だから。そうなってくればあと6カ月で1,000万円は確実に寄附していただけるというそれだけの見込みは持っている。しかし、来年度以降については、ちょっと厳しいかもしれないよというようなことをおっしゃっているんじゃないかと。だから、言葉を裏返せば、なかなか厳しいのではないかなという感じがするわけです。

この2,000万円を、今年度は集めたけれども、次年度はだめだったとなった時にどうなるのかと、元金割れするわけです。そしたら1,500万円も金額が少なくなってくるんだよ、特別交付税も。こういうようなことになりますよね、基金総額での話だから、さっきの説明では。

こうなってくると、3年間ぐらいを見込んでいる人材育成の基金が頓挫してしまうというこ

とになる。だから、今の段階で来年のことを言ってもしょうがないから、我々はあなた方が頑張っていて、2年目、3年目も間違いなく4,000万円、2,000万円、トータルして6,000万円は基金としてきちんと積み上げると、こういうことを確信しておきたいと思います。ぜひ頑張ってください。これがどうだこうだ言っても時間も足りないし、そういうようなことでちょっと不安感も残るけれども、そこは一応了承いたします。

そうすると、一番大事なことは、じゃ、県内に3年ないし6年間とどまるということで、どういう業種にとどめるのか。この業種の選考については、この議会に、我々の委員会に説明されましたか。どこどこの、幾つぐらいの業種、こういうようなことを考えているのか説明しましたか。

【吉村産業政策課企画監】 3月の委員会でご説明をしたというふうに記憶しております。

業種につきましては、製造業、情報サービス業、建設業、それから保険・金融等の4分野でございます。保険・金融につきましては、県と立地協定を結んだ、いわゆる誘致企業に限定しているところでございます。

職種につきましては、製造業の場合は製造技術者と情報...

【小林委員】 2月定例会の議事録を見てみたいと思うし、それは資料で出していただいて、もう一度吟味したいと思うんだけど、間に合わんかもしれないね。昼からそれを出してもらって見てみたいと思います。

そうすると、この業種は難しいんだよね。これは非常に微妙なところだよ。例えば、漏れた業種から寄附金が集まる可能性があるのかということが1つ。県外から寄附をしていただくこ

とが考えられるのかどうか。寄附をされる企業のメリットは一体何なのか。そこはどうですか。

【吉村産業政策課企画監】まず、寄附をいただく際の相手様の企業様の業種との関係でございますけれども、製造業といいましても、製造業の中で製造技術者に限っていると、そういうこともございまして、うちの会社では大卒の製造技術者を雇うのは難しいよねとおっしゃるところもございます。

ただ、この制度は大学等を卒業して就職をする。その先には結婚をして子どもを産み育てていく世代に直接働きかける制度であるということをご説明しまして、地域のために若者を戻す、地域に定着させるお手伝いをいただけませんかという趣旨のご説明をして寄附に上がっているところで、会社によっては、そもそも全く対象業種ではない業種からかなり大きな金額を頂戴したケースもありまして、地域のためなら一肌脱ごうということで寄附をいただいているケースもございます。

もう一つ、県外企業でございまして、縁もゆかりもない県外企業からの寄附というのは、なかなか難しい部分があるかと思えます。例えば、各地の県人会といったところに出向きまして寄附をお願いしている、ゆかりのある企業ということになりますけれども。あと、誘致企業様には重点的にお願いして、幾つかお申し出をいただいているところでございます。

【小林委員】最後にしますけど、要するに、受け止め方だけでも、先ほどから話を聞いておりまして、鹿児島県との違いとか、香川県との違いとか、それぞれ各県とも人材育成の基金制度の中で地元で学生たちを定着させようと、若い人材を確保しようというような動き、これはよくわかります。

ただ、長崎県の2分の1を支援しますよと、だから3年ないし6年間は働いてくださいと、こういう流れになっているんじゃないかと思えます。

私は、当初、今の学生たちは大学生になって育英会とか日本学生支援機構とか、そういうところから奨学金を借りている。大体300万円ぐらいが一つの上限だと思っています。

300万円だったら、本当ならば300万円ぐらいを全部長崎県で支援するから長崎県に定着して働いてもらいたいと、そのくらいの大胆な仕掛けをやらないと、なかなか目的に沿った学生は集まらんじゃないのかと。ましてや、東京なんかにおる人に帰っておいでということが、こういう2分の1ぐらいの150万円とか、あるいは100万円とか、相手のいわゆる奨学金の総額の2分の1ぐらいの、そういうちまちましたような制度で、果たして目的を達成することができるのかと。これはいろいろ知恵を出し合って、いろんな関係者の方々が現状の中でこれが最適だということの中でやっていただいたらどうかけれども、最初は基本的には全額とか、もっと支援制度は大きかったと思えます。

こういう状態を見た時に、これは3年間はこの制度を変えることはできないわけでしょう。1年間の状況の中で50名の方々がきちんと集まるかどうかと。集まらなかった場合は、要するに基金が積み残しになるような状態になっていくのか。そんな状態だと思うんですけれども、もうちょっとそういうところで業種、3年、6年の一つの課題、2分の1、4分の1の課題、こんなことはまずやってみないとわからないんだろうけれども、ただ、国がやるからということで3年間でこれが終わった、結果的に人材育成というこの基金の目的は十分達成できなかったとい

うことになってくると、結果的に税金は無駄遣いになるし、学生たちが呼びかけに応じて来たけれども、結局、俺たちの時代だけで終わりがよと、こういうようなことで将来に失望を与えてしまう。こちら辺は難しいところです。この辺を十分考えながら、この基金制度をうまく運用してもらうことをお願いしておきたいと思えます。

【吉村(洋)委員長】 この制度の資料を午後提出できますか。それでは、その資料が提出されてからまた質疑をいただくこととして、午前中の会議をこれにて終了したいと思います。

暫時休憩いたします。

午後の会議は1時半に再開いたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時30分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

先ほど、質疑の途中でありましたが、その折に請求された資料が提出されております。長崎県産業人材育成奨学金返済アシスト事業関連の2点と、深堀委員から請求されました「電源立地地域対策交付金充当事業一覧表（平成22年度～27年度）」が提出されております。これについては後でご覧いただきたいと思えます。

先に進めさせていただきたいと存じます。

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ほかにないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第121号議案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第121号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」についての説明をお願いいたします。

【山下産業政策課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく産業労働部関係の状況について、ご説明したいと思います。

お手元にお配りしております農水経済委員会提出資料、産業労働部をご覧いただきたいと思えます。

まず、1ページでございます。補助金内示一覧表でございます。これは県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町に対し内示を行った補助金であり、間接補助金として地域拠点商店街支援事業補助金の計2件を掲載しております。

続きまして、2ページから14ページまででございます。これは1,000万円以上の契約案件で計6件となっております。

続きまして、15ページから29ページまででございますが、これは知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものに対する県の対応状況を整理したものでございます。計10項目を掲載しております。

最後になりますが、30ページをご覧ください。30ページから32ページまででございますが、こ

れは附属機関等の会議結果で2件となっており、その内容につきましては、掲載のとおりでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

【吉村(洋)委員長】次に、海洋・環境産業創造課長、企業振興課企画監及び産業政策課企画監から補足説明等の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

【森田海洋・環境産業創造課長】「農水経済委員会補足説明資料（産業労働部）」という資料でございます。

この資料の2ページでございます。海洋再生可能エネルギー実証フィールドの状況について、ご説明いたします。

去る7月25日、環境省の潮流発電技術実用化推進事業に県内企業も参画いたしました潮流発電の事業が採択を受けております。

概要でございますが、実証の海域としまして、五島市久賀島沖ということで、3ページに地図をつけておりますけれども、久賀島と奈留島間の奈留瀬戸を実証海域といたしております。

事業期間は、今年度から平成31年度までの4年間の予定の事業でございます。

事業の申請者は、代表申請者として、「九電みらいエネルギー株式会社」、これは九州電力の100%子会社の再生可能エネルギー発電の企業でございます。そのほか共同申請者が3団体ございます。アドバイザーとして九州大学、長崎大学が参加する事業でございます。

3ページに発電機の形がございますけれども、こういったセンターオープン式の海底設置型の発電機ということで、大きさは記載のとおりでございます。

この事業につきましては、4ページでござい

ますけれども、コンソーシアムを組んで九電みらいエネルギーが代表になって事業を進めるということでございますが、長崎海洋産業クラスター形成推進協議会という形で、県内企業グループも参加しての実証事業となります。県内企業においては、潮流の調査、環境影響評価、ケーブル工事等に取り組む予定でございます。

4番のスケジュールにつきましては、記載のと通りの予定でございますが、これにつきましては地元等への説明をしっかりと行いながら事業を進めていくということで、平成31年に実際の機械が海の中で動き、電力系統に接続した発電の実証という予定で進んでいくことになっております。

県といたしましては、海洋再生可能エネルギーの関連産業の育成に向けまして、この事業が計画どおり進捗されるよう積極的に支援してまいりたいと思っております。

【原田企業振興課企画監】それでは、企業振興課提出分の農水経済委員会提出資料について、ご説明をさせていただきます。

この資料は、前委員会で資料提出のご指示がございました企業誘致におきます受け皿整備に要する経費と効果額につきまして、製造業とオフィス系企業を比較したものでございます。

資料の1ページをご覧ください。比較をするために、まず、製造業、オフィス系とも800人を雇用する規模の企業を誘致するという設定で合わせまして、受け皿整備等にかかる費用と誘致後の効果について比較しております。

資料につきましては、1ページ目が分析結果、2ページ目以降が、その詳細というつくりしております。

2ページ目をご覧ください。まず、受け皿整備にかかる収支でございます。

試算方法の と に書いてありますが、800人雇用規模の企業を誘致するための受け皿といたしまして、工業団地はウエストテクノ佐世保規模の団地を、オフィス系は出島の（仮称）長崎ビル規模のビルを行政が整備した場合の収支を比較しております。

左側が工業団地の事例でございますが、総事業費は29億9,100万円、これは県補助金の対象経費、それから対象外経費と合わせた額でございます。分譲面積約16ヘクタールが完売した場合、14億4,200万円の収入がございますが、差し引き15億4,900万円が県と市を合わせたところの持ち出しの金額になります。

右側がオフィス系で、工業団地同様、行政が土地を購入した上で受け皿としてのビルを整備いたしまして、誘致企業に賃貸した場合の収支でございます。20年間で整備費が約39億5,500万円と、この間の維持費等13億2,800万円を賃貸料で回収いたしまして、さらに1億2,600万円の黒字が出るということでございます。

1ページ目の前段に書いてありますが、オフィス系に有利な結果となっております。

次に、税収を試算しております。2ページ目の試算方法の に記載しておりますが、現在、把握できます平成12年度以降現在までの16年分の誘致企業の実納税額に16分の20を掛けまして、製造業、オフィス系ごとに20年分の納税額を試算いたしました。これを現在の実雇用人員で割りました1人当たりの納税額に800を掛けて、800人を雇用する規模の企業の納税見込額を試算した数字でございます。

これによりますと、県税と市税を合わせました20年間の税収見込みが、製造業で43億6,200万円、オフィス系企業が33億2,900万円となりまして、約10億円、製造業が多い計算となりま

すが、これは不動産取得税が製造業だけ、また、固定資産税も土地と建物分が製造業にはかかるということが主な理由でございます。

この税収と受け皿整備の収支と合わせた数字を（f）として記載しております。製造業におきましても整備に要する負担分を税収で回収できる見込みになっておりますが、1ページの1の後段にも記載しておりますけれども、この収支でもオフィス系有利という結果になっております。

次が誘致企業向けに交付されます補助金でございます。試算方法の にも記載しておりますが、工業団地、オフィスビルとも、その規模感から3社を誘致するという想定で、雇用人数、それから設備投資額に基づく補助金額を試算いたしております。製造業向けの補助金の手厚くございますのでオフィス系に比べて多額になっております。

3ページ目をお開きください。産業連関表を用いました経済波及効果の試算額でございます。

最新の平成23年度の長崎県産業連関表をもとに、簡易分析ツールを使いまして、製造業は雇用規模800人の規模による生産誘発額、その受け皿となります工業団地と工場をつくることによります誘発額、企業の設備投資による誘発額を計算しております。オフィス系も、それぞれ企業によるもの、受け皿をつくることによるもの、そして設備投資によるものでそれぞれ誘発額を記載しております。

結果、800人雇用規模のオフィス系企業誘致による経済波及効果は、総額約229億円と大きいものがございますが、製造業は一つの生産行為が部品など次の生産行為に順次つながっていくこと。それから、輸送業など他分野にも波及することもございまして、総額約433億円とオ

フィス系の約2倍。それから、2ページ目の（g）に記載しておりますが、交付される補助金45億円の約10倍の経済波及効果が見込まれます。

最後になりますが、1ページ目をご覧ください。今後の方針を4として記載しておりますが、オフィス系は事務系の、また女性の、製造業は技術系の、それぞれ貴重な雇用の場として企業誘致を進める必要がございますので、今後とも市町と連携いたしました受け皿整備と誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

【吉村産業政策課企画監】お手元に資料を2種類、お配りさせていただいております。A4の1枚紙で「長崎県産業人材育成奨学金返済アシスト事業」、上の方に「平成28年2月定例議会農水経済分科会補足説明資料」と書いた資料と、色刷りA3の2つ折りの資料でございます。

最初のA4の1枚紙の資料につきましては、3月に開催されました2月定例会の農水経済分科会において補足説明資料として提出をさせていただいて説明をした資料でございます。この中で対象産業ですとか支援人数、あるいは支援の要件、基金の規模などをご説明したところでございます。

なお、対象産業につきまして、私は、午前中の答弁で、製造業、情報・サービス業、建設業、金融業・保険業の4業種ということで答弁をさせていただいたところでございますけれども、製造業、建設業、観光関連産業、それと保険業・金融業の4業種でございます。

ご答弁する際に、資料の一番下の右側をご覧くださいとわかりますけれども、保険業・金融業で職種を「情報処理・通信技術者」としておりまして、ここが頭の中にあつたものですから

間違えて答弁をいたしております。申し訳ございませんでした。

それともう1種類、色刷りでございますけれども、これは現在、私どもが各企業様ですとか団体を回る時に説明しているリーフレットでございます。1ページに趣旨を書きまして、開いた左半分が事業の目的ですとか概要、それと右側が企業様に対する優遇措置ですとか、ご寄附いただいた場合にはPRのお手伝いをさせていただくように考えておりますので、その内容を書いているところで、こういった形で、現在、企業様に寄附のお願いをして回っているところでございます。

【吉村(洋)委員長】以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

お手元に配付しております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。番号は、18番、21番、23番、27番です。

陳情書について何かご質問等があられる方はお願いいたします。

【小林委員】シルバー人材センター連合会会長中島何がしさんから来ているところの、いわゆる「「～ニッポン一億総活躍プラン」を实践するシルバー人材センターへの支援の要望」についてお尋ねしたいと思います。

まず、シルバー人材センターのこれまでの課題は一体何であるかといえ、要するに、もっと働きたいと、働きたいけれども、働くことができないというような、いわゆる規制をされておったと思うわけです。例えば、シルバー人材センターの会員になります。自分は元気だからもっと働きたいと。年金も少ないとか、いただくまでまだ間があると。その間、元気だから、要するに就業可能だという形の中で働きたいん

だけれども、シルバー人材センターを通してやりますと、そこに時間の制限というのがあるわけです。例えば、週に20時間以上働いてはいけなとか、あるいは月のうち10日以上働いてはいけなとか、こんなような、何か非常に理解に苦しむような、そんな厳しい一つのシステムになっておったと思うんです。

これを見ておりますと、これが40時間、「都道府県知事が指定する業種、職種について、週40時間までの就業が可能となりました。これにつきましてはお骨折りいただき厚く御礼申し上げます。発注者と会員のニーズに合わせ、有効に運用することといたします」というようなことで、誰が骨折ったのかよくわからんけれども、骨を折ってくれたわけだ。その40時間の業種、職種は、一体どういうところに40時間働くことが可能なのか、そのところについて担当者に質問いたしたいと思います。

【松本雇用労働政策課長】シルバー人材センターの業務の内容の見直しについてのご質問かと思っております。

今、委員ご指摘のとおり、これまで月に概ね10日間、それから週20時間という形での臨時的、あるいは短期的な業務で、なおかつ軽易な業務ということで、シルバー人材センターの業務については限定がされておったわけですが、この4月から取り扱い業務のうち、例えば派遣業務とか、あるいはまた職業紹介をするといった業務に関しまして、一定の条件のもとで週40時間まで就業できるように要件緩和ができるようになっております。

その要件緩和の中で、まず、国の基準としましては、そもそも要件緩和することによって高齢者の就業機会の確保が相当程度業務に寄与することが見込まれるであろうとか、あるいはま

た、他の競合事業者の利益を不当に害することがないと認められる場合であるとか、あるいはまた、若年者とか中高年者の就労がある、その方々の雇用機会を不当に妨げるといいますが、そういったことで著しい悪影響が出ないような形で、そこについては国と協議をして業種を決めていかなければならないということが要件としてございます。

今、国の特区という形で兵庫県でやっている内容としましては、地元のスーパーで若い人がいなくて、そこで週40時間、シルバー人材センターから派遣を受けて就労するということがあります。

例えば、これはまだ具体的にあるわけじゃないんですけれども、農作業は暇な時と忙しい時がある、集中的に忙しくなるので週40時間働いていただきたいと。そういった業務が出てくれば、そういったことについても一定考えることができるのではないかとございます。まだ実際に具体的には、各県からいろいろ聞いておりますけれども、進めているところはまだまだありません。そういったことも考えながら週40時間の、4月以降の法改正の措置のもとにいろんな取り扱い業務を検討していきたいと思っております。

【小林委員】これは雇用労働政策課長、40時間にどういう業種ができるか。大ざっぱにおっしゃったと思うんですけども、これはとても大事なことなんですよ。今まで、どちらかというと週20時間しか働けない、これが上限になっておった。しかも月10日間だけしか働くなと、それ以上働いてはいけなと。こういうような非常に理不尽な、人手不足というような産業界の実情の中において、女性とか高齢者とか、そういう元気な方々に働いていただかなければ人手

不足を解消することはなかなかできないと、こういう流れになっているわけです。それがこれまででは20時間とか。

高齢者が働こうと思ったら、どこを窓口にするかということ、シルバー人材センターが一番の窓口なんです。しかし、そのの会員になっても、これは軽易な、本当にアルバイト的なことしかできないんだというような状況に置かれてしまって、先ほど言ったように、年金がまだまだ不足している、あるいは年金を受給するまでの年齢が変わってきましたので、それまでの間は働きたいんだと。しかし、現実にはそういう規制があって、この規制緩和を突破するということがとても大事なことだと思うんです。

長崎県のシルバー人材センターにはどれくらいの会員がおって、月平均の報酬というものは大体幾らぐらいになっているか、おわかりですか。

【松本雇用労働政策課長】雇用就業の年齢自体が定年の延長等ございまして、最近、若干縮小傾向にあります。シルバー人材センターの人数としては、6,455人の方がおられます。報酬等については、調べてご説明したいと思います。

【小林委員】報酬はまだわからない。後で調べてください。

約6,500名近くの方が会員になられていると。週20時間、1日わずか3時間ぐらいとか、そんな状況でいけば4~5万円とか3万円ぐらいとか、そういうことで事足りていると思うんだけど、それではお元気な高齢者の方々は納得できないと。

こういう意味で40時間を、知事が指定する業種、職種、ここのところは非常に重要だと思うんです。ここはこの委員会で明快にしながら、もうちょっと周知徹底をしなくちゃいかんと思

います。

現状、週20時間、月に10日しか働けない状況の中で、約6,500名ぐらいの方々は、平均して幾らぐらいの収入になっているのか。こういうことでアルバイト的でいいとか、健康のために働きたいんだ等、その目的はさまざまありますから、その目的にかなう人はいいけれども、さっき言ったように、まだ元気だ、働きたい、働かざるを得ない、こういう方々の声にシルバー人材センターが応えていない。こういう規制緩和をしっかりとやっていただかなければいかんと、こういうことなんです。

ところで、なぜそんな週20時間とか、月に10日しか働いてはいかんという上限を決めているのか。これは厚生労働省あたりにいろいろ聞いてみると、若い方々の雇用と、ぶつかり合うとか、奪い合うとか、高齢者が働くことによって若い方々の仕事が奪われてしまっただけで困ると、そういうような理由づけをもって働く余裕、あるいは働くだけの健康体がありながら、20時間、10日間というような非常に理不尽なやり方をやっているということ。これからの時代を考えていくと、やはりこれは乗り越えていかななくちゃいかんと、こういうような考え方をもちます。

では、そのために県としてどういうことをやっていくのか、こういうことについてもこの際お尋ねしておきたいと思います。

【松本雇用労働政策課長】まず、先ほどの質問の一人当たりの平均収入ですけれども、3万円から4万円程度の収入になっているということでございます。

もともとシルバー人材センターの業務として、請負とか派遣とか職業紹介ができていたということですが、近年、人材不足という傾向

も出てきております。それともう一つは、次第に高齢化社会になって、高齢者について就業するのか、その前にボランティア活動とか社会参画をするのか、そういったことで元気な高齢者をつくっていきこうという大きな話の中で、働きたいという方に対して就業の場を設定していきこうということが大きな流れかと思っております。

そういった意味で、先ほど申し上げましたけれども、60歳から65歳へ定年延長していくとか、そういった流れがある中で、高齢者の就業率自体も次第に高まってきているという状況でございます。

そうはいつでもフルタイムで働くということよりも、ある程度軽易な作業であるとか、短期的な作業もしたいといったところをうまく調整するような形でシルバー人材センターがあると思います。そういったところにつきましては、高齢者の働き方も含めて福祉保健部とも協議しながら、就業については我々も一緒になって考えていきたいと思っております。

【小林委員】 大体わかりました。3万円から5万円ぐらいが平均で、中身をとれば4万円ぐらい。そのくらいしか働けないとか、アルバイト的で健康づくりとか、自分自身の体力に合わせて働くということで、それでちょうどいいという人もいらっしゃる。しかし、何度も言うように、もっと働きたいんだという方々の期待に応えられないようなシルバー人材センターでは困ると。ここを打開するために何らかの手を打っていただきたい。そのために知事が認めれば、その業種、職種によって週40時間ということができることになったということの評価しながら、もっともっと拡大をしていかなきゃいかんと。

この陳情書の中に、「平成29年度のシルバー

人材センター事業の推進のために必要な補助金、委託費と公共事業の発注の確保を強く要望いたします」と、これはどんなことを言っているんですか、おわかりになりますか。

【松本雇用労働政策課長】 まず、シルバー人材センターに対して、国の方から運営費と事業費の補助金が出ており、これをまず確保していただきたいということが大きな要件でございます。5月の政府施策要望の時にも、そこについては国に働きかけており、昨年も一定の補助金の枠を確保しておりまして、来年もそういった形をお願いしたいということが1つございます。

それから、公共事業の発注枠ということですが、けれども、市町のシルバー人材センターの内訳の資料は手元にはないんですけれども、全体で25億円ぐらいの事業をやっております。その中で公共事業の発注という形で約4割、10億円ぐらいの事業を占めております。これは全国的にもかなり高い数字になっておりますので、その公共事業の発注ということについてもお願いしたいということでございます。そこについては我々も関係各課、あるいは市や町に対して働きかけてまいりたいということでの要望が上がってきているということでございます。

【小林委員】 25億円という売り上げ、6,455名で。そういうような形で平均4万円ぐらいだと、こういうようなことですよ、実態は。

最後に、ハローワークとの連携を強化することが絶対必要だと思います。なぜハローワークかということ、シルバー人材センターにいるいるとお願いに来るところの枠が決まっている。高齢者をぜひとも雇用したいという情報は、シルバー人材センターよりもハローワークの方が多いと思います。ハローワークと連携をとることによって仕事を確保する、そういうような

選択をして幅を広げる。こういうことの中でこれからの高齢社会、人口減少、あるいは人手不足、そういうことを高齢者でカバーする。こんなような長崎県の一つのあり方というものをごひとも雇用労働政策課で考えていただきたいと思っておりますので、そのことを1つお願いして終わりたいと思います。

【吉村(洋)委員長】ほかに陳情書について何かご質問はありませんか。

【中村委員】陳情番号の18番ですけど、諫早市から要望が出ています。その中に「新たな工業団地の整備について」ということで要望が出ております。

現在、諫早市が申請しております工業団地の現時点での中身は、どのくらいまで進展しているのか、お聞きいたします。

【原田企業振興課企画監】諫早市におきましては、分譲面積にして約30ヘクタールの工業団地の整備を検討されておまして、現在、県と市で内々の協議中という状況でございます。

【中村委員】それ以上は言えないということなんでしょうけれどもね。

ただ、この要望書にもあるように、先ほどから佐世保の相浦の工業団地の件が出てきましたけれども、各市にとって工業団地というのは、思料以上に必要なものであって、人口の流出を含めて、地元の学生、生徒たちをどこまで地元に残すことができるのかということも重点的な項目にかかわってくると思うんですね。

そういう意味で、昔からずっと長崎県においては、工業団地の造成については、県が率先して力を入れてやっていないということを私たちはいつも指摘をしてきたんですけども、今回も、諫早市は現在の工業団地が満タンになってしまっ

てしまったところもある。ただし、予算的に財政が厳しい、どこも財政が厳しいですから、この中で早く言えば先を見ての貯金ですね、工業団地というのは。ただ、諫早市の場合は、現在の工業団地がほとんど満タンになったということで、場所的にも非常に有利な点もあって、今回新たな工業団地を造成したとしても、恐らく入ってくると思うんです。

しかし、先ほど言いましたように、造成に当たっての資金がなかなか厳しいということで、ぜひもう少し県としても、先ほど言いました理由から、工業団地の整備については支援をもっとしていただきたいということですけど、その点についてはどうですか。現在もまだ変わりませんか。

【原田企業振興課企画監】現行の市町営工業団地の助成制度につきましては、諫早市とも十分協議してつくった制度でございます。

したがって、現在、諫早市とも現行制度の活用を前提に機会を喪失しないように早期の事業開始について促しているところでございます。

【中村委員】産業労働部として、先ほどからずっと工業団地の整備について、いろんな委員から意見が出ているんだけど、何と申しますか、他県はもっと自分たちが県として工業団地をいち早く造成して、たくさんの人間を呼び込みたい。そしてまた、たくさんの人間を地元に残したいという考えで率先してやっているところが多いんですよ。だから、そういうことに関してもう少し県として、この工業団地の造成に対しては力を入れてくれてもいいとは思いますが、どうですか、部長、その辺については。

【古川産業労働部長】私ども、企業誘致を進め

る上で、その受け皿となります工業団地というのが非常に重要だという考えでございます。団地造成については、各市町が主体的になって行っていただくようお願いもしているところでございます。

今、話していただきました諫早の工業団地ですが、支援のあり方につきましては、先ほど、企画監がご説明しましたように、この改正の際には、将来のリスクというようなご心配もあまして、諫早市とも相談して、新たに起債の利子についても半分を補助するという考えで制度として整えてきたところでございます。

しかも、補助に当たっては、限度額を設けずやっております、基本的に全体の2分の1をやると。これは全国的にも非常に手厚い支援というふうに私どもは考えております。その辺のこともしっかり諫早市の方にも説明しながら早期に団地造成につながるよう働きかけ、調整をさせていただきたいと思っているところでございます。

【中村委員】 部長、実を言うと、市長といつも話をするんだけど、県の方からは、そういう答えしか返ってこないということが事実です。確かに、県として2分の1の補助をやっているからという気持ちがあると思うんだけど、ただ、諫早市としては、先ほど部長が言われたように、リスクをずっと抱えてやっていかななくちゃいけない。先ほど言ったように、地理的条件とか、いろんな意味で諫早市は今のところ順調に入ってきていますよ。ところが、今回新たに道路網も整備されて、その途中に新しい工業団地をつくるから、もっと状況はよくなってくると思うんだけど、果たしてそこに何年の間にその用地が全部埋まってしまうかということ、これは大きなリスクだと思うんです。だから、リス

クを負いながら諫早市はなかなか苦しい資金繰りの中で、今回の工業団地の造成についても乗り気で今頑張っているんだけど、もう少し親身になって諫早市と協議をしていただきたい。それはもちろん補助金だけじゃなくて、例えば、長崎県内にこういう企業が進出をしたいという話があちこち入ってきているじゃないですか。そういうところの企業進出についても、もう少し県として、各市が一生懸命頑張って工業団地を整備しているんだから、その辺についてはもう少し、これまで以上に力を入れてやってもらわなくちゃいけないと思います。

だから、諫早市の市長がいつも言うのは、できればもう少し親身になって話をさせていただきたいというところが一つの状況なんです。もちろん、金額的なものも含まれていますよ、その中身には。

先ほどから、産業労働部としていろんな意味で雇用とか、そういうことはぜひ頑張っていきたいという気持ちがあるのであれば、もう少しその辺の、2分の1補助というところにこだわらないで、何とかしてやっている市町をもう少し手助けしていただいて、この工業団地造成がいつときも早く完成して多くの企業が入居できるような体制をとっていただきたいと思います。

これ以上のことは私は言いませんけど、しかし、これから長崎県の人口が流出してしまう。そしてまた、新しい人材が長崎県に残ってくれないという心配を先ほどからずっと言っているんだから、その問題を言っているんだから、その辺をもう少し真剣に考えていただいて、工業団地の造成を含めて企業のあり方については産業労働部としてももう少し真剣に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

【吉村(洋)委員長】 お願いですね。

【中村委員】 はい。

【吉村(洋)委員長】 ほかに質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はございませんでしょうか。

【深堀委員】 政策等決定過程の件ですけれども、1,000万円以上の契約状況の一覧表、2ページですけれども、3、4、5、6、それぞれ県外企業が契約の相手先となっております。契約の方法は一般競争入札方式（総合評価）となっておりますが、入札結果一覧表を見ても、そこの部分で応札されているところは1者となっております。この中身について、競争性が保てたのかどうかということを含めて見解をお示しいただきたいと思えます。

【貞方企業振興課長】 今ご指摘のあった2ページ目でございます。3番と4番は私の担当でございますので、私の方から、なぜ1者になったかということの説明をさせていただきたいと思えます。

なぜ1者になったかということでございますが、基本的には3番目も4番目も地域要件は設定せずにやっております。かつ3番目につきましては、IT関係ですが、公告から資格申請書の提出期限まで標準的な期間よりも延ばすなどいたしました。結果的に1者のみの応札になったということでございます。

その原因でございますが、ある程度想定ということになってしまいますけれども、昨年度も本事業については委託いたしまして、その発展性とか継続性を求める内容になっておりました。そういったことでありますので途中からの事業執行は難しいというような判断も、それをご覧になった県内事業者も含めて考えられたのではないかと推測いたしております。

次に、4番目の元気なものづくり企業ステップ支援事業でございますが、これは今年度、新規でございます。これにつきましても先ほど説明しましたように、地域要件は全く設けずにやったものでございます。提案者の作成期間にも一定配慮いたしたところでございますが、結果的には1者、しかも、県内にいないという結果になりました。

その理由でございますけれども、これも推測になりますが、途中、岡山県の企業から応募したい旨の問い合わせがございました。結果的に当該岡山県の企業からは提案は辞退するという話で事前に辞退となりました。

今回、この事業で設置したいと考えておりました事業拡大支援プロデューサーというものが、県外と県内のいろんな関係機関、関係企業の一一定のコネクションというか、知識を持っておられる方というのがある程度前提となっていた委託事業でございます。私どもは、県外事業者、県内事業者問わず十分やれるものだと思っておりましたが、最終的にはそういったところが難しいという判断で応募を見送られたのではないかと考えております。

【櫻井食品産業・産地振興室長】 5番のふるさと企業包括支援事業の委託ですけれども、この事業は、県内の食品製造業者に対して、企業コンサルタントでありますとか中央のバイヤーさ

人などの専門家による研修会であるとか相談会、また、品評会などを開催して、年間を通して研修会等を行っていくという内容でございます。

募集に際しては、5月からの研修に合わせて4月1日に入札の公告をやりまして、可能な限り、募集期間を長く設けるといことと、あと地域要件も全国にまで広げて募集をやったんですけども、結果的に1者しか応募がなかったというような状況でございます。

【荒田商務金融課長】6番目の宿泊業生産性向上の委託でございますけれども、これも委託の内容から県内企業だけではなかなか難しいということが予想されましたので全国に募集いたしました。あらかじめ大手、中堅の5者に見積書の依頼を行いました。うち2者からは、人員体制から受注が困難との理由から見積書の提出を辞退されましたけれども、残り3者からは見積書の提出、問い合わせがあったことから、複数の入札参加が見込まれるということでございました。

しかしながら、実際に入札の公告をいたしましたところ、ある1者からは全く連絡が来ませんでした。もう1者からは提出期限ぎりぎりまで提出に向けた問い合わせをいただいておりますので、応札していただけるのではないかとということでございましたけれども、結果的には提出がございませんで、この1者だけの入札になった次第でございます。

【深堀委員】それぞれご説明いただいて、説明を聞く分では、もうやむを得ないのかなと思うわけです。地域要件は指定しなかったけれども、応札してくれたところが1者しかなかったということで、それに尽きるんでしょうけれども、果たして、それをうのみにしていいのかなと。

そもそも、この内容、本当に1者しかできな

い中身だったのか。発注者側としてそういうふうに認識しているんですか。やり方を少し変えれば、もう少し応札する人たちがいるんじゃないかなと。ものすごく素人的な発想で申し訳ないんですけども、全国の中に1,000万円を超えるこれだけの4つの事業、ここに応札してきたところしかできないと思っておられるんですか、率直に。

【貞方企業振興課長】1者しかいないということであれば、当然ながら、随意契約等検討しなければいけないことだと考えております。私も発注者側といたしましては、仕様書等を考えて一般競争入札でやっているわけですから、こういったことをやれる業者は十分にいますとやっていてるところでございます。

ただし、私どもがやっているIT活用については、3力年の事業で3年目ということもありまして、積み上げて、積み上げて、だんだん高度化してくるわけです。そうすると、後年度になればなるほど、1年目よりも2年目、2年目よりも3年目というふうに、それまでの積み重ねというものを前提とした委託内容にならざるを得ませんので、そうすると、後から参入することは、より難しくなるのかなと。でも、できないことはない。その情報は全部公開しているわけですから、やろうと思えばできないことはないけれども、そこはなかなか一からやるとなると勉強しなければいけないので大変だったのではないかと思います。

あと、4番目につきましては、私どもが求める内容が少し難しかったかなということは思っておりますが、これにしても、例えば、大手のコンサル等から1者も来なかったんですね。私どもは十分できると思っていたので、そこは少し私どもとしてはどう工夫すればいいのかとい

うことの悩みが今あるところでございます。

【深堀委員】最後にします。これは今回こういう結果だったんですけれども、今後もこういったいろんな事象が出てくると思いますので、こういった形が好ましいとは決して思わないので、それに向けた見解というか、今後はそういうことにできるだけならないようにというような見解があれば、次長か部長でもいいですけれども、教えてください。

【古川産業労働部長】私ども、複数者の応札があるということを考えて一般競争入札ということで、それがまさに競争性、公平性を担保するという形でさせていただいております。

ただ、こういうふうの実態として1者という状況が出ておりますので、1者の場合の他部局等の取組といたしますか、広げるような取組を参考にし、また、実際に大手というか、応札できると考えられるところについて、どういうふうな形の部分で、なぜ応札しなかったかといいますか、その辺の状況を把握することで複数者の応札に導くといいますか、そういう形になるようなことで考えていきたいと思っております。

【中村委員】私も、この書類をもらってから、深堀委員じゃないけど、こういうことがあっていいのかなということを思いました。

まず聞きたいのは、県外企業がとっている、先ほど説明をしてもらった部分については、これは100%、国の支援事業ですか、それとも県が考えた事業ですか。そこを聞きたいんですが、どうですか。

【貞方企業振興課長】これは県が考えたか、国の何か下敷きがあるのかということのお尋ねだと思いますので、6件とも共通すると思いますので私の方から答弁させていただきます。

いずれも国の交付金等を活用してやっており

ますが、ベースは全て国の下敷きがあるわけではなくて、それぞれの担当課で企画、立案し、事業化したものでございます。

【中村委員】これはそもそも国の方から、契約の名称がずっと書いてあるんだけれども、契約の名称をそのまま国からもってきて、国の予算でやっているのかなと私は思ったんです、この結果から見て。国がこういう事業をやりなさいと各県にもってきて、この予算をこれだけ配分しますと。それについては、ただし一般競争入札をやってくださいという指示がきてやっていたと私は思ったんです。だからこういう状況になってしまって、結局、専門的な部分ですから、この部分については、この企業しかやれないということがわかっていた時点でのことかなと私は思ってしまった。

ただいま言われたように、これが100%、国の予算じゃなくて、これは県への交付金も入っているということですか、パーセンテージでしたらどのくらいずつ入っているんですか。

【貞方企業振興課長】財源としましては、1番目、2番目、3番目までは基本的に全て国のお金でございます。4番目、5番目、6番目は国の交付金がそれぞれ2分の1ずつ入っておりまして、残りは一般財源でございます。

【中村委員】3番までは100%、国の事業であるので、その予算をそのまま活用して県が発注しているということだと思っただけけれども、1番、2番は長崎県内の業者がとってますよね。ただし、3番については東京都の会社がとっております。ITを活用した産業競争力強化支援事業というのは、中身的に何をするのか。

【貞方企業振興課長】大きく分けると2本柱でございます。一つは県内のIT関係の企業、ソフト開発とかしている企業がございまして、

そういった企業が県内の中小企業の小さな工場向けの生産性を向上させるようなソフトウェアの開発を支援しようというものでございます。

もう一つは、そういった県内のIT企業がかかわって県内の市町が地域の産業も含めた情報化を図ろうとする時に、その支援をしようというものでございます。

【中村委員】今言われたように、ITを活用した産業競争力強化支援事業という、名前はもっとものような名前です。今聞いたら、結局、県内の企業のための対策でしょう。それをなぜ東京都の業者に任せなければならないのか。県内でやれるところがないんですか。

【貞方企業振興課長】情報系のコンサルタントができる会社というのは県内でも限られているのは事実でございます。しかし、いないわけではございません。参考までに申し上げますと、平成27年度、昨年度ですが、この事業に入札があったのは2者でございまして、そのうち1者は県内事業者でした。結果的には技術評価点等が追いつかずに次点となりましたが、そういったこともあるので、私はその提案内容も読ませていただいておりますが、十分やれる内容ではなかったかと思いますが、県外事業者が少し上だったということでございます。

【中村委員】それは価格的なものですか、それとも評価的なもので長崎県の業者が負けたの、どちらですか。

【貞方企業振興課長】価格点でも、技術点でも、県外事業者の方が上回っているという結果でございました。

【中村委員】それなら、せっかく県の予算を使って出している事業でしょう。もう少し出し方を変えて、県内の企業が入札できるような内容に変えればどうですか。県内の企業が参加でき

ないような発想をもってあなたたちがこういうことをやろうと思って企画をしているんだと思うんだけど、それならば、もう少し長崎県内のこういう関係の事業者ができる部分について発注するような考えを持ってやった方がいいと私は思います。県内の事業者が入札できずに県外の方ばかり応募してくるのであれば、そうじゃなくて、方向性をもう少し変えて県内の業者のためにも何らかの策ができるようなものに変えていくのもあなたたちの仕事じゃないですか。私はそう思うんだけど、なんで頭から県内の業者が入札できないようなことの発想なのか、それはあなたたちのエネルギーだと思うんだけど、新たな展開で長崎県をこういうふうに発展させようという思いでやっていると思うんだけど、これだけの金額の予算を使うのであれば、もう少し方向性を変えていけば、県内の業者がやれるようなことをやって長崎県の企業が潤うことがもう少しあるんじゃないですか。その辺について部長はどうお考えですか。

【古川産業労働部長】先ほども答弁申し上げましたけれども、私ども、県内の事業者がやれないとは思っていない段階での入札行為を行ったわけでございます。実態としまして、県外企業に流れたということでございます。

今、中村委員がおっしゃった点は非常に重要でございます。私ども、基本的には県内企業にその分はとっていただくということが県内の振興につながることでございますので、今おっしゃった点はこれからは意を用いて発注に当たっては考えていきたいと思っております。

【中村委員】部長、そうならば、こういう事業を展開したいと思うのであれば、そういうことをできるような職員を増やさなければいけない。それが大事だと私は思います。いつまでたって

もほかのところを頼るんじゃなくて、庁舎内でIT関係についても、もっと取り組めるような人材をもってこない、そうすればある程度途中まで自分たちでやって、そして、小さな部分についてはほかのところへ投げかけてやるということもできるんじゃないですか。そういうところから新たな雇用が始まるんじゃないですか、県としての。

例えば、障害者の方がたくさんいますけれども、障害者の中にはパソコンにすごく堪能な方がいらっしゃるかと、そういうこともあるわけです。障害者だけじゃなくて、長崎県内の人たちが大学に行ってIT関連について一生懸命勉強しているじゃないですか。そういう人たちが県の職員として引き抜くような格好もとらんといかんではないですか。ずっと他企業を頼ってやるんじゃなくて、庁舎内でもできるようなことをやるのも一つの方法じゃないですか。そういうことを模索する必要があると私は思うんだけど、今からの人材育成についても。

いろんな大学があるけれども、今後、長崎県の職員として、こういう分野をもう少し広げていきたい、もう少し強くしていきたいと思った時には、その人材が育つような大学と交渉しながらでも、その人材を県の職員としてもってくるとか、そういうことも考えた方がいいと私は思うんだけどな。あくまでも忠告ですけど。

今後とも、こういう結果が出ないような対策をしてもらわんと、これで当たり前と思うたらおかしいよ、絶対、誰が見てもこれはおかしい。これがもし土木部だったらどうなりますか。無茶苦茶ですよ。土木部じゃないからいいんですよ。だから、もう少し研究して、県内の業者がやっぱりとれるような対策をとっていかなくちゃ、ずっと。毎年これじゃいけない。せっかく

出たのに他県の者がみすみすもっていくということでは意味がないじゃないですか。よろしくをお願いします。

【吉村(洋)委員長】 部長にちょっとおっしゃるんですけど、今の答弁で、いろんな方向に話が膨れていくんだけど、結果的にこうなりましたというような答弁を、所管部局全部が同じような答弁を今したでしょう。そういうことは今後絶対ないようにしてください。お願いします。やっぱりそこをきちっとして、結果的にこうなりましたと、何か同じことばかり言っても進歩がない。そこはもっと意を用いてください。指摘させていただきます。

ほかにご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ほかに質問がないようですので、次に、議案外の所管事務一般についての質問に入りたいと思います。

ご質問があられる方はお願いいたします。

【中山委員】 先ほど説明した資料、「企業誘致における受け皿整備に要する経費と効果額について」ですが、ちょっと私は理解できません。3番、「産業連関表による経済波及効果の比較においては、オフィス系が229億円に対し、製造業が443億円と2倍程度の効果があり」と、これはこれでいいんですよ。その先ですよ、「誘致企業向け補助金として支出した額の約10倍の効果が見込まれる」ということですが、本当ですか。これは税ですよ、補助金というのは。いいですか。税と製造業の、これは県民所得とか、こういうことじゃないですか、税じゃないでしょう、これは。製造業が433億円というのは税ですか。税と県民所得的なものを比較して10倍だと言われることについては納得いきませんよ、どうですか。

【原田企業振興課企画監】委員おっしゃいますとおり、補助金につきましては県税を財源として出したものでございます。一方、波及効果につきましては、民間の生産額、例えば、従業員の雇用所得が上がったりとか、企業の営業余剰と申しましょうか、もうけ分が上がったりとか。あとは直接効果、間接効果による所得の増に伴う消費の増分とか、そういったものが入っております。民間ベースの数字でございます。

【中山委員】比較するのはいいんですよ。オフィス系と製造業と比較することは問題ないんですよ。

それなら聞きますけれども、オフィス系が229億円の経済効果があったということでありましてけれども、これは県税、市税は幾らになりますか。製造業の433億円、県税、市税はどの程度見込まれますか。

【原田企業振興課企画監】経済波及効果の効果額には税金は入っておりません。税金につきましては、前のページの税収の試算というのがございますけれども、20年間の数字でございますが、製造業が約43億円、オフィス系が約33億円という試算でございます。

【中山委員】よく理解してないと思うけれども、製造業の433億円の中には人件費が入っているんじゃないですか、800人の。800人の人件費が入っているということは、所得があれば税金を払わなければならないでしょう、違うんですか。そこを私は聞いているんです。433億円ということだけれども、県税、市税はどの程度を見込んでいるんですかと聞いているんですよ。これには税は全然入っていないんですか。

【原田企業振興課企画監】433億円の中には、800人の雇用が生まれて、その所得が発生した分は入っております。その方が具体的に税金を

払ったということは入っておりません。

【中山委員】だから、税金と税金と比較するならいいんですよ。補助金というのは真水でしょうが、税でしょう。税と効果額と比較することについてはナンセンスなんです、はっきり言うて、比較できませんよ。その発想のもとをよく理解してもらわねば、その上の内容も変わってくるんです、これによって。「20年間の税収見込みを比較すると製造業が上回るが、受け皿整備に要する費用と合わせた収支ではオフィス系に及ばない」となっているけれども、これは言ったように、あなたたちが計算した20年間の税だけの問題なんですよ。しかしながら、229億円にも四百三十幾らにも県税と市税が入っているんですよ。それをあなたたちがつかみきらんだけの話なんですよ。本当の成果というのは、県がするならば、税金をこれだけ使いましたよ、雇用はこれだけありましたよ、それによって県税がこれだけ入りましたよと、これが成果なんですよ、本来の成果は、事業成果というのは。

その辺をこういう形で比較すること自体が非常にナンセンスだなと思うんですが、私が言うのがおかしいかね。

【原田企業振興課企画監】先ほども申し上げましたけれども、税収の試算の中に800人の雇用をした企業が、それが税金が入っていますので、これを20で割りますと大体1年分の税収が出るかと思えます。ですから、製造業でいきますと約2億1,500万円とか、オフィス系でいきますと約1億7,500万円とか、そういった数字になるかと思えます。

【古川産業労働部長】経済波及効果という形でお示しをさせていただいております。先ほど企画監がお答えしましたように、所得の中から税

等は出ていくような形に、法人であれ、個人であれ、そういう形になりますので、委員おっしゃるように、その中に税金が結果的に含まれるような形の効果ということになるかと思いません。

ここでお示ししたかったのは、例えば、製造業でみますと、fの欄では税収が入って28億円になりますが、補助金を含めれば17億円のマイナスという形になっております。

ただ、これは公の部分の収支でございまして、これが実際、民間にまで波及するというところを考えた場合の経済波及効果ということでお示しをさせていただき、製造業の場合は433億円ということで、これだけ補助金を使ってでも、民間も含めてこれだけ効果があるから、こういう形で補助金を打っているんです、そういう形の部分で誘致を進めておるんですというふうなことを説明したくて上げさせていただいているところでございます。

【中山委員】説明の仕方の中で、成果に書いているじゃないですか、「10倍」と。どうして10倍になるんですか、それを言っているんです。補助金と、俗に言う県民所得を比較して10倍と、こういう発想はいけませんよと私は言っているんですよ。税なら税と比較してくださいよ。投資したのは税ですよ、これは。そこを言っているんですよ。10倍ですか、やっぱり。それなら10倍の根拠を示してくださいよ。

【吉村(洋)委員長】 暫時休憩いたします。

午後 2時41分 休憩

午後 2時45分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

【中山委員】 私は、さっき言ったように、オフィス系で229億円出しておると、製造業で433

億円で、2倍の効果があると、これについてはいいんじゃないですかと言っているんですよ。ただ、今言ったように、これと税と比較したらおかしいんじゃないですかと言っているんですよ。税を投入してこれだけ効果があったというならわかるんですよ。補助金も税でしょうが。しかしながら、税の10倍の効果がありましたよということについてはおかしいんじゃないですかと言っているんですよ。それをわかってもらえんなら議論でけんよ。

もう一つ言いたいのは、事業を起こしてオフィス系の企業を呼んだ、そして補助金を投入した、そして雇用ができた、それによって県税とか市税が幾ら増えたのかと、そこまで本当は追求してもらいたいんですよ、本来は。そしたら、税を10億円投資して、県税と市税を合わせて15億円になりましたよと、結果的に5億円の効果がありましたよと、こういうふうになるわけですから、その辺の発想をきちんと持ってもらいたいなという意味で私は言ったわけなんですよ。それは理解できませんかね。

【古川産業労働部長】波及効果につきましては、3ページをご覧くださいますと、それぞれ簡易分析ツールということで効果を測定させていただいております。内訳としまして、生産誘発額、直接効果、第1次間接波及効果、第2次間接波及効果という形で、試算の内容につきましては記載のとおりでございます。

今、委員おっしゃったように、経済波及効果としては433億円、オフィス系では229億円ございますが、説明に上げておらず誘致企業向け補助金というのは、まさに税金でございまして、これとの比較で10倍という表現をさせていただいたというのは間違いといえますか、誤解を与えることになりますので、ここは申し訳ござ

いませんが、削除させていただきたいと思っております。

【中山委員】それが普通の考えなんです。それをこれだけ言わなければわからないというのが情けないんですよ、私に言わせれば。

次に、産業人材育成についてお尋ねしますが、先ほどの分科会の質疑の中で少し・・・わけがありますが、この中でまず産業人材の定義についてです。

それで、オフィス系、宿泊業を中心にした4分野で産業人材の対象になるのはどの程度の人があるのか。

もう一つ、長崎県産業人材育成戦略は何の目的でやるのか。

この3つについて教えてください。

【吉村産業政策課企画監】まず、産業人材の定義でございますけれども、例えば、奨学金制度ですとか、産業分野を限定しておりますけれども、産業人材自体はもっともっと幅の広いもので、例えば、建設関係ですとか、介護・福祉については産業と捉えるかどうか見方の分かれる部分もございますけれども、1次産業まで含めて広い意味で産業に従事する方は産業人材に当たると考えております。

このアシストの対象になっている従業者は、申し訳ございません、今手元に数字を持っておりません。

産業人材育成戦略につきましては、今年度、策定に当たっているところでございます。これにつきましては製造業、情報サービス業、オフィス系企業、それと宿泊を中心とした観光関連産業の4業種をターゲットとしまして、小学校、中学校、高校、大学、そして入職しまして新人の時代からチームリーダー、管理監督者に至るまでのそれぞれのフェイズで求められる産業人

材像を明らかにする。それと、産学官それぞれが果たすべき役割、取り組んでいくべき事項を整理すると。先ほどの4業種につきましては、主に入職後、どういう形で人材を育成していくのか、そのモデル的なものをお示ししたいと考えております。

【中山委員】産業人材というのは、よくわからなかったけれども、農業、漁業を除いた15歳から64歳までを指すんですか、生産年齢人口、それをいうのか。

それと、さっき私が言ったでしょう、4分野の対象人員は幾らいるのかと、産業人材の対象は。

【吉村産業政策課企画監】産業人材につきましては、先ほどのご答弁の中にも、1次産業も含めて産業人材という言葉の中には当たると考えております。年齢層は、基本的に委員ご指摘のとおり、いわゆる生産年齢人口が主体となるかと思っておりますけれども、一億総活躍の中に高齢者の活躍の場ということもございますので、上限はないと考えております。

それと、分野ごとの人数でございますけれども、ちょっと時間をいただければと思います。

【中山委員】そういうふうに産業人材は1次も2次も3次も含めて、そして高齢者もということになってくると、これは対象を絞って人材を育成しないことには、そんな漠然とした、何万人おるか知らんけれども、全体で幾らいるのか、その対象者というのは、それを持たずに戦略をつくるわけですか。

【吉村産業政策課企画監】平成26年の経済センサスによりますれば、個人経営を除いておりますけれども、農林漁業から製造業、2次産業、3次産業まで含めたところで、県内で約56万人の従業者が働いているという数字になっており

ます。

では、その人材育成の対象を全員とは私どもは考えておりません。例えば、今回、条例の改正を提案させていただきました、午前中ご審議いただきました奨学金の返済アシスト支援事業、これは先ほどご説明した4分野の、しかも、大学を卒業して県内に就職する方といった形でターゲットを絞り込んで考えているところでございます。

【中山委員】目的が大き過ぎというか、漠然としていたら政策は打てませんよ。それで、アンケート調査をしているように、企業と学校なら学校に的を絞って打ち込まんことには、集中的にやらなければ、やれないと私は思うんですがね。そうじゃなくて、あくまでも長崎産業人材育成戦略というのは1次産業を含んだ全員が入っているわけですか、対象者は。

【吉村産業政策課企画監】人材育成戦略については、先ほども答弁の中で触れましたけれども、業種としては、製造業、特に製造業の中でも機械金属系の製造業、情報サービス産業、それとオフィス系も対象にしておりますけれども、主にイメージしているのは金融・保険等の誘致企業をターゲットとした人材の育成、それと観光を支える、観光関連産業の中でも宿泊の部分にターゲットを絞って戦略を構築していきたいと考えております。

【中山委員】それでは、後で4分野の対象人数を年齢別に出してみてくださいませんか、年代別ね、10代、20代、30代と。

それでは、お聞きしますが、これをつくるに当たって企業、学校等に対するアンケート調査をやったとなっておりますが、企業、学校から回収した数ですね。県内にどの程度あって、どの程度対象にしたのか、その対象者をまず教え

てくれませんか。

【吉村産業政策課企画監】まず、企業につきましては、県内の約1,100社の企業にアンケートを送付いたしまして、回答数として320の回答を頂戴したところでございます。

加えて、アンケートの対象となっております企業の新入社員の方にもアンケートを行ったところでございます。

学校につきましては、県内の高校3校、県内の大学8校、県外大学8校に対して就職担当者にヒアリングを行ったところでございます。

【中山委員】企業については1,100社ですから、かなり幅広くやっておられると思いますが、企業のアンケートの内容についてはどこにも出ていないようであります。調査内容をどうしたのかわかりませんが、企業について、要するに新規の人材確保計画、要するに、例えば、ある企業があれば、どういう計画を持って新卒を採用するとか、そういう人材の確保とか育成とか、こういう計画についての調査はこのアンケートの中に入っているのかということが一つ。

もう一つは、高校が3校ということでありましたけれども、大学が8校でしたか。そうすると、高校が非常に少ないんですね。なぜ高校を3校に絞り込んでしまったのか。高校には工業高校もあるし、商業高校、農業高校、そして私学もあるわけでしょう。なぜそのような形で限定してしまったのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

【吉村産業政策課企画監】まず、企業については、まだ結果が出てきておりませんが、今後の採用意向等についても質問しているところでございます。

高校につきましては、やはりマンパワー的な部分も勘案して大学とのバランスとかやってお

ります。今回の戦略のターゲット業種、先ほど、4業種についてご説明いたしましたけれども、その辺を念頭に置いて工業高校、商業高校、それから普通科もございいますが、観光学科もある高校ということで、戦略の策定のターゲット業種をにらんで選定させていただいたところでございます。

【中山委員】 そうすると、人材育成ということについては、目的がはっきりしないといけなけれども、人口流出というか、若者の流出をとめるためにするのか、企業を振興して、そして就職を増やして若者を定着させようという発想なのか。最終的な目的は、若者の県外流出をとめるための人材育成なのか、その辺を少し明確にしてくれませんか。

【吉村産業政策課企画監】 委員ご指摘のとおり、最終的には若者を県内にとどめて人口流出の抑制につなげていくということが大きな目標としてございます。そのためには企業が求める人材、雇いたくなる人材、そういったところの人材の育成を図って、きちんとマッチングさせながら、そういったいい人材を企業さんに確保していただくことで企業活動の活性化にもつながっていくし、それがまた経済の活性化のみならず、企業が力をつければ、また処遇が改善されて働きたくなる職場というふうにサイクルとして、「人と仕事の好循環」という言い方を私どもはしておりますけれども、そういったことにつながってまいりますので、県内定着なのか、企業が求める人材育成なのか、どちらか片方だけではないと考えております。

【中山委員】 やはり若者の県外流出をとめるべきであるということが大前提にあって、そのために人材育成をして、そして、企業を振興させて職場を増やして定着させていく、こういう

ストーリーを私は描いているわけです。

その中で、県内の工業高校の県内就職について私は若干心配しているわけです。教育委員会は、平成28年度で36.8%、これを40%にもっていこうと計画しているようです。

そこで、産業労働部としては、この県内の工業高校の県内就職率の目標の40%についてどのような見解を持っているのか、まずこの辺を教えてください。

【松本雇用労働政策課長】 昨年から県が全体的に考えているのは、若者の定着、県内就職率を高めていこうということで、総合計画の中でも県内の就職率を55%から65%に上げていくということの一つの目標として掲げております。

その中で教育委員会とも話をしていく中で、今、委員がご指摘されましたように、工業高校の県内就職率が非常に低いということがございました。しかも、工業高校生の割合は3割近くを占めている。そういった中でどの程度まで県内就職率を高めていくかというところで最終的な数字等を教育委員会と決めてきたわけでございます。

その中で基準になる平成26年度の工業高校の県内就職率は29%台でございました。それを5年後には40%にする、いわゆる3割近く上げていこうといった中で65%という数字が出てきたわけです。

結果的に、今、委員もご指摘されましたように、昨年以降、いろんな取組をしていく中で36.8%の数字が出ております。40%が目標で、それを超えればいいというふうに安心して思っているわけではございませんけれども、まずは1年でも早く40%を超え、さらに目標を掲げていくといった形で我々も県内就職に取り組んでまいりたいと思っております。

【中山委員】1つだけ、確かに部長も言われたように、工業高校の県内就職率は低いんです。しかし、それより低いところがあります。いいですか。高校生の進路状況を見ますと、これは公立高校だけですけれども、9,000人おります。普通高校は就職する人が492人に対して312人で六十何%です。ところが、工業高校は1,037人中382人で36.8%です。これだけ比較すると普通高校が高いんですよ。ところが、よく考えてもらいたいのは、あとの9割の普通高校生というのは進学するわけですね。どういう状況かということ、県内に残るのが38%程度、残りの62%は県外に行くんですね。いいですか、ここが大事なところですよ。県内の大学に行く38%の生徒は、4年後は、例えば、長崎大学は県内就職率はものすごく低いんですよ。そうすると、県内の大学の県内就職率が5割とした場合、県内に残るのはこの半分、20%弱になります。いいですか、私が言いたいのは、工業高校の県内就職率より普通科の生徒の方が県内定着率は低いんです、はるかに。

そこで、言ったように、教育委員会との協議の部分ですよ。教育委員会は、例えば佐世保工業高校なんか入学希望者が定員の1割を超えておっても募集を停止しているんですよ。普通高校なんかは定員割れしているところはざらにあるんですよ。

そういう中で普通高校優位な形でどうも進めているような感じがするので、そうすると、本来の若者の県内定着からいけば、当然、工業高校の定着率も上げなければいけないけれども、普通高校の問題も考えなければいけないし、クラスを減らすなら、どっちかということ普通高校の方を、若者の県内就職を考えるならば、工業高校よりも普通高校の方が少ないということ

十分認識してほしいなと思います。

そこで、40%の目標について、教育委員会と産業労働部はどのような協議をしているんですか。

【松本雇用労働政策課長】先ほど若干答弁で申し上げましたけれども、総合戦略、それから総合計画をつくっていく段階で、高校生の進学状況、あるいは就職状況を過去10年、教育委員会の方でも考えていく中で、先ほど申しました工業高校につきましては、直近が29%でございましたので、そこを40%まで上げていくということ、それから、全体的な数字についても、57.7%でございますけれども、先ほど55%と間違えて申し上げましたけれども、57.7%でございましたけれども、それを65%にまで上げていくということで、これまでも県内就職率が6割を超えることが多くなかったものですから、そういった中で65%まで何とか産業労働部と教育委員会が一緒になって取り組んでいく。もちろん、企業側も学校側もそうですけれども、企業側も取り組んでいくという中で、何とか65%まで県内就職率を高めていこうということで話を進めてまいりました。

【中山委員】今言ったように、40%と設定した時に教育委員会と産業労働部はどのようなふうな協議をしたのかということを知りたいんですよ。

【貞方企業振興課長】教育委員会と協議したのは、私どもの方では2~3回でございますけれども、関連するので私の方から少し答弁をさせていただきます。

午前中も部長から答弁がありましたが、工業高校といいますと、やはり一番の就職先は製造業でございます。そういったことから私どもは製造業を束ねるところの県工業連合会、そして、

各地の工業会といったところと連携をとって工業高校の県内就職を高めていこうという取組をしております。

そういった取組の一環としまして、例えば、工業高校等に直に出向いて行って工場の経営者等が、社長さんが企業説明会を行ったりでありますとか、生徒や保護者を対象としまして、企業に来てもらうなど、そういった取組を工業連合会と各地の工業会と一緒にやって昨年からは進めております。

そういった際に、当然ながら、大もとは県の教育庁でございますので、そういったところでも事業の進め方、そして、さまざまな形での協力を仰ごうということで取組を進めているところでございます。

【中山委員】 それでは納得いかんですよ。産業を育てようということやってきているわけでしょうが、人材を育てんばいかんわけでしょうが、長崎県に残ってもらわないと成り立ちませんよ。それを生徒をどうするかについて、県内就職率を40%することについてほとんど協議していない。話にならんじゃないですか。

皆さん方が頑張ってください、長崎県内で雇用して、そして働いてもらって、税金を生んでもらわんといかんわけでしょうが。

それともう一つ話したいと思うんだけど、この40%ということ、これは中身からすれば非常に難しい問題をはらんでおります。というのは、例えば、平成25年度に生徒が100人おったと、平成30年度には80人になったと、生徒が年々減っているんですよ。そうすると、ここが上がったとしても、長崎県に残る子どもが果たして増えたのかどうか、その辺の確認はできないんですよ。

そうすると、皆さん方に言いたいのは、この

パーセントもそうだけれども、何人残るのかということもきちんと目標を立てていくというくらいの意気込みが皆さん方にあってもいいと思うんですけども、その辺についての設定の仕方、あくまでも率でいくのか、何人残すのか、できれば計画前より増やしたい、卒業生の数、率じゃなくて数、セットで目標を設定していく必要があるんじゃないかと私は思いますが、いかがでございますか。

【松本雇用労働政策課長】 今、委員からご指摘がございましたけれども、前々回でしたか、委員会の中でも、率じゃなくて人数も大事なんだよというご意見を承っております。ただ、目標としましては、率を計画等に掲げておりますので、目標値としてはまず率をもってまいりますけれども、数字についても、年によって多い時、少ない時、生まれた人数とか、18年前に生まれた時の出生数の増減もございまして、全体数としての変動はあると思いますけれども、県内に残る人数についても注視しながら、できるだけ多くの若者たちを県内にとどめていくような形で産業労働部として取り組んでまいりたいと思っております。

【中山委員】 4年間で1,500人減ると言っているじゃないですか。1年間で幾らですか、300人ですよ。そのくらい、率でがっがっと減っていくんですよ。その辺ひとつ認識を持っていただきたいということ。

もう一つは、企業誘致についても、県下の工業高校生の能力というか、資質が大いに貢献していることは間違いのないわけでありまして。ぜひ教育委員会と協議してもらいたいのは、今後、県立学校改革推進室は生徒が減ったらクラス数を減らしていきますよ。そんな中で、競争率が、倍率が定員を超えているところを切っていくと

というのはあんまりひどいと私は思いますよ。生徒の希望だから。希望が定員より多いわけだから。それを切ってやっていくことについては断じて許しがたいと考えておりますが、工業高校関係の定員募集についての考え方として、産業人材の育成という立場から、産業労働部長と教育委員会と協議してほしいということを強く申し上げたいと思いますが、いかがですか。

【古川産業労働部長】 産業振興ということで、そういう役割を私どもは持っております。それには人材が当然必要ということでございます。一方で、そういう状況にあると、要するに募集倍率が1倍を超えているという状況もございます。その辺、教育委員会も承知しているところでございますが、一方で先ほども申し上げましたけれども、県内定着率が低いということもございませぬ。その辺もしっかり上げるという努力も工業会、工業部会等と連携しながら、その辺もしっかり教育委員会には訴えていきたいと思っております。

【中山委員】 ここは大事なところなんですよ。もう一つ気になるのは、今の産業労働部長の答弁を聞いてもそうだけれども、40%の目標について低いんじゃないか、もっと上げたらどうかというニュアンスの質問が本会議であったんですよ。その時、知事が、雇用の場があるのか心配していると、産業を振興せんばいかんなどということを言われたと思います。知事自身も40%を超えるだけの雇用の場があるんだろうかということを心配しているんじゃないかと思っております。そこを払拭するのは産業労働部しかないわけですよ。こういう政策をして目標率を50%ぐらいにするだけの力がありますよと。そこもぜひ知事と産業労働部長と話をし、少し諦めたような、本会議の答弁を読んでみませんか。

40%に対して、雇用の場があるだろうかなと言って、その後に産業振興に力を入れていまして、知事自身が本会議でそういう話をされたと私は思っておりますが、これは大きなリスクになるんですよ。今後、工業高校生をどんどんカットしてもいいじゃないかと、減らしてもいいじゃないかという理屈になりかねないんです、これは。

ぜひそこも含めて産業政策をきちんとやって、工業高校生の受け入れが十分できるような環境をつくって、それを真剣にしていくということが産業労働部長の仕事の一つだと考えているので、今後の人材育成を含めて企業振興についてどのような気持ちで取り組んでいくのか、最後にお聞きしたいと思います。

【古川産業労働部長】 40%の分しか県内に働く場がないということはございませぬし、そういう認識というのは知事にもしっかり訴えていきたいと思っております。

ただ一方で、例えば、長崎工業高校とかには求人がたくさん来る。そこを企業の方になかなか手当てできないという状況があるということもお聞きしております。一方で、島原工業高校が県内就職率が非常に低いという状況で、なかなか地域間の移動といいますが、そういう点でもクリアすることが必要になってこようかということがございませぬ。

いずれにいたしましても、私ども、産業振興を図る上では、人材というのは必要不可欠で、そのためには工業高校生を県内にしっかり定着させていくということが大きな課題でございませぬので、しっかり、一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

【中山委員】 平成28年度は長崎工業高校は50%を超えております。学校自身も意欲的に取り組んでいるし、ここは日本でも有数だし、世

界に向けた工業高校なんですよ。こういうところについては、学科が7つあっても、8つあっても、1つ増やしてもいいんですよ。そのくらい、長崎工業高校は50%を超えている。そしたら長崎工業高校をもう少し拡充して人材を育成していこうとか、そういう戦略も必要です、産業労働部としては。

そういう意味からしまして、いずれにいたしましても、5つの工業高校の優秀な生徒を長崎市内に、県内に一人でも多く残すための産業振興に力を入れていただきますように要望しておきたいと思います。

【吉村(洋)委員長】 暫時休憩いたします。

再開は3時30分といたします。

午後 3時21分 休憩

午後 3時31分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

ほかにご質問等はございませんか。質問は簡便に、答弁はもっと簡便をお願いします。

【深堀委員】 幾つかお尋ねします。

海洋再生可能エネルギー実証フィールドの状況についてということで補足説明資料でも説明をいただきました。この中身と申しますか、スケジュール等を確認しているんですけども、発電機の設置自体が平成31年度ということで、各種調査が今年度から始まっていますけれども、この実証運転が1年間というふうにスケジュールでなっています。桜島沖の洋上風力の時もそうだったと、この時も環境省の事業だったと思います。あの時も決められた期間で撤去ということになって、五島市が浮体式洋上風力の払い下げという形をとって今活用されているわけです。今回の発電機のタイプですけれども、これもそのようなことができるのか。

まず、実証試験のデータが物理的に1年間とれるのかということと、それ以降の、結構高額な機器でありますので、その活用についての見解を求めたいと思います。

【森田海洋・環境産業創造課長】 潮流発電事業は今年度から始まる実証事業でございます。今、ご質問がありましたとおり、最終年度の平成31年度において、実海域での発電実証がなされるという事業でございます。

この事業そのものは環境省の委託事業ということで計画されておりますので、基本的には環境省の計画に従って事業を実施するものでございます。

ただ、同じ内容で浮体式洋上風力の事業も実施され、当初は撤去、終了の予定だったものが、実証がうまくいったことや、関係の事業者がさらに事業化に向けてやる意欲を持ち続けて、さらに発展する状況になったことによって次につながったということでございます。

したがって、私どもも、この事業がきちんと計画どおり実証がなされ、地元にも受け入れられ、さらに発展をしていくという方向になった折には、そのようにより発展した姿になるように我が県としても取り組んでいければと考えているところでございます。

【深堀委員】 わかりました。先の話なので、今、可能性の話で幾ら質疑してもわからない部分があると思いますが、前例として浮体式洋上風力の活用というものを実際にやっているわけですから、この実証試験がうまくいって、地元の理解が得られれば、それをまた次のステップとして活用していくようなことも可能性としてはあるということで認識をしておってよろしいですね。わかりました。

次に、「第10次長崎県職業能力開発計画(案)」

を今回資料としていただいております。これを読んでいく中で自分として驚いたのが、「長崎県における年齢別雇用形態（平成24年）」という表が12ページに載っておりました。それを見ると、長崎県内の15歳から24歳の中で非正規労働者の割合が4割を超えている。これは25歳～30歳では大体二十数%、35歳から44歳も二十数%ということで、各年代で見て、15歳から24歳という若い人たちの雇用形態が、非正規化が4割ということですよ。

そして、次の13ページに載っていたことでも驚いたんですが、新規学卒者の離職状況ですね。長崎県の大学生の場合は、3年目までで39%近くが離職をしている。これは全国平均からいけば6ポイントぐらい差があると。高校生については45%が3年目までで離職をする。全国の高校生と比較すると5ポイントほど高いということで、非常にどうなのだろうかとこのふうにいる数字が載っています。

これに対して、例えば、非正規労働については、個人が望んで非正規になっている人はいいいと思います。それはいいと思います。ただし、仕事がなくてとか、本人の意思に反して非正規労働に甘んじている人たちも多分たくさんいるんだろうなと思っています。

この数字を見た時に、最終ページにいろんな数値目標を掲げておられまして、先ほど議論があった県内就職率のパーセンテージは数値目標の中にありますけれども、今、私が言った、例えば若年層の非正規労働の割合の高さ、そして、新卒者の、大学生、高校生の離職率、全国と比べて離職率が高いということに対する分析。非正規労働が多い産業は何なのか、離職が多い産業は何なのか。そういった分析をしないと、単に数値目標で離職率を下げるんだとか、非正規

労働の雇用率を下げるんだということの目標を安直に掲げるのではなくて、どういう業種が非正規が多いのか、どういう業種が1年目から3年目の離職率が高いのか、そういった分析をやっているのかどうか、まずお尋ねしたいと思います。

【松本雇用労働政策課長】 まず、非正規の15歳から24歳の状況ですけれども、長崎県の非正規労働者の割合は42.5%でございますけれども、全国は50.1%という状況です。ただ、年齢が若いというところで、先ほど委員がおっしゃられました、不本意で非正規になっている割合はどうかというのは、これは県別では数字がなくとも全国ベースでの話になってくるんですけれども、12.8%ぐらいの割合で、本当は非正規じゃない方がいいんだけどもなというような形での不本意な非正規が割合としてあるという状況でございます。そういう意味では、基本的には分析といたしましては、この年齢層は割合的には高くなっております。もちろん、本意でない非正規をなくしていくという努力はしていかなければいけないと思っております。そこについては一定、全国よりも低い状況であると認識しております。

また、その中で業種別にどういったところが非正規が多いのかということでございますけれども、これについては5年に1度、就業構造基本調査、母数の50分の1の標本（サンプル）で調べる調査がございまして、かなり精度が高い調査があります。

それによりますと、サービス業の宿泊・飲食サービス業の非正規の比率が67%です。これも全国の73%よりも低いという状況でございます。それから、生活関連娯楽サービス業が53%、全国は57%ということで、全国よりも低いとい

う状況ではございます。それから、卸売・小売業が48.6%、全国は50%で、これも全国より低い。比率が高い業種は今言ったようなところでございますけれども、全国に比べれば非正規は低いという状況ではございます。

それから、離職率の関係でございましてけれども、高校生が45.7%、大学生が38.2%になっております。

これにつきまして全国の分野別で申し上げますと、高校生の場合、宿泊・飲食サービス業の3年以内の離職率が66%と非常に高くなっております。それから、生活関連サービス業・娯楽業が61%、小売業が52%。非正規率と同じような傾向が出ております。

長崎県の場合、高校生につきましては、宿泊・飲食サービス業が65%、生活関連サービス業・娯楽業が59.7%、小売業が54.6%という形です。大学生の離職率で申し上げますと、宿泊・飲食サービス業が56%。それから、特徴的なのが情報・通信業が53.7%の離職率となっております。それから、教育・学習支援業が51%です。こういったところが離職率が高くなっておりまして、全国的な数字も宿泊業、教育サービス業が53%という形で高くなっております。

そういった状況で、どちらかということ、製造業とか建設業は割と少ないんですけれども、サービス業の離職率が高いといった傾向が見て取れると分析しております。

【深堀委員】わかりました。今の話からいくと、非正規労働の分野も宿泊・飲食業が多いという話です。離職率の高い内訳でも、結局、宿泊・飲食業が高いという説明でしたね。関係してくるんじゃないですか、そこは、今の報告でいえば。

確かに、非正規雇用の率が全国よりも低いと

いう話がありました。不本意の非正規が12.8%ということ。それは全体の非正規の中の12.8%が不本意という報告だったのか、全体の雇用という意味だったのか、そこはよくわからなかったけど、全国と比較して低いからいいという話ではなくて、15歳から24歳という若年層が年齢別雇用形態で見ると長崎県はかなり大きくなっているから、そこは少し分析をして何かしらの対策を打つべきじゃないかということを私は申し上げます。

離職率についても、全国と比較して3年未満で辞める人たちがかなり高くなっている。そこを分析すべきじゃないかといった時に、今、課長の報告では、非正規の特徴的な産業と離職をしているところの特徴的な産業が合致しているわけだから、そこは何かしらの関係性があるんじゃないんですかと。だから、そこを少し分析しないと、この状況を了としているんですか。了としているのかどうか、そこをまず教えてください。

【松本雇用労働政策課長】先ほど申し上げたのは、比較も一つ必要であるということで説明を申し上げました。

もう一つ、離職の割合が高い、規模別でいきますと中小企業が大企業に比べると離職率が高いということが出ております。そういった傾向も含めて、こういった形で若者たちが勤めたか、そこについてはキャリア教育というんですか、そういう意味で職業観といったものについての意識を高めるような教育も一方ではしないといけない。もう一つは、企業側も処遇について改善をしていくということも必要になってくる。そういった観点から、県としても労働局、市町と一緒にさらに取り組んでまいりたいと思っております。

それから、全国より低いからよとしているわけではないということでございます。

【深堀委員】そしたら、いろんな分析をしながら、どういった目標値を立てるのかということ。せっかくつくる第10次の計画の中にそういった要素も盛り込んでいいんじゃないかなと思うんだけど、その点はいかがですか。

【松本雇用労働政策課長】ここで数値目標に掲げておりますのは、どういった形で産業人材を育成していくか。これは前回も申し上げましたけれども、第9次計画の中では、雇用の場がないという中でセーフティーネットの職業能力開発を進めていかなければいけないということをお願いしました。これからの5年間につきましては、人手不足が進む中でどういった形で職業訓練等、能力開発を進めていくかという観点で数値目標を掲げたところでございます。

先ほど申し上げたようなことの、例えば、33ページには技能振興という面で、児童や生徒に対しての職業能力開発機関、あるいは業界団体等との連携による技能に対する意識の開発、あるいはインターンシップとか、そういったものもあります。32ページでは労働者のキャリア形成、これは若者ということではございませんけれども、そういったことも含めて大きな観点から計画の中で盛り込んでいる内容を掲げているつもりでございます。

そういった観点で数値目標も、キャリア教育の充実とか、に書いておりますけれども、そういった形での数値を目標として掲げさせていただいているところでございます。

【深堀委員】説明はわかるんだけど、実際に私が今指摘したように、年齢別の雇用形態、そして、新卒者の離職状況から見た時に、やはり懸念する数字が出てきているわけだから、それに

対して具体的に、より明確に数値目標を掲げて取り組むということも検討していいんじゃないかということ提起しております。ここにすぐ入れられるかどうかわからないけれども、それは問題意識を持っているということの答弁がされているわけですから、そこは、より具体的な数値目標を何かしらで取り入れてやっていくということは考えてみていいんじゃないですか。

【松本雇用労働政策課長】委員のご指摘等、我々もそのことは十分考えて進めていくんですけども、この職業能力開発計画の考え方そのものが、先ほど申し上げましたように、どう人材を育成していくか、どういった形で労働インフラ、労働市場であったりとか、要するに、職業訓練機関の中でいかに訓練をしていくかとか、あるいはその中でキャリア教育の充実等を高めていくかとか、そういったことを目標に掲げるような形の計画になっておりますので、そういう数値目標を掲げさせていただいているということでございます。

【深堀委員】わかりました。ぜひやってください。お願いします。

あともう一つ、この議会で議案等の資料の中で各公益財団法人の経営状況の説明書が配られました。午前中議論があった長崎県産業振興財団の資料を見ていたんですが、皆さんの立場で長崎県産業振興財団に対してどういにかかわり方になっているのか。この説明書を見た時に非常に気になることがあったものですから。

というのが、平成27年度の事業の中で、平成27年度末貸出債権として47件、2億7,723万円と載っております。その内訳を見た時に非常に驚きました。破綻先が14件で9,400万円、破綻懸念先が13件で8,600万円、正常先が16件で4,200万円しかない。だから、平成27年度末の

貸出債権の85%が危ない、危ないという言い方はどうなのかな、正常ではないというような報告書が載っておりました。

これは所管が企業振興課になっているんですけども、これはどういった中身だと認識したらいいですか。

【貞方企業振興課長】昨年度まででございますが、長崎県産業振興財団が国等の補助事業として、また、単独事業としてそのような貸し付け等の事業をやっておりました。平成28年度からはそういった事業は一切やっておりませんが、そのような中でどうしてもやむを得ず生じた滞納等の先が、このような形で計上されているものでございます。

認識としては、長崎県産業振興財団の担当職員が各企業を何回も回りまして、1ページ目の事業の成果等にも書いていますが、回収に努めておりまして、要管理先と破綻懸念先、それから破綻先の管財人、保証人等については、特に留意をして回っておりまして、平成26年度につきましては、合計で約2億2,200万円の債権が残っていたものが、平成27年度末で2億1,000万円、そこに掲げているとおり、2,900万円と8,600万円と9,400万円、合計で2億1,000万円ですが、しっかりと回収を図っておりまして、今後、この回収が主な事業になりますが、そこをしっかりと訪問、督促を重ねながら回収してまいりたいと考えております。

【深堀委員】その中身について県がどこまで関与できるのかなということがわからなくて聞いているんですけども、これは財団の話なのでですね。そこは県はそういったことを指導する立場にあると理解しておっていいですか。

【貞方企業振興課長】事業内容については、現在、事業も終わっていますし、いろいろと口を

挟むことではないんですが、財団については、県から出資もしておりますし、極めて深い関係にございますので、当然ながら、こういった未収債権については、しっかりと督促し、その回収を図るように、常にいろいろな機会を捉えてお願いをしているところでございます。

【深堀委員】平成28年度は、この貸し付けはやっていないということなので、あとは回収だけの話になるんですが、この状況を見た時に、受け付け時の審査基準とか、そういったところの問題じゃないのかなと思いました。もう新規はないのでいいんですが、そこはしっかりと回収できるように県としてもサポートしていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

【吉村(洋)委員長】ほかに。

【溝口委員】企業誘致についてご質問させていただきます。

今回、企業誘致の推進についてということの説明があります。たくさんの企業が5年間、3年間の間に来て、働く場所が増えてくるということになっているんですが、先ほど、800人規模の製造業とオフィス系企業を誘致する際の比較ということで出ております。これを見ておいたら、オフィス系が安くて大変効果がありますよというふうに見えるんですが、今後の方針の中では、やっぱり製造業と一緒にあわせてバランスよい企業誘致を進めていくという話です。

県の方としては、私たちがからおいて、製造業に力を入れるというよりも、どちらかというとオフィス系の企業誘致に力を入れているような感じがするんですが、その辺についてどのように産業労働部の方では考えているのか、お尋ねいたします。

【原田企業振興課企画監】県といたしまして、

特に製造業を重視するとか、オフィス系を重視するとかございませんで、両方とも進めております。

ただ、今、BCPの関係で、かなりオフィス系の企業の地方への進出が進んでいますので、結果的にかなりオフィス系の企業の進出が目立ちますけれども、誘致活動そのものはオフィス系、製造業、それぞれバランスよくやっているところでございます。

【溝口委員】製造業の場合、やはり一つの企業だけというよりか、大きな一つの企業が来ると、それに関連した企業が入ってくるんですよね。オフィス系の場合は、それで止まってしまうと思います。今、県の考え方として、製造業に力を入れていくということでございまして、あわせてオフィス系の企業も誘致ということで、長崎県として、それぞれオフィス系のビルの整備とか、そういう建物を建てたいという要望が市町からあっていると思うんですけれども、企業誘致に対するオフィスビルの整備ということでどのくらい来ているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

【原田企業振興課企画監】オフィスビルの整備につきましても、官民の役割分担からいたしますと、民間の分野かなと思っております。官と民と比べましたら、民間資本の活用を第一義に考えるべきものかなと考えております。

具体的に各市からのご要望でございしますが、長崎市につきましても、出島のビルをちょっと急ぐ理由がございましたので、県と市で折半してつくっている状況でございます。（発言する者あり）そのほかの市につきましても、まだ具体的な話は上がってきておりません。

【溝口委員】今回、出島の方に、長崎金融バックオフィスセンターの構想ということの中でオ

フィスビルを建設するようになっております。長崎市に産業振興財団が積極的に投資をしていると思うんですが、それにあわせて県の方も出すということですから。

今、市の方からは余り来ていないということです。私たちは佐世保市の陳情を受けて、オフィスビルの整備についてぜひお願いしたいということで、市自体から私たちは聞いているんですけれども、民間じゃなくて市から来ているんじゃないですか。

【原田企業振興課企画監】委員会に提出されています陳情書に佐世保市の分がございすけれども、確かに陳情書では「工業団地整備同様のご支援」と書いてあります。ただ、具体的にどここの場所にどういった規模のビルをとという話はまだそこまで来ておりません。佐世保市がそういったビルを整備したいというお考えがあるということは存じております。ただ、まだ具体的には聞いていないということでございます。

【溝口委員】具体的に聞いてないということですが、具体的にお願ひするということで佐世保市から要望書が出ていると思うんですよ。それは工業団地同様のご支援をいただきたいというお願ひの中で来ていると思うんですけれども、その辺についての検討については話し合いはまだ全然していないんですか。

【原田企業振興課企画監】下協議は何回かやっておりますが、具体的にどここの場所で、どういった規模のビルをつくりたいという話まではまだ上がってきていないということでございます。

【溝口委員】県の考え方としては、民間による整備を促していきたいということですが、やはりある程度均等な県北と県南ということを考える時に、やっぱり長崎市だけに34億円も投資してオフィスビルをつくってやる。一方は民

間でしなさい、自分たちで考えてしなさいという、そういうのはやっぱりある程度県南と県北の均等した考え方を県が持っていないと、結局は南高北低という形になってくるわけですよ。その辺の考え方が、県の方として、もう少し真剣に考えていただきたいなと思うんですけれども、その辺についての考え方はないんですか。

【原田企業振興課企画監】受け皿につきましても、工業団地は市町営でやっております。オフィスビルにつきましても、例えば、行政がやるとしても、やっぱり県と市と協議しながら、その仕組みを考えていかないといけないなと思います。仮に行政がするとしましてですね。

【溝口委員】いやいや、今度の工業団地についても、市がすることによって、県がそれを補助すると。今、工業団地は県がつくっていくという方針じゃない、市が積極的にしないとだめと。

だから、ウエストテクノ佐世保にしても、あれは産業振興財団と話しながら、やっぱりある程度製造業が来るかもわからないということで、17ヘクタールですか、の整備を市が積極的にやって、それが成功してきているんですよ。

ただ、製造業については、やはり市町が一生懸命になって工業団地を整備していくという方針ですから、オフィスビルについては、まだまだその辺については、県の方針としては、ただ15億円も幾らも県が出してから長崎市にはつくってやる。これはもう少しやっぱり考えて、大きな形でオフィスビル系も、やはり長崎市だけではなくて、ほかの佐世保市の方にも、向こうは災害が少ないわけですから、向こうの方にもやっぱり建設してやるという考えを少し持った方がいいんじゃないかと思うんですけれども、その辺についての考え方をもう少し。

部長、やっぱり均衡ある長崎県の発展のため

に。今、人口が減少しているんですよ。だから、やっぱりそれぞれの場所にオフィス系としては企業誘致をしたいという部分があると思うんですよ。それだから佐世保市が一生懸命になっていると思うんですよ。その辺についての産業労働部としての考え方、そして、産業振興財団としての考え方、企業誘致については一緒になって進めていかないといけないんじゃないかと思うんですけれども。

【吉村(洋)委員長】整理して答弁してくださいね、1回で終わるように。

【古川産業労働部長】出島のオフィスビルについては、産業振興財団で整備をしているところでございまして、基本的な考え方としましては、企画監がご答弁申し上げましたとおり、民間主体でやっていただきたいということはございしますが、佐世保市の方から具体的な形で市が整備するというお話がございましたら、その時点でそれについてはしっかり検討をしていきたいと思っております。

【溝口委員】市が整備するということは、何でも市主体ですたい。こちら出島の方は県が考えて、どうして佐世保市の方は市なんですか。やっぱり県北、県南、ある程度均等な考え方を県が持っていないから1つに集中してくるんですよ。東京集中というのもそうでしょう。東京に集中するからと言いながら、長崎県に何か持ってこいと言っても来ないでしょう。だから、県がちゃんと長崎県としての全体のバランスを考えないといけないんじゃないですか。

【古川産業労働部長】その辺、オフィス系企業の需要等も踏まえながら、そこの部分がそういうビルがまず必要かどうかということのを当然判断をしながら、市の方としっかり協議をしていて、長崎市の事例ももとの検討をしていきたく

いと思っております。

【溝口委員】わかりました。長崎市をもとにした考え方の中で市と話し合いをしていって、県として積極的に取り組んでください。よろしく願いしておきます。

【徳永委員】南高北低と言われましたけれども、企業立地があるところはすばらしいですね。長崎県内の工業団地を見た時に、南高は、南高来郡の南高じゃなくて、これは長崎市も入っておるんでしょうけれども、島原半島は全くこれないですね。これはまさしく北高南低ですよ。

私は以前から言っているでしょう。多比良港の埋立地は29ヘクタール、これを全然やる気もないし、やろうとしない。

あなた方は製造業を誘致しようとするけれども、他県と競争した時に、この面積で営業できるんですか。じゃ、どこがあるんですかと。企業誘致を一生懸命されているということもいっても言われますけれども、じゃ、企業が、一体どこにどれだけの土地があるんですかと言われた時、これは1桁違うんじゃないか。14ヘクタールかと思ったら、1.5ヘクタールとか、2.3ヘクタール、これが今の現状ですか。今どれだけあるんですか、これ。足せばわかるんでしょうけれども。

【吉村(洋)委員長】徳永委員、後で計算してください。時間がないから。

【徳永委員】これは計算するとすぐわかる、30ヘクタールです。足せば大体わかるじゃないですか。神ノ島を抜いて約30ヘクタール。これと同じ規模が多比良港にあるんですよ、埋め立てれば。今14ヘクタール、そして、埋め立てれば15ヘクタールプラスで29ヘクタール。対岸には熊本。フェリーで45分で長洲の工業団地から久留米、熊本市。これだけの商圈が、そしてま

た企業がある、工場がある。そことも連携をとれるわけです。

その中で、この前、企業振興課長から資料をいただいて、いろいろご尽力をいただいて営業したけれども、対岸とのそういった取引等がなかなかないということですが、それはそれで短時間でされたと思いますが、要は問題は、全体的な中で企業誘致をと言いながら、この面積でやっていくという中で、そして、正直言って神ノ島の工業団地がなぜ売れなかったのかというのはいろいろ問題があるわけです。営業しているのは産業振興財団ですか、1年に相当な企業を回っているけれども、そことの営業会議と申しますか、そういったものをやっていますかということについて、余りしていなかったというのが、2~3年前の私の質問と答弁だったんですよ。

今、そういう中で、何が問題点なのか、何が足かせになっているのかということは、定期的に会議をして、その対策等はされているのか、その辺お答えを下さい。

【原田企業振興課企画監】まず、工業団地の面積でございますが、36ヘクタールでございます。

それから、産業振興財団との意見交換でございますが、まず、年に1回は財団と県下の全市町を入れた会議をやっています。それから、個別の財団との協議につきましては、大体月に2~3回は財団に赴いて意見交換等を行っている状況でございます。

あと、団地につきましては、今日決議いただきました相浦の団地も含めまして、今、5団地で合計で大体35ヘクタールを整備中でございます。県として、団地整備の支援を決める際には、財団の意見も聞きながら、売れる団地ということで支援の対象とするという状況でござ

います。

【徳永委員】月に何回かしておると言われますけど、ちゃんとそこで問題点を提起し、そこでしっかりとした対策をとっているんですか。そうであれば、その会議の内容をいただきたいんですよ。その前に、いやいやこういうことをちゃんとやっていますと。そして、こういうことを会議の中でやって、こういうしっかりとした対策をとって、その効果が出ていますという事例がありますか。

【原田企業振興課企画監】まず、財団が具体的に企業を訪問する際に、やっぱり対象の企業から、いろんな支援事業のニーズをいただきます。その中で県として実際に制度化できるものもございまして、できないものもございまして。例えば、オフィス系のデベロッパーに対する支援制度も、今までは実際ビルに企業が入ってきてから何人雇用したかでちょっと幅がございましたが、今年度から、ビルを整備して誘致企業が入る分のスペースの15%を基本に固定しまして、これはオフィス整備の話ですけれども、財団からいただいたニーズに基づいて制度改正をしておるということでございます。

【徳永委員】それはそれでいいでしょうけど、企業に営業に行って、企業からやっぱりいろいろあるわけですよ。なぜ長崎県がだめなのか、いろいろそういう指摘を。当然そうでしょう、営業に行くんでしょから、部長ね。行けば、そういう問題提起があるわけでしょう。それをまたバックアップいただいて、そこをいろいろ検討することによって。だって、何もしないで、また営業に行っても、相手は当然受け付けませんよ。今は地震の問題もいろいろありますし。

そういう中で、今回私が言いたいのは、今、県のスタンスも変わったわけです。工業団地は

やはり県が直営でやれば、なかなかこれは問題があると。これはやっぱり事業費のこともあるし、なかなか売れなかったということもありますから、今はもう市町がする方に支援をするというシフトということで、それはそれでわかりますよ。

そうであるから、例えば、この多比良港の埋立地ももう知らない。これは市がやらなければどうなんだということではなく、今、これは雲仙市もやろうとしているんですよ。これは今は県の土地ですよ。そうでしょう。県有地が29ヘクタールある。今から新しい工業団地をつくるのであれば相当な事業費がかかるから、それはわかるんですよ。現にこれだけのいい土地、臨海工業団地が今不足なんですよ。そして、道路が今からよくなるんですよ。島原道路も今からきます。多比良港から真っすぐ行けば、バイパスを今やっております。国見高校の前を通過して、これはもう大型トラックが行けるんですよ。そして、長洲港に比べて多比良港のいいところは、潟地じゃないもんだから、浚渫費がそうかからないんですよ。熊本県は長洲港だけでも毎年2億円の浚渫費がかかるんですよ。（発言する者あり）企業のところも相当な浚渫費をかけておるんですよ。ところが、多比良港は砂地ですから、これ、専門の中村委員も言っていますけど、いいんですよ。

だから、私は何を言いたいかというと、「ここはいい」という企業がいるんですよ。ただ、私が県に言えば、今からこの護岸整備からいろいろやれば30億円～40億円かかると。エプロンから浚渫からやればね。やっぱり3,000トン級から5,000トン級の船をつけないといけないと。売れなかったら、これは大変なことになるといって、これは知事も答弁されたんですよ。

だから、じゃ、指をくわえて見てていいのかということですから、もう少しやはり営業するについては、それだけのしっかりとした球を持っていなければいけないわけです。言葉は悪いですけどね。だから、広げた中でいかないと、きゅっきゅっきゅっした中でね。島原半島にそういう土地があって、対岸には熊本をはじめ、100万人から150万人の商圈なんですよ。企業もあるんですよ。現に、うちからはフェリーを使って長洲の工場に行っているんですよ。先ほど言う島原工業の。長洲の町長から、「人材がすばらしいから、とにかく定住はしなくていい。有明フェリーを使って、来てください」ということで言われているんですよ。しかし、情けないじゃないですか、あっちまで行って。定住はしなくてもいいと言われるけれども、ここをもう少しあなた方はしっかりとやっていただければ、こういった優秀な人材、島原工業から県外に出なくてもいいようになるんですよ。そのことを含めて答弁をお願いします。

【原田企業振興課企画監】多比良港の埋め立てにつきましても、昨年の段階で用地の用途変更をされまして、企業立地用の業務施設用地に使えるようになったことは存じております。

ただ、所管の港湾課の埋立地の売却方針でございますが、県としては、今のところ、市以外に売るということは考えておらず、企業への直売は考えていないということでございました。港湾課の意見でございます。

【徳永委員】それはわかります。私は何回も聞いているんだから。それは随意契約で一定、それはできる。いろいろ今から問題がありますけどね。ただ、問題は企業に営業に行った時に、例えば、「海に近いところに船をつけるような広い土地はないんですか」と言われたことはな

いんですか。私が営業した時に、「神ノ島に行きたかったけども、神ノ島はやはりちょっとトラック等の輸送とかいろんな問題がある。だから、見た中で多比良港はいい。本当は島原の新港がいい」と言われたんですよ。島原の新港は、しかし、もう土地がないと。そうであれば多比良港。

だから、私が言いたいのは、それだけの営業をされているのかと。数はあるけれども、ニーズに合った営業の仕方ですよ。だから、もう多比良港なんか眼中にないから、頭から、そういう広々とした土地はうちはありませんと言っているような感じしかないんですよ。そういう企業が実際にいるんですよ、何回も言うように。ただ、県が動かない。言うことは全て土地は市に随契でしかやれない、我々は直接販売できないと。変えれば、そんなことできるわけなんですよ。（発言する者あり）現に、雲仙市は今度、多比良港のボーリング調査をするんですよ。水の出る調査をやって、そして、土木部も今一生懸命やられています。どうにかして企業誘致をしよう。

ただ、本家本元の産業労働部がやっていないとは言わないけれども、私に言わせれば財産、資産があるのに、これを活用しようとする勢いがいいんですよ。

それは立地条件が悪いところなら私は言いませんよ。今から道も高規格道路ができて、諫早のインターまで近いんですよ。航送船も使える。そして、あそこは今度、沿岸道路ができるんですよ、長洲から佐賀まで。熊本。高速も近いんですよ。だから、そういうことも踏まえて、今後、対策をとっていただきたいと思っておりますけれども、部長、その辺どういう対策をとれますか。

【古川産業労働部長】先ほど企画監からご答弁

申し上げましたように、現在、分譲をさせていただいている面積として36ヘクタールほどございますが、基本的に神ノ島を除けば、内陸型というふうな形の部分のところで、これまで造成をしてきたという状況がございます。

今、徳永委員からお話ございました、海のそばという要望に応えるという形になれば、多比良港も有望な誘致のところと考えられます。

ただ一方で、そこはそもそも企業誘致の用地という形で造成したわけではございませんので、土木の方の意見といたしますが、その辺のこともしっかり聞きながら対応させていただきたいと思っております。

【徳永委員】そこを言っちゃだめなんですよ。土木部も今しよるとだからね。それはそうだけでも、じゃ、何に使うんですかと言われて、じゃ、そこが工業団地じゃなかったもんだから、そのまま草っ原にしますと、そういうことでよくないでしょう。だから、それを言っちゃだめなんですよ。それはそれで、説明は説明でわかっているんだから、こっちは。それをもとにして聞いているんですからね。

だから、とにかくあれだけのいい土地をやっぱりしっかりとした活用をしていただきたいと。そこはまた次の時に一般質問かなんかでやりたいと思いますから、よろしくお願ひしたいと思っております。

もう一つ、先ほどのオフィスビルです。

ここには今、企業からどれだけの申し込みがあっているんですか。

【原田企業振興課企画監】前回の委員会で複数の企業と話をしているというご答弁を申し上げました。状況としては、その時点と変わっておりません。まだ今日の段階で具体的に申し上げられる段階ではございません。複数企業と話を

している状況でございます。

【徳永委員】全ての部屋は埋まる、それ以上の応募があっているという理解でいいんですか。

【原田企業振興課企画監】今お話をしている企業は複数ございますが、1年目でどこまで埋まるか、そこは今後の協議の結果ということでございます。

【徳永委員】あなた方は、先ほどオフィス系はすばらしいんだということをいろいろ言われましたけどね。企業が、例えば、100に対して3倍も4倍も今は来ていると。そして、ここははきとしては言わないけども、間違いなくね。

あなた方は、さっき、奨学金は6年と言いましたが、この企業がしっかり10年以上継続しておっていただければいいんですが、私がこの前の議会でも言ったのは、非製造工場がなぜあれなのかというのは、やっぱり製造工場というのは、慎重なんです。それだけの設備投資を自社でしなければいけない。だから、それだけの投資をして回収するには、やはり慎重に慎重を期して、そこに来る、そして設備を投資する。しかし、オフィスビルについては、自前のビルじゃないですから、賃貸であれば、これは要するにいつも問題になっているのは、来るけども、しかし、退去するのが易しいわけなんです。さっき中山委員からもいろいろ指摘があったのは、そういうところもあるのかなと思うんです。わかりますよ。あなた方が、それはそれでオフィスを増やすということ、それは私も賛成でありますよ。ただ、それに傾いて企業誘致、製造業というものが疎かにならないようにしないと。

先ほど言うように、よその県もこれはやっているんです。そして、実際、長崎が本当に有利なのかと。だから、あなた方は、これだけのことを提供をして呼びたいという、これ一つのP

Rですよ。だから、しっかりここは担保されればいいですよ。しかし、そうでなければ、これはまた大きないろんな問題になりますから。

だから、ここに資料を出した、これだけのことがあるからこうだという、いわゆる我々に対して説得力を持ってあったと思いますけれども、現に言われるように、今の状況が何社か来ている。しかし、今の状況では全てを満たしてはいないような感じでありますから、今後、これが完成するまでにそこはしっかりとしたもののが我々に発表できるかどうか、その辺を答えていただけますか。

【原田企業振興課企画監】状況をいつの時期に、どこまでお話できるかということは、企業さんの方とも話をしないといけないと思いますけれども、一刻も早くいいお知らせをできるように、今後、企業の方と話を進めてまいりたいと思っております。

【徳永委員】それはいろいろ守秘義務があるかと思いますが。ただしかし、これだけのお金を使うわけですから、その守秘義務がどういうものでしょうかということは、そこはいろいろあるでしょうけど。ただ、我々にしても、やはり税金を使うんですから、当然ここは我々は知るべきであって、そして、もし満たない場合にはしっかりとした体制をとらなきゃいけないわけです。結局だめでしたと、反省したと。じゃ、どういう責任をとって、どういう対策をとるのか。しかし、これはマイナスですから、これはあえて聞きません。

私は、これはもう成功すると。ちゃんとした企業を誘致するというごことでお伺いをしておきますので、その辺はしっかりと頑張ってくださいと思います。

【吉村(洋)委員長】ほかに質問はありませんか。

【久野委員】今、本県の景気は、緩やかながら回復基調にあるということでありまして。今年の5月から7月までを見てみると、11件の倒産件数が出ているということで、昨年と同じ11件と。3カ月で11件も出たということ自体、私は本当に重く感じるわけでありまして。

この倒産の内容について、どういうことが問題なのか、何が原因で倒産したのか、企業的にはいろいろあると思います。仕事量の問題とか、あるいはまた資金面の問題とか、人的問題があるとか、いろんな問題があると思うんですけど、何が原因で倒産したのか、どういう業種だったのか、そこあたりを教えてください。

【山下産業政策課長】今、部長説明の中で、5月、6月、7月の3カ月間の倒産件数として11件と報告しているところでございます。

この倒産理由につきましては、一つが不渡りといいますが、企業のしわ寄せということがあります。あと、販売不振に伴う倒産がほとんどでございます。その業種につきましては、小売・サービス業が全部で6社、建設が1社、運輸が2社、卸売業が1社ということで、商工業の小規模の事業者がほとんどという状況でございます。

【久野委員】業種についてはわかりました。この11件の倒産によって何名の雇用が失われたのか、わかりますか。

【吉村(洋)委員長】 暫時休憩いたします。

午後 4時27分 休憩

午後 4時27分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

【山下産業政策課長】 従業員につきましては、11社のトータルで41名でございます。ほとんどが5名未満といいますが、1名から6名の、いわゆる小規模事業者がほとんどでございます。

【久野委員】わかりました。11件、41名が失業した、いわゆる雇用を失ったということであり、これは3カ月でこういう状況ですから、1年ではものすごい件数と、あるいは多くの失業者が出てくると。県にはいろんな相談機関があると思うんですけども、そういうところに企業が倒産する前に相談に来られたのかどうか、それはどうですか。

【山下産業政策課長】倒産する前に資金等の相談ということで、まず、各地の商工会にいます経営指導員に相談があるかと思えます。ただ、深刻な案件につきましては、別途、長崎商工会議所の方に再生支援協議会ということで、いわゆる債務の整理をする協議会もございますので、こういったところに相談したかどうかということは、この11件については確認されていませんけれども、そういった形の中で倒産に対する県としての指導なり措置はやっているところでございます。

【久野委員】何らかの形で潰れる前にいろんな対策ができればなど。企業の倒産というのは、我々が見ておっても、何とかならないものかなといつも思うんですけども、そういう状況で。

それからまた、有効求人倍率が出ておりますけれども、現在、本県において失業率は何%ぐらいなのか、教えてください。

【松本雇用労働政策課長】本県の失業率でございますけれども、3.1%でございます。

【久野委員】わかりました。

もう1点は、サービス産業の振興についてということである記載されております。私が心配しているのは、生産性向上に向けた意識の醸成を図るスタートアップセミナーとか、生産性向上に向けた推進計画の策定等に関するセミナーとか、こういうことである開催されて

いるようでございます。

ただ、私に言わせるなら、佐世保の人間はいつも言うんですけども、長崎県においてはホテルが少ないと、なかなか予約できないということをよく聞きます。

観光を含めて全体的に、現在、産業革命遺産です、県外からも、あるいは外国からも来られていると思います。また、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が本登録になるとするなら、今の状況ではホテルが足りないんじゃないかという気がしてならないわけです。そこはどのように、いろんなセミナーをされておりますけれども、これはホテルをつくって下さいということと言ってもなかなか難しいと思うんですけども、皆さん方が長崎県に来て観光していただいてスムーズに宿がとれなかったよというようなことがないように、ホテルがとれるような状況づくりのための対策をどのようにされているのか、お聞きしたいと思います。

【荒田商務金融課長】確かに、今、長崎の観光業は上り坂でございまして、多くの方においていただいております。延べ宿泊数も700万人を超えるようなことで、これからは産業革命遺産はもちろんですけれども、教会群もありますので、上り坂だと思っております。

宿泊業の難しいところは、波が大きいということなんですね。これが一番大きくて、オンシーズンはとにかくとれない。しかし、オフシーズンはがらがない時があるわけです。土日の関係もあるし、平日は少ない。経営者の方にお聞きすると、平日にどうお客さんを入れるかということが一番の悩み事ということでございます。装置産業でございますので固定費がものすごく高いものですから、非常な悩み事ということでございました。

ただ、長崎県の宿泊業、旅館・ホテルは結構長く経過しておりまして更新時期に来ているかなと思っております。また、旅行の志向も大分変わっておりまして、団体旅行から家族旅行、個人旅行にシフトしておりますので、いかに現在の旅行需要に合った旅館・ホテルにしていくかということを考えていただこうということで、今回の宿泊業の生産性向上という事業を立ち上げました。

あと、量的な拡大は、平日のお客さんをどうするかということが非常に大きな問題だと思います。

今、農家民宿とか、そういうところで個人の自宅を提供してということで対応する、いわゆる選択肢が大分広がりますので、その分も緩和措置になるのかなと思っております。

ただ、しっかりした宿泊施設が必要なことは間違いございませんので、ぜひこういう事業を利用して、そういう事業者が拡大、あるいは新しく形態を変えるということにもお手伝いできたらと思っております。

【久野委員】わかりました。観光客は山谷があってなかなか難しいという状況でございますけれども、先ほど申し上げましたように、観光に来て泊まられなかったということで帰られるということではなくて、そういったことも今後検討する必要があるんじゃないかと思っておりますので、その点は要望しておきたいと思っております。

【山口委員】サービス産業の振興についてということで、宿泊業の生産性向上促進支援事業についてお伺いしたいと思います。

宿泊業の経営者、支援機関員を含めて56名を対象にということであります。これまでセミナーが5～6回開催されていると聞いておりますけれども、経営者の参加は何者ぐらいで、そし

て、この後、トップセミナーから推進計画の策定に向けて次の段階にステップしていこうという段階だと聞いております。

この推進計画、あるいは実践に向けてそういう意欲を示している経営者はどれくらいおられるのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思っております。

【荒田商務金融課長】まず、スタートアップセミナーは56名のご参加をいただいております。これには経営者だけではなくて、商工会等の支援機関の方もおいでになっております。その後の個別テーマセミナーと生産性向上の発展支援セミナーをそれぞれ3回ずつ開催しております。個別テーマセミナーにおきましては、各回によって違うんですけれども、39名から44名のご参加をいただいております。それから、生産性向上の生産性向上推進計画策定支援セミナーは、26名から28名の方においでいただいております。

今、生産性向上の補助金の募集をしております、10月13日が締め切りでございます。生産性向上推進計画策定支援セミナーにご参加いただいた方に、いかがですかということで呼びかけをしているところでございます。申し込みたいという積極的な意思を示されているところもございますので、できるだけ多くの方に応募していただければと思っております。

【山口委員】経営者の数を聞いたわけで、その辺をちゃんとお答えいただきたいと思っております。

【荒田商務金融課長】現在、34名、26企業の方にセミナーを受講していただいております。

【山口委員】26社ということですが、さっき言った生産性向上推進計画策定支援セミナーを受ける人たちがどれくらいいるのか、その辺の答弁が漏れているようですけど。

【荒田商務金融課長】 今、15社程度でございます。

【山口委員】 15社ということで、生産性向上推進計画を策定する、それからまた実践に移すということでありませう。

先ほど問題になりました1者入札ですね。「トーマツ」というコンサルタントの会社が受注なさって進められているようであります。このコーディネーターの配置という点から見れば、満点が50点で39.3点の得点しかなかったということで、後のコンサルティングにおいてコーディネーターが少ないということがここに出ているわけで、その点は心配ないわけですか。

【荒田商務金融課長】 1社当たり最低3回の訪問指導をするように今契約をしているところでございまして、人員についても、対応できる人員を確保していただいていると思っております。

【山口委員】 十分な手当てができるように、コーディネーターの配置が少ないという評価が出ているわけですから、その辺をちゃんと指導していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

【荒田商務金融課長】 それについても契約に際してきちんと対応していただけるように協議しております。

【山口委員】 そしてまた、15社が業務の効率の改善、もう一つは生産性向上といえは新規の顧客の開拓のために、どう宿泊施設の内容を変えていくかといったこともあろうかと思うんですけれども、どういったことに主眼を置いて、そういう改善計画をなされようとしているんですか。

【荒田商務金融課長】 この補助金の内容は、ハードではなくてソフト部分についての補助金でございまして、多くの場合はコンサルティング

料を支援するものでございます。

例えば、生産性の向上ですが、今までの予約システムが現在に合っていないですとか、あるいはホームページ自体が旅館側の事情で作成され、お客様に届くようなものになっていないですとか、あるいは従業員の方の対応についてもう少し見直すべきところがあるとか、あるいは配膳、例えば、料理を運ぶ時にはどのような手順でいったら一番効率よくできるか、お客様と接する時間をいかに長く確保できるか、そのような観点からのコンサルティングを受けるということでございます。

【山口委員】 そういうことでわかりましたけれども、15社の改善指導しか受けないということになれば、9カ月で1,700万円ですから大きな金額になってこようかと思っております。これを有効に活用していくためには、もうちょっと多く、参加する経営体が必要じゃないかと思っておりますので、その点のご指導もしっかりやっていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

【荒田商務金融課長】 そのとおりでございます。今回は初年度でございまして、今回受講された、あるいは補助を受けられた方が成果があって、来年はぜひ自分のところも入りたいという方が増えるように、今年、成果を出したいと思っております。

【吉村(洋)委員長】 ほかにございませうか。

【小林委員】 企業誘致の考え方で、先ほどからも出ておりますように、例えば、長崎市なら長崎市に集中しているのではないかと。佐世保市の方はとか、あるいは南の方の南高はどうなのかとか、いろいろ地区ごとにその必要性を訴えておるところであります。要は、部長、どこで、どういうバランスをとって、例えば製造業、オフィス系、あるいはサービス産業等についてバ

ランスを考えながら誘致をやっているとか言っているわけだけれども、そしてどこの場所にやるかとか、こういうことはどこで決まるのか、誰が決定権を持っているのか、どこでその方針が決定されているのか、そのところはどうか。

【古川産業労働部長】誘致企業について、製造系、オフィス系を総合的にバランスよく誘致をしていきたいというお話をさせていただいております。

製造業につきましては、まず工業団地の誘致がメインになってまいりますので、既存の、県が保有して造成していただいた工業団地にかに引っ張ってくるかという観点で、要は、工業団地をつくる段階から市町の意欲も含めて県と一緒にその誘致に取り組んでいるところでございます。

一方、オフィス系となりますと、どうしても長崎市でありますとか、佐世保市でありますとか、そういう大きな都市が中心になって、人材もそこに豊富にあるということになりますので、そういうところがメインになってこようかと考えております。

【小林委員】だから、基本的な方針のもとに、今、長崎県の誘致がなされていると。先ほど徳永委員がいろいろとご意見を述べられました。そういうような考え方の中の発想が、あるいはいろいろと要望が、正直に言ってなかなか届きにくいという状況にある。オフィス系については、あるいはサービス産業についてもある程度人口が集積された、そういう場所では、なかなか展開が難しい。もう最初からこういう答えが出ているかのような状態です。あとはもう造成団地をそれなりに地域でしっかり頑張っ、市町が汗を流して、そして財団と県と一緒にや

る。こういう中で、そういう企業誘致が決定しているみたいだということなんです。

だから、そこに基本的な姿勢というか、政策決定が見えるような形の中でやっていただかなければ、どうしても偏ってしまうみたいな話になってくると、均衡ある地域の発展とか、均衡ある長崎の発展とか、そんなようなことがいろいろ指摘を受けるのではないかというふうな考え方もあります。

財団が企業誘致の先頭に立ってくれておりますが、そのいわゆる決定というか、財団はいわゆる営業畑で本当にひたすら走るといようなことが主であって、どこにどういうものかという、いわゆる将来の展望の中で誘致の決定を、そのウエートというものは財団はあるのかないのか、その辺はどうなっていますか。

【原田企業振興課企画監】県と財団の役割分担を申し上げますと、あくまでも受け皿の整備は県でございます。ただ、財団の方で企業訪問活動をやっていますので、どの地域に例えば、オフィス系の需要があるとか、製造業の需要があるとか、そういった財団の意向も聞きながら、団地なり、ビルの整備の支援とか、そういうことをやるのが県の役割でございます。

【小林委員】いずれにしても、企業誘致が長崎県においては絶対不可欠であると。そういう意味で一つの役割分担の中で、その効果を最大に活かすというような取組が絶対必要であると。そういう意味で、県と財団の役割分担がある、市町の役割分担がある。そういう中で展開していく。そういうような一つの方針決定、政策決定がきちんと、誰でもが納得できるようなやり方を、もっともっとそこはオープンにしてやってもらってもよろしいのではないかと、そんな感じもいたしますので、その辺のところは要望と

して、まずは財団なんかはこの委員会にほとんど出てこないわけだから、そういう財団の方がどういう考え方を持っているかというのが我々にはわからないし、見えないと思うんです。

だから、企業誘致に特化した場合においては、財団の考え方も、我々としてもある場合においては聞いておく必要もあるのかなと、そんな感じもいたしますので、12月定例会等において委員長がどういう判断をしていただくか、その辺のところもちょっと考えてみたらどうかということをご提案申し上げておきたいと思っております。

ところで、先ほどから話がずっと続いておりますが、製造業とオフィス系とサービス産業、これはみんなとても大事です。ただ、一般的に製造業の波及効果とオフィス系の産業と、どちらがより地域に貢献をしてくれるか、波及効果とか、そういう活力につながるか、そういうところの一般的な見解はどういうふうに考えておられるか、企業振興課長にお尋ねしたいと思います。

【貞方企業振興課長】オフィス系そのものではございませんけれども、わかりやすいように卸売であるとか、小売であるとかのサービス業との比較でご説明したいと思います。

一般的に申し上げますと、製造業が県外や国外、こういったところを主な販路として域外からの需要を取り込むその一方で、下請や製品輸送という形で、域内、県内の需要も喚起する業態が多いといったことに対しまして、卸売、小売等のサービス産業は、その多くが域内需要を取り込むことで完結する業態が多いというのが特徴でございます。

このため、これもあくまで一般論でございますけれども、県内経済の循環という観点では、どちらも同様の効果がありますものの、県内総

生産、県民所得という観点から申し上げますと、市場に一定の限界があるサービス産業よりも、広く県外需要を獲得できる製造業の方が経済的な効果は大きくなるものと考えております。

ただし、人口のダム機能強化、要するに、離島とかの人口流出を長崎市とか佐世保市で食い止めるといった意味でのダム機能の強化という観点で申し上げますと、都市部での雇用吸収が極めて大きいオフィス系というのも長崎県にとって必要欠くべからざる業種ではないかと考えております。

【小林委員】非常にわかりやすい答弁ですが、ただ、そのダム機能が本当に強化されているかと。長崎県の人口減少を論じる時に、例えば、長崎市、佐世保市ということで、ここはダム機能という格好の中できちんとその歯止めになっているかということになってくると、そうでもない、こんなようなことも言われている状況です。

ただ、今のお話のとおり、製造業の波及効果、いわゆる県外とか国外とか、そういうところと勝負ができる。そして、そこである程度受注をして、それを長崎県の地場産業の企業にもきちんと仕事を分け与えることができると。そういうところから波及効果というものが非常に大きい。だから、資金が県内だけで回るものと外国から外資を稼ぐ、そういう見地からやっぱり製造業を我々は大事にしなければいけないというような考え方を持っています。

だから、いつも言うように、サービス産業がだめだとか、オフィス系がだめだとか、そんなことは決してないわけで、普通科高校とか、そういう一般の高校を出た人とか、あるいは大学を出た人とか、そういう方でも製造業に行く人もおるし、いろんな形があると思いますけれ

ども、ただ、県の基本的な姿勢として製造業が県外とか国外で勝負ができるというところについて、これはやはり我々としては外貨を稼ぐという点からしてみても非常に重要だと思いますけれども、そういう考え方でもう一度確認をしたいが、よろしいですか。

【貞方企業振興課長】製造業を県が支援する考え方につきましては、今、委員がご指摘のとおりでございます。

【小林委員】だとして、産業労働部の審査は今日で終わるだろうから、中山委員とか、皆さん方からご意見があったところの集約の意見で、やっぱりよき人材があるところに、よき企業が集まってくる、「そのとおり」と呼ぶ者あり）収れんされると。こういうような流れを誰も否定することはできないだろうと思います。

だから、工業高校の位置づけというものが、今、学生が減少してきている。中学生も5年間で1,500名がこれから減少するであろうと。そういう流れから、定員割れもしないような工業高校を、まさに普通科高校と横並びさせながら、普通科高校をこれ以上定員割れさせてはいけなと、これ以上定員割れしたら、いわゆる私立の学校がもたなくなるんだと。私立のことも考えなければいけない。長崎県の基本方針で7対3の、ここのお互いの役割分担はきちんとしなければいけないと。普通科高校が定員割れをすると、失礼だけれども、私立よりも入りやすくなった普通科高校に入ってくるかもしれない。そういうような問題もあるわけです。

だから、そういうことから考えてみた時に、教育委員会というのは定員募集の管理までしなければいけない。やっぱり私学も大事にして残さなければいけないと。そういう考え方で進んでいる今日の状況です。これが工業高校も定員

割れしていないのに、結局、学級減をしなければいけない。来年は佐世保が割を食う。7学級から6学級になっていく。そういうような形で今進んでいるわけです。

ここをやはりこれから歯止めをどこかでかけたり、ある程度ここについてのそれなりの県の方針を出さないと、これからますます少子化する中において学生数は少なくなってくるであろうと。そのたびごとに工業高校の、定員割れもしていないのに、そこがあおりを食うという格好の中で、将来の長崎県の製造業の担い手であるよき人材の間口がそこにおいて閉ざされてしまう。

この辺のところについての県としての基本的な姿勢をきちんと打ち出さなければいけない。ここは産業労働部できちんとした意見を出し、最終的には政策決定は知事がやらなければいけない。幸いにして、知事も教育委員会に責任を持つ立場になりましたので、その点についてはしっかりものが言えるだろうと思います。

私は、工業高校が定員割れをし、いわゆる人気がないと、こういうふうになった場合は仕方がないが、これだけ定員が少なくなった状況の中で、その道が閉ざされるというやり方は決して正しいやり方ではないと。もうこれからの時代は、ある意味では信賞必罰ということで、頑張る者が報われ、本当に努力しなければいけないような時代になってくる。学生とて自分たちが行きたいところが閉ざされてしまって、それがすなわち全体的に長崎県の大きな発展に陰りを落とすというようなことになった場合、一体誰が責任を持つのか。この政策は間違いだったと、学級減が長崎県の将来の発展を阻害したと、こういうようなことにもなりかねないのではないかと。

そんなようなことを考えた時に、私は本会議で、知事、これからの教育長は産業労働部長の経験者、あるいはそういう企画振興部長とか、ああいうふうないわゆるハードな部分についてやってきた人がやはり教育長に座ってもらうと、そのバランスが実にわかりやすいのではないかと、こんなようなことを言ったんです。

ですから、今私が申し上げたようなことについて、産業労働部としてきちんとものを言わなければいかんじゃないか。そして、願わくば、古川産業労働部長みたいな方が将来の教育長になっていただき、そしてやはりバランスを考えながら、長崎県のこれからを考えてもらうと。そういうような考え方を持つんだけど、教育長の話は別として、私の基本的なそういう考え方についてどう思われますか。

【古川産業労働部長】私ども産業労働部は、産業振興を、工業、商業あわせところで振興を図っていかねばならない立場でございます。一方で、少子化という中で、いずれにしても全体的にはクラスを減らしていく必要がある、一方で私立のことも考えないといけない。また、離島の方が非常に定員割れをしている状況があると。離島地域のこと考えないといけないと。そういう中で教育委員会も、子どもが増えていけばそういう問題はないんですが、そういう状況の中で苦労されているところはあるかと思えます。

ただ、私どもとしては、冒頭申し上げましたように、産業の立場で、そちらの振興を図る立場でございます。ご意見もございましたように、製造系というのは波及効果も非常に大きゅうございます。そういう中で、それだけの人材がたくさんいるというのが売りでございます。その辺もしっかり念頭に置きながら、一方で県内就

職率、定着率が低いというふうなところも、教育委員会の方に訴えるにしてもなかなか厳しいところがございますので、まずは商工会議所の工業部会が工業連合会も包括するような組織にメンバー的にはなっておりまして、そちらとの意見交換もさせていただいております。まずはそういうふうなところでしっかり、要するに攻める材料をちゃんと持つためにも、県内定着率を高めることが、まず一緒になって頑張ろうと。

そういうふうな形で意見交換をしておりますので、まずそういうところをしっかりと高めていく努力を引き続きやっていきたいと思っておりますし、そういうふうなことをベースにして、教育委員会なり知事の方にも訴えていきたいと思っております。

【小林委員】そういう考え方の中で、ただ、何度もあなたが言われるように工業高校の卒業生の定着が悪いと。だから、学級減をやってもよろしいんだと、こういうような容易な考え方でよろしいのかどうかと。なんで定着がそうやって低いのかと。失礼だけれども、優良企業が少ないのではないのかと、こういうところにもっと我々は関心を持たざるを得ないし、そこに取り組まないと、いつまでたっても同じようなことをやっているわけだよ。

だから、今言うように、本当にこれからの長崎県の将来、いわゆる産業という、経済という、避けて通ることのできないような、そういう活力をずっとこれから継続していかなければいけない。学生は残ってほしい。卒業生は残ってほしい。ありとあらゆる予算を使いながら、本当に湯水のごとくお金を流しながら、一生懸命、長崎県の生き長らえる道を選んでいるわけだよ。

そういう責任を考えた時に、やはりあなた方が打っていただいている政策が、結果としてや

やっぱり間違いなかったと、こう言われるようなやり方をしていただかなければ、2～3年、自分は部長、課長をやるから、その間何とかうまくやればいいというような、そんな考え方であっては絶対にいけない。やっぱりその自分たちの与えられた、これだけ湯水のように県民の税金等について使っていただいているわけです。いわゆる投資対効果、波及効果が必ず長崎県に起こるようにいろんな角度から考えていくべきではないかと。知事にそういうことを進言していただきながら、最終的に知事の決断を待ちたいと、そんな思いでございますから、ぜひそのことをよろしく願いをして終わりたいと思います。

【吉村(洋)委員長】ほかにご質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】ほかに質問がないようですので、産業労働部関係の審査結果について整理をいたしたいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 5時 2分 休憩

午後 5時 2分 再開

【吉村(洋)委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、産業労働部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時より水産部関係の審査を行いたいと思います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。

午後 5時 3分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年9月27日

自 午前10時 1分
至 午後 3時41分
於 議 会 会 議 室

水産加工流通課長 岩田 敏彦 君
漁港漁場課長 中田 稔 君
総合水産試験場長 柳村 智彦 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 吉村 洋 君
副委員長(副会長) 宮本 法広 君
委 員 小林 克敏 君
" 中山 功 君
" 溝口 芙美雄 君
" 徳永 達也 君
" 久野 哲 君
" 下条 ふみまさ 君
" 中村 和弥 君
" 深堀 浩 君
" 山口 経正 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

水産部長 熊谷 徹 君
水産部次長 平田 修三 君
水産部参事監
(雇用型漁業・漁船
漁業構造改革担当) 五島 慎一 君
水産部参事監
(漁港漁場計画・
漁場環境担当) 横山 純 君
漁政課長 西 貴史 君
漁業振興課長 高屋 雅生 君
漁業取締室長 増本 正幸 君
経営支援室長 川口 和宏 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 1分 開議

【吉村(洋)委員長】おはようございます。

農水経済委員会及び農水経済分科会を再開いたします。

なお、小林委員から、午前中は欠席する旨の届け出がなされておりますので、ご了承方、お願いいたします。

また、徳永委員については、ちょっと遅れて入ることですので、併せてご了承をお願いいたします。

委員会による審査を行います。

水産部におきましては、今回、予算議案、委員会付託議案がないことから、まず、水産部長より所管事務一般についての総括説明をお願いいたします。

【熊谷水産部長】水産部関係の議案外の主な報告事項について、ご説明いたします。

資料といたしましては、農水経済委員会関係議案説明資料と、その追加1、この2つをご用意いただければと思います。

初めに、議案外の報告事項についてでございます。

和解及び損害賠償の額の決定について。

平成28年4月7日、長崎漁港多以良川護岸前泊地で発生した県の管理瑕疵により船舶に損傷を与えた事案について、和解及び損害賠償の額の決定を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたもので

ございます。

当案件は、長崎漁港多良川護岸前泊地に係留していたプレジャーボートが、県設置のアンカーが破損したために流されて、岸壁及び隣接プレジャーボートに衝突したことにより、当該船舶及び隣接船舶に損傷を与えたもので、2隻合計で37万5,167円を賠償金としたものでございます。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告申し上げますのは、漁業調整委員会の委員改選について、太平洋くろまぐろの資源管理について、長崎県水産物輸出連絡会について、公共事業の再評価について、追加1のほうでございますが、有明海漁場環境改善連絡協議会（臨時会）の結果について、全国豊かな海づくり大会における功績団体等表彰水産庁長官賞受賞について、以上の6件でございますが、このうち特に2件についてご説明申し上げたいと思います。

まず、1点目でございますが、長崎県水産物輸出連絡会についてでございます。

去る9月1日、本県水産物の更なる輸出促進のため、「長崎県水産物輸出連絡会」を長崎市内で開催いたしました。

当日は、下条委員、山口委員にもご出席をいただきまして、ありがとうございました。

この会議におきましては、漁協や加工業者等の水産関係団体・民間企業に加え、市町等の行政機関やジェット口等にも参加していただき、鹿児島県や水産庁などから講師を招いて、先進地事例や輸出戦略についての講演と、水産物輸出に関する意見交換会を行いました。

また、本連絡会では、大日本水産会と共催によるH A C C P講習会を今月28日から30日ま

での3日間、長崎市内で開催することとしております。

今後とも、輸出に関する情報共有や衛生管理講習の開催など、本連絡会の活動を活発化することにより、本県水産物の輸出拡大を目指してまいります。

追加資料の1をご覧くださいと思います。

有明海漁場環境改善連絡協議会（臨時会）の結果についてでございます。

去る9月2日に有明海漁場環境改善連絡協議会の臨時会が、農村振興局、水産庁、九州農政局、西海区水産研究所、4県関係漁連等4県水産部局の出席のもと、開催されました。

冒頭、九州農政局から挨拶があり、その中で、「本協議会においては、開門問題に触れないことを前提とした上で、国が和解協議で提案した基金案は、福岡、佐賀、熊本の3県漁業団体が要望する基金的予算と同様に、有明海の水産資源の回復と漁業経営の発展を目標とする到達点は同じであることから、基金案について議論したい」との発言がございました。

協議の結果、基金案の内容を本協議会で協議することについて合意され、今後、幹事会で2回程度議論し、10月下旬ごろの協議会で基金案が取りまとめられることとなっております。

本協議会は、これまでの水産振興策や漁場環境改善対策について、さまざまな実証事業に取り組む、成果を出しているところであります。これらの成果を広く展開していくためにも基金は有効であり、本協議会において行うべき対策を協議することは有意義であると考えております。

今後、有明海の再生に向けて、水産資源の回復や漁業経営の発展に係る基金案の協議の中で、県としても、漁業者の意見を踏まえながら積極的に提案をしてまいりたいと考えております。

その他の事項につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【吉村(洋)委員長】次に、漁港漁場課長から補足説明の申し出がっておりますので、これを受けるといたします。

【中田漁港漁場課長】公共事業の再評価につきまして、補足して説明いたします。

お手元の平成28年9月定例県議会農水経済委員会補足説明資料「公共事業の再評価について」をご覧ください。

2ページをご覧ください。

今回、県全体で再評価対象として18事業、事後評価対象として6事業についてご審議いただき、いずれも原案の対応方針どおり認めるといふ答申をいただいております。この中に、水産部関係の2事業が再評価の対象として含まれています。

3ページをご覧ください。

審議の経過について

去る7月1日に第1回審議、8月5日に第2回審議として現地調査と詳細審議が行われ、9月2日に答申をいただいたところでございます。

4ページの県全体の再評価対象事業一覧をご覧ください。

水産部関係は、上段のほうに記載されている県営事業の1事業、市町営事業の1事業が対象となっており、5ページに具体的な地区を記載しています。

県事業の有喜地区関連道整備事業、及び対馬市の漁港整備事業である厳原東地区農山漁村地域整備交付金事業が対象となっております、

これは、前回の再評価から5年が経過した現時点で事業を継続しているということで評価の対象となっております。

審議におきましては、有喜地区の関連道整備事業は、工期を延長した上で事業継続、厳原東地区の漁港整備事業は、漁船数の減少などの地域情勢の変化を踏まえ、事業内容を見直した上で事業継続という県の対応方針を説明し、いずれも原案どおりの答申をいただいております。

6ページには位置図を、7ページ以降にはそれらの評価後の計画図を添付しております。

資料の2ページにお戻りください。

今回の審議の過程におきまして、ご意見をいただいております。

有喜地区の関連道整備事業に関しまして、水産物の流通のほか、防災面や通学路の安全確保にも寄与する道路であり、予定どおりの完成を図るようにとのご意見、さらには、多くの人々が利用することで地域の活性化につながるような工夫を図るようにとのご意見をいただいております。

県といたしましても、この答申に基づき、公共事業の効率的、効果的な執行に努めるとともに、市町に対して適切な助言等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

【吉村(洋)委員長】次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保に関する資料について、説明をお願いいたします。

【西漁政課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました水産部関係の資料についてご説明いたします。

お手元にお配りしております農水経済委員会提出資料をご覧ください。

まず、補助金内示一覧表につきまして資料の1ページから4ページにかけて記載していますとおり、平成28年5月から8月までの直接補助金の実績は、重要資源育成支援事業費補助金（トラフグ種苗購入事業）など計30件、また、間接補助金の実績は、資料の5ページに記載のとおり7件となっております。

次に、1,000万円以上の契約状況につきまして、平成28年5月から8月までの実績について、資料の6ページに記載しております建設工事以外が7件、12ページから13ページに記載しております建設工事が31件、77ページから78ページにかけて記載しております建設工事に係る委託が23件となっております。なお、このうち入札に付したのものにつきましては、入札の結果一覧表を添付しております。

次に、陳情・要望に対する対応状況につきましては、95ページ以下に記載しております。知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、松浦市ほか4件となっております。これに対する県の対応は資料の95ページから118ページに記載しておりますとおりでございます。

それから、119ページをお開きください。

附属機関等の会議結果報告につきまして、平成28年5月から8月までの実績は、資料の119ページから125ページにかけて記載のとおり、長崎県漁業経営改善計画認定審査会など6件となっております。

以上でございます。

【吉村(洋)委員長】 以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

お手元に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、17番、18番、20番、21番、24番、32番の6件です。

【深堀委員】 陳情の32番、長崎市から、「精霊流しの流し場の確保について」ということで要望が出ております。

要旨、内容等々、もちろん読んでいるわけで、今現在、受け入れを行っている尾上・元船地区の流し場は将来的には使えなくなるので、近隣地区でどうにか県有地をとというような要望です。

ここでちょっと気になっているのは、以前協議した候補地まで明記されております。旭大橋下の駐車場とか、常盤南駐車場まで5つの地区が書いてあるわけですがけれども、協議した内容とか、今後の方向性を県としてはどういうふうに考えているのか、今わかる範囲で結構ですので、今の検討内容をお知らせください。

【中田漁港漁場課長】 精霊船の流し場については、かれこれ5年以上前から問題になっている件でございます。

これまでいろんなところを精霊船の流し場に使っておりました。長いこと、魚市が移転した後に魚市跡地を利用しておりました。魚市跡地に県庁舎建設が始まりますと使えなくなりましたので、例えば元船の物揚げ場を使う案とか、市が持っているMICEの予定地を使う案とか、あるいは旭大橋の下の土地を使うとか、いろんな案を県、市で検討したわけですがけれども、いずれもメリット、デメリット、一長一短ございまして、なかなか有効な結論に至っていない状況でございます。

今のところ、市が中心になって精霊船の処理場所の検討を進めているんですが、県の中ではまちづくり推進室が取り扱っています。

漁港漁場課としては、当課が管理している土地が丸尾地区にございます。あるいは、県庁舎

建設用地の前の防災緑地の工事を行っておりますが、そこが完成をすれば、エプロン部分が使用可能な検討の対象になるかと思われまので、そこを使用するに当たってどのような支障があるかということについては、本課でも検討を行っているところでございます。

【深堀委員】長年の検討課題ということで、結論はまだ出ていない状況です。

長崎の精霊流しというのは全国でも有名になっている大きなイベントでもありますし、長崎市内だけじゃなくて時津町、長与町にも流し場はあると思いますけれども、そういった中の一番の中心部分について、県と市とでしっかり連携を図っていただかないと、これが止まるようなことになれば夏の大きなイベントにも支障を来すわけですから、ぜひそこは前向きに、できること、できないことはあると思うんですけども、しっかり連携を図って進めていただきたいと申し上げておきます。

【中田漁港漁場課長】県から市にお話ししている内容は、市が処理に必要な面積を提示しておりますので、その面積に関して言えば、防災緑地の岸壁のエプロン敷きの面積では不足するような状況です。岸壁敷きの後ろに臨港道路が通っていますが、その臨港道路を使って面積が確保できるような状況でございます。

その際に問題になるのは、防災緑地は一般の市民、県民が集まる場所で、まちの玄関口でもあるということで景観にも配慮した整備を行っているところであり、石張りの舗装をしたりとか、あるいは植栽をしますので、そういった石張りとか植栽に花火等の火が燃え移ったりとか、あるいは精霊船を引き回して損傷があったりとかということが予想されますので、そういった支障が発生したならばすぐに原形に戻して

いただきたいと、そういった基本的な条件がありますよということを伝えているところでございます。

【山口委員】陳情番号の17番、町村会から出ております「大村湾栽培漁業の推進について」ということでお尋ねしたいんですけども、陳情番号18番で諫早市からも漁場環境改善対策についてという形で出ております。

私も、大村湾の環境については一般質問をしました。このことで関係住民の思いは強いと、やっぱり豊饒の海、大村湾を回復するために、皆さん、いろんな努力もなさっておられるし、今回、町村会から出ております栽培漁業についての期待も大きいということでもあります。

大村湾に放流しているヒラメについては効果が出ていると思いますけれども、カニ、エビについてはどういった状況にあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

【高屋漁業振興課長】大村湾は非常に閉鎖性が強いということで、定着性の魚種を多く放流しておりますが、残念ながら甲殻類につきましては、毎年7万から8万程度の種苗放流をしておりますけれども、なかなか水揚げに直接結びつくような、漁業者が実感できるような成果はあらわれにくい現状にあるのが実情でございます。

【山口委員】甲殻類には効果があらわれにくいということでもありますけれども、環境の改善がなされないと、なかなか効果も出ないということで、環境部とのいろんな連携も図りながら環境の改善という形で努力していただきたいと思いますのでありまして、浅場の回復事業などを環境部では行っておられます。浅場が揺りかご機能を果たすということで、そこについて水産部でも力を入れていただきたいと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

【五島水産部参事監】大村湾の環境改善につきましては、これまでも例えば県営事業で海底堆積物の除去事業等実施しております。それと、環境部と連携いたしまして水酸化マグネシウムの散布によります環境改善の試験というものが平成23年から平成25年、3年間で実施をしてまいりました。これについてはさらに、水酸化マグネシウム散布の効果の持続性について、民間の企業で継続した調査を実施したところでございます。

そのほかに国の多面的事業、その前は環境生態系事業というものでございましたが、平成21年から、漁業者自らが取り組む藻場とか干潟とかの環境改善の対策事業を実施しているところでございます。

大村湾については非常に閉鎖的な水域ということもありまして、赤潮の発生やら貧酸素水塊の発生等ございますので、今後とも環境部と連携した中で、こういう環境の改善対策に取り組んでまいりたいと思っております。

【山口委員】ナマコは、大村湾の代表的な産物として期待も大きいわけでありまして、昨年は海水温がなかなか下がらなかったということで、冬場になりますと砂場に出てくるそうでありましてけれども、なかなか岩場から砂場に出てこずに例年の漁ができなかったということで、大村湾全体で見れば水揚げ量はあまり変わらなかったが、岩場の漁だけにしか去年は対応できなかったということでもあります。

漁法について、環境が変われば変わるということではありますが、その辺の研究などはなされておられますか。

【柳村総合水産試験場長】総合水産試験場でもかつてナマコを研究した時期があるんですけども、現在、大村湾におけるナマコを総合水試

のテーマとしては取り組んでおりません。

ナマコにつきましては、放流も行われているんですけども、標識を付けることが難しい。効果算定を水産試験場でもかつてやったんですけども、効果を正確に評価することが非常に難しいという部分がございます。

有明海等では最近、例えばクルマエビ、ガザミについてDNAで放流効果をはかっているということでございますので、大村湾のナマコについて、すぐにDNAでもって効果をはかるのは難しゅうございますけれども、将来的な検討課題ではあるかと考えております。

【山口委員】放流事業について、私も町議会の時にいろいろご質問いたしました。放流の受け皿となる、自治体も入った協議会あたりで稚ナマコの放流をやるわけですけども、どこで放流したのがどこに行ったのかもよくつかめていないということで、我が町でも放流していたけれども、なかなか効果が上がっていなかったと、しかし、それはどこかで捕られているんだろうと。

やっぱり大村湾全体としての協議会で放流をしていかないと、市町ごとの協議会ではなかなか対応が難しいということもありますから、そういう大きな取組としてやっていただきたいわけですけども、それについてはいかがでしょうか。

【高屋漁業振興課長】もちろん、おっしゃるとおりだと思います。基本的に大村湾には大村湾栽培漁業推進協議会というものが組織されておりますので、今、山口委員がおっしゃった点につきましては、個々の漁協、あるいは町の要望というよりも、関係漁協で構成する栽培漁業推進協議会の中で検討して、皆様が納得できる場所に今も放流はされているんです。これからも

それは変わらずに、検証すべきところは検証しながら、放流場所等については検討されていくものと考えておりますし、県も試験場とともに、その辺の解析ができる部分は解析していきたいと思えます。（「関連」と呼ぶ者あり）

【中村委員】今、山口委員から、大村湾について要望が上がってありましたけれども、大村湾の再生については以前から私もずっと言っているんですけども、なかなか進展しないというのが現状だと思うんです。もちろん漁業者の方たちのために放流とかもやっておられますけれども。

先ほどのナマコですけど、餌を食べる時の環境と、ふだん生息している環境が全く変わってくるものだから、そういうところの環境変化に合わせたような漁場の環境整備を、まずやらなくてはいけないと私は思うんです。常日ごろ言っていますけど。

現在、漁業者のために海底耕うんなども率先してやっておられるのは事実なんですけれども、以前から言われているように、大村湾は結構ヘドロがたまっているものだから、幾らナマコ、そしてまたいろんなものを放流したとしても、放流した部分が本当に生息できているのかという、なかなか難しい問題だと思うんですよ。

放流した部分が販売にこぎ着けるまで成長していれば水揚げ量も上がると思うんですけども、恐らくそれが成長しきらないのが本来の姿じゃないかなと思うんですよね。その辺について実態調査はできているんですか。

【五島水産部参事監】先ほど水産試験場長から、DNAによる標識というお話をしました。

ナマコというのは、ほかの魚類とかと比べまして外部標識を付けることができなかったという面がございまして、実際放流したものがどれ

くらい回収できているかが計算できなかったという実態がございまして。

昨年から総合水産試験場で、DNAによる標識を付けることで、採取されたものが放流ものかどうかというのがわかるようになってまいりますので、その技術で、今後、どれくらい放流したら回収できるかというのが明らかになってくるんじゃないかと思っております。

【中村委員】これからということなんですね。

海底耕うんは、漁業者の経営上必要なものということやってるんですけども、海底耕うんよりももっと効果が上がるようなものに予算を使えないかなと私は思っているんですけど、漁業者の方たちの生活もあるものですから、なかなか難しいと思うんですけども。

まず、大村湾に堆積しているヘドロと申しますか汚泥物の確認はどのくらいとれているんですか。汚泥、浮遊、どのくらい堆積しているという分布図とかあるのか。

【五島水産部参事監】水産部では、どれくらいの堆積量があるとかは把握しておりませんので、環境部に確認してみたいと思えます。

【中村委員】部長、よく聞いて。環境部と水産部が全く一致していない、はっきり言って。だから、毎回言っても、どれだけの汚物が浮遊しているのか、どういうものが堆積しているのかというのが、なかなか意思が疎通しない。

水産部としては、何とかして環境をつくりたいと思うんですけども、環境部との連携がとれないものだから、どういう対策をしたらいいのか。

確かに貧酸素対策もやっていますよね。本当におもちゃみたいなものですよ。あんなもの、やってもどうしようもないと私は思うんですけども。

数年前から諫早湾では貧酸素対策をやっていますよね、大がかりなものをやっていますよ。諫早湾であれだけの効果が出ているんだから、大村湾でもあれだけの大がかりのものをやる必要が私はあると思う。特に湾奥部については。

諫早湾では継続してやるようになっていきます。ぜひ、そういうところを大村湾の湾奥部でも試していただいて、実際に効果が上がるようなことをやっていただきたいと思うんです。

本当に漁業者の方は深刻ですよ、湾奥部にとってはね。湾奥部の水産資源を確保しようということで、大村湾をきれいにする会とか、いろんなものが立ち上がっています。そういう方たちのためには、先ほど私が言った、大村湾に堆積をしている浮遊物とか汚泥物をまず除去しないといかんと私は思います。なかなか難しいと思いますよ、浮いているものだから。おまけに比重が軽いものだから、なかなかこれを除去するのは難しいと思う。

だから、私は以前から言っているけれども、汚物の上に新しい代替物をかぶせる、これが私は手っ取り早いと思う。漁業者が自分たちでやっておられます。小さな漁船に砂を積み込んで、その砂をまいているんです、自分たちで。そうしたら、まいたところにちゃんとナマコがいるんですよ。

そういう結果もあるんだから、ぜひ環境部と手を取り直して、本当に何をやったらいいのかというのをもう一回、模索してくださいよ。そうせんと、何年も同じことを繰り返しても何の意味もない。実際に効果が出るものをやっていただきたいと私は思います。

部長、どうですか、その辺については。

【熊谷水産部長】私どもは、環境部とも十分に連絡、協議しながら対応していきたいと思いま

す。

特に、現在、水産多面的機能発揮事業という中で、現場の漁業者の意見を聞きながら、現場の創意工夫の中でさまざまな事業を行っている面もございます。現場の意見とともに、現場のいろいろな試み、成功例、失敗例、そういったものを十分に分析しながら、環境部と連携がとれるところ、そしてまた水産部として積極的に取り組むべきところ、そういったことをしっかりと精査しながら対応していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

【中村委員】ぜひ連携をもっと強化していただいて、早急な対策をとっていただきたいと思えます。

まず汚物を除去するのか、それとも、その上にナマコが餌を食べる時の小石をいっぱい並べたような部分をつくるのか、それとも普段、生息するような砂場をつくるのか、そういうところをはっきりと見極めながら、一刻も早く、漁業者の方たちがナマコで生活できるような漁場環境を整えてやるのが本来の姿だと思いますので、ぜひ率先して取り組んでいただきたいと思えますので、よろしく願いをしておきます。

【溝口委員】陳情番号18番の13ページ、漁場環境改善対策についてですけど、大村湾で実験をしたんじゃないかと思うんです。エアレーションか何かの実験をしなかったですかね。そのことについての成果はどうなったのかなと思っているんです。

【五島水産部参事監】恐らくおっしゃっているのは、環境部で実施されたエアレーション技術の実用化研究というものだと思います。これは琴海町の長浦の沖合で実施されているもので、周辺の海域と比較して溶存酸素に改善が見られたということと、エアレーションすることによ

りまして成層が、いわゆる躍層が大村湾はできやすいんですけれども、そういうところの破壊ができるということが確認されております。

この事業につきましては現在も継続中でありまして、また来年度も実施することについて検討されていると伺っております。

【溝口委員】わかりました。環境部ではそういう実証実験をしているんですけれども、水産部では漁場環境についての新たな実施、どのようにしていこうとしているのか、そこら辺について。

耕うんについてもぜひ続けてほしいという陳情が上がっているんですけれども、そのほかの対策としては何をしているんでしょうか。

【横山水産部参事監】地元からお聞きしている話としましては、委員おっしゃるように海底耕うんをしてほしいという声が聞かれております。大村湾全体で対策をとっていく必要があることから、関係する市町全てと話をしながら、海底耕うんの事業をいかに今後進めていくのかという点で、今協議をさせていただいているところでございます。海底耕うんの対策、それから貧酸素の環境部の対策、こういったものの効果を確認しながら、引き続き必要な対策について検討をしていきたいということで進めているところでございます。

【溝口委員】水産部としても、海底耕うんだけじゃなくて何かの対策をしていかないと。漁場環境が悪くなると、水産振興がそこでストップしてしまうのではないかと考えているので、何かをやるという考え方はないんですか。

【横山水産部参事監】やはり地元の方々のご意見をしっかりと聞きながら、今後、どういう対策が有効なのかについて、私どももしっかりと考えていかなければいけないという認識を持

っておりますので、引き続きまして海底耕うんの対策とあわせて、今後、地元の漁協さん等と意見交換を積極的に行っていきながら、どういう対策が真に有効なのか、検討していきたいと考えております。

【溝口委員】例えば、石炭を燃やした灰を固めたものとか、いろいろ言ってきているんですけれども、その実験を何種類か、水産部としてやったほうがいいんじゃないかと思うんです。多分、水産部に言ってきていると思うんですよ。これで環境がよくなったとか何とか、そういう実証実験をしてですね。

でも、水産部としてのそういう取組が全然伝わってこない。環境部がエアレーションでやっているという形で、水産部としては耕うんのことだけしか聞こえてこないの、その辺の取組を、漁場環境をよくするための努力をしていかなければいけないんじゃないかと思うんです。

水産部長、そこら辺について、もう少し真剣に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【熊谷水産部長】溝口委員がおっしゃるように、新しいさまざまな技術を導入していくというのも一つの考えであると思っております。

一方で、多くの技術につきましては、必ずしも実際に本当に現場で実証していいかどうかということを十分検討していく必要があると思っております。

正直申し上げて、私どもにもさまざまなところから売り込みがございます。そういった場合は、まず、県として取り組むだけの基礎的なものをそろえてほしいということで、場合によってはそういった方々に、現場での実験ができる場所について漁協と連携しながら実験してみると、その結果を踏まえながら今後のあり方を

検討していくというような対応ができるのではないかと考えています。

また、大村湾の環境改善全体を考える時に、確かにおっしゃるように耕うんだけではないと考えております。そういった意味で、先ほど申し上げました水産多面的機能発揮事業におきましては、藻場の造成とか、覆砂とか、いろんなことを創意工夫しながらやっております。今後、地元の理解等があれば、先ほど言った新しい技術などを実験していく方法もあると考えております。

【溝口委員】わかりました。大村湾については真剣に考えていかないと、漁場の環境改善にはつながっていかないと思うんです。先ほど中村委員も言われましたように、生活排水等が入ってくれば、どうしても奥のほうはなかなかきれいな環境になってこないのではないかとと思うので、そこら辺についてもしっかりと研究をですね。業者にだけ任せるのではなく、やっぱり県として、水産部として、これはちょっといいんじゃないかというものがあれば、あまりお金をかけないでできる範囲の中で、漁協と一緒にやって実験してほしいとっておりますので、その辺については先ほど部長が言ったように真剣に取り組んでいただければと、このように思っております。

それと、合併のことがありましたよね。漁協合併を県独自の何かの支援で応援していただきたいという願いが、5漁協がありますのでという形で出ていたと思うんですけれども、その辺については、長崎県全体の合併についてはどのように進めているのか、お尋ねしたいと思います。

【西漁政課長】県内は今、68漁協ございまして、今度の水産基本計画では、合併そのものの

数の目標は掲げておりません。

ただ、合併を積極的に行う漁協につきましては県の支援制度を設けておまして、複数の漁協による検討組織をつくる場合、3年以内に合併する漁協について、あるいは合併の検討組織をつくる場合については、県の支援制度を設けて積極的に推進するようしております。

また、3年以内に合併する漁協が欠損金等を整理するための資金についても準備して、合併を県としても漁協と一緒に進んでいくという方向で取り組むことといたしております。

【溝口委員】今、正組合員が20人を切ったら漁協として成り立たないという形になるんですけども、その辺について、もうぎりぎりの線まで来た漁協がどのくらいあるのか、聞かせていただきたいと思います。

【吉村(洋)委員長】 暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時44分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

【西漁政課長】 大変失礼しました。

現在、正組合員数が20数名というところは、神部漁協が26名、長崎市の福田漁協が29名でございます。

【溝口委員】わかりました。ある程度年齢がきて、正組合員がだんだん減ってくる可能性が今の2つはあると思うんです。その辺について、先ほどは漁協が積極的に合併をするような感じを言ったんですけど、県としての指導はどのようにしているんですか。

【西漁政課長】県といたしましても、漁協の検査に行った時に、合併について積極的に進めるように指導いたしておりますし、県漁連に合併の推進室を設けておまして、そこと一緒にな

って合併組織を積極的につくっていきながら、合併の指導は行っているところでございます。

【溝口委員】わかりました。そうしたら、合併を推進しようと協議をしている漁協、そういう話をしているところは何力所ぐらいあるんですか、県が把握している部分で。

【吉村(洋)委員長】そんな資料は出ないのかね。県内は何組合あって、そのうちボーダーラインのところがかうで、協議中のところがかうという資料、あるやろう。

暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時47分 再開

【吉村(洋)委員長】委員会を再開いたします。

【西漁政課長】現在、合併の取組の組織をつくっているところは、西海市地区、大村湾地区、雲仙市地区、西彼地区、離島につきまして五島地域の上五島西部地区、五島市地区、上五島地区、それから県南の南島原市地区が、何らかの組織をつくって検討を進めているという状況でございます。

【吉村(洋)委員長】言ったのは何力所ですか。

【西漁政課長】8力所でございます。

【溝口委員】今、8力所で、それぞれの市町が中心になって合併を進めているのではないかと思うんですけども、その辺について県はどのように関わってこうとしているのか。

なんでかといったら、南島原市が、5漁協の合併について今協議をしていると、県独自の支援制度構築をお願いいたしますと陳情しています。ということは、合併したらどういう支援があるかよく把握していない部分があるのかなと思って。それとも、もっと違う支援をしていただきたいというお願いがきているのか、そこら

辺についてはどのように把握をしているんですか。

【西漁政課長】県といたしましても、合併の検討の協議がなされる会議に出席いたしまして、支援内容のご説明や、合併に向けたいろんな検討について一緒になって意見交換をさせていただきながらアドバイスをしているところでございます。

【溝口委員】県独自の支援制度の構築をお願いしたいということは、具体的にどういうことをしていただきたいとお願いがもうきていると思うんですよ。その辺についての内容が、会議に出ている割には伝わらないんですよ。県に、こういう支援制度をしていただきたいとか、そういうお願いはないんですか。

【西漁政課長】合併を検討しているところは、まだまだ難しい、クリアしなければならないいろんな課題がございますので、具体的にどういうことをしてほしいというところまでには至っていないという状況でございます。

【溝口委員】そうしたら、何のためにこの陳情が県独自の支援制度をと。今やっている会議に対する支援とか、そういうことじゃないと思うんですよ、これは。多分、合併するから補助をいただきたいとか、そういう具体的な話がないと、なんで支援制度の構築をお願いしたいというお願いがくるのかなと思って、そこら辺が理解できないんですよ。普通だったら、今までしている制度より、こういうことをお願いしたいということが南島原市からあってもいいと思うんですよ、漁協とかから。そこら辺の内容が全然伝わらない。

そうしたら、ただ組織をつくっているだけで、本当に合併をしようという動きではないんですか、まだ。

【西漁政課長】具体的な合併をしようという動きまでは至っていないという状況でございますけれども、また改めて、合併の検討をされている組織に、どういう要望があるかというのを具体的にお尋ねした上で、今後の検討を進めていきたいと思っております。

【溝口委員】漁協が正組合員20人を切って、どうしても解散しなければいけないとなった時は、強制的に吸収合併ということになってくるかもわかりませんが、県の方針としては、できるだけ合併をして足腰の強い漁協づくりをやっていかなければいけないという理念があるわけでしょう。そうしたら、県が前回したような形で、もう少し力を入れて、こういう支援をするから合併をしてくださいと、そういうお願いを、県としてもう少し市町と一緒に進めていかれないかなと、そういう気がするんです。今聞いていて、自主的にという形にしか聞こえないんですよ。県としての考え方というのが全然、水産部としての考え方が伝わってこないものですから。

部長、合併についてはどういう考えを持っているんですか。ただ自主的にやっていくことを望んでいるだけなんですか。前は、強制的に基金をつかって合併をさせてきましたよね。今、本当に解散をしなければいけない漁協が数多く出てきていると思うんですよ、30人とかなんとかという形の中で。合併についての部長の考え方はどうなんですか。

【熊谷水産部長】合併という問題につきましては、本質的にはやはり組合員なり漁協の方々自身のご意思が一番重要だと思っております。

先ほどの南島原市も含めて多くの漁協におきまして、漁協役職員の方々と組合員の方々の十分な議論ができていないというのが、まず大き

な問題ではないかと考えております。そういったことがしっかりとできた上で具体的なご要望があるという形になっていないのは非常に残念な状況でございます、私どもとしては、まず地域において、漁協の今の状況の現状認識、そしてそれを踏まえてどう動いていくかということについて積極的に議論していくことが一番重要ではないかと思っております。

かつて、基金をつくりまして負債整理を進めて、ある時期まで特定の期間を区切って合併を推進してきた時期がありました。それはその当時、多くのところで負債が大きいことが合併の最大の要因になってきたことが一つ大きくあるのではないかと思います。

現状におきましては、そういった負債があるところにつきましては、順次それを解消していくための改善策をとりながら、その中で合併も考える必要がありますが、多くの合併を考えている地域におきましては、むしろそういった内容以前の問題としまして、組合員の理解と役職員の指導力、この辺が非常に重要な要素となっておりますので、今後とも引き続き、しっかりと現場と話し合っ、なぜ合併をしないのか、合併をすることによるメリットが何かということで、指導とか、組合の経営にすぐお金を出すとかということではございません。組合員の生活をどう守っていくかという視点で、ぜひ漁業者の方々とも、組合の方々とも話していきたいというふうに思っております。

【溝口委員】合併について、部長の話を聞いていても、やはり自主性、自主性という形で、県の指導という考え方が、こういうふうにしていただきたいという理念が水産部のほうから伝わってこない。

もうこれ以上は言いませんけれども、それぞ

れの漁協に自主的に合併していただきたいと、そういう形しか今のところ水産部としてはとれないんですね。

私としては、やっぱり水産部の指導という形で、足腰の強い漁協づくりをしていくためには、組合員の年齢まで把握して、もう何年かの間には漁協を解散しなければいけなくなりますよと、いろんな資料をもって指導的に合併を推進していくという強い理念が要るんじゃないかと私は思うんです。その辺について、私は要望にかえさせていただきますけれども、ぜひ合併について真剣に取り組んでいただきたいと、このように要望いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

【熊谷水産部長】先ほど申し上げたところでございますが、非常に組合員数が少なくなっている組合がございます。本当に法定解散をしなくてはいけないかもという組合は各地にございますので、積極的に私自身も現場に伺いまして、そういう話をさせていただきたいと思っております。

【吉村(洋)委員長】漁政課長、ちょっと後学のためじゃないけど、県内に幾つの漁協があって、その組合員数はそれぞれ幾らで、そして、さっき8つ言ったけど、合併に向けて取り組んでいるところがここです。そして、合併に向けての県の支援策はこういうのがありますと、そういうのをまとめた資料を後で出してくれませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしく願いします。

できれば、今日、午後から出ますかね。お願いします。

ほかに、ご質問等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】ほかに質問がないようです

ので、陳情につきましては承っておくことといたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時56分 休憩

午前10時57分 再開

【吉村(洋)委員長】委員会を再開いたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性の確保などに関する資料について、質問はございませんか。

【中村委員】資料の1ページ、平成28年度の補助金内示一覧表に悪質密漁監視事業費補助金とあります。金額的には大したことはないけれども、密漁監視事業の現状はどうなっていますか。

【増本漁業取締室長】今、県下13海域で密漁監視協議会をつくっております。その中で県の支援といたしましては、自ら行う漁場の監視に対する用船の補助金等に支援を行っております。

最新の平成27年度の密漁の取締り強化事業における自警の活動実績ですが、自警の回数が13海域で2,217回、違反の発見回数が23回です。そういった情報をいただきまして、県も、こういった地域の密漁監視協議会と重点取締りを行っております。うちの取締船も一緒になって夜に巡視等をして、検挙とか指導とか警告等を行っている状況でございます。（「場所は」と呼ぶ者あり）

検挙のほうでよろしいでしょうか。

【中村委員】検挙と発見した場所を教えてください。

【増本漁業取締室長】検挙につきましては、ちょっとお待ちください。

今、内定中のものもありまして、公表した検挙件数は2件でございます。

それで、具体的に申しますと、直近で平成25年、中型まき網の光力違反ということです。平成24年につきましても、中型まき網の無届けの灯船の違反です。平成22年におきましても、同じく無届けの灯船の違反です。平成20年、21年につきましては、イカ釣り漁業の光力違反等、こういった検挙の内容になっております。

場所は、平成28年の2件につきましては、1件が上五島地区でございます。もう1件が野母崎地区でございます。

【中村委員】件数的にはそう大したことはないようで、以前からすれば減っていると思います。今報告があったのは国内の船なのか、外国の船なのかわかりませんが、この辺については、予算的に大したことがないけれども。

密漁が以前は諫早湾でもかなりあったんですよ。最近は取締まりが厳しいのか、漁業者がそこまでやっても漁獲量が確かでないのが要因なのか、わからないけれども、確かに以前より密漁は減っていると思うんです。

しかし、なくなることはないと思いますので、減ったら減った分で、逆に密漁をやった方たちの水揚げがたくさん出てくる可能性もあるものだから、密漁対策については、これからも率先して取り組んでいただきたいと思いますし、相手は相手で、だんだん能力の高い船を使ってやってくると思うので、それに追いつくような取締船も必要になってくると思うので、その辺についてはぜひ、せっかく頑張っている漁業者の方たちが、自分たちの水揚げが減るような状況をつくってはいけないと思うものですから、その辺は率先して取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

後で、その資料をいただけますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

【吉村(洋)委員長】資料は出せますね。（「ございます」と呼ぶ者あり）午後から出してください。

ほかにご質問等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】質問がないようですので、次に、議案外の所管事務一般について質問を行いたいと思います。

ご質問がある方はお願いいたします。

【中山委員】それでは、沿岸漁業の振興について何点かお尋ねします。

昨日、長崎県の企業立地ガイドを見まして、水産業というのはすばらしいんだなと思っています。

アジが全国1位、サバが全国2位、タイが全国1位、フグが全国1位、クロマグロが全国1位、真珠が全国2位、漁獲量についても全国2位ということで、これだけ見ると、すごい水産県だなと、儲かっているんじゃないかなというようなイメージを持つわけであります。

ただ、離島・半島地域振興特別委員会でいただいた資料があるんですけども、五島市では平成15年の就業者が1,784人で平成25年が1,150人と、約60%強ぐらいに落ちています。漁船数も落ちているし、ほかに上五島町とか吉岐とか小値賀とかあるんですけども、えてして60%ぐらいになっているんです。大変厳しい状況に中身はあるんじゃないかなと思っております。

そういう中で、どういう形で振興していくのか。当然水産部もいろいろ取り組んでいることは承知しておりますが、まず、海の環境といたしますかね。

今年は非常に夏が暑くて、猛暑が続いたので海水温が上昇をしているんじゃないかと思うん

です、50年くらい前と比べてね。それで、観測地点は何箇所くらいで海水温の調査をやっているのか、実質的に海水温がどういう変化をしているのか、まずこの辺を教えてくださいませんか。

【柳村総合水産試験場長】長崎近辺でいえば東シナ海区になります。ここは国の西海区水産研究所、本県の調査船、対馬と壱岐に関しては福岡県の調査で定点観測を行っております。

例えば男女群島の沖に定点があるんですけども、ここの海水温が100年でプラス1.2度上昇しております。

今年度に関して申し上げます、8月まで平年に比べて非常に高めで推移しておりました。8月以降、台風等の影響もございまして海水温が平年並みに下がっているという状況がございません。

魚介類、特に海藻が、鹿児島とかの比較的高水温で育つホンダワラ類が、五島全域に分布をしているという状況でございます。魚に関しても今年度は、高水温でよくとれる、例えば鹿児島でよくとれていたウルメイワシが豊漁でございました。単年度で申せば、今年度は非常に暑い年であったということが言えようかと思います。100年でいえばプラス1.2度ということで、年によってはでこぼこがあるんですけども、右肩上がりで上がっているという状況でございます。

海水温の影響に関しましては、学者先生もいろいろ言っていて、例えば、本県が今、得意にしているトラフグの養殖が、恐らく今後は日本海側に水温帯が上がっていくだろうとか、本県はマグロ養殖が非常に盛んですけれども、マグロの養殖には今は奄美とか鹿児島が水温帯でいえば非常に適地なんですけれども、これが将来的には長崎県海域がマグロ養殖の適地にな

っていくかもしれないというような予測を立てる学者もいらっしゃいます。

長い目で海水温は見ていかなければなりませんけれども、地球温暖化の影響がなにがしか、今後とも本県海域に顕著にあらわれていく可能性があるかと思えます。

【中山委員】この100年で海水温が男女群島のところで1.2度上がっているということでありました。それに対する影響についても少し触れてくれました。

長崎県の海域では、海水温の調査はやっていないんですか。

【柳村総合水産試験場長】本県海域は広うございまして、五島から以南、男女群島にかけては本県の調査船で行っております。かつて壱岐、対馬も本県の調査船で行っていたんですけども、その守備範囲を今は福岡県にお願いをしています。

ちょっと待ってください。定点をお調べします。申し訳ありません、定点を記した地図があるんですけども、文書で申します。

沿岸定線の観測ということで、定点観測を五島灘、五島西沖の12定点で4月から8月、毎月行っております。それから浅海定線ということで、有明海の6定点で、これも毎月行っているところでございます。

福岡との守備範囲を記した地図がございしますが、水試まで帰らないと、今は手元にございませぬので、資料として後ほどお届けしたいと思います。

【中山委員】私は沿岸漁業の振興ということで聞いているんです。そういう前提で答えてもらわないといかんですが。

有明海で月に1回行っているのと、五島灘沖と言いましたか。これだけ海岸線が広いわけで

ありますから、場所、場所に変化が起きてくることは当然考えられるんです。もう少し観測点を増やすことはできませんか。考えていないですか。

【柳村総合水産試験場長】今、総合水試には2隻の船があります。100トン未満の船が1隻と19トン船が1隻です。有明海においては19トンで、五島西沖、五島灘では大きい船で定点観測をやっております。

この調査船は、定点観測以外に、例えば魚介類の稚魚調査とかにも使っております。

この定点観測をかつて壱岐、対馬も本県の調査船でやっていた時期があるんですけれども、船舶数が減ったとか、人員数が削減された、予算がちょっと縮小されたということで、定点観測を福岡県にお願いしている部分があります。それから国の水産研究センターで、もっと沖合の定点観測もやっていただいております。

そういうことで、その地図を見ていただくと、定点ポイントが本県海域に広がって網羅できていると思いますので、それは後日お届けしたいと思います。

【中山委員】やっていることは事実のようでありますけど、定点観測を含めて、もう少し精度を上げてほしいと思います。

併せて、この情報は、漁業者にどのような形で提供しているんですか。

【柳村総合水産試験場長】調査船による定点観測のデータと、もう一つ私言い忘れましたが、ひまわりとか衛星観測で表面水温が瞬時にわかるような海図がございます。そういうものは県の総合水試のホームページで、かつては1日遅れの配信をしていたんですけれども、現在は2時間遅れ、1時間遅れぐらいの配信をやるようになっております。

それから、週1回、これを図面に落としたものを各漁協にファクスしております。それによって漁業者に配信をしていると。

漁業者によりましては、こういう遅れ、1日遅れのデータじゃ全然役に立たないと言う方もいらっしゃると思いますので、そういう方は、例えばパソコン、自分が持っているスマートフォンで直接ホームページを見て操業に行っていると思います。

それから、定点観測による1年ごとのものに関しては、県の事業報告書を出しております。こういうものを各地の現場で水試が説明しているんですけれども、こういうところで提供をさせていただいているところでございます。

【中山委員】海面の温度について、もう少し定点を増やすなりして精度を上げてほしいと、とりあえずこれは要望しておきましょうかね。

それでは、具体的に何点かお尋ねします。

まず、先ほどお話があった磯焼けです。磯焼け対策については10年ぐらい前から取り組んでいると思いますけれども、長崎の海岸の磯焼けの現状について、どのような状況になっているのか、教えてくださいませんか。

【横山水産部参事監】長崎県下の磯焼けの状況でございますが、平成元年当時は1万3,000平方キロの藻場がありましたけれども、現在は8,000平方キロという状況でございます。

今後、向こう10年程度の間に1万まで回復できないかということで、現在、各組合にそれぞれの藻場の実態を把握していただきまして、それに対して今後どういう対策をとっていったらいいのかということ、それぞれの地元でいろいろご検討いただいております、それを西海区水産研究所や県の水産試験場の関係の方も入って、どういう対策が有効なのかについて、そ

それぞれ検討を進めている状況でございます。

【中山委員】平成元年の1万3,000平方キロメートルから8,000に減ったということでありませう。これをまた1万にもっていきこうということでもありますので、ぜひそういう方向にもっていただきたいと思います。

この間にいろいろ対策をやったよね。その成果というか、総括はどのようになっているんですか。

【横山水産部参事監】これまでの取組、対策に関しましては、主にウニやガンガゼ、こういったものの食害が非常に大きいということで、ウニ、ガンガゼの除去を主にやってきまして、特に、それぞれの海域ごとにウニ、ガンガゼが増えないように密度管理をしっかりと取り組んでいくということで、これまで行ってきました。

ただ、先ほど委員がおっしゃるように海水温の上昇の問題等々から、最近ではイスズミとかアイゴ、ブダイ、こういった魚が海草を食べにくるというような状況も報告を受けておりますので、そういった魚の駆除といった対策も併せて取り込んでいこうということで現在進めているところでございます。

また、こういった対策に関しましては、一過性の取組ではまたすぐ同じような状況に戻りますので、それぞれの地域が継続して取り組んでいくことが重要ということから、現在はそれぞれの地域ごと、主に漁業者の方々を中心に継続して取り組んでいけるような体制づくり、そしてそれに対する支援策について検討を進めて、それぞれの地元と進め方について協議をしているという状況でございます。

【中山委員】8,000から1万に上げることについては、いい目標だと思うんですけども、実質的にやりきるというか、何か秘策があるん

ですか。地域の方々と漁業者と継続して協力してやるというが、その程度で2,000平方キロメートルも藻場が回復するとは到底思えないけれども、何か秘策があるんですか。

【横山水産部参事監】これに関しましては、日々環境の変化がございますので、どういう形で進めていくのがいいのかについては、今回対策を講じて、それで進めていくというのではなくて、日々その状況を追いかけていながら対策を考えていくことが大事だろうと思っておりますので、継続して今後とも地元の方々をよく相談しながら進めていくことが大事だと思っております。

また、こういった対策にしっかりと地元の方々が自分たちで取り組んでいただくためには、こういったことを日々の活動の中に入れていくことが大事になってまいります。

ですから、まずはそういった日々の活動を行うところに支援をさせていただきながら、その中で皆さんがどういう形で進めていけるのかと、それぞれの地域ごとに、この対策であれば継続してやっていけるという体制を作っていただくことが大事だと思っております。

現在やっている対策ですぐに1万までもっていけるかどうかについては、私どもとしてもまだ手探りの状況がございますので、それぞれの取組が軌道に乗っていき、そしてその因果関係、要因をもう少し分析ができ、対策についていろいろな方からのご提案も今いただいておりますので、そういったものを組み合わせながら、これから少しずつ1万の目標が達成できるようにしっかりと進めていくという形でやらせていただきたいと思います。

【中山委員】これはもう緊急性の問題ですよ。もう20年ぐらいやってきているんだから、ノウ

ハウを持っておかねばいかんですよ。それを、地元の皆さん方と協力して継続的にやっていこうと、それで1万まで増やそうと言っても、しっくりきませんよ。

県がこうやるんだと、それに合わせて皆さんに協力してもらおうんだというような大前提を出さなければ。ぜひ、わかりやすい対策を強力に押し進めていただくことを要望しておきます。

次に、魚付き保安林ってありますよね。この面積がどのくらいあるのか、そして、この効果についてどのように評価しているのか、お尋ねします。

【五島水産部参事監】県内の魚付き保安林の指定面積について、ただいま持っておりませんので、後ほど調べてご報告させていただきます。

【中山委員】「森は海の恋人」と言われているんですよ。魚付き保安林の面積もわからんようでは、ちょっと心配ですね。

それじゃあ、その成果についても検討していないんですね。

【五島水産部参事監】魚付き保安林につきましては、磯場の保全とか、栄養塩の供給とか、それから魚群の蝟集とか、そういう効果を持たせるために、ほぼ山肌の沿岸域のほうに指定されているものだと思っております。

漁業の環境を保全するために、過去からそういう林の効果というものが認められて、それを制度的に、勝手な開発行為ができないように指定されているものですので、そういう意味では環境の保全のために必要なものであるというふうには認識しております。

【中山委員】認識してもらわねばいかん。

魚付き保安林について私が調べたところでは、整備されていないところが多いんですよ。森が、雑木にしてでも高齢化ですよ、高齢化。それで

本来の森の機能が低下しているんですよ。

海と森は、海藻の件も含めて非常に密接な関係があるんですよ。その辺で、漁業者と林業関係者と県民あたりが事業を一緒に取り組むような事例がありますか。

【五島水産部参事監】林が、藻場の保全とか、そういうものに効果があるということで、植林活動を水産部、農林部で一緒にやる事業が過去にございました。

現在、水産部でその事業予算は確保しておりますけれども、植林事業のほうで現在も多くの方が参加できるような格好でやられているのではないかと思います。

【中山委員】ぜひ、こういう運動を県民運動として取り組まなばですよ。漁業者が中心になって、積極的に取り組んでほしいと要望しておきます。取り組んでくださいよ。

海岸線を利用して、自然に魚が回復するのが一番いいと私は思うんです。東北か北陸のあたりで、魚は何と行ったかな、3年間ぐらい禁漁したら回復したという話があるんです。その後、資源管理を、量的な問題を管理しながら適切な量まで増やすということですね。

私はいつも不思議に思うのは、これだけの海岸線があって、例えばどこからどこまでとか、島なら島とか、10キロなら10キロの範囲とか、海岸線を禁漁区にできないものかなと、そういう思いが常にしているんですよ。禁漁区にできない課題というか、どういう問題があるのでしょうか。

【五島水産部参事監】まず、現実的に禁漁区にするということは、そこで漁業生産をやめてもらうことになりますので、やはり漁業者の皆さんの合意が必要になってくると思います。

それともう一つ、禁漁区という資源管理の方

法が適当であるのは、魚みたいいろいろな海域を回遊して回るようなものよりも根付資源、アワビやらサザエやらナマコとか、そういうものについては禁漁区を設定する効果が得られると思います。実際、アワビとかサザエとかナマコについては、資源管理の手法として各地区で禁漁区の設定がなされているところがございます。

【中山委員】当然漁業者の生活があるから、それは守らねばいかんけれども、漁業者数は10年間で4割ぐらい減っているんですよ。今後これがもっと減る可能性がありますよ。その辺の調整をどうやっていくかという問題なんですよ。

以前、橘湾でタンカーを備蓄で5隻か幾らか係留させた。あの時、4年間か5年間やって、ものすごく魚が増えた。それとか、海流発電がありますよね。あれをやると、近くには漁船が入れないから、これを一つの資源管理として使える可能性があるんですよ。やはり今後を考えていかねばいかん。

これだけの長い海岸線があるから、ここを休ませて資源回復するという発想を県が持って、県主導で漁業者と話をしてもらおうとか、その辺を具体的に取組んでいかないことには、沿岸漁業は成り立っていきませんよ。そして、これだけの海岸線を活かさきらんさ。そういう取組みはできませんか。

【五島水産部参事監】委員がおっしゃいますように、魚は捕らないなら増えるというのは明らかだと思います。

捕らない資源管理をするために、もう既に資源管理計画策定推進事業もやっております、これは漁業者自らが自らの漁業を資源管理していく、その中には例えば禁漁期間を設けたり、漁具を規制したりということを漁業者自らが取組んで既にやっております。

先ほど申しましたが、禁漁区域を設けるということは、そこで生活する多くの漁業者がいるわけで、漁業生産と資源管理の調和をとりながら、皆さん方の合意を得ながらやっていく必要があると思っております。

そういう意味では、現在やっております資源管理計画作成推進事業の中で皆さん方の合意を得ながら、しかも資源管理に効果が上がるようなものをみんなが取り組むという中で、それを支援していきたいというふうに考えております。

【中山委員】言葉としてはそうでしょうよ。そう説明せんばいかんだけれども、このまあいくと沿岸漁業はもちませんよ。思い切った手を打たなければ。これだけの海岸線をどう活用するかということについて、もうちょっと積極的に考えてほしいと思いますよ。漁業者任せだけではやっていけませんよ。

それじゃあ、漁業者の所得の推移はどうなっていますか。今、漁業生産と言ったけど、漁業者のここ10年の所得の推移を教えてくださいか。

【川口経営支援室長】漁業者の所得に関しましては、ここ10年の数字は手元にはございませんが、平成24年の所得は135万3,000円となっております。

【中山委員】えらい低いなと思う。

ただ、平成24年ですよ。今は何年ですか、平成28年ですよ。漁業者の所得が平成24年のものしかわからないというのはどういうことですか。漁業者の生活を心配していると言ったけど、心配してないじゃないか。もう一回答弁して。

【川口経営支援室長】漁業者のいろいろな基本的な数値につきましては、漁業センサスという調査がございまして、これが5年おきに行われております。

先ほどお話をした平成24年の調査につきましては、県が経営支援事業を組み立てる時に県下の漁協に協力をお願いして調査を行った結果を取りまとめたものでございます。

漁業センサスにつきましては平成25年に行われておりまして、今度調査が行われるのは5年後の平成30年になっています。平成25年には所得の調査はございませんで、そこは水揚げ量の把握ということで調査がなされております。

【中山委員】これは、やろうと思えば毎年やれるわけでしょう。予算さえ組めばやれるわけでしょうが。こういうのは、政策を立てる上で一番大事な問題ですよ。それが5年おきとか、わからんでは、なんで政策を立てていけるのか。

部長、この辺の把握については、きちんとやらねばだめですよ。どうですか。

【熊谷水産部長】委員ご指摘のとおり、施策を構築していくために一番大事なのは基礎的な資料、実態をどういうふうに数字で把握するかということだと認識しております。同時に、さまざまな施策を行った効果を判断する一つの指標として、やはりそういった数値というのが重要だと思います。県として、所得の向上を指標に上げてさまざまな事業に取り組んでいる以上、やはり所得についてしっかりと把握していく必要があると思っています。

なお、現在、経営指導という形の事業を昨年からさせていただいています。こういった中でさまざまなデータが集まってきておりますので、そういったものを分析することによりまして、毎年の所得がこういった形で把握できるかということについては研究を重ねていきたいと思っております。

【中山委員】ぜひ、これは毎年、漁業者の所得を把握するように努めてください。要望してお

きます。

所得を上げるための方法として、今、各地で直売店とか道の駅で水産物を販売していますね。県内で何カ所くらいあるのか、それと、この売上高がどの程度あるのか、教えてください。

【岩田水産加工流通課長】平成28年度末現在で水産物を取り扱う有人の直売所が県内で122カ所あります。そのうち、漁協が直営でやっておられますのが21カ所ございます。平成26年度末で、水産物を取り扱われている直売所の販売が121億円でございます。

【中山委員】これは非常によく把握しておったと思いますが、121億円が何らかの形で漁業者に還元されていると考えていまして、ぜひ、この辺の振興に取り組んでほしいと思います。

また、これは平成26年だけど、平成27年もつかんでおかねばいかんですよ。122カ所しかないわけですから、聞き取り調査をすればわかるはずですよ。その辺の努力をしてほしいということをお願いいたします。

それと、今、魚離れがかなり進んでいるというふうに言われているんです。そこで、県内の魚の消費量の推移はどういうふうになっておりますか。

【岩田水産加工流通課長】長崎市のデータで申し上げます。長崎市の生鮮魚介類の年間一人当たり購入数量が、平成15年で16キロありましたが、平成26年には約12キロまで減っております。16キロが12キロまで減少というデータがございます。

【中山委員】長崎市で一人当たり約4キロ減っているわけですね。25%くらい減っている。

参考までに、県下の資料は持っているわけですね。県全体の資料はあるわけですね。そこだけ確認します。

【岩田水産加工流通課長】 すみません、このデータは、県下全部ではなくて長崎市のデータでございます。全国と長崎市との比較はできます。長崎市のデータはございます。

【中山委員】 長崎市のデータが提供されたから、県下もあるんでしょと、私はそういうふうに言ったつもりだったけど。

【岩田水産加工流通課長】 このデータは、水産部が出したものではありません。家計調査年報というもので、県庁所在地として長崎市を代表してデータを調べられておりますので、長崎市の分しかございません。

【中山委員】 その辺がやはり取組としてね。魚を生産しようと、所得を上げていこうと言いながら政策をやっていく中で、長崎県でどれだけ魚が消費されているのかもわからなくてどうするのか。

そのための消費者対策をどうしていくのか。消費量がわからないのに、どういうふうに県民にアピールしていくのか。どうですか。

【熊谷水産部長】 この家計費調査は、全国調査として国が行っているものでございます。県庁所在地ごとに調査をした全国統計という形でございます。家計費調査というのは非常に細かく設計されておりまして、県独自で同類のものをつくるのは非常に難しい面があると思っております。

ただ、その中の一つの傾向として消費量というものがつかめてくると思いますので、こういったものを参考にし、消費の減退が起こっているのであれば、それをしっかりと受け止めながら対応していくことが重要ではないかというふうに考えております。

【中山委員】 これだけ数字的には素晴らしいんですよ、さっき言ったように全国1番、2番と

ね。中身は大変なんですよ。だから、県下で魚がどれだけ消費されているのかぐらいはつかんでもらいたいですね。

それと、魚離れについて、どういう対策をやっているんですか。水産部としては、そういう対策はないのか。

【岩田水産加工流通課長】 魚離れにつきましては、先ほどのデータでいきますと、平成18年に肉を買う量と魚を買う量とが全国的にも逆転し、肉を買う量が多いということで、それ以降、魚離れがありまして肉の消費量のほうが上がっていております。そういう実態にございます。

そこで、水産部といたしましては、例えば長崎魚市場協会、佐世保魚市場協会、松浦魚市場協会が、魚食普及活動ということで、魚の調理をやってください、家庭で食べてください、こんなおいしいものがあるんですよという活動をずっと毎年続けております。それもかなりの回数に上っております。

それともう一つ、県内に漁業士会というものがございます。漁業士会でも、魚の調理の実習を小学校とか中学校を対象にずっとやっております。例えば平成28年で年間177回、漁業士会だけでそのくらいの回数です。ほかにも佐世保、松浦でもかなりの対象人数で、一般の家庭の主婦の方も、小学校、中学校の方も魚を食べましようという活動をやっております。

【中山委員】 魚食普及を漁業士会でもやっているということですから、一定は理解します。

県民の魚離れの実態調査を、何らかの形でする必要があるうし、長崎の人に魚を食べてもらった方が一番いいんですよ。漁業県としては、できるだけ魚を食べてもらう量を増やすことが、漁業者の所得向上につながっていくわけです。そういう意味からして、魚離れの対策をやって

いることはわかりましたので、もう少し実効性の高いものをひとつ、県民のニーズを把握した上で、ぜひ取り組んでいただくことを要望しておきたいと思います。

【吉村(洋)委員長】ほかに、ご質問等ありますか。（発言する者あり）

それでは、午前中の会議をこれにてとどめ、午後は1時半から再開したいと思います。

しばらく休憩します。

午前 11時47分 休憩

午後 1時30分 再開

【吉村(洋)委員長】委員会を再開いたします。引き続き、審査を進めたいと思います。

ご質問等られる方はお願いいたします。（発言する者あり）

【横山水産部参事監】午前中に、中山委員からのご指摘で藻場の状態をご回答させていただく際に、平成元年に1万3,000、現在は8,000というふうに申し上げました。それが「平方キロ」と言ってしまったんですけど、単位はヘクタールでございます。間違えまして申し訳ございません。そこを修正させてください。（発言する者あり）

【吉村(洋)委員長】それは広さが全然、平方キロが大分広いです。

【増本漁業取締室長】お手元にお配りしました悪質密漁監視事業の現状の資料ですが、ここに書いております検挙件数は、この事業と一緒に検挙した件数でございます。全体の検挙件数ではございませんので、一つ申し上げておきます。

【五島水産部参事監】午前中にございました、大村湾内の堆積土量でございますが、非常に古い調査ではございますけれども、昭和51年に、

汚染された泥の量ということで推定をされております。CODがグラム当たり25ミリグラム以上の堆積量については1億2,000万立方メートル、30ミリグラム以上では4,000万立方メートルというふうに推定されております。（「分布図か何かないのか」と呼ぶ者あり）図面がないんです。全体の量ということで推定をされているものしかございません。

もう一つ、魚付き保安林の県内の状況でございますが、県下で魚付き保安林に指定されていますのは497カ所、面積で1,627ヘクタールです。

【吉村(洋)委員長】質問等はありませんか。

【徳永委員】私はいつも水産県長崎を誇りに思って、全国でも「水産県長崎です」と言います。水産部長にもいつも、懇親会の時にもそういう話をしますけれどもね。

我々はそう思っておっても、国内では、「え、長崎県が水産県、日本で2位ですか」というように認識がない。北海道の次という認識が全然ないですね。さみしい思いです。

その中で私がいつも言うのはフグですよ。フグは、養殖も日本一なんです、天然もそうですけれども。私はフグの振興を何年も前から言っていますけれども、いまだに県の取組がよくわからない。なぜ単価が上がらないのか。下がる一方で生産業者が非常に苦しんでいる。

フグについての今の取組をまず教えていただけませんか。

【岩田水産加工流通課長】フグにつきましては、養殖の技術的な指導は当然されていると思いますが、売るほうにつきましては、業者の皆さんは基本的には活魚でやられているということ。

もう一つ、例えば新松浦漁協におかれましては、加工場で身欠きまでして売ると。そういう取組に対しましては、県でも販売先との連携と

いうところで支援しているところですが、個人、個人の養殖業者の方が養殖したものを売るところにつきましては、皆さんが自分で販売業者の方と取引をされているという状況でございます。

【徳永委員】それは売るのはそうでしょうけど、県の役割ですよ。県は、養殖には支援をするけれども、売ることに対しては自分でやってくださいと。どんどん売れるならいいんですよ。

これは農作物も一緒なんですけど、つくる、養殖をするのはできるわけです。問題は売り先なんですよ。売り先があって初めて成立するわけで、利益が出るんですよ。ここにもっともっと。私が冒頭に「水産県長崎」を出したのはここなんです。これを全国にもっともっと売る。

フグにしてもマグロにしても日本一と言ってもおっても、しっかり販売をしなければならないということなんです。現に、島原半島は昔から「がんば」と、そういう文化があります。島原でも養殖をされていますし、天然もありますけれども、なかなか苦労している。

一つは、フグは高いというイメージがお客さんはあります。食べたいんですよ。だが高いと。しかし、現実には、養殖などを見れば、決して高くないんですよ。だから、フグに対しての消費者のイメージを変えていく。フグも身近なところで食べられるし、購入もできるんですよ。

そして、料理のバリエーションです。例えば雲仙の温泉でもこれをやりたいと、地産地消ですし、これを提供したいと。ただ、そこに行政側の働きかけというか、そういうものが全然見えないんですよ。

私があえて今日質問させていただいているのは、漁獲高では長崎は日本で2位ですけども、売上自体は、生産高はどんどん下がっているんですよ。ここであなた方がしっかりと対策を

とっていかなければ、漁業者は減っていく、海面漁業が減るから養殖をやれと、しかし、養殖のものが売れないとなれば、どこで水産業者、漁業者が今から身入りを確保できるのか、それが全然出てこない。

そういう意味での質問ですので、このことを踏まえて、今後どういう対策をとって、しっかりとした長崎ブランド、水産県長崎を認知していただくかということ、ひとつ今日は明確な答えを言っていただけませんか。

【岩田水産加工流通課長】トラフグをどうやって売っていくかということですけども、具体的には、委員がおっしゃったようにどうやって食べるか、食べ方の提案からしていかないと、なかなか売れないというもでございます。

それをするには、私どもが一生懸命に言っても、私たちはものを持ちませんので、つくっている方々と、どういう売り方をしましょうかと具体的に協議をさせていただきながら、うちから、買い手側はこういうところがありますよとかと、わかっている範囲で提案をしながら、提案の仕方も含めて具体的な協議をして、実際の支援をする事業もございまして、相手の方々と具体的な中身について協議をさせていただきたいと思っております。

【徳永委員】そういうことを私は聞いておらんですよ。全然脱皮しないじゃないですか。

言ったでしょう、例えば料飲業関係者も今、交流人口を増やしてお客さんをよそから呼びたいと。料飲業の方も苦労されていますから、フグというのは大きな武器になるんですよ。

島原半島は力二があるんですけども、力二はご存じのように年間を通しては無理ですから、フグは年間を通してできるんですよ、養殖で。ホテルもそうだということ。

それと、下関だけでしょう、名前が。料飲関係者が下関に行って何と言われたか。「これは長崎のフグです」と言って出されたら、これが現実なんですよ。全部、名前は下関でしょう、てっぼう鍋とか、そういうのも。

例えばはフグを「がんば」で売り込むとか、何かそういうのを出して、長崎のフグの認知を高めていけば、これは売れていくんですよ。

さっきのような答弁ではなくて、今からどうやって長崎のブランドと水産県長崎のイメージを合致させるか。いろんな業界の方との連携とか、もう少し一歩二歩踏み込んだ対策が必要ではないかと思うんですけど、その辺は部長、どうですか。

【熊谷水産部長】私は、養殖業の振興は非常に重要なことでございますし、特にこのように天然資源が非常に不安定な中において、安定した食材として地域に貢献するものであるというふうに認識しております。

特にその中でも長崎のフグというのは、松浦地区、九十九島地区、橘湾地区等々、地域地域に根差しておりまして、地域でさまざまな取り組みをしています。

そうした中におきまして、生産から流通、最後までどうしていくかという総合的な計画を私どもが持っていなかったという反省をしております。どうつくて、どう生産効率を上げて、どうまとまっていくかということについて、もう一度、生産者ご自身と県との対話をしっかりとし、それをどうやって売っていくか、どうやって収益を上げていくかというしっかりとした目標を掲げて取り組んでいく体制を今後早急に構築したいというふうに考えております。

そういったことの中で、先ほどもございましたような販売というもの、地産地消というのは

非常に大きな武器でございます。長崎でつくっ
ていながら長崎で売れていない。これはマグロ
も一緒でございます。

そういったことをどう進めていくかということ
につきまして、これは先ほど課長からもござ
いしましたが、なかなか行政だけでできるもの
でもございません。そしてまた生産者だけでは
なく、使っていただく方々にどう訴えかけてい
かということも含めて、総合的に対応してい
きたいと思っております。

【徳永委員】部長がおっしゃったとおりです
よ。そういったトータル的なことを考えてい
ただきたい。

その中で、長崎県の場合はやはり観光県長崎
ですよ。そこなんですよ、私が質問している
のは。観光客にフグとかマグロとか長崎県の水
産物をもっともっと提供して、何とか市場では
ないですけども、函館とかあるじゃないですか、
そういうものをつくて、そこで観光客に食べ
ていただく、見ていただく、買っていただく
ということも戦略の一つだと思うんですよ。

宝の持ち腐れではないですけども、本県は
あまりにも恵まれ過ぎた。ここが今まで低迷
した一つの大きな原因になっているのではない
かなと思うんですよ。財産があるから、黙っ
ても売れる、黙っておっても来てくれると。

しかし、昨今はその辺が環境も違ってまい
りましたので、そこはしっかりとプロモーション
をしていただいて、売ってなんぼですから、そ
して知っていただいてなんぼですから、そこは
よろしくお願ひしたいと思っております。

もう1点は、今、島原のほうでアワビの養殖
をしているということです。ワカメの残渣でや
られているんでしょう。さっき部長がおっしゃ
ったように海面漁業が不安定ですから、養殖で

今からやっていくということは合っています。

アワビから、ナマコも連鎖して養殖ができるという話を以前聞いたことがあるんです。ナマコは中国に非常に需要があるわけです。そういったことを島原でやっているということですが、県としてはどういう支援をしているのか、そして今後どういう売り込み等をやっているのか、その辺を教えていただけませんか。

【熊谷水産部長】アワビの養殖を島原半島の漁協でやっておりますが、これは非常にいいモデルをつくっているのではないかと考えております。

アワビの養殖は、餌の段階から調達してやると非常にお金がかかってしまうと。ところが、それを地域でつくっている養殖ワカメの売れないものをうまく使っているという面で、非常に効率的にできているのではないかと、一つの注目すべき材料だと思います。

アワビの下でナマコを、多分、糞とかを何とか利用できないかということだと理解しておりますが、ナマコの養殖をするのは、私の記憶ですと、かなり面積的に必要でございますので、その中でやってどれだけの量ができるかということは、試験場関係の知見がないとわかりませんが、その辺はこちらでも研究させていただいて、どういった対応ができるかということについて考えさせていただきたいと思います。

【徳永委員】部長が答えたが、ほかの課長が全然そういう認識がないというのが問題なんですよ、あなた方は。

【吉村(洋)委員長】 暫時休憩します。

午後 1時46分 休憩

午後 1時47分 再開

【吉村(洋)委員長】 会議を再開いたします。

【徳永委員】 よく議会からも出るのが、農業とか水産業というのはやっぱり現場なんですよ。現場を見ていただいて、今、漁業者がどういう苦勞をされているのか、どういう取組をされているのか。さっき言ったアワビにしても、一つの光を求めて一生懸命、島原にはワカメがありますから、その残渣でできないかという試みなんですよ。そういうのをしっかりね。

総合水産試験場長、あなたのところへ、今後どういう研究をしていくのかといったところも当然、お話がくるでしょうから。まだ連絡はないですか。

【柳村総合水産試験場長】アワビの陸上養殖については、始められてから、もう20年近くたえます。特に、対馬、壱岐あたりはアワビの主産地でしたから、こういうところで陸上養殖が盛んになりました。

ただ、一つのネックは、先ほど部長が話されたように、配合飼料とか塩蔵ワカメを購入してやると非常に割高になって採算割れをしてしまうということで、一旦大手が入ったところも撤退していった経過がございます。

そのあたりの餌料効率というんでしょうか、それは当時の総合水産試験場、各地の水産業普及指導センターで試算をして、ワカメ養殖とかコンブ養殖を併用してやらないと、なかなか難しいと、こちらの区画漁業権を取りながらということだったんですけれども、残念ながらそういうところまで成熟しなかったというところがございます。

今、徳永委員がおっしゃいますように、南高方面では藻類養殖、ワカメ、コンブ、アオサの養殖が非常に盛んでございますので、こういうものと組み合わせながらアワビ養殖をやっている

くのは非常に有効だと思います。このあたりの餌の与え方なり、陸上水槽での水温の管理というところは既存のデータで知見がございますので、そういう技術指導については水産業普及指導センターと一緒にやっていきたいと考えております。

【徳永委員】とにかく現場をよく見ていただいて、そして市町とも連携をしていただいて、さっき部長が言われるように、海面漁業は非常に厳しさがありますから、今後は養殖というものを。

漁協の合併という問題もありますけど、こういったことで漁協自体も、組合員の維持もでき、後継者もできることであろうと思います。そして観光のほうにも連携がしっかりととれると思いますので、どうかその辺を、要望にかえておきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

【深堀委員】水産物の輸出の件でお尋ねをしたと思います。

先般、新聞の記事に出たんですけども、「対州黄金あなご」、対州物産さんがタイのほうに本格的な輸出を始めるという記事を見かけました。これまでもシンガポールとかアラブ首長国連邦にも輸出はしていたんですけども、本格的にタイへということになっております。

非常に喜ばしいことですが、こういった輸出企業が、水産物を輸出する企業が県内にどれくらいあるのか。そのあたりへの支援をどういうふうにやられているのか。

午前中の部長説明でもありましたが、長崎県水産物輸出連絡会もございます。こういったところと連携して、これからどんどん長崎県の水産物を国外へ、輸出を増やしていくというのはもちろん水産部としても目標に掲げられているわけですから、その実態をですね。県内の企業

で水産物の輸出に関わっている企業はどれくらいあって、それに対する具体的な支援はどういったものがあるのか、そのあたりを教えてください。

【岩田水産加工流通課長】県では、輸出連絡会と輸出連絡協議会と2つございます。

輸出連絡協議会のほうは、長崎県もですけども、長崎魚市、佐世保魚市、それから長崎市とか、その辺の公共的な団体と非公共的な団体が入っております。ここは全部、直接輸出をしております。例えば長崎魚市場とか、遠まき組合とか、県漁連、佐世保魚市というところが、実態として直接輸出をされております。

長崎市、対馬市もメンバーに入っておられるんですが、実際は市がやっておられるわけではなくて、そのメンバーになっておられます、かまぼこ組合とか加工団地協が若干されております。

それと、完全な民間では県北のほうの会社が直接輸出をされております。3社程度をうちで把握しております。ずっと聞き取りをしているんですけども、民間の方が直接自分で輸出しているのはその程度でございます。ただし、一旦どこかに出荷されて、そちらの商社がどこかに輸出しているかもしれないけれども、自分のところではわからないということです。聞き取りには限界がございまして、数社は把握しております。そこは自分で直接輸出しておりますということで、大体のデータも教えていただいている状況でございます。

具体的な支援といたしましては、例えば試験出荷をする時の費用や、香港でフェアをする時に一緒に行きましょうと、そこら辺の支援もしております。

それと、事務的なものではございますが、民

間の方がいろんなところに輸出をしようとされる時に、相手国の状況とといいますか、どういう手続きが要るのかというようなことを、うちのほうでわかる限り指導とといいますか、情報をお伝えして、わからないところがあればうちのほうでも調べると、一緒に事務的な中身を詰めていきましょうということによってやっております。

【深堀委員】私が知りたかったのは、具体的に漁協とか団体でというよりも、民間企業がやっている分です。輸出に対していろんな課題があるのはおぼろげにわかるんです。ネックになっている問題は幾つかあると思うんですが、そういった課題に対して行政として、水産部として、具体的に支援ができた事例があれば教えてもらいたいですけれども、どうでしょうか。

【岩田水産加工流通課長】具体的にといいますか、輸出をする場合に、やっぱり最初に市場調査をしなければいけないということがございます。相手の国がどういう状況なのか、どういう魚を求めているのかという情報が要ります。

それから、バイヤーとといいますか、向こうでのパートナーを探さなければいけないというのがありまして、やみくもに行って、例えば向こうで商談会に出ても、間に入るパートナーの方がいて成り立っていきます。そこでパートナーの方が見つからないとか、検討がつかないというような場合に、うちが知っている業者の方、バイヤーを紹介して、うちも一緒に行って、その方に間に入ってもらって商談をするということはやっております。

【深堀委員】じゃ、説明があった水産物輸出連絡会、先ほど資料もいただきまして、連絡会の活動内容としては、構成員間のネットワークの構築、水産物輸出、H A C C P等に関する情報の共有、相談対応、本県水産物の輸出実態の把

握等々と書かれています。

情報を収集する、情報を共有化することはもちろん必要だと思いますけれども、いろんなお困り事等々の課題を解決するための支援というのも必要になるんじゃないかなというふうには思っているんです。

意見交換会とか衛生管理講習会を開催するとなっていますけれども、困っている企業等に対する支援の事業とか、予算とかといったものはしっかり構築されているんですか。

【岩田水産加工流通課長】連絡会では、先ほど委員からも説明がありましたけれども、基本的には情報交換会もしておりますし、国からとかいろいろ情報がきますので、それを全部、メーリングリストとかでお伝えしているところです。

それと、各企業のほうから、「ちょっとこういうのがわからないんだけど」という相談もございます。それにつきましてうちのほうで、例えばジェットロとも相談しながら、ジェットロの方をご紹介することもありますし、うちのほうでできる限り情報を入れて個別にご指導させていただいているところでございます。

【深堀委員】私が言っているのは、確かに情報を収集して、相談に乗っているいろいろ教えてあげるのは必要なことですし、それはそれでいいんですけれども、何かしら予算をつけて事業化して支援をすることは、この連絡会としてはしないんですか。

【岩田水産加工流通課長】直接予算化をして、予算を伴ってというのは、今のところございません。

【熊谷水産部長】今、水産加工流通課長がお答えしましたとおり、この連絡会そのものには予算措置はございません。ただ、国なりジェットロなり、いろんな形の支援措置はございます。こ

ういったものを積極的に利用していただくのが、私は一番重要だと思っております。

そういった意味から、実は水産庁の担当参事官から、来年度予算に向けてどんなことがあるんだろうかと、補正に向けてどんなことがあるんだろうかと。例えば、HACCPの加工場をつくるということであれば、それにはこんな支援措置があるので積極的に相談していただきたいと、こちらに来ていただいて、そういう接点をつくらせていただいております。

それからまたジェットロの方にも、実はジェットロは長崎の方でございます。こちらにも出席いただきまして、所長からも、ぜひそういった面で相談に乗っていききたいというご意思もその場で伺っておりまして、出会いの場といたしますか、そういった接点をつくり、その中でジェットロの支援措置、それからまた国の支援措置をうまく利用していくことが重要だと思っております。

また、県独自としましても、こういった機会にいろんな意見を聞いておりますので、今後、新たな外国での販売、商談会、そういったものに関心がある方等を募集しまして、できるだけ支援していききたいと考えております。

【深堀委員】ありがとうございます。部長の説明はよくわかりました。非常に有益な連絡会になるというふうに理解をします。

そこでちょっと気になったのが、連絡会の加盟の名簿、名前は非公開の分もあるんですけども、44団体のリストをもらったんです。行政機関が多いですけども、あとは金融機関であったり漁協の団体であったり、民間企業は少ないですね。先ほど私が紹介した対州物産は入っていないんです。

先ほど水産加工流通課長は、県内に数社ありますと言われましたけれども、本当はもっとあ

るのかもしれないですね。そういったところが、せっかくあるこの連絡会に加盟をしていなければ、先ほど部長からお話があったような支援は受けられない、情報交換もできないということになってくるので、私は、できる限りいろんな情報を集めて、連絡会にそういった団体の皆さんに積極的に入ってもらって、広く長崎県の水産物を輸出できるような体制をつくるべきだというふうに思っています。

課題の中で幾つか、手続の話とかバイヤーとの接点の話がありましたけど、私は一つは物流も問題があると思うんですよ。この連絡会の中に物流事業者はほとんど入っていないです。例えば日通さんであったり、ヤマトさんであったり、輸出に伴う物流を担っている大手の事業者にも入ってもらって、情報を共有化して、こういうふうになれば輸送のコストが減りますよとかという話ができれば、いいじゃないですか。なんでそこまで手を広げないのかなと思うんですよ。その点、いかがですか。

【岩田水産加工流通課長】委員からご指摘のとおりに思います。

今のご指摘を踏まえまして、県内で輸出をしておられるかどうかわかりませんが、できるだけ情報を入れまして、輸送、運搬とかをされている方につきましても、こちらから入会について積極的にご案内をしようかと思っております。

【深堀委員】せっかくやっている連絡会、先ほど部長から話があったように非常に有益なこともあるわけですから、そこを水平展開というか、広げる努力をですね。これでいいんだということじゃなくて、充実強化をしていただくようお願いしておきたいと思っております。

【中村委員】少しだけ質問させていただきます。

先ほど徳永委員からフグの養殖の話がありましたけれども、現在、長崎県はマグロの養殖を結構やっております、以前からすれば生産率が随分上がってきて、全国各地に出荷をしている状況だと思うんですが、現在の出荷状況はどのくらいになっていますか。

【高屋漁業振興課長】長崎県の養殖の数量は、平成27年で4,128トンでございます。

【中村委員】今、全世界で、マグロの種苗を制限して、何とかして将来に向けて数を減らさないようにということで取り組んでおられるんですけれども、一方、養殖は安定した値段で年中食べられるということで、随分もう天然のマグロと近いような感じになっていると思う。

マグロの餌は、多分長崎県では生餌、冷凍したものをやっていると思うんですが、その辺の現状はどうですか。ほとんど生餌が多いんですか、どうなんですか。

【高屋漁業振興課長】現実といたしましては、冷凍のサバが大半を占めている現状にありますが、大手企業では配合飼料等の研究も進んでいるやに伺っております。市販品もあるやに聞いておりますが、ちょっと食いが悪い。やはり企業なりの努力をしながら、今やっと現実の漁場で使えるような配合飼料ができつつあるぐらいの開発段階だということでございます。長崎はほとんど生餌、冷凍のサバでございます。

【中村委員】この間、テレビを見ていたら、大分県の津久見では、完全に配合飼料をやっている、1年中安定した肉質のマグロの養殖が完成したという報告があっていました。これに関しては、生餌と違ってコストがかかるという非常に厳しい面もあるんですが、冷凍餌では、餌の栄養状態が違うから、品質がばらばらのマグロができていたということで、配合飼料にな

れば、一年中通して脂の乗った、天然に近いようなマグロを出荷できるということでした。

人工飼料について、長崎県としては今後どういうふうに取り組んでいこうと考えておられますか。値段が高ければ、なかなか業者の方は手を出すことができないと思うんですが、安定したマグロの養殖ができるということになれば、何か県としても手だてをしていかなければいかんと思うんですが、この辺はどうでしょうか。

【高屋漁業振興課長】今、中村委員がおっしゃった方向は、そのとおりだと思います。

過去に長崎県でも、マグロの配合飼料化に取り組んだ3カ年ぐらいの事業があったんですが、なかなか思うような摂餌まで持っていくことができずに、要するに現場レベルで使えるところまでいけなかった経緯もございます。

今おっしゃった新聞等に記事が出た会社等々の情報を、私も業者とやりとりをし、情報を少しでも得ながら、どういうノウハウがそこにあるのかということも調べつつあります。

方向性としては、値段の乱高下、あるいは漁獲に左右されない配合飼料をという方向は間違っていないと思いますので、私どももその方向で業者ともいろいろ話をしながら、研究を重ねていきたいと思っております。

【中村委員】今、以前やったことがあると言われてたけれども、恐らく私の予想では、その時の予算が足りなかったんじゃないのか。何でも中途半端にやったらそこで終わってしまう。いつも私は言うけれども、やっぱり先行投資。よそよりも早く先行投資をして、よそより早く開発しなければ絶対に販売につながっていかないので、今回そういう話が出てきていますから、もう恐らく大分県に打ち勝つことはできないと思

うけれども、長崎県のマグロの養殖は全国的にもかなり進んでいる順位にあると思いますから、ぜひ部長、そこら辺を吟味して、予算を立てて、安定したマグロの養殖ができるような体制まで持って行っていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

【熊谷水産部長】 マグロ養殖におきまして、餌の確保というのは非常に重要なことでございます。

今、委員からご指摘があったように、人工配合飼料にすることによって、身質の管理といたしますか、目標とするものに近づけるといふ部分では非常に優位な点があるというの承知しております。

大分県でやっているのは、特定の企業が企業投資としてやられたというふうに理解しております。私どもは、そういった動きは十分に承知しているとともに、実は県下でも昨年、県下のある企業さんに私どもから紹介させていただいて、国の補助金を使って、そういう試験等もしていただいております。

養殖マグロにつきましては、県下にマグロ協議会というのがございます。この中で餌の部門は非常に重要視してございまして、一つのテーマとしております。そういった中におきましてもいろいろと情報交換をしながら、県下にもいろんな企業がございまして、その力も借りながら、一体となって取り組んでいこうと考えております。

【中村委員】 人工飼料を使ったマグロは、値段は少し高くなると思うんだけど、商品としては、においが少なく脂の乗りが非常にいいということでございまして、ぜひ率先して取り組んでいただきたいと思っております。

それともう1点。現在、諫早湾干拓の開門問

題で訴訟が進んでございまして、基金の問題についても4県漁協を含めていろいろな話し合いをやられて、昨日でしたか、諫早湾干拓課から資料をもらったんですけれども、水産部ということで、諫早湾の振興基金を含めて関連があると思うので質問したいと思います。

そもそも今回の基金案は、どこが発案されたんですか。部長、お尋ねします。

【熊谷水産部長】 私の理解といたしましては、和解協議の中におきまして、さまざまな振興策の一環として国が提案してきたものと理解しております。

ただ、一方で、それとは別の次元の問題として、昨年、3県漁連が基金的なものを要求したという事実はございます。

【中村委員】 その辺は私もお聞きしているけれども、今後、この基金についての和解協議はずっと開催されて、次の予定が11月1日、その次が12月12日となっている。現状でいって、当然長崎県は、この基金をもとにして開門をせずに諫早湾、主に有明海の水産振興をやっていこうという考えに賛成しますよね。

長崎県にも反対の方がいらっしゃいますけれども、ほかの3県は、この基金案に全く動じていませんよね。

これからも和解協議は進んでいくと思うけれども、恐らく現状では進展をしないと私は思っています。その辺について、どうですか、部長。

【熊谷水産部長】 私どもとしては、今回の基金案を通じまして、しっかりと和解協議が進んでいくことを強く期待しております。

確かにこの協議を始めるに当たりまして、私もこの臨時会に出ましたが、3県からの思いは若干違うところがございます。ただ、そういった協議を進めるに中におきまして、水産振興の

方向とか、有明海の再生につきましたの共通の理解が生まれることによりまして、それが結果として、今後の和解協議にいい意味で影響していくことを私どもは期待して対応していきたいと考えております。

【中村委員】確かに部長は国から出向して来られているから、当然国の考えにのっとって発言をされていると私は思うんだけど、私自身は、今の基金のやり方では、当然3県は納得しないと思う。

先ほど、3県から発案された部分もあったと部長が言われましたけれども、3県が発案した基金というのは恐らく、漁協とか、そういう組織で使うんじゃなくて、個人的に何とか自分たちで使うことができないかということを重点とした基金案だと私は思うんです。国から出している方針の中にも、この資料の中にも、「漁業者自らが行う取組への直接支援が可能になる」と書いてあるんだけど、これが果たして個人的なものになるのか、それとも何人以上の団体になるのか、それとも漁協単位になるのか、この辺の食い違いがあると私は思うんですよ。

開門をしないのであれば、何らかの影響補償をしていただきたいということで補償金を向こうの方たちは考えたと思うんです。当然そこに食い違いがありますから、恐らく今のままでいったら、この基金案については進展がないと私は思っています。

参加している代表者の方たちは、基金は大事じゃないのかと、納得してもいいんじゃないかという考えを持っておられる方もいると思う。しかし、その末端の組合員は、自分たちにこない基金では納得できないというのが本心だと私は思うんです。

だから、代表で来られている方同士でうまい

ぐあいに話が進めば、先ほど部長が言われたように、何かの調子で進展していくかもしれない。しかし、組合員たちが代表者に対して自分たちの言い分を突っ込んでいけば、恐らくこれは和解できないんじゃないかなと思っているんです。

諫早湾の開門を反対している長崎県の水産部としても、諫早湾干拓課としても、そしてもちろん中村知事としても、反対をしている3県に対して、何とか自分たちで、開門をしないで基金案で納得をしてくれないかと強く申し立てる必要があると思うんです。また、納得をしていただくような動きを見せなければならないと思うんだけど、その辺についてはどうなんですか、部長。現状で、3県に対して、今回の基金案を納得してもらおうというような動きはあるんですか。

【熊谷水産部長】まずお断りしておきますが、私は国から来たということで先ほどの発言をしたわけではございません。中村知事のもとでの方針として申し上げました。まずそのことをお断りさせていただきたいと思います。

大変厳しい質問でございますが、私としましては、今回の問題は2つに分けて考えなくてはいけないと思っております。基金の問題ということ、水産振興という問題と和解協議というのは、一連の問題としてございますが、実は当事者が違うという大きな問題がございます。この中でどう考えるかということでございます。

確かに、3県が開けるということを原則としています。一方で長崎県としましては、開けないという中で、それが当然だというふうに考えております。

私どもとしては、そういった中で話し合いをしながら、まずは水産振興としてどうしていくのかということについての共通認識として、方

向性、最終目的としては同じところがございます。そういった面で県としては、各漁協、各浜を回りながら吸い上げた意見を積極的に提案申し上げたいと思います。それが他県においても有用なものであれば、生きてくるのではないかと思います。

そういった中での理解が進むことを背景としまして、和解協議は別の場で、開門問題は別の場で議論されるというふうに向っておりますので、そういった中にいい影響を及ぼすことを期待するとしか私は申し上げられません。

【中村委員】部長、期待だけではないかんですよ。そうなってもらわないと。

今回の基金案は、開門問題とは別に話をもっていってくれというのが3県の望みだったんだけど、最終的に結びつくところはそこしかないわけですね。

3県がどう思うか、もちろん長崎県だけが賛成でやっていますけど、その結果で国では、9月下旬から個別のヒアリングを実施して、10月下旬にまとめるというような格好をとっていますね。でも、恐らく今の体制では、さっき私が言ったように無理だと。

で、何とかして長崎県のほうから、他の3県と話し合いをして、1県ずつでもいいから、この基金案について賛同をもらうというような動きをぜひやるべきだと思うんです。

恐らく今の体制では、個別に対しての相談はできていないと思うんだけど、実際はどうなんですか。各県に対して個別に相談はしたんですか。

【熊谷水産部長】各県個別に対応するということは、今のところは想定しておりません。

ただ、実際問題、この協議をするに当たりましては、国が行います協議会、その下の幹事会

がございます。そしてさらに、幹事会等を行うに当たりましては、事前に各県の行政なり漁連関係者が集まって意見の調整をする場がございます。そういった場等におきましては、私どもの考え方、振興に役立つのではないかとというような考え方を積極的にお話しすることを通じまして理解を得られないかと考えております。

【中村委員】考えますということではなくて、ぜひ実施をしてほしいんですよ。先ほど部長が、各県担当者レベルでいろんな小刻みな協議会をつくっていると言われましたよね。ということは、水産部なら各県の水産部同士で、諫干の問題であれば農林部も入ってきますから、そこら辺の体制が各県で違うと思うから、例えば、部長クラスだけで一回話をしてみるというのも一つの体制だと私は思うけれども、その辺は実現できそうにありますか。

【熊谷水産部長】水産部長としましては、先ほどの協議会の委員という立場でございますので、あくまでもお話としましては協議会の場で意見交換をしていくのが原則であると考えております。

それ以前にどういったことができるかについては今後考えていきたいと思いますが、各県の立場が違う中において、そういった動きをすることがいいのかどうかということも含めながら、しっかりと判断していきたいと思います。

【中村委員】よくわかりましたけれども、やっぱりここは長崎県として、知事を含めて関係各課、そして部長を含めて、もう一回協議していただいて、部長が言われたように、どういう進め方がいいのかと話し合いながら、もちろん長崎県の漁業関係者も含めて話し合いを一回して、これからの進め方を再検討する時期にきているんじゃないかと私は思います。

新幹線も一緒だと思うんです。全く同じような立場にあると思う。だから、各県の部長クラスだけで話し合いをできるのであれば、1回やってみる価値があるんじゃないか。そしてまた、知事クラスで話ができるのであれば、やってみる価値があるんじゃないかと。

要するに協議会の場だけでは、その中で自分たちが思っていること全てを述べることはできないと思うし、反対する方たちも強いものを持っていると思うから、恐らく意思が疎通しない部分があるんじゃないかと思うものだから、私はこういうことを言っているんです。

これは1日も早く進展させていって、解決しなければならぬ問題ですから、いろいろ事情はあると思いますけど、いろんな方向から考えていって、一日でも早く解決できるような協議会にしていきたいと思うし、話し合いをしてもらいたいと思うから、こういうことを言わせていただきました。

ぜひ、長崎県としては、今の進展のままじゃなく、国の言い分のまま一緒に動くわけじゃなく、長崎県としてはこうやったほうがいいんだという考えを持って、十分に他県にアピールをして、この基金案を含めて何とかして解決をしたいという動きをしていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

【熊谷水産部長】ただいまご意見を伺いました。私としましては、先ほど申し上げましたとおり、協議会の委員としての立場もごさいます。また、どういった行動をするかによって、上に上がれば上がるほど、その立場で発言しなくてはいけないという面もございまして、かえって話が進むかどうかという問題もございまして、むしろ現場レベルに近いところのほうがいい場合もございまして。そういったものは慎重に判断しながら

対応していきたいと思っております。

【吉村(洋)委員長】ほかにご質問等はありませんか。

【久野委員】1点だけ、漁場の環境改善について、お尋ねをさせてもらいたいと思うんです。

魚介類にしても、質のいい漁場であれば、魚にしても貝類にしても、ナマコ類にしても、質のいいものができると思っています。そういった中で今、我が長崎県においても漁場の海底耕うん等々をやられているということで、今のところは橘湾と大村湾とか有明海とか、こういうところの漁場の耕うんをやられている。堆積物とか、いろいろなものの除去をやっていくというようなことですね。いわゆる海底の清掃というようなことで予算を組み、国の補助が半分、県の補助が半分弱、地元がちょっと出すというような状況の中で、いわゆる海底の清掃、耕うんをやられているんです。

これをやられた後の結果は一体どういうふうな状況なのか。本当に魚が増えたとか、あるいはまた魚介類の質のいいものがとれたとか、いろんないい状況が多分あるんだろうと思うんですけれども、そのあたりについてどういう状況なのか、教えていただきたいと思っております。

【横山水産部参事監】海底耕うん事業については、これまでも大村湾、有明海、橘湾等々でやらせていただいております。

これまでの事業は、漁場の中に堆積したごみを除去することによって漁獲の効率を上げていくという対策と、そもそも底にヘドロがたまっていて、そこを耕うんすることによって漁場としての生産力を改善するやり方と2通りございました。

これまでの取組では、堆積物がたまったことによって漁獲する時の効率が非常に悪くなった

ということで行ってきたものが多うございます。その場合には、取ることによって当然ごみも一緒に上げるわけですから、燃料代等がかさんだりというようなことでご苦労されている。また、1回の操業でもってとれる漁獲量よりも、ごみの量のほうが多かったというようなことになって、漁獲自体の生産量が確保できないというようなことがこれまでもあったわけです。それに対しては、燃料の問題、漁獲の効率の問題は非常に改善されてきているという結果が出てきております。

もう一方で、ヘドロ等がたまっているところに耕うんを行うことの効果は、現在、状況を調べているところでございまして、正確にどういう効果が出てきているか、環境が変わるとすぐによくなるということでもないものですから、そのあたりについては少し長期的に見ていこうと考えております。

問題としては、水温が高くなりますと、海底面部分と水面部分との間で温度の違いから、温度躍層といわれる境界層ができ、水の循環ができないということがあります。耕うんをすることによって生産力が高まると思っておりますが、昨今、水温が高くなってきているという状況もあり、海水の循環ができない中で、そのあたりの効果については、1年2年という形ではなくて、しっかりと長いタームで見たいと思っております。

耕うんをすることによって漁獲が上がったというような報告も一部にはあります。だからといって、それでもって全てがよくなったというふうにとるのは早計だと思っておりますので、そのあたりはこれからしっかりと確認をさせていただきたいと思っております。

【久野委員】結果がすぐに出るような問題では

ないということですが、恐らくこれは、長い目で見ればいい結果が出るだろうと私も思うんです。

今のところは、本県において3カ所ぐらいでやっている状況ですが、まだまだ今から国の補助事業等々をもらいながら、我が長崎県において、ほかのところも随時やっていくと予定をされているのかどうか。

【横山水産部参事監】これに関しましては、やはり地元のご要望をしっかりと聞いてからというふうを考えております。

現在、ご要望をお聞きしているのは先ほど申し上げた海域でございまして、まずはその海域においてしっかりとやっていき、今後、それ以外の海域でもご要望が出てくれば、これは国の補助事業を活用することになりますので、国に積極的に働きかけていきたいと思っております。

ただ、国もこの事業に関しましては、全国的にほかの地域であまり使われていないというか、ほかの地域でまだ実績がないということでございますから、長崎県でどれだけそこを受けていただけるのかということもあろうかと思っております。今までは水産庁も要望にしっかりと対応していただいておりますので、今後とも地元からのご要望があれば、そういった切実な思いを水産庁にしっかりとお伝えして、私どもとしては取っていきたいと考えております。

【久野委員】地元からの要望がないと、今の状況では、県としていろいろとやっていこうというような計画はないということですか。地元からあって初めて、県としても同乗してやっていきますよというような状況なのか。

【横山水産部参事監】私どもとしては、こういった対策に関しまして、地元の声を一番優先してお聞きしております。ですから、状況として、

まずは地元の声を踏まえてからということになります。生産力等々の状況によって、地元に対して何が、どういう対策が必要なのかということについて、特に海底耕うんということに絞ってではなく、地元の方と意見交換をさせていただいておりますので、そういった中で本当に海底耕うんは有効で必要だということであれば、私どもとしては国に要望していきたいと思っております。

【久野委員】わかりました。

我が長崎県は、漁獲量にしても、午前中に中山委員から言われたように、すばらしい漁業県であるということです。同時に、我が長崎県は質の高い漁獲なんだと、魚にしても、貝類にしても一緒ですけれども、質の高い長崎県とPRができるように、ぜひひとつそういった意味を含めて漁業として頑張っていたきたいと、ご要望申し上げておきたいと思っております。

【吉村(洋)委員長】 暫時休憩いたします。

再開は2時40分とします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時41分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。引き続き、質疑を行います。

【小林委員】先ほどからもお話がっておりますように、長崎県のマグロの養殖が今、非常に話題を集めております。

水産部で資料をおつくりになった、2月22日委員会の「水産業の概要」資料1を見たら、長崎県の水産業の概要とか、そういう形でいろいろある中で、実は養殖のクロマグロの生産量が日本一になっているわけですね。

いただいた資料を見ると、平成23年、約5年前は、鹿児島県が4,236トンに対して長崎県は

2,613トン。平成24年になると、同じく鹿児島県が第1位で3,717トン、第2位が長崎県で2,655トン。そして、平成25年になっても鹿児島県の第1位は譲らず3,222トン、長崎県が3,070トンになっている。

ところが、平成26年になると、この内容がごろっと変わって、鹿児島県におくれをとってあった第2位の長崎県が第1位になるわけだ。平成25年に3,070トンだったものが、平成26年になると4,616トン、つまり前年より1,546トン増ということで生産量が第1位になった。鹿児島県は、ずっと第1位であったけれども、3,222トンから2,910トンに落ちている。

長崎県が1,546トンも一気に生産量がアップしていると、一体これはどういう要因があったのか、どういう要因で1,546トンという大きな増になったのかと、ここです。

それと、誰か詳しい人がおるだろうから、1,546トンというのは大体どれくらいの量なのか。マグロが1匹何キロあるのか、恐らく50キロ、60キロくらいあるのかどうかよくわからないが、1,546トンというのはどれくらいの量なのか、これもついでに教えてもらえれば、こちらでも理解ができると思うので、まずこの辺のところについてお尋ねをしておきたいと思っております。

【高屋漁業振興課長】まず、逆転するように大きな伸びが見られた要因は何かということでございますが、一つは、マグロは養殖するサイズによって値段が変わってまいります。長崎県は、条件的に水温でかなり不利だったのでございますけれども、やはりその取組をしなければならぬということで、30～35キロ程度で出していたものを、およそ50キロ程度まで大きくするという手法を取り入れて、鹿児島県を逆転したあたりに、50キロものが本格的に出荷をされだし

たということがございます。

もう一つは、長崎県には対馬の「トロの華」のように地のマグロの生産をやっている皆さんもいらっしゃいますが、大手の企業が入ってきました。例えば鷹島であるとか、五島であるとか、大手の企業さんが入ってまいりまして、その大手の企業さんの出荷が、このあたりから本格的に始まりました。それによります伸びで、鹿児島県を逆転して長崎県が1位の地位を獲得したというふうに理解をいたしております。

それから、どのくらいのボリュームかというのは非常に難しいお話ですが、1尾を50キロとしまして、長崎県の平成27年の出荷トン数を尾数に換算しますと、約7万7,000尾ほどになります。それで合計で約4,000数百トンというふうなことになります。

【小林委員】非常にわかりやすく答弁をさせていただいて、ありがたいと思います。1,546トンというのは魚の本数からいけばどれくらいかという話をしましたら、クロマグロ1匹大体50キロぐらいで換算をして7万7,000匹ぐらいになるのではなかろうかと。（発言する者あり）違うのか。

【吉村(洋)委員長】 暫時休憩いたします。

午後 2時47分 休憩

午後 2時48分 再開

【吉村(洋)委員長】 会議を再開いたします。

【小林委員】それじゃ、もう一度仕切り直して。これは平成26年までしか出てないが、平成27年も恐らく長崎県が第1位ではないかと期待しているし、また後で、わかれば生産量を聞かせてもらえばいいと思う。

3,070トンから1,500トンぐらい増大したと、クロマグロ全体で4,616トンというのは約7万

7,000尾だと、前年より大体3万尾ぐらい増えたということだけれども、3万尾ぐらい、1,500トンぐらい増えたことについては、プロの業者の方々、専門業者が対馬の中に入ってきたという要因があるのか。もちろんこれは対馬だけの養殖クロマグロではないんだろうと思うけれども、長崎県の状態はどうなっていますか。

【高屋漁業振興課長】 申し訳ございません。先ほどお話ししたと重複してしまっていますが、対馬には新たな参入はあまりございませんで、むしろ対馬のほうは、35キロ前後のものを50キロ、55キロというふうに大きくしてボリュームで稼いだという構造です。

尾数は、県北地区や五島の大手の企業さんから出てくるマグロで伸びていると理解しております。

【小林委員】養殖というのは天然ものじゃないわけだから、当然そこに技術的な問題があると思うんだ。そういうところの指摘をしておるわけだよ。

これだけ一気に伸びるような手法ができることをもって、皆さん方は第2位でずっと甘んじて、いずれ第1位になるという目標を立てながらやっておったんだけど、一気に呵成に3万尾ぐらいの生産量が増えたということは、やっぱり特記すべきことだと思っているんですよ。

養殖の手法に長崎県が何か特別な指導をやっているのか、特別な支援の至らしめる結果がこういうことになったのかどうか。これはごく自然の流れの中で、餌付けが上手だったというようなことだけに終わるのか。ここで行政支援が、水産部の支援があったのか、なかったのかということがとても大事だ。

部長、あなたが来て、いろいろやったわけだろうけれども、どうなのか。

【熊谷水産部長】生産が伸びた要因ということですが、実はこれは、かなり前の段階でそういうことが誘因づけられていたと、かなり前の施策が今になって花開いたというのが現実でございます。

マグロは、たしか平成20年に「養殖マグロの振興プラン」をつくりまして、当初3,000トンぐらいを目標にやっておりましたが、その後、非常にその評価が高く、各企業さんとかが参入してまいりました。

そうした中、一番の要因としましては、平成23年の時点で大変多くの種苗、養殖の小型のものを長崎県は確保することができました。これが全国1位の尾数になっています。これが基準となって、その後の各種の規制が入ったということがございまして、いち早く取り組んで、そういったものを持ってきたというのが大きな要因でございます。その結果としまして、平成26年に4,600トンと増えております。

その前の年は3,070トンでございますが、その時は30キロぐらいで出していたんですが、これを大きくして出そうということでやったものでございます。

さらに平成27年につきましても、4,128トンと若干減っておりますが、これは、それ以前の平成23年のものを持ち越し、大型化したことが功を奏したのではないかと考えています。

最近、特に中国向けですと70キロ以上の大型のものが売れますので、そういったものにも応えていかななくてはいけないと考えております。

【小林委員】今のお話を聞いておりますと、行政でどういう支援をしてこういうふうな形に持っていくのかと、ここのところ非常に大事であって、そこところがいま一つ、どんな支援ができていくのかと。

例えば農業でいえば営農指導があって、いろんなことを研究しながら一つの農産物をつくった。それと同じように養殖のあり方について、例えば30～35キロのものではなくして、50～60キロに太らせて、それを築地市場に持っていったというようなことであろうと思うんだけど、それに至る過程でどういう行政支援をなされてきたのか、あるいは指導をなされてきたのかと。クロマグロで成功をおさめている中で、別の種類の養殖に大きなプラスになることが望ましいと思って、その辺のところを言っているわけです。

養殖マグロは、対馬が一番のメッカじゃないか。何だかんだと言っても対馬が第1位だよ。対馬では、昔は20～30センチぐらいの、ヨコワというのか、幼魚を捕っては市場に売りまくっていたわけよ。ところが、20～30センチぐらいの幼魚を、生かしたまま養殖に持っていくという形の中から今日の状態になっているということなんですね、聞いてみれば。

例えば築地市場で「トロの華」というブランド名をつくっている。このブランド名の「トロの華」は、今は相当な人気になっているんだけど、最初のころは30～35キロであったがゆえに、トロの甘みとか、脂の乗りぐあいとか、赤身とか、そういうものが非常に少ないのではないかとということで、正直に言って築地市場では最初はあまり評価をされなかったと。

ところが、そういうような指摘を受けながら、漁業振興課長も答弁しているように、これを50キロ、60キロに太らせて市場に出したと。脂が乗るように、トロがたくさんできるようにというような餌付けのやり方が今日の功を奏しているんじゃないかと思うんだけど、その餌付けの指導は一体誰がやったのかということなん

だ。要するに、行政がそれだけの支援をやっているのかどうか、養殖のクロマグロにおいてどういう支援を具体的にやっているのか、答えることができますか。

【高屋漁業振興課長】「トコの華」のお話が出ましたけれども、餌のやり方につきましては、行政というよりも水産業普及指導センターが実際に現場に出向きまして、漁業者の方といろいろな話をしながら、あるいは魚の健康状態等々をチェックしながら、日々研さんを。

普及センターも、マグロの養殖を实际やってきてオーソリティーかといえ、そうでもない面もございますので、業者の皆さんと一緒に、ああでもない、こうでもないというふうに研究を重ねながら、わからないところは試験場に身質の分析等々もお願いしながら、一緒に研究をしてきたというのが現状でございます。

その中の一つに、フィッシュアナライザといって、切らなくても脂の乗りがわかるような機器を水産試験場で開発していただきました。

そういったものを導入しながら、補助事業にもものせさせていただきますが、どういう餌をやれば、どの程度脂が乗るとか、どういうところがおいしい部分なのか、それがたくさんできるか、みたいな研究をしながら魚づくりをやってきたのが対馬の状況でございます。

ほかの考えとしましては、「トコの華」以外では大手の参入がありまして、大手が参入をする時に県の関わりとしましては、地元とのトラブル回避のために、大型資本が入りますと漁場の使用等々でいろいろ出てきますから、その辺を漁協とうまく話し合いをする仲介を行政でとって、地元雇用であるとか、そういったことで地元と一体となってやるような協定を結んでから養殖に携わるようにと、大手との話し合いの

仲介に入ったりして、うまく大きな企業が入ることができたという現状もございます。

【小林委員】水産業普及指導センターが、いろいろと地元業者の方々と一緒になって悩み、苦しみ、いろんな形の中で今日の結果を出したんだというようなことで、これは非常に評価をしたいと思います。

絶対に順位を変えないよう、今のトン数をキープするためには何といたって餌付けだろうと思いますが、生けすの関係は養殖にどのような影響があるのか。生けすについて、国とか県とか何かの支援があるのかどうか。生けすの容量が養殖の一番重要な部分だと、特にクロマグロ等々についてはと、こんなことも聞いているんだけれども、この辺については何かご答弁はありますか。

【高屋漁業振興課長】実は、非常に大事なところでございまして、マグロそのものが国際的に希少種、資源的に危ないということで、WCPFC、国際的な会議の中で資源を守ろうという動きの魚種になっております。

したがって、先ほど水産部長からもありましたが、平成23年のころに生け込んだ量を越える生けすをつくってはいけませんということで、いかだの設置について、天然のマグロについては規制がかかっている状況でございます。

一方、今、技術が開発されてまいりました人工種苗につきましては例外だと。要するに資源に影響を与えるものではございませんので、人工種苗の生けすについては、環境の問題はあるにしても、いかだを増やすことは大丈夫だということになっています。

いかだの支援そのものについては、個人施設になりますので、個人にはなかなか支援しがたいということで、私どもは、グループ化等々、

いろんな方策でいかだ等にも支援できるようなことを考えていきたいと思っております。

【小林委員】天然のクロマグロが、乱獲ぎみの状態で相当漁獲量が減ってきていると、減少の一途をたどって将来的にどうなるのかと心配されていて、ついこの間も福岡で国際会議があったんじゃないか。アメリカだとか、韓国だとか、台湾とか。ところが結局は、台湾の猛烈な反対があり、アメリカの言い分と台湾の言い分と、日本が真ん中に入ってやっているようなことがなかなかね。アメリカ側はもっと厳しくいけと言うし、台湾は厳し過ぎると、その話が合意に至らなかったと大きく報道がなされておりました。

天然の量が相当に少なくなっているという状況から考えていけば、これから養殖に相当なウエートを傾けていく必要があると思うんです。

大体幾らぐらいの金額の差があるんだろうかと。この漁獲高、生産高というのか、こここのところで天然と養殖の違いが誰かわかりますか。どのくらい違うのか。大きさは50キロ、60キロぐらいで、上を見れば切りがないけれども、養殖と天然とどういうふうに金額が違うのか。それは、長崎県の漁獲高の課題からした時に、一つの大きなウエートになっているのか、なっていないのか、それはどうなんですか。

【吉村(洋)委員長】誰か答弁のできる人は。

【高屋漁業振興課長】今、天然マグロの水揚げ状況の数字がございまして、全体のマグロの生産量は、全国的には1万5,000トンぐらいになっております。

わかるのは、今の養殖マグロの単価が、いい時でキロ3,000円、それから2,800円の間で推移をしているところでございます。

【小林委員】我々が寿司屋で食べている、少し値段の低いものは養殖だと、高いものが大体天然だと。ところが、養殖を天然の値段で出しているところもあるんじゃないかと。

あまり味は変わらないんだろう。この辺のところは誰もわからないのか。部長はわかるだろう。

【熊谷水産部長】養殖マグロの品質は非常に上がってきております。

実は5年ほど前に私もここで食べさせていただいたんですが、それと昨年食べましたが、全く、品質的に上がってきております。特に、寿司の状態にすると非常においしゅうございまして、もしかしたら、天然よりもおいしいというふうに言えるかもしれません。

先ほど、クロマグロの生産がどれくらいかという話がございましたが、長崎ではかつて、平成20年に金額ベースで、小さいヨコワも含めました天然マグロで60数億円という時代がございました。最近は非常に漁獲が減っておりまして、10億円から20億円という程度です。それと比べますと、今は養殖マグロの生産が120億円程度までいっておりますので、完全に長崎のクロマグロと言えば養殖マグロというような位置づけになっているのではないかと考えます。

【小林委員】だから、生けすについてどのような支援をやっているのかと。養殖マグロについては、生けすが非常に大事だろうと思うんだよ。直径何メートルという格好で、今までハマチの養殖に使っていた生けすを改造してクロマグロの養殖に使っていると、いろいろ工夫をやっているわけよ。

水産庁は、そういうことについて支援をやっているだろう。そういう支援を受けた長崎県の養殖業者がどのくらいおるのか。そういうことについて要望をどんどんやっているのか。行政

を通さず業者が自分たちで勝手にやっているんだらうか。こういう状況はどういうふうを受け止めていますか。

【熊谷水産部長】よく確認する必要がございますが、基本的には生けすそのものに対して支援をしている事例はないのではないかと考えております。

ただ、生けすの周りの側組み等につきまして支援した事例は過去にあったかもしれませんが、それがクロマグロ養殖だったかどうかについては確認をさせていただきたいと思っております。

【小林委員】 それでは、角度を変えて。

午前中に中山委員からお話があったかと思っておりますが、本県の水産業を取り巻く環境が厳しい、厳しいと言われている。ところが、全国第2位だという位置づけは全然変わらない。

この置かれている状況の中で、なんでそんなに厳しいと言わなければいけないのか、指摘されるのかと、この現実とのギャップというか、そのところがどうしてもいま一つ理解ができにくいというようなことを常々言ってきているわけです。

午前中にも話があったかと思うけれども、今あなたたちが出している資料を見ると、長崎県の個人経営体の所得は幾らかかというと、昭和63年がまず出てくるわけよ。昭和63年に259万円だったと、約260万円だ。今は平成28年だけれども、平成27年がどうなっているかということ、それはまだ出ていない。なかなかそれが出にくい。今出ているのは平成24年となっている。平成24年で127万8,000円ということだから、昭和63年と平成24年で49.2%ぐらいが減になっているわけです。

片や漁業の就業者の数を見ると、同じく昭和63年には3万5,445人だった。約3万5,000人だっ

た。それが今やどうかというと1万4,310人という形で、この減も40%を超えているという状態になっている。

いまどき、年間所得が127万円という状況は、ちょっとしたパートさんとか、そういう方々の金額ではないかなと考えるわけです。

新規の就業者を獲得していこうと目標を立てながらやってくれているけれども、こんな厳しい環境の中で若い方々に、これから漁業をやってくださいと。こんなに大変で危険を伴う、初期投資も要る、いろいろと必要な経費、ランニングコストもある、その割にこれだけの所得しかないという状態から、漁業離れが起こってしまっているのではないかと、こんな感じがするわけだ。

そこで、長崎県の1年間の漁獲高、生産額は、資料を見ると290億幾らとなっているけれども、ここは正式に答弁してくれ。

【平田水産部次長】 海面漁業水揚げが、およそ640億円、養殖の生産額がおよそ320数億円ということで、直近でいきますと970億円程度の漁業生産額になっております。

【小林委員】 じゃあ、970億円を就業者数で割った時に、1人の生産額が出てくるのか。そこはどうですか。幾らぐらいになるのか。

【平田水産部次長】 それに関していいますと、就業者数は平成25年の調査が一番最後になっておりまして、平成25年時点で沿岸漁業の1経営体当たりの漁労収入が、およそ440万円となっております。1経営体当たりの収入です。

【小林委員】 全体の総漁獲高、生産額が970億円ぐらいと。その数字は大丈夫か。1万4,310人おるんだらう、漁業就業者が。それで割った時に一人当たりが幾らかかというと、今、440万円と言ったか。就業者数で割るのは一人当たりと

言うな。1人でも経営体だから、そうなれば600万円台だろうが。

【川口経営支援室長】先ほどの漁業生産量、養殖生産量の生産額を漁業就業者数で割ると、約670万円の水揚げになるということでございます。

【小林委員】私がなぜそれを聞いているかというと、670万円と130万円ぐらいの一人当たりの所得があまりにも乖離していると、こここのところがどうしてもわかりづらい。

今、長崎県の水産業を取り巻く環境は厳しいと言うけれども、第2位はしっかり確保している。さっき、養殖のクロマグロのことについても話を聞きましたが、こうして日本で第1位になっているわけだよ。資料を見たら、いろいろと全国第1位というのはあるわけだよ。

だから、儲かるところは儲かっているけれども、あくまでも独立で漁業をやっている人たちを含めて末端については、年間の所得は、もう本当にパートに少し毛が生えたぐらいと言っても言い過ぎではないぐらいの状況に置かれていると。その実態をどう思っているかと、こここのところは、いつもいつも大事な問題として指摘をしてきたけれども、ここをいかにして乗り越えていくかと。

1万4,000人の漁業従事者は、あなた方は1万2,000人ぐらいと、総合計画の中では増えるどころか減ると、頭から2,000人ぐらい減少するというようなことになっているわけだ。そここのところが一番大事なポイントではないかと思っているんだけど、水産部長、あるいは隣の参事監か誰か、そういうことについてはどういうふうに思っているか。これは大事な本県の水産業の基本的な問題だと思っているんだ。

【熊谷水産部長】今、小林委員ご指摘のように、

1万4,310人が5年後にどうなるかということ、実は1万2,000人程度と推測しております。これは、自然減をそのまま単純に計算しますと、多分1万人ちょっとでございます。それを施策で何とか1万2,000人までもっていきこうという考え方をしております。

その中で、670万円と百数十万円と非常に違いが感じられますが、これは養殖、大きな漁業も含めた上で一人当たり670万円ということでございます。170万円の所得につきましては、沿岸漁業の経営体としてでございます。沿岸の経営体の中には、65歳以上で年金生活をしているような方も非常に多いというのが実態でございます。そういったものを含めた上での金額ということになっております。

私どもとしては、そういった高齢者の方も今後ともしっかりと生き生きと働いていただきたいと思っておりますし、また、若い方がしっかりと稼げる形にもっていききたいと。そして、目標をもって取り組めるように経営支援ということで、一つのモデルとしては、所得としての300万円を一つの目標として経営体を育成しようと思っておりますし、また、そういったモデルを積極的にPRすることを通じまして、新規就業者の獲得につきましても努力してまいりたいと考えております。

【小林委員】部長、言葉としてはわかるんですよ。言葉としてはよくわかるし、あなた方が何もやっていないと言っているわけではないんです。

今言われるように1万4,000人が、黙って自然減少していけば1万人、もっと減少していくんだと。これをまさに行政の支援によって1万2,000人に減少を止めているんだというような話ですよ。

これは水産部長、大変大きな発言だと私は思っているんです。こういうような考え方で水産部がやっているわけだけれども、今、いろいろこのように相当な予算を使いながらやっていて、そして2,000人減る。何もしなければ1万人ぐらいになっていくんだと。ここのところは我々としては、非常に厳しい環境の中で頑張っただけでいることはわかるけれども、現実にはそれでもなおかつ減っていくのかと。

そうすると、総合計画の最終年度の5年間にいろんな手を打ちながら、本当は1万人ぐらいになるところを1万2,000人ぐらいで止めたと、これは自分たちの効果あらしめるところだと言いきれますか。

【熊谷水産部長】先ほどの数字、平成30年の就業者数の予測では1万1,349人でございます。これが十分なものかということにつきましては、私としても、今の就業者が年々減っている中で、現状で止めるというのが最大の目標でございます。むしろ増やしていきたいという気持ちでございます。ただ、現実の厳しい置かれている状況を考える時には、やっぱり現実的な目標を立てなければいけないと思っております。

そうした中で、今の施策で十分やっていけるかどうかということでございますが、最大限、今の施策をやっていくとともに、さらに次の手、次の手と、計画中にもしっかりと次の手を打っていくことが大事だと思っております。それにつきましては、毎年度の予算措置の中でも努力していきたいと考えております。

【小林委員】我々は、現状をしっかりと見極めながら、総合計画の数値目標を5年後にどこまで達成するかという形で、あなた方は一つの目標としながらやっていたらいいわけだ。そういう中でしり上がりに好調になっていかな

ちゃんかんの、最初から5年後には減少してしまうんだということで、もし手を打たなければまだひどくなりますよと、こんな状態の中で半ばあきらめなければいかんような状態にあるんだけれども。

言われるように1万4,000人の中で34%ぐらいは65歳以上だよと、非常に高齢化しているんだよと。じゃあ、新規就業者をしっかりと確保しなければいけない。新規就業者を確保することによって、これを打破することができるというお考えの中に全てが物語っているというような感じがする。

冒頭に言ったように、これだけ年間の所得も少なくなってきた。これだけ取り巻く環境が厳しい中において、新規に漁業に仕事を求めてくださいというような形で、新しい人たちが果たして入ってくるかどうかについては非常に大きな問題だと思っております。

直近の数字があるのかどうか知らないが、我々がいただいている資料の中では、新規就業者が平成24年は152人、平成25年は170人ということになっている。農業のほうは、目標が達成できなかったということでおしかりを受けたみたいな形の記事が載っていたけれども、こういう状況の中で、170人も人がよく来てくれるものだと思っております。

この170人が全部、本当に漁業に就いてくださっているのかといえば、今の制度、支援策においては、途中で離職してしまうとか、途中でおやめになるような方がいっぱいいらっしゃるのではないかと思うんだよ。ここの数字は以前にも聞いたことがあるけれども、このところはどうか。

【川口経営支援室長】委員ご指摘の離職の状況につきましては、3年後に約2割が離職をされて

約8割が定着をすると、5年後には約3割の方が離職をされて約7割が定着をするというような状況になっています。

直近の漁業就業者の確保の数でございますが、平成27年で163人の方が新規で漁業に就いていただいております。

【小林委員】 2割、3割が離職という話が現実に出てきていますね。これが今置かれている現状だと思う。

それでも7割、8割の人が残って頑張ろうということだけれども、ずっと年数がかさむと、定着するどころか離職率が高くなっているのかどうか。もう2割、3割ぐらいが歩留りだと、これ以上の離職はないかどうかということについてはわかりますか。

【川口経営支援室長】 データ的には、5年後の定着率までしか追えていないんですけど、いろんなお話を聞きますと、研修を2年、3年されて、漁船が手に入るかとか、雇用をうまく引き継いでいけるかというところがポイントになっているようで、うまく漁船を獲得できた方については、独立型ですけど、ほぼ5年頑張れば、その後も定着率は高いと聞いております。

【小林委員】 農業と漁業と比べて、なんで漁業に対する国の支援はこんなに違うのかということと、水産部長をはじめ、それぞれの皆さん方が非常にいろんなご苦労をされているわけだよ。

例えば新規就農者については、2年間プラスして、就業した後の5年間はそれぞれ150万円ずつもらえるという話でしたね。ところが漁業については、それが無いんだと、農業と同様の支援策は全くないんだということで、ずっと国に要望されている。

これは何年ぐらい要望していますか。なんで

この状況が変わらないんだろうと。農業についてはしっかり支援をいただいている、こんなにまでしていただけるのかと大変支援の力を感じる。漁業については、幾らかは前進をしているんだろうと思うけれども、独立する就業者に対しての給付型の支援がなかなかうまくいかないということは非常に問題があると思うんです。

やっと新規就業という格好になっても指導者に指導をあげなければいかんと、この期間は全く収入がない。この辺に何か支援策をやってくださいと言っている。漁業に就いたが、なかなか技術が大変だし、初期投資もなかなか高い。そういう中で、なかなか売り上げが上がらないとか、お金が手元に残らない。結局は離職せざるを得ないと。ここのところの支援策をとということで懸命に要望を上げているわけだ。その要望がなかなか届かないのは一体何があるのか。

この要望を長崎県はずっとやっていると思うけれども、何年ぐらいやっていますか。

【川口経営支援室長】 過去何年からというのは、手元にはございませんけど、少なくとも3年、4年はやっている要望でございます。

【小林委員】 まだ、農業のほうができてから3~4年しかたたないかな。漁業については毎年毎年要望しているけれども、まだ3~4年にしかならないか。もっと年数はあるだろう。もっとあるぞ。もっとやっているつもりだよ。

結局それが届かないということ。それは長崎県だけが届かないんじゃないで、全国的にこれは要望しているんだろうと思うけれども、正直に言って、こんなに答えが出てこない、こんなに改善されないのも珍しいと。ここのところを相当考えていかなくちやいかんのだろうと思うんです。

長崎県は、離島があるとか僻地があるとかと

ということで、いわゆる研修の学校というものをつくれないから、したがって給付型の支援が受けられないんだと。

1県に1カ所、漁業の専門学校をつくって、その中でしっかりと漁業にいそしむという状態になっているはずなんだけれども、本県については、この学校ができていないということだ。学校ができていない理由は、離島が多い、僻地があるからできていないんだと。

これができていないのは長崎県以外にあるのか。離島などを抱えている県はいっぱいあると思うけれども、なんで長崎県は、給付型につながる学校の学校をつくっていないのか、このところはどうなんですか。

【川口経営支援室長】青年漁業者給付金というものがございまして、これは就業前の2年間の給付を国からいただける制度でございまして、

この制度につきましては、各県に1つに限り漁業学校を設置した場合に給付をするというものでございまして、本県でも昨年までは使えなかった制度でございまして、

実は、水産庁といろいろ協議を重ねてまいりまして、本県の離島・半島が多い事情と、長崎県に1つ学校をつくって離島の新規漁業者を長崎に連れてきて授業を受けさせるのは非常にコスト高になることもございまして、各市町に担い手協議会というものを設置してまいりまして、新規就業者のいろんな支援をする組織でございまして、そこを漁業学校の支所にして、それぞれ市町に漁業学校の支所をつくって、本所は県の水産所管課がやるということで、昨年度、実は水産庁もその方式でいいと認めていただきまして、学校の設置につきましては水産庁に了解をいただいております。

生徒さんにつきましては、就業者フェアとか、

いろんなところで、そういう給付金がいただける制度を長崎県も取り入れるとご紹介をしているところですが、実はまだ具体的に入学者がいるという状況ではございません。

現在、4名の方といろいろ協議をさせていただいて、1名、2名の方が非常に興味を示されているということです。これは指導をされる方と給付を受ける生徒さん、新規就業を目指す方の合意なり理解がないと、なかなか給付ができない制度でございまして、その点を鋭意、話し合い、協議をさせていただいているところでございます。

【小林委員】結局は、そのところをクリアしていかなければ給付型の支援につながらないと。ただし一歩前進して、分散してつくっていいという許可をとれたと言っているわけだね。

これは、大きな大きな前進だと思うんです。箱物をつくるばかりではなくして、既存のものを利用しながらやってコストを削減していく、抑えていく、こういうような基本的な姿勢で臨もうとされている。大きな大きな第一歩だと思っているんです。ただ、まだ先が進まないという状況だけれども。

そういう学校を分散してつくることによって、離島・僻地からとか、今までコスト高になって運営費がもたないとかとっておったのが、このやり方によって相当に経費が削減されて、そして給付型につながり新規就業者、漁業従事者がこれから増えるであろうと期待ができますか。

【川口経営支援室長】漁業学校をつくることで、主にはIターンの方が、長崎の漁業とか長崎の地域がわからないというところに関しまして、座学とか、地域の漁協とか、そういう方たちが先生になって地域に溶け込むような話にもっていきたいと考えております。そういう意味では、

新規就業者の確保に1歩でも2歩でも大きく前進すると思っております。

それと併せて、県にもいろんな研修の支援制度がございますし、これは国の漁業就業の前の2年の給付制度でございますが、長期の研修制度もありますので、県、国の制度をうまく活用しながら、1人でも多くの新規就業者が長崎に来ていただけるように取り組んでいきたいと考えております。

【小林委員】時間がないから終わりたいと思えますけれども、漁業学校を分散してつくってよるしいという形の中で、必ずや独立支援の給付型につながるようになるんですか。そのところはどのような感触ですか。

【川口経営支援室長】現在、就業前の2年間ににつきましては、漁業学校の制度を使うことで農業並みの支援を受けていくと考えているところですけど、農業のように就業後の5年間の給付制度につきましては、当然引き続き要望していきたいと考えておりますけど、水産庁と協議をする中では、なかなか厳しいという感触を受けているところでございます。

【小林委員】一体なんで、そういう給付型が農業はできて漁業はできないんだと、この要因は何かと、どういう問題があるのかと、本当はそのことについて聞きたいんだけど、この答えをお持ちかどうかわからないけれども、このところは問題点として広く訴えていかないといかんと思うんです。何度も言うように、これは長崎県だけの問題じゃないんだから、全国的な問題で、本当に食える漁業なんて言いながら、2年間はどうかこうにかできたけれども、就業後の5年間の保障は全く、農業と違って。

農業は、5年間、1年間150万円の支援がある。なぜ漁業はないのかという話は、本当にしっか

りやっていたかなければいけないし、我々県議会としても、この辺のところについてはもっともっと声を大にして叫んでいかないといかんのじゃないかと。

それで部長、最後に聞くけれども、県でいろいろ支援策を単独でやってくれましたね。その結果、新規就業者が増えたと、やっぱりプラス要因がきちっと出たと、やれば必ず成果につながるんだというような受け止め方をされておりますけれども、県の単独の事業は今も続いているのか、もうやめているのか。

そして、やってみて、そういう結果が出たことについての最終的な答弁をいただきたいと思えます。

【熊谷水産部長】県独自の新規就業者の対策は、平成17年から始まっていると理解しています。これは2つの対策がございまして、1つが就業までの技術研修2年間、それから初期投資の船をリースでというもの、2つの支援制度がございました。これは、各漁業者、地方からの各種のご要望等を踏まえながら順次、対象範囲、条件等を緩和してきたと思えます。

そういったものが一つの要因になったものと思えますが、国の制度はその後に出てきたものでございます。ですから、ある意味では長崎のやってきたことが、逆に国のほうに活かされてきているのではないかというふうに思っております。農業のほうは早くそういった形でできたんですが、水産のほうは、むしろ長崎県がやって、それを国がまねたと。国は、当初は技術研修期間が2年か1年か、短かったと思えます。それを順次延ばしてきています。ただ、まだまだ農業と比べると劣る部分があるのではないかと考えております。

一方で初期投資の部分で、漁船のリースにつ

きまして国も、離島漁業再生支援交付金という仕組みの中で非常に充実していただきまして、離島におきましては、新規就業者に対して、ほぼ8割までの補助という非常に有利な制度をつくっております。

また、本土につきましても、今後、TPP対策の中でもいろいろ使えるような予算が出てきておりますので、そういったものを使っていくことが重要だと思います。

そういった意味での改善は徐々にされてきておりますが、当初申し上げたような150万円5年間という農業と同じようなことは今のところはできておりません。これにつきましては引き続き国に、どういった理由かということも含めて十分に確認しながら、次の政府施策要望に活かしていきたいと考えております。

【小林委員】日本経済新聞の9月11日号に、15歳から24歳の漁師増加続くと、こういう記事が載っている。漁業に飛び込む若者ということで、大きく日経新聞に報道されている。15歳から24歳、本当にのどから手が出るぐらいのそういう若者が漁業に飛び込んでいます。その飛び込む要因が、魚が好きだということと同時に、いろんな支援制度が行き届いているというか、広くアピールされているわけだよ。そういうところで、やってみようという一つの契機になっているわけだよ。

長崎県は、何でもそうだけれども、いろんな対策を講じていただいて、それをどのように県民の皆様方にアピールしていくかと、このアピール力がどうしても足りない。インターネットで流している、チラシを入れた、何かに載せていると言いながら。

そこは市町と組みながら、もうちょっと市町と協力し合いながら、市町にも役割を担ってい

ただかないと。いつも県が、県がと言っているけれども、やっぱり地域住民に一番身近に接触しているのは何といても地方自治体であって、それぞれの市町だよ。だから、そのところともっともっと連携をとって、漁業のこういう支援制度、農業もその他のこともいっぱい、これだけ湯水のごとく支援制度をもって、国、県、市町で一緒になってやっていこうと、こんなようなことをアピールしていただかないと、今後、先に進まないと思うんです。

いろいろとご苦労いただいていることは百も承知です。ただし、現状をしっかりと我々も踏まえて、その上に立って漁業対策はどうあるべしと、こんなようなことを考えながら、これからもやっていきたいと思っております。

いろいろとありがとうございました。以上で終わります。。

【吉村(洋)委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】ほかに質問がないようですので、水産部関係の審査結果について整理をいたしたいと思います。しばらく休憩いたします。

午後 3時40分 休憩

午後 3時40分 再開

【吉村(洋)委員長】委員会を再開いたします。これもちまして、水産部関係の審査を終了いたします。

本日の会議はこれにてとどめ、明日は午前10時より農林部の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。

午後 3時41分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年9月28日

自 午前10時 0分
至 午後 4時59分
於 議会会議室

農業経営課長 佐藤 紳 君
農地利活用推進室長 綾香 直芳 君
農産園芸課長 渋谷 隆秀 君
農産加工流通課長 長岡 仁 君
畜産課長 大曲 祥之 君
農村整備課長 松本 拓徳 君
諫早湾干拓課長 藤田 昌三 君
林政課長（参事監） 佐藤 義高 君
森林整備室長 内田 陽二 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 吉村 洋 君
副委員長(副会長) 宮本 法広 君
委 員 小林 克敏 君
" 中山 功 君
" 溝口 芙美雄 君
" 徳永 達也 君
" 久野 哲 君
" 下条 ふみまさ 君
" 中村 和弥 君
" 深堀 浩 君
" 山口 経正 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【吉村(洋)委員長】 おはようございます。
委員会及び分科会を再開いたします。
これより、農林部の審査を行います。
【吉村(洋)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

農林部長より、説明をお願いいたします。

【加藤農林部長】 おはようございます。

農林部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料」の「農林部」の1ページ目をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第119号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分であります。

歳入予算は1,760万円の増、歳出予算は2億1,385万円の増となっており、歳出予算の内容につきましては、まず、山地災害等により発生した山地崩壊地の復旧に要する経費として、6月から7月の豪雨被災等による復旧箇所増加に対応するため1億8,885万円を計上いたしております。

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

外間 雅広 君

5、県側出席者の氏名

農 林 部 長 加藤 兼仁 君
農 林 部 政 策 監
(農村整備事業・
諫早湾干拓担当) 前田 健次 君
農林技術開発センター所長 峠 純秀 君
農 林 部 次 長 中村 功 君
農 林 部 次 長 宮崎 浩善 君
農 政 課 長 福田 修二 君
農山村対策室長 光永 郁宏 君
団体検査指導室長 山下 明 君

また、1ページ目の最後から2ページ目にかけて記載がありますとおり、6月から7月の豪雨により被災した治山施設の復旧に要する経費として2,500万円を計上いたしております。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)分科会長】次に、森林整備室長から補足説明をお願いいたします。

【内田森林整備室長】私から第119号議案、森林整備関係事業についてご説明いたします。

お手元にお配りしております「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第3号）にかかる計上事業一覧」の1ページをお開きください。

自然災害防止費でございますが、山地災害等により発生いたしました山腹崩壊地の復旧と山地災害の発生防止対策を実施するものでございます。

復旧事業の所要額でございますが、県営事業で8月末までの執行済額が8,380万円、6月から集中豪雨の対応事業費として1億5,500万円、今後の災害対応事業費として3,340万円、これを合わせて2億7,220万円の復旧所要額を見込んでいるところでございます。

その下、市町が施行主体となる補助営事業でございますが、同様に補助率が50%ですので、必要額は4,105万円を見込んでいるところでございます。

次に、復旧所要額に対する現計予算の不足額は、県営事業で1億5,500万円、補助営事業で3,385万円でございます。合計1億8,885万円の補正予算を計上いたしているところでございます。

2ページ、3ページは、今回、集中豪雨により

発生しました県営事業と補助営事業の箇所を写真により表記してございます。

4ページをお開きください。林地荒廃防止施設災害復旧費でございますが、集中豪雨によりまして治山施設が被災した雲仙市小浜町木津地区において、国庫補助での復旧に要する経費として2,500万円を計上いたしております。

以上、林業費、公共土木施設災害復旧費として、合計2億1,385万円を補正予算で計上いたしております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【吉村(洋)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより、予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【溝口委員】補正予算の1億8,885万円ですけれども、一応箇所づけとしては、ほか32カ所ということですので33カ所になるんですか。災害があったのは何カ所で、その全てがこれに当てはまったのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

【内田森林整備室長】今回の集中豪雨で発生しました箇所のうち、2カ所が崩石土を取るぐらいの自力復旧で済んでおりまして、そのほかは全部この自然災害防止で対応する予定でございます。

【溝口委員】災害があつてから、すぐできたというのは、皆さん方の努力があつたのかなという感じがしますけれども、そのできなかった2カ所については、何か問題があつたんですか。

【内田森林整備室長】崩れた土砂を取るだけで安定した状態に戻るということで、特に復旧工事の必要がないという判断をしたところでございます。

【吉村(洋)分科会長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】討論もないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第119号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【吉村(洋)委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、農林部長から総括説明をお願いいたします。

【加藤農林部長】はじめに、議案についてご説明いたします。

「農水経済委員会関係議案説明資料」の「農林部」1ページ目をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第122号議案「長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例」であり、その内容は記載のとおりであります。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

「農水経済委員会関係議案説明資料」及び同資料追加2の「農林部」をご覧ください。

今回、ご報告いたしますのは、肉用牛の飼養頭数の増加について、長崎ちゃん麦を使用した

ちゃんぼん麵の一般販売開始について、諫早湾干拓事業の開門問題について、諫早湾干拓農地の利用権設定等について、長崎農林業大賞について、農業分野における外国人材受け入れのための国家戦略特区の提案について、ながさき森林環境税についてであります。

そのうち、主な事項についてご報告いたします。

まず、「農水経済委員会関係議案説明資料」の「農林部」1ページ目をお開きください。

肉用牛の飼養頭数の増加についてであります。

本県における肉用牛の飼養頭数は、高齢化や担い手不足などを背景に、小規模農家を中心に経営中止が続いており、平成22年の9万1,200頭をピークに減少傾向で推移していましたが、去る7月5日公表の平成28年2月1日現在の農林水産省畜産統計によると、前年の7万5,200頭から1,000頭増加して7万6,200頭となりました。このうち、繁殖用雌牛は、800頭増加して2万6,600頭となり、都道府県別では全国第7位と、昨年の8位から1ランク順位を上げたところであります。

県といたしましては、地域の関係機関と中心的経営体で構成する畜産クラスター協議会を中心に、新規就農者の確保・育成、キャトルステーションやヘルパー組織の立ち上げによる分業化の推進、牛舎整備や家畜導入支援など、さらなる生産基盤の強化と畜産農家の所得向上に努めてまいります。

次に、同じく「農林部」1ページ目をお開きください。

長崎ちゃん麦を使用したちゃんぼん、ちゃんぼん麵の一般販売開始についてであります。

本県が国との共同研究により、長崎ちゃんぼん用として育成し、平成25年に品種登録を出願

しました硬質小麦、長崎W2号につきましては、生産関係者、製粉業者、製麺業者等で組織する「長崎県育成麦活用開発協議会」を設立し、国のコンソーシアム支援事業を活用しながら、生産拡大、品質向上、製粉試験、製麺試験を実施してまいりました。

その結果、作付面積は徐々に拡大し、平成27年産の作付面積は35ヘクタール、生産量は88トンとなっております。また、製粉方法と製麺技術も改良を重ね、ちゃんぽん麺の品質も商品化できるレベルに達しています。

さらに、長崎W2号を使用したちゃんぽん及びちゃんぽん麺のPR、ブランド化を図るため、全国より愛称を募集し、応募のあった753作品の中から、「長崎ちゃん麦」を選考した上で、本年6月に商標権を取得いたしました。現在、長崎ちゃん麦の一般販売開始に向けて、製麺業者と連携して準備を進めているところであり、併せて関係機関と連携しながら、いち早く周年供給が可能となるよう生産量の拡大を図ってまいります。

次に、同じく「農水経済委員会関係議案説明資料（追加2）」の「農林部」1ページ目をお開きください。

諫早湾干拓事業の開門問題についてであります。

去る8月25日、新たに就任されました山本農林水産大臣に対し、就任のご挨拶と併せ、知事から諫早湾干拓事業の開門問題について、営農、漁業の状況を説明するとともに、真の有明海再生につながる積極的な取組を進めていただきたいこと、関連訴訟において開門の意義そのもの、即ち開門しても有明海の漁場環境の改善につながるということなどをしっかりと主張、立証し、開門しない方向で裁判所の判断を得てい

ただきたいことなどを要望いたしました。

これに対し、大臣からは、「和解協議と国の基金について、精いっぱい努力をしてまいりたい。長崎県におかれても、なお一層の農林水産省への理解と協力を賜りたい」との回答がありました。

その後、去る8月27日、山本大臣が来県され、諫早湾干拓事業にかかる現地視察及び長崎県関係者との意見交換が行われました。

諫早湾干拓堤防管理事務所では、県選出国会議員に同席いただいた中で、知事から、諫早湾干拓事業の経緯及び現状、開門問題の経緯、環境アセス結果等を踏まえた開門の意義等を説明した上で、開門しない方向でしっかりと開門問題に取り組んでいただきたいこと、関連訴訟において、開門の意義そのもの、即ち開門しても有明海の漁場環境の改善につながらないということなどをしっかりと主張、立証し、開門しない方向で裁判所の判断を得ていただきたいこと、本年1月に長崎地裁から出された開門しないことを前提とした和解勧告に基づいて、真の有明海再生につながる積極的な取組を進めていただきたいことを強く要望し、現地視察が行われました。

現地視察後の意見交換会では、地元住民、農業者、漁業者、さらには諫早・雲仙両市長、県議会議長から、「諫早湾干拓事業によって非常に安全・安心した生活、営農が続けられるようになった」、「開門しない方向で問題を解決していただきたい」などの意見が直接大臣に伝えられるとともに、知事から、「開門問題を避けて通ることができるように、そして、真の有明海再生につながるような取組に結びつくように、さらなる尽力をお願いしたい」と強く訴えました。

これに対して、大臣からは、「今後とも、関係者の方々の意見を伺いながら、より良い形で問題の解決に至れるように努力してまいります」との回答がありました。

続きまして、潮受堤防排水門開門差止請求事件については、長崎地方裁判所において、昨年10月6日結審し、その後、今年1月18日には、「開門によることなく、有明海全体の漁業環境を改善する方策を検討し、全体の解決を図るべき」とする和解協議の勧告が出され、これまで8回の協議が行われました。

去る6日に行われた第9回目の協議において、国は、有明海漁場環境改善連絡協議会で基金案の内容を協議し、10月中に取りまとめる方針を示したことから、長崎地裁は、「和解協議を継続する」との発言があったと伺っております。

県といたしましては、開門することなく、有明海再生を目指していただきたいと繰り返し国に対して要請してまいりましたが、今般の和解協議を契機として、真の有明海再生につながるような具体的な成果が得られるよう期待しているところであります。

このほか、訴訟の関係につきましては、2ページ目下段の方に記載のとおりであります。

3ページ目の2行目をご覧いただきたいと思っております。

県といたしましては、開門により、地元の方々に被害が及ぶことが決していないよう、引き続き県議会や関係者の皆様とともに適切に対処してまいります。

その他の事項の内容につきましては、記載のとおりであります。

また、第122号議案「長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例」及び議案外所管事項、ながさき森林環境税については、

補足説明資料を配付させていただいております。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】次に、農村整備課長から補足説明をお願いいたします。

【松本農村整備課長】私から補足の説明をさせていただきます。お配りしております平成28年9月定例会県議会農水経済委員会補足説明資料、「長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例」をご覧ください。

1ページ目をご覧ください。

今回の条例改正は、平成28年度から畑地帯総合農地整備事業「担い手育成型」のうち、内地6法指定地域の国庫補助率が50%から55%に、離島地域の国庫補助率が52%から55%にそれぞれ変更されたことにより、地元分担金の率を改正しようとするものでございます。

説明資料の2、負担率変更（案）に現行及び改正案にかかるそれぞれの負担割合を記載しております。

負担割合の見直しの考え方につきましては、内地6法指定地域におきましては、国庫補助率が5%増額されたことに伴い、県と地元で2.5%ずつ折半を行うこととしております。

離島地域におきましては、従来の県負担の離島地域33%と内地地域30%の差3%を維持するものとし、県負担率は内地6法指定地域の27.5%に対し、離島地域を30.5%とすることとしております。

なお、地元負担のうち、農家負担につきましては、市町により負担率が異なりますが、担い手への農地集積状況に応じて、別途促進費を活用することができ、これにより、農家負担を大幅に軽減することができるようになっております。

よろしくご審議のほど、お願いします。

【吉村(洋)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

ご質問等があられる方はお願いいたします。

【溝口委員】 内地6法指定地域の国庫補助率は55%で、地元負担はそれぞれ折半で少なくしたということですが、離島地域の場合、3%増えたのを、県の方は2.5%引いて、地元が0.5%になったのは、どういう話し合いをしたのか、県の方が自分たちでそういう分け方をしたのか、この辺についてお尋ねしたいと思います。

【松本農村整備課長】 離島につきましては、今実施しているところが五島市だけでございます。五島の方は、残りの15%につきまして、市が10%、地元が5%という負担割合で、今、実施しております。その中で、地元5%につきましては、先ほど申しました促進費を活用することにより、可能な限り負担率の軽減ができますので、その分については見直しを行わないという考え方でございます。

市につきましても、今、10%負担しておりますけれども、9%までは起債の対象になりますので、残りの1%について折半し、結果的に9.5%という対応にしております。

もう一つは、先ほど申しましたとおり離島地域は33%と県の負担をもともと大きくしておりますので、その離島と内地の3%の差は確保するというので、2.5%の同率で県の負担を下げるということにしております。

これについては、市と協議を行いまして、市の同意も受けております。

【溝口委員】 わかりました。市の方を0.5%引いて、地元は5%でそのまま負担をしていただくということになったということですが、市の方とは話し合いをしたかもわかりませんけ

れども、地元の5%の負担については何らかの形でくるんですか。最低5%は払ってもらわないといけないという決まりがあるのかどうか、その辺について伺います。

【松本農村整備課長】 地元負担5%については、将来、地元の方で払うということになりますけれども、その分については先ほど申しました促進費を事業負担金返還の時に、農地の集積率に応じて促進費が活用できます。集積率は、その地域ごとの努力、要するにどれだけ担い手にまとめて農地を集積していくかという努力の仕方によって、それは幾らでもではないけれども、確保できる場所がありますので、可能な限り地元の努力によって地元負担が少なくなるということを考えて、土地改良区の方はそれで納得していただいております。

【溝口委員】 市の方も納得し、土地改良区の方も納得したということでございますので、それについてはもう質問はありません。

【吉村(洋)委員長】 ほかにご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ほかに質問がないようでございますので、これをもちまして質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第122号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第122号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【福田農政課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました農林部関係の資料について、ご説明いたします。お手元にお配りしております資料をご覧くださいませようをお願いいたします。

まず、補助金内示状況につきまして、本年5月から8月までの実績についてご説明いたします。

直接補助金は1ページから16ページに記載のとおり、長崎県多面的機能支払交付金など計161件でございます。また、間接補助金は17ページから36ページに記載のとおり、新構造改善加速化支援事業補助金など計225件であり、両方を合わせますと386件でございます。

次に、1,000万円以上の契約状況につきまして、本年5月から8月までの実績についてご説明いたします。

委託につきましては、37ページに記載のとおり、委託が16件であり、38ページから52ページに、その入札結果一覧表を添付しております。また、工事につきましては、資料の53ページから57ページに記載のとおり、77件ございまして、58ページから176ページに、その入札結果一覧表を添付しております。なお、この委託と工事を合わせた全体件数は93件でございます。

次に、陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長あてにも同様の要望が行われ

たものに関して177ページから206ページに県の対応を記載させていただいております。

最後になりますが、附属機関等会議結果報告につきまして、本年5月から8月までの実績は長崎県森林審議会など2件ございまして、その内容につきましては208ページから209ページに記載のとおりでございます。

以上でご説明を終わります。

【吉村(洋)委員長】 次に、林政課長から補足説明の申し出がっておりますので、これを受けるといたします。

【佐藤林政課長】「平成28年9月定例県議会農水経済委員会補足説明資料 ながさき森林環境税について」について説明させていただきます。

1枚めくっていただきますと、A4のカラー版の横になっていると思いますが、ながさき森林環境税についての基本的な考え方（案）の1ページをお開きください。

森林環境税は、全ての県民は森林からさまざまな恩恵を受けていることから、森林整備にかかる費用の一部を県民の皆様幅広く薄く負担していただき、森林を社会全体で支える新たな仕組みとして、平成19年度から創設したしております。

2ページをご覧ください。

税を財源といたしました事業の構成ですけれども、未整備森林を対象に切り捨て間伐を行う未整備森林緊急整備など主に5つの事業を行っております。右の表は、平成24年から28年度までの5年間の事業規模でございます。右側下段の方に合計を記載しておりますけれども、事業総額は約27億2,000万円で、そのうち国庫補助金が7億6,000万円、森林環境税19億2,000万円の見込みとなっております。

3ページから4ページに5カ年間の事業進捗状

況を記載いたしております。

3ページの一番上の未整備森林緊急整備、その下の環境保全林緊急整備が未達成ということになっております。未整備森林緊急整備につきましては、木質バイオマスなどの需要が高まったことで、これまで切り捨て間伐により整備を行っていた未整備森林の区域においても、搬出間伐が行われてきたことから、切り捨て間伐による進捗率は91%にとどまっております。

また、環境保全林緊急整備につきましても、森林所有者や境界の確定、測量等の調査に不測の時間と費用を要したため、進捗率は30%となっております。

4ページの県民参加の森林づくりについてですけれども、税事業としての進捗は32%ということで未達成と書いておりますが、これは国が森林ボランティア団体等への支援を平成25年度から実施しておりまして、国の事業と合わせると、平成27年度までに215団体に取り組んでもらっておりまして、約3万4,000の方が森林ボランティア活動に参加しているということでございます。

このほか、林内路網緊急整備、しまの間伐促進、市町提案型のふるさとの森林づくりは、目標以上の実績見込みとなっております。

5ページをご覧ください。

森林整備等事業の取組成果です。左上のグラフに間伐面積の推移がありますが、搬出間伐面積が増加しておりまして、先ほど述べましたとおり、搬出間伐による未整備森林の整備も進んでおります。

搬出間伐に必要な路網の整備については、左下のグラフのとおり、森林環境税が導入され、路網延長の増加に伴って搬出間伐面積も税導入前に比べまして2倍、3倍と増加いたしております。

す。

右側に日本学術会議が試算した手法による森林の公益的機能評価額を示しておりますが、第2期で、第2期といえますのは平成24年度から28年度までの税事業の期間ということでございますが、1万1,000ヘクタールの森林整備が行われて、162億円の機能向上が図られたと考えております。

6ページをご覧ください。

県民参加の森林づくりの成果ですけれども、上のグラフのように、森林ボランティア活動につきましては、多くの団体が森林づくりに取り組み、森林保全に対する県民参加と理解の促進が図られたものと考えております。

7ページをご覧ください。

平成28年2月に県民アンケートを実施いたしました。その中で、番の森林の公益的機能の重要性を知っている方が7割おられるという結果が出ましたけれども、その一方で、番目の森林環境税導入を知っている方は2割にとどまる結果となっております。番、番になりますけれども、森林環境税の取組を評価して、継続を希望されている方が7割という数字となっております。

続きまして、8ページをご覧ください。

環境重視の森林づくりの成果と課題ですけれども、左上の棒グラフのように、間伐を実施することで、整備された森林は年々増加しておりまして、下の方の円グラフにございますが、平成26年度末現在で53%に当たる約4万6,500ヘクタールが整備済み森林となっております。

その円グラフで修正がございまして、左側の未整備森林の中の内訳で、H33以降整備する森林が「4万6524ha」と書いてありますが、これは整備済み森林の数字が間違っております。この

数字は「2万8,000ha」でございます。申しわけございませんが、訂正をお願いしたいと思いません。

今後は、残りの未整備森林4万1,500ヘクタールの計画的な整備が必要になっているところでございます。

右側に課題を整理いたしておりますが、引き続き未整備森林の解消を進める必要があります。路網整備等によるコスト縮減が不可欠となっております。また、里山林の整備を推進するためにも、市町、地域住民との連携が必要になっております。今後とも、国庫補助等を活用しながら、ながさき森林環境税を継続して取り組んでいく必要があると考えております。

9ページをご覧ください。

県民参加の森林づくりの成果と課題につきましては、左上のグラフのとおり、森林ボランティア活動人数は増加しております。今後は右側中段に記載しておりますが、森林ボランティアに対する継続的な支援や子どもたちへの森林学習、木育の実施、木とふれあう機会の創設など、継続して取り組む必要があると考えております。

10ページをご覧ください。

新たな施策の方向性でございますけれども、環境重視と県民参加の2つの視点からの施策を継続していく必要があると考えております。

右端の方になりますけれども、方向性としたしましては、未整備森林の整備に加え、里山林、荒廃竹林の整備や県産材の利用の促進、子どもたちへの森林教育、情報発信、広報の強化等、重点的に取り組みを行いたいと考えております。

今後、これらの考えにつきましては、県議会をはじめ、パブリックコメントを通じて県民の皆様のご意見を伺いながら、次年度以降の森林

環境税の取扱いについて、方針を定めたいと考えているところでございます。

以上で、ながさき森林環境税についての基本的な考えの説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】 以上で説明が終わりました。

審査順序は、次が請願審査となっていたわけですけれども、請願審査の時間を午後1時30分からといたしておりますので、先に陳情審査を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、これより陳情審査を行い、午後の再開後、請願審査を行うことといたします。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情は8件、17番、18番、20番、21番、22番、24番、34番、35番でございます。

陳情について、何かご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 質問がないようでございますので、陳情につきましては承っておくことといたします。

暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時49分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はございま

せんか。

【深堀委員】 補助金関係で2～3点お尋ねしたいんですが、直接補助金の20番、長崎県学校給食等県産物供給事業補助金ですけれども、今回、60万円の直接補助として学校給食への県産物の活用促進に対する助成ということで支出がされております。これは非常によい取組であるとは認識していますし、以前からこういった補助金を活用されていると思うんですけれども、その中身と、今までやってきたことに対する成果をどういうふうに捉えているのかお尋ねしたいと思います。

【光永農山村対策室長】 ただいまご指摘がありました20番の学校給食会に対する補助金でございますけれども、主な内容といたしましては、児童の皆様等が県産の農産物をしっかりと認識していただき、豊かな食生活を享受していただくということで食育カレンダー等を主に作成するということが今年も申請が上がっておりまして、学校給食会の方に事業費120万円、2分の1補助金ということで内示をさせていただいているところでございます。

過年度につきましても、食育カレンダーの作成であったり、新しい学校給食のメニューの作成であったり、食材の研究等の活動を展開していただいております。今年もこういったことで交付させていただくということでございます。

【深堀委員】 内容はわかったんですけれども、その成果として、従来から食育カレンダーとかということでPRをしているんだけど、実際に学校給食に対して県産品の活用、例えば利用のパーセンテージとかで何ポイント上がってきているんだといったところがわかれば教えていただきたいと思っております。

【光永農山村対策室長】 学校給食会の活動、そ

れから教育庁とも連携いたしまして、学校給食への県産品利用の促進というのは進めております。目標といたしましては、3分の2、67%を目標にしながら、これまでこういった活動を展開しております。栄養士等々のご協力もいただきながら、メニューの充実を図っていただき、現在もここ数年は3分2を超えて平成27年で71.9%、前年の平成26年が70.4%ということで県産品を利用させていただく給食の普及ということで展開していただいているところでございます。

【深堀委員】 成果も上がっているということで非常にいいと思っております。これからはもっと、どこまで上げるのかというのは、67%を目標にしているんだけど、その目標値が高いのか、低いのかというのは、非常に判断がしづらいところなんですけれども、究極は100%なのかなと思ったりもするんですが、そのあたり、将来的にはどこまでという感じを持たれているんですか。

【光永農山村対策室長】 農産品につきましても、季節季節で産地が移動してまいりますので、県産品のみで全てを賄うというのは非常に難しいことだろうと思っております。ただ、その中でも、できるだけ旬の食材を使っていただく献立を工夫していただくとか、地域にある産品を極力使っていただくということで、3分の2というのを当面の目標ということで話をしながら設けているところでございまして、今後もこういった成果の推移を見ながら、工夫できるところは工夫するというところで取り組んでまいりたいと思っております。

それから、使用者側の工夫もあるんですけれども、できるだけ供給を安定的にやっていこうということで、例えば、地域の農産物直売所とも栄養士等と連絡を取り合いながら、できるだ

け供給できるような、いろんな仕組みを地域、地域でも工夫していただいているところがございます。

【深堀委員】ぜひ取組をお願いします。内容が食育カレンダーということで数年動いているということですが、それだけでいいのかどうかという話も当然あるでしょうし、その辺は給食会とも連携を図りながら、より効果の上がるような事業にしていいただければと思います。

次に、直接補助金の140番、ながさき森林環境保全事業補助金、ながさき県民参加の森林づくり（制度型）ですけれども、補助の対象が長与町立長与北小学校ということになっておりまして、森林の中でオリエンテーリングやナイトハイクを行うことで森林についての理解を深め、森林体験学習に対する補助ということで、21万3,000円ぐらいの補助が出ているんですが、時期的な問題なのかもしれませんが、県内各地にいるんな小中学校がある中で、この時期に長与北小学校だけぽんと出てきているというのが、どういうことなのかなと思ったんです。どういう経過でこのような補助になったのかということをお知らせください。

【佐藤林政課長】140番の事業でございますけれども、これはながさき森林環境税を活用した事業になりますが、各小学校、中学校も対象にしているんですけれども、こういった学校関係で森林学習を行う際には、この税を活用して費用の助成をするという制度をつくっております。

たまたまこの時期の直接補助金が長与北ということで出てきたわけですが、幾つかの学校が継続的にやっておられます。やはり学校の先生方、指導者の関係もあるのかとは思いますが、年間の行事の中でそういったものを学校の中でも組み入れられて、毎年こういう

事業を活用していただいているという学校が幾つかございます。

ただ、数多くの学校がある中では、まだ使っていない学校が少ないという現状もございますので、ここは子どもたちへの森林への興味、あるいは理解を深めていくということが非常に重要と思っておりますので、この事業を使って学校の方にもPRしていきたいと思っておりますし、もう一つ、みどりの少年団あたりもこの事業を使って活動をしているという実績もございます。

【深堀委員】県内に数百校ある小中学校の中で、幾つかと言われたので、後で実績を教えてください。

私が思ったのは、本当にPRできているのかなと、知っているところだけが使っているんじゃないだろうか。本当に県の教育委員会とも連携を図って、各学校に間違いなく、こういうことがあるんですよと、できるんですよということが本当に浸透しているのかどうか、そこが非常に気になったものですから確認していますので、実績とそのあたりの取組、こういった制度があって活用できる補助金があるんですよということが、県内全ての小中学校に周知徹底できているのかどうか。

【佐藤林政課長】実績については、後ほどまとめてご報告したいと思っております。

もう一つのPRの件ですけれども、これは各学校に、我々の方としても市町を通じまして広報といいますか、やっているのはやっているんですけれども、それが確実に学校の方に認識されているかと言われれば、我々の方としてもまだまだ足りない部分があるんじゃないかと思っておりますので、実際として何百もある学校がそんなに使っていないということは、実績から

見てもPRが足りてないんだろうなという意識は私どもも持っておりますので、そこは引き続き、どういった方法で浸透させていくかというのは考えていって、市町とも連携しながら、教育委員会とも連携しながらやっていきたいとは考えております。

【深堀委員】ぜひそのあたりはお願いしておきたいと思います。

最後に、間接補助金で教えていただければいいんですけども、青年就農給付金（経営開始型）という間接補助金があって、各市町それぞれ給付がされております。

その中で、経営開始型という補助金は20ページの37番以降なんですけれども、最後に56番の青年就農給付金（準備型）というのが出てきて、それが諫早市だけになっているんですよ。経営開始型は各市町ほとんど網羅されているんですけども、この準備型は諫早だけになっているという、この違いを教えていただければと思います。

【佐藤農業経営課長】委員ご質問の件ですけれども、青年就農給付金につきましては、まずは就農を始める前の研修を受ける間、無収入に近い状態になりますので、その間に受ける準備型、就農までの準備期間の給付金がございます。そして、就農を始めて最長5年ですけれども、その間は経営開始型、まだ経営が軌道に乗るまでの5年の間は、国の助成が必要であろうということで、経営を始める前の2年間、開始した後の5年間というふうにタイプが2つに分かれております。このうち、経営開始型につきましては、それぞれの市町で営農を始めた方でございますので、国の給付金の交付ルートが、国から県、県から市町、市町から就農者というルートで組まれております。

一方で、準備型につきましては、国から県、県から直接市町ということではなくて、ここに直接補助対象者としてございます、各県にあります担い手育成基金、こちらに助成をし、この基金から各地で就農の準備のための研修を受けている方に交付されるということになっております。ですので、給付金のタイプが2つあって、そのタイプごとに給付ルートが異なっているからこのようになっております。

なお、この諫早市にあります長崎県農林水産業担い手基金から県下全域の研修を受けている、これから就農しようとする各市町にいらっしゃる研修生に給付をされているということでございますので、諫早市だけで準備型の給付が終わっているということではございません。全県が対象でございます。

【吉村(洋)委員長】ほかにご質問等ございませんか。

【徳永委員】多面的機能支払交付金というのは、農地・水も入っているんですか。（「入っております」と呼ぶ者あり）

そういう中で、これはいい事業で、各関係者も使われておりますけれども、今のところ、これを事業費としてやった中で、ほとんど返還というのはありませんか。各市町は使い切っておりますか。

【光永農山村対策室長】ただいま質問がございました多面的機能支払交付金でございますけれども、こちらにつきましては各活動組織に交付されまして、農地の維持であったり、水路の管理、それから補修等に使われますけれども、制度上、例えば、翌年度にまとめて活動を少し大きくしたいという時は持ち越しができるルールになっておりまして、そういうことで各年度若干流用しながら執行されているということで、

交付単位は定額で交付しているんですけども、執行についてはそれぞれの活動組織の中で、活動機関の中で使われているということで、一旦戻るといことは事象的にございません。

【徳永委員】私が質問を間違いました。この事業は国からの事業ですよ。実際、県にきている国からの事業費の執行率、要するに各団体等からの要望というのはどれぐらいなんですか。

【光永農山村対策室長】多面的機能支払交付金につきましては、制度の中身が3本立てになっておりまして、農地維持活動、共同活動、それから施設の長寿命化という3つの柱になっております。その中で前段の2つにつきましては、地元からの要望について国の予算が全額確保できているんですけども、実は施設の長寿命化については、全国的に予算が若干足りないということで、満額届いていない状況にございまして、それを市町間で調整をさせていただいて、割り当てをさせていただいているところでございます。

先般、他県で県間調整の連絡がございまして、実を言うと年度当初についてはかなり割り当てを減らした形で配分させていただいていたんですけども、現在、調整をさせていただいて9割を超える形で要望額について交付できるような見込みになっておりますので、ほぼ活動計画どおりの交付ができると考えております。

【徳永委員】長寿命化は予算が少ないということを知っておりますけれども、農地・水等の維持管理の方は、使いたいけれども、非常に事務手続等の煩雑さというか、難しさがあると。そして、また、これは当然、あとは決算の資料等を出さないといけないんでしょう。そういうところも、今、土地改良区の事務局の方も人手不足というか、そういう事務手続をする人が非常

に少ないということで、活用したいけれども、そういう煩雑さ等でなかなか申し込めないという話を聞くんです。そういうところで、結局、今、県に100ある予算を、要望がきたのにどれだけ実際に出しているのか、その辺のことがわかれば教えていただけませんか。

【光永農山村対策室長】本制度につきましては、大きな括りとしましては、日本型直接支払ということで、条件不利地域を補正する中山間地域の直接支払と、それから一般地域、平場もカバーできる多面的機能支払、あと、環境保全型の農業を進める環境直接支払と3つの柱がございまして。その中で、地元の活動経費としては、前段の中山間地域等直接支払とこの多面的支払交付金、これが活動としては似たような形のもので両方使える形になっております。実を言うと、中山間地域等直接支払につきましては、条件不利補正ということで、関係者の方々に配分することができるんですけども、この多面的機能支払交付金につきましては、活動に要する経費に全部消化されるということでございまして、執行された金額については全て中身の決算が必要でございまして。そういった面で地域の事務方としては、事務負担がどうしても、もう一つの制度と比べまして負担が大きくなっているということもございまして。そういったこともお聞きしておりまして、国の方にもできる限り資料等の簡素化とかを要望しているところでございまして、一方で、交付の中で、全国的にも若干不祥事と申しますが、適切に執行されていなかった事例が何件か出てまいりまして、その中でしっかりと決算内容も精査することということが一方では出ておりまして、一定のルールの中でやっていただくということでございまして。

できるだけその辺の事務的負担を軽減したい

ということで、現在、活動組織を、小さくても大きくても制度上できるんですけれども、できるだけ合併していただいて、大きな括りの中で事務局が全体を見ることで、たくさんの方々も事務局をせずに、ある程度集約することで一定軽減できるのではなからうかということで、現在広域化を進めておりまして、活動組織的には少し合併が進んでいるという状況でございます。

【徳永委員】それはそうなんです。今、そういう話を私も土地改良区からよく聞きます。

私が言いたいのは、せっかくあるこの事業予算ですから、行政側が市町ともしっかりと連携をとっていただいて、なるべく使えるように、みんなが使いたい、しかし、今言われる事務手続の問題、これを簡素化していただきたいし、決算の問題も指導していただいて、これは交付金ですから、やるべきことはしなければいけないんですけれども、そういったものを市町と連携していただきたい。

また、これは後から話をしようと思ったんですけれども、土地改良区のそういった問題、今、基盤整備をしているところはいいんですけれども、もう終わったところの土地改良区というのが、そういう面では今、事務経費というものの負担が、補助が大分少なくなっていますから、そういう問題もここに影響しているところがありますから、どうかこの辺を当局、行政側はしっかりとこの辺を理解されていますので、そういう意味でこの予算を適切に、そしてまた、執行していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【吉村(洋)委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外の所管事務一般についての

質問に移りたいと思います。

ご質問等がられる方はお願いいたします。

【山口委員】先ほど言えばよかったんでしょうけれども、ながさき森林環境保全事業、これも議案外になっておりますのでお尋ねをしたいと思います。

ながさき森林環境税が第3期に入ろうとしている中で、木材利用の推進、それから里山林整備という形であることが次の目標として上がるようであります。そういったことが県産材の利用の推進という形で県産材の認証制度等もありますけれども、県産材を使うに当たって、実際の利用者、あるいは材木屋さんに聞いてみますと、県内に製材をして、また乾燥させたりする施設が必要だし、そしてまた耐力をはかる検査機能、チェックをする機器、そういったものが要ということ、長崎県内でそういう加工というのが発達をしていないということ、原木として県外に加工するために出ていって、そして県産材という認証をつけた中で今度は県内の材木屋さんが引き取って、それを県産材として使っているということ、そこに遠回りのコストがかかっているわけです。そういう形で、県産材を使おうということになっても、コスト高になってしまうというシステム的なことで、そこまで県産材の利用が進んでいないという現状もあるようですけれども、そういうことについて考え方をお聞きしたいと思います。

【佐藤林政課長】今、委員がおっしゃいましたとおり、長崎県の木材の流通の問題でございますけれども、昨年度の数字で、長崎県の木材の素材生産、丸太としては10万8,000立方メートルほど出ております。これが流通していくわけなんですけれども、その中には、木質チップなんかも当然入っております。建築材の製材用として

山から生産されているのが、正確な数字は失念いたしましたけれども、8万立方メートル弱だったと思います。そのうち2万立方メートルほどは輸出しておりますので、6万立方メートルが県内、県外も含めて流通している量ということになります。そのうち半分ちょっとは県外に流れております。ですから、県内の製材工場に流通しているのは、大まかですけれども、6万立方メートルの半分と言えるのではないかと考えております。

建築住宅も含めて実際使う材は、今言われましてように、品質の確かなもの、含水率でありますとか、強度といったものが一定必要になってまいります。これはJASという認定の商品というのが一番確固とした国が品質を保証したものでございますので、JAS製品となるのが一番ベターな品質管理ではあるんですけども、そのJAS製品をつくれる製材工場が今、県内には一つもございません。そういった意味では、県内の製材所で製材しても、それをしっかりと品質確かなものとして出すには、一旦県外に出て、また戻ってくるという状況が発生しているのも事実でございます。

ですから、我々いたしましたしましては、県内でJAS製品がつかれるような工場をまず育成していきたいということで考えているところでございます。

今、規模的には中型の製材工場も長崎県内にできてまいりましたので、そこを中心として、乾燥施設を導入したJAS工場として、しっかりと育成もしていきたいと思っております。そこに長崎県産材が流れることで、県外に出ることなく、県内の工務店といいますか、プレカット工場が材を受け入れて、県内の建築物等に使っていくと、そういう流れをどんどん広めて

いきたいと考えているところでございます。

JAS認定につきましては、やっと今年から各製材工場が頑張ってきたというところではございますけれども、もう少し時間がかかるのだろうなと思っておりますので、そこは林政課といたしましても、しっかりと支援をして、長崎県産材がしっかりと規格品質で県内に流れるような仕組みをつくってまいりたいと考えております。

【山口委員】そういう形で、なかなかそういうシステムづくりが遅れているということで、原木も適齢期を迎えた木が増えてきているということで、いち早くそういうシステムをつくり上げて、県内で流通をしていかないと、県産材を使おうと言っても、なかなかそういうことに至っていないという現状もあるということで、次の目標として、やっぱりしっかりそれは取り組んでいただきたいと思います。

そしてまた、県産材だけで賄えないから、九州内の材木を使う地域材という形で流通というか、そういった認証もあるそうであります。長崎県が林業にもっと力を入れようということであれば、地域経済として、JAS認定を受けられる製材所の育成という形も必要になってこようかと思っております。その辺はしっかりお願いしたいと思います。

それから、人工林を対象に森林づくりという形でこの事業が始まっておりますけれども、県内の人工林が43%、そして自然林が51%、残りが竹林や原野という形になっているという割合をお聞きいたしておりますけれども、里山という形で整備していくのであれば、奥山が人工林が多い、そして里山は自然林が多いという形になっております。そういうことで、今からもどんどん里山育成という形で力を入れていくんで

しょうけれども、現状として、住宅地と山が隣接しているところが、今、山の木が要らないものになって、大木化してしまっ、それを切ってくれというトラブルになっております。そうしたら、地権者の山主さんは、業者に頼んで大きな金を払ってそれを伐採して売るとというのが現状になっておまして、山が厄介者になっているかなという気がするんです。そこに今度は業者さんも手が足りなくて、伐採の費用あたりがどんどん高くなるという現象も起きております。

40年ぐらい前までは、木がエネルギーとしても使われていたわけで、そこら辺は再生可能エネルギーとして可能性を秘めているような気がするんです。先ほどおっしゃった木材チップも、今、バイオマス発電で使われて、だんだん消費も伸びてきているということでもありますけれども、農業関係でも、木材チップを利用したボイラーを試験で導入した経緯もあるようですけれども、その結果等はもう出ておりますか。

【佐藤林政課長】ハウス用のボイラーですので、農産園芸課長が後で補足をしていただけるかとは思いますが、今、南島原市でボイラーの実証をさせていただいているところでございます。重油が非常に高い時代があって、そういうことで価格的にも効率的ではないかというのがもとの出だしではあったんですけれども、しかし、地域の資源を循環型で利用するという大きな意味で農業用ハウスへの木質チップのボイラー、そういったものも我々としても拡大していく必要があるだろうとは思っております。実証の段階ですので、まだ広く広まっているということまではいっておりませんが、ここは山側をあずかる我々としても、しっかりと供給体制を含めて支援をしまいたいと思って

おります。

【渋谷農産園芸課長】木質チップにつきましては、南島原市のハウスみかんでボイラーの試験を行ったところ、果実の肥大は順調で、特に生育に影響は出ていないということでもあります。10アール規模のハウスでも十分に保温能力がある等の確認はできております。

【山口委員】重油高であった時に、みかんのハウスあたりはどんどんやめていってしまったわけです。重油にかわる固定的な再生可能エネルギーとして木質チップもそういう形で普及をしていけばいいなと思っているわけですが、先ほど言いました人工林と自然林への森林環境税の使い道ですね、自然林のそういった整備、あるいはもっと里山が整備されていくという形の中では、ながさき森林環境税をそこら辺にも使っていただきたいという思いがあるわけです。それを増進させるのが、先ほど言いました木質チップの普及のシステムをつくるということになるかと思っております。

長崎県には石炭の火力発電所も2カ所ありますけれども、木質チップの混焼という形で、30%ぐらいまでは混焼できる技術ができています。そういったことで、どんどんそういう需要が高まれば、CO₂の削減にも寄与するわけで、混焼すれば天然ガス並みのCO₂の排出量になるということで、県内の地域経済と併せて、木質チップもどんどん供給できるような体制をつくるためにも、ながさき森林環境税も考えていただきたいと思うわけですが、その辺はいかがでしょうか。

【佐藤林政課長】このながさき森林環境税は、委員おっしゃいましたとおり、最初は、手遅れの人工林、整備が遅れている人工林をまずは整備しようということで、この税を活用して整備

を進めさせていただいております。先ほど報告いたしましたとおり、まだまだ整備すべき山はあるんですけれども、それはそれとして進めながら、資源的には多い広葉樹の方もしっかりと整備を進めていく必要があると思っております。

今までは、地域住民の方が燃料とか、そういった面で里山に入り使っていた。使うことで森林が健全になっていったわけですが、それがここ何十年手が入らない。それで、先ほど言われた、大きくなり過ぎて家にかかってくるといったことも多分起きているのだらうと思います。そういった意味で、里山林をしっかりと整備することが、その地域の環境を守るという意味にもなりますし、そこで出てくる材を有効に活用する、そういうことをしないと里山林の整備というのも進んでいかないと思っておりますので、そういったものを今注目されている木質バイオマス、発電がメインかもしれませんが、発電あるいはボイラー、そういったものに使っていく仕組みづくりを、我々としてもいろんな関係者と協議しながら進めていく必要があると思っております。

また、石炭火力の話がちょっと出ましたけれども、これは松浦にある電源開発の火力発電所が一時期、木質チップ、あるいはペレットを混焼するという実証試験をずっと続けていただいております。これが電力会社の都合で一旦止まっているとお聞きしておりますので、そこはもう一回、向こうとお話をさせていただいて、効果がどうだったのか、今後、混焼の拡大の方向性はどうかということも我々はお聞きしながら、そういう需要増の見込みを我々も考えていきながら、人工林だけではなくて、里山林の整備と材の利用を進めてまいりたいと考えて

おります。

【山口委員】森林が多い長崎県という形でありますので、その整備についても、雑木林が余り大きくなり過ぎると、平成3年の台風でも実際あったように、大きな木が根こそぎ倒れるわけですね。そうしたら、山の中にそういう倒れた木があれば、そこに水がたまって、それがまた山崩れの原因となるということもありますから、余り大きくなり過ぎると害も及ぼすという形になってまいります。

そして、酸素の供給と二酸化炭素の吸収、それが若い木の方が活性化があるそうです。ですから、40～50年に一回は切って再生させるといったことが一番いいわけでありまして、今まで、そういう暮らしの営みの中で昔の人はやってきているわけです。そういったことも再生可能エネルギーとして注目されるようなシステムというのをつくっていかねば、なかなかそれにならないということで、地域経済もそこに大きなものとしてやっていって、そこで人が住むためには、そういうことも考えていただければ、このながさき森林環境税が生きていくのではないかと思います。ですから、そういうこともよろしくお願ひしたいと思います。

それから、小さなところに入っていきますけれども、林内路網の整備についてでありますけれども、ここにも記してありますが、林内路網が整備されれば間伐材が搬出できて、それもまた再利用できるという形で2倍、3倍と伸びてきたという形で書いてあります。林内路網も600キロ以上に及ぶ総延長になっておりますけれども、整備されただけで、その運搬に活用されない、未使用の林内路網もあろうかと思います。そういったことの追跡の調査はやっておられますか。

【内田森林整備室長】開設した路網の使用状況でございますが、間伐をして木材を出荷する、一時的に間伐材を出すために路網を開設しますので、間伐材を搬出した後は、もうそのまま現地の状況に応じて木が生えているような状況になってまいりますので、また改めて10年後、20年後に間伐をする時には、その生えた木を伐採しながら、もう一度整理をして利用するというのが前提になっています。その後の利用というか、一回つくってしまえば道としては残っていますので、ずっと使えると我々は認識しております。

【山口委員】現状はそうはならないわけでありまして、一回使って、その後、5年も経てば雑木が生えてきて、もう一回重機を通し直さないとそこは使えないんですよ。それとか、今、山の中にイノシシがすんでいる。林内路網をつくれば、そこがイノシシの道になってしまうわけですよ。周辺の泥をくじってその道路を壊したりとか、そういったこともどんどん起きていているわけですね。だから、その林内路網の整備についても、後の維持補修についても何年かには一遍は手を加えるという整備のための投資というの、また必要になってこようかと思えますけれども、その点についてはお考えでしょうか。

【内田森林整備室長】現在の路網開設については、基本的には国庫補助を活用していきまして、補助率が68%でございます。残りの32%をこの税で手当てをして、森林所有者の負担なしに開設をしているんですが、維持管理については国庫補助がございませんで、全額森林環境税で手当てをするとすれば、必要な経費が非常に多くなってまいります。通常の開設分と維持管理の分を含めると、今の税額では足りないという

現状がございますので、維持管理の部分については今のところなかなか難しいという感じでございます。

【山口委員】一旦開設するまでが、地権者の了解を取ったりといったことで、それまでに大きな労力を費やして、一旦開設してしまえば、次の時はもう重機を入れるだけで、そこはまた路網として使えるわけですね。そういったことで定期的にそういう整備をしておくことでその維持ができて、地権者の方もそこは林内路網だということで、それを了解して引き継いでいけるわけですね。それを山に返してしまうと、また最初からやり直しのようなになるわけですよ。ですから、林内路網という形で維持管理というの、10年に1回ぐらいは重機だけ通してくださいよというぐらいの整備の仕方でもしておかないといかんのじゃないかと思うんですよ。その点についても検討いただきたいと思います。

そういうことで、先ほども長与北小学校の森林に対する体験学習を深めながら、子どもたちに里山という形で森林にも親しむといったことでこの環境税が使われておりますので、第3期の分に対してもいろんな形で周知徹底が進むような方向でお願いできればと思っております。ぜひ頑張ってくださいと思います。

【中山委員】ながさき森林環境税について、先ほど、基本的な考え方について林政課長からありましたし、山口委員からもそれに対して、今後の森林環境税の導入の仕方として、里山林についても投入すべきだという話がありました。それについては前向きに活用するということがありましたので、それは大きな前進かなと思うわけでありまして。

そういう中で、まず5年間の総括をしてもらいたいんです。それで、最初のそれぞれの事業

背景の中で、1、森林は県民生活に重要な水源の涵養や山地災害の防止等、多面的・公益的機能を有すると、そして、森林は公の財産であると、こういう位置づけについては何も問題ありません。

ただ、皆さん方の本音だろうと思うんですけども、3行目、これまで森林所有者負担に基づく森林整備の実施により、すべての県民が森林の恩恵を享受している。そして、森林の公益的機能の維持のためには、県民が広く浅く負担するのが妥当であると、こういうふうな形に押さえているわけです。

先ほどは山口委員からも、これは人工林を対象にした制度じゃないのかという率直な指摘を受けたんですけども、そういう思いがあって、本音ではそうで、森の公益的機能を表に出している、こういうスタンスのとり方、これがちょっと気になるんです。本来は、県民に税をいただくならば、公益的機能を維持する、上げていく、こういうつくりをしてあるなら、わかりやすいんですけども、その辺は少し違和感を覚えるんですけども、この辺について、まずお尋ねしたいと思います。

【佐藤林政課長】先ほどもちょっと述べましたけれども、ながさき森林環境税の創設当時、手遅れの人工林が非常に多くなったと。いわゆる健全な森林に比べて下草が生えないとか、そういったことがあって、水源の涵養機能、あるいは土砂流出防止機能の低下と、そういったことが危惧されて、これは全国的にそういった動きがあったわけでございますけれども、そういったことを県民の皆さんにご説明しながら、このながさき森林環境税を創設したという経緯がございます。

その中で、我々が対象としている森林が杉、

ヒノキの人工林のみだということでは全くございませんで、ただ放置された森林の機能の低下の度合いが人工林の方が大きかったということもあって、人工林の方を先に手をつけたという経緯はございます。

そういったことで、我々は今回、この中で考え方を述べさせていただきましたけれども、人工林の手遅れも当然まだ残っているのですが、これまで余り手をつけてこれなかった広葉樹林、いわゆる里山林を今回は重点的に整備をしていくべきだろうと、そういうことで森林全体を健全にもっていく必要があるんだということを県民の皆さんにもご説明しながら、延長に向けて議論を深めていきたいと考えているところでございます。

【中山委員】その方向性については、そういう方向でいいと思うんです。そうすると、5年間の実績が出ていますよね。一番使ったのは林内路網の整備なんです。これに半分以上使っている。それとか、しまの間伐の促進、船賃とか、こういうものに使っているんで、木材の生産、企業の経営というかな、これに重点を置いておくというのはわかったけれども、余りこの比率が大き過ぎるのではないかと私は思っているんですよ。そういう反省のもとで、今のような形でやっていこうと考えておりますけれども、それを端的にあらわしているのが県民アンケートです。どういうことかという、要するに、ながさき森林環境税について、認知度が2割ということなんです。その2割の中で7割が評価しているということになると、この辺の理解がしにくいんですけども。そうすると、皆さんが要求しているのは、森林の公益的機能の重要性であるので、これを高めてほしいという期待があった数字じゃないかと思うんです。私はそういうふ

うに感じたわけでありましてけれども、私の今の主張と県民アンケートを含めたところで、いかがでございましょうか。

【佐藤林政課長】今言われたとおり、やはり山を守る、山の公益的機能を高めるためにこのながさき森林環境税は使っていますということをやっておりますから、そういったところは県民の皆さんも非常に評価をさせていただいて、そういう使い方はぜひやってほしいという思いがあるのだろうということで、そちらの方の率は上がっていると思います。ただ、実際にながさき森林環境税というものが自分の収入の中から500円払っているというのを知らなかったという結果が、この24%だろうと思うんです。

結果として、今までの整備の重点が山奥の人工林ということになりますので、成果が県民の皆さんの目に触れないと、そういった面もあったのではないかと感じておりますし、県民の皆さん、森林ボランティアに参加しましょうということでやってまいりましたけれども、これも広がりがまだまだ、もっと広げていくべきだろうという思いがあります。

それで、今回、広葉樹を中心とした里山林の整備をする、特に、市街地周辺の里山林を整備することで、整備そのものの重要性も当然ございますが、その整備をすることで、県民の皆さんがそれを目で見、ながさき森林環境税で整備をしているんだなということ認識していただくことも、このながさき森林環境税の認知の向上につながるのではないかと、一方では、そういった効果もあるのではないかと私は思っております。

【中山委員】県民に理解してもらう必要はあると思うんです。そのためには、総括として、ながさき森林環境税が18億円、5年間の総額で27

億円使っているんです。この経済効果として雇用創出効果がどの程度あったのかという問題と、問題は、主である公益的機能、俗に1兆1,000億円とか、6,000億円とか言われているけれども、その公益的機能が、この事業をしたことによってどの程度上がっていったのか、その辺を精査していれば教えてくれませんか。

【佐藤林政課長】雇用等の創出につきましては、ながさき森林環境税の事業を実施したからといえますか、そのことでこれだけというような資料のまとめ方は県の方はいたしておりませんで、全体としては、林業に働く方々、いわゆる専門作業員ということで数字を集めておりますけれども、これは着実に伸びております。平成27年度末で351名ということで、過去5年の中では、着実にかかわる方々が増えたという数字はございます。ただ、ながさき森林環境税でということになりますと、分析は今のところ、難しいと思っております。

それと、先ほど私が説明いたしました資料の5ページに、森林の評価ということが掲げてございます。この5年間で森林整備をした数字を学術会議の数字に当てはめると、今回の5年間では162億円の効果があったということで、この資料を整理させていただいたということでございます。

【中山委員】この辺の経済効果をあえて聞いたのは、森林を守ることによって雇用が発生するんですよ。そして、県民参加も出てくるわけでしょう。その辺を増やしていくというか、今回の統計のとり方として、どれだけの人が従事して、どれだけの人が参加したのか、この辺も少し調べておく必要があるのではないかと思いますので、それは指摘しておきたいと思っております。

それから、この162億円、こういうものを大

いにアピールしていただきたいと思ひますし、併せて公益的機能について、全体のものについてきちんと説明して、このままではこれが低下していきまふよと、これをどう守っていきまふよと。そのために、皆さん方は広く浅くと言ふけれども、500円にしても、出す方からすれば大変な人も多いのだから、その辺の言葉の使い方というのは慎重にやる必要があるということも指摘しておきたいと思ひます。

それと、里山林について、広葉樹林についてまでやるんだということでありましたから、これは大変ありがたいと思ひますし、大いにやってもらいたいと思ひます。

そこで、里山林と言つても漠然として、どれを里山林と言ふのか、場合によっては、長崎県全部が里山林じゃないかというふうな考え方を私は持つわけですが、とりあえず里山林はどれを言ふのか、里山林の定義、面積、そして森林に対する割合はどのくらいになつてゐるのか。それを対象にやるわけでしょうから、その対象範囲を教えてくださいませんか。

【佐藤林政課長】里山林という定義が非常に難しいのは事実でございます。委員が言われたように、全部が里山林じゃないかというお考えも当然あると思ひますし、その辺の線引きは非常に難しいのだらうと思ひております。

ただ、我々といたしましては、いわゆる奥地の人工林、あるいは広葉樹も含めてですけれども、それと区分した、いわゆる集落、あるいは市街地周辺の山という認識であります。もともと「里山林」という言葉のもとにあつたのは、その地域が山に入つてゐるんな、昔で言へば、しば刈りにとかというイメージで、山を活用してゐた範囲を里山と多分言つてゐたのだらうと思ひますが、今はその定義ではなかなか区分が

できないと思ひておりますので、今申しましたとおり、人と隣接した森林というふうにして、そこを里山と呼んで整備していくことになるのではないかと思ひております。

【中山委員】ぜひモデル地区を設定してもらいたいと思ふんです。例えば、長崎市南部、人口は約12万人おりますけれども、真ん中に八郎岳という県民の自然公園があるし、手前には市の森林公園もありますし、野母崎まで一帯を里山というか、こういう形、広さでモデル地区をつくつて、具体的な問題があるし、その中でどう整備していくのか、こういうモデル地区をひとつぜひ皆さん方が知恵を出してやってほしいということをお願いしておきたいと思ひます。

それともう一つ、里山と微妙な関係があるのが耕作放棄地です。耕作放棄地1万1,000ヘクタールを非農地化していこうということでしょう。これが山になってしまうと、今言つたながさき森林環境税を使うことはしやすいんです。ところが、この1万1,000ヘクタールの非農地を県、市、長崎市あたりで1年でやれるのか、これは何年でやるのか、そういう計画はありますか。

【綾香農地利活用推進室長】耕作放棄地の中でも、山林化して非農地化を進めようとする耕作放棄地についてのお尋ねでございますけれども、県内には、耕作放棄地が1万6,000ヘクタールございますけれども、そのうち5,000ヘクタールが農地として再生利用が可能な分、1万1,000ヘクタールが、山林化をして、もう農地への再生が見込めない土地でございます。委員が先ほどおっしゃられたとおり、その1万1,000ヘクタールについては、今後、農業委員会が農地法に基づきまして非農地化を進めてまいります。これを新たな農林業・農山村活性化計画の中で、10年間、毎年1,100ヘクタール強を、これはどこに

何ヘクタール分布しているかわかっておりますので、その目標を市町ごとに立てておまして、それを農業委員会と連携をしながら非農地化をした上で、里山として適正に管理をしていくという方向にもっていきたいと考えております。

【中山委員】 これだけの広さですから、10年というのは一つの見識かもしれませんが、そうすると今、ながさき森林環境税を使って里山という形でというのは、これが耕作放棄地についてはやりにくい部分があるわけです。そうすると、これはやはり県下一円にやるということではなくて、モデルをつくって並行してやっていけないことには、10年でやれなくてはこれは話にならないし、場合によっては10年したらまた出てきますよ。その辺の重点化を含めて、できるだけ前倒しでやって、ながさき森林環境税が使いやすくて、里山が整備されるような進め方が求められているんじゃないかと思うんですが、再度お答えいただけますか。

【綾香農地利活用推進室長】 先ほども少し述べましたが、1万1,000ヘクタールの山林化している耕作放棄地、市町別に面積、圃場も特定しております。それが多い市町には重点的に働きかけをしながら取り組んでまいりたいと思っておりますし、実は、今年度から農林業・農山村活性化計画が始めておりますが、昨年度から試行的に非農地通知を実は始めておまして、平成27年度、700ヘクタールを既に非農地化処理を終えております。今年度も1,100ヘクタールをしっかりと、それを下回ることがないようにやっていきたいと。多い市町には、我々も出向きまして重点的に指導をやってまいりたいと思っております。

【中山委員】 そういう形で進めてほしいと思いますけれども、ただ、緊急性があるのは、耕作

放棄地にイノシシと鹿被害が発生しているんです。これに大変苦慮しているんですよ。農山村対策室は非常によく頑張ってくださいたいと思いますけれども、なかなかやれないんですよ。ですから、こういうところも含めて重点化して、早くこれを整備がされるような、そういう緊急性を含めて、ひとつこれはぜひ取り組んでほしいと思っているわけですが、いかがでしょうか。

【綾香農地利活用推進室長】 山林化した耕作放棄地の中でも、今、委員がおっしゃったようなイノシシやシカなどの鳥獣被害等、喫緊の課題に直面しているような地区については、そういうところから先にやるように、10月に農業委員会の会長・事務局長会議もございますので、そちらで私の方からしっかり指導をしてまいりたいと思います。

【中山委員】 ぜひ期待しておきますので、よろしく願い申し上げます。

あと1点ですが、荒廃竹林整備ということでございます。荒廃竹林も、畑の竹林の荒廃と、もう一つ、山の竹林と両方あるわけです。そうすると、私は何を言いたいかというと、今、これがイノシシの食料源になっているんじゃないかと思っているんです。

というのは、県南地区でいくと、10月ぐらいからイノシシが掘って食べていますよ。10月から5月、場合によっては6月ぐらいまでイノシシが食料にしています。イノシシは5月前後にお産するんです。そこにちょうどそのたけのこがピークにくるんですよ。それで、イノシシが増えた理由は、たけのことという食料が十分にあると。その前に、竹林が崩壊して手が入らなかったと、こういうふうに私は見ているんです。それで、この竹林の整備が非常に重要になってきますので、これについては、ながさき森林環境

税でやろうという考え方を持っていますけれども、この辺について、再度お答えいただけますか。

【佐藤林政課長】竹林につきましては、相当手が入らない状況で、竹林は放置していますと、どんどん、どんどん横に広がって拡大していくという種類のものでもございます。今言われましたように、竹林をしっかりと整備していれば、また対応が違うのかもしれませんが、そういうことがない現状では、先ほど、里山林整備をしますということを言いましたけれども、その一環としてやっていく必要があるだろうと考えております。

そういった中で、一つ大きな課題になっているのが、竹林の境界がわからないというところも当然あるわけです。そういった意味では、地域の皆さんが集落単位でしっかりと話し合いができて、整備が進むという話になれば、里山林整備も竹林整備と併せて進んでいくのだろうと思っております。地域単位でやるということが重要だろうと思っております。

ですから、先ほど委員も言われましたけれども、モデル地区と申しますか、そういったことをまず県と市、あるいは地元と協議しながら、モデル化して、そこを成功事例として広くPRすることで、全県下に広がっていくというやり方も一つはあるだろうと思っておりますので、そういったことを含めて考えていきたいと考えております。

【中山委員】ぜひそういう方向で取り組んでいただきたいと思います。これは竹林ばかりでなくて、所有者がわからんのは山もそうなんです。特に長崎市等については、国土調査を積極的にやるように働きかけてもらわないことには、これは当然、国の方も積極的にやろうとは

しているんだけど、いろいろな理由があって、なかなか市町が取り組まないところもあるわけです。この辺をきちんとやってしまわないことには、いろんな事業で今、支障を来しています。道路をつくるにしても、その問題で前に進まないような状況もあるわけですが、大きな目で見れば、国土調査をしっかりとやってほしいというのが私の考え方であります。

新しい平成28年度からの計画、方向性については大体わかりましたけれども、あとは予算の重点配分です。重点的にどう配分するかということについては、今の議論を含めて取り組んでほしいと思いますし、そして、何といたしまして、公益的機能について、過去10年間あったわけだから、ここも15年もあるわけですから、この15年のスパンを入れて、事業費がこれだけですよと、そして公益的機能はこれだけ出てきましたよと、こういうものを含めた数値目標が必要じゃないかと思っているわけでありますが、最後に、その点についてお尋ねしたいと思います。

【佐藤林政課長】平成29年度からまた5年間の延長ということで、いろいろ議論をさせていただいているところでございますけれども、今言われましたように、公益的機能の向上の成果、そういったことを見える化していくということも非常に重要だろうと思っております。ですから、次の事業計画に際しましては、そういうことも念頭に置いて、数値目標化していきながら、さらに5年をどうしていくかということを検討してまいりたいと思っております。

【吉村(洋)委員長】議案外所管事務一般の審査途中ではございますが、午後1時30分より請願審査を行うこととしておりますので、一旦審査を中断し、午後から請願審査を行った後、議案

外所管事務一般の審査の続きを行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご異議なしと認めます。

それでは、午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、13時30分より委員会を再開いたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時30分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。これより、請願審査を行います。

第4号請願「指定生乳生産者団体制度の存続と機能強化に係る国への意見書提出を求める請願書」を議題といたします。

紹介議員から説明をお願いいたします。

【外間紹介議員】 このたびは、吉村 洋農水経済委員長、宮本副委員長ほか農水経済委員会の委員の皆様方には大変貴重なお時間を与えていただきまして、まことにありがとうございました。

本日ここに、請願人である日本酪農政治連盟長崎県支部連合会会長 山下俊忠様をはじめとする団体から上がっております「指定生乳生産者団体制度の存続と機能強化に係る国への意見書提出を求める請願書」を提出したものであります。

この要旨につきましては、国に対して指定生乳生産者団体制度の存続と、さらなる機能強化を求める意見書を提出できますように請願するものでございます。

国は、規制改革会議におきまして、去る5月19日に、今年の秋までに指定団体制度の是非、現行制度の補給金の交付のあり方、これを抜本

的に見直す旨の検討をし、そして結論を得るとしてあります。このことについて、規制改革会議に関する生産者団体制度の機能と役割強化を果たしていくために必要な交渉力、効率性、調整力、こういったものは本県の酪農をやっていく上に極めて重要な制度であります。

この長崎県における指定団体制度の仕組みについては、確かに中間コストの削減とか、物流コストの削減とか、課題はあるようでございますけれども、何としてでもこういった中山間地域における酪農を行う皆様方の仕事の確保と、そして現在の仕組みの存続を、そして、これからの機能の制度を強化していただく旨、ぜひとも委員の皆様方のご理解をいただきたく提出するものでございます。

それでは、ここで山下会長をご紹介いたしますので、どうか委員の皆様方、この請願についての取り計らいについて、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【吉村(洋)委員長】 この際、お諮りいたします。

請願人から趣旨説明を行いたい旨の申し出があつておりますが、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。

なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は5分以内で簡明をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午後 1時34分 休憩

午後 1時37分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

これより、請願についての質疑を行います。

ご質問等がありましたら、お願いします。

【下条委員】貴重な時間の中に請願者の山下会長さんをはじめ、また紹介議員の外間議員もご苦労さまでございました。

今、お二人から請願の趣旨、あるいは理由等、そしてまた、この旨の賛同のお話をいただいたところですが、この請願の理由の中に記載され、また、外間議員からも触れていただきましたけれども、政府の規制改革会議が5月に開催をされ、今年、この是非についての検討が図られて結論を得るといふ形のもの、推測的に理由づけられております。今、特に山下会長の趣旨説明を聞くと、もうお尋ねしなくてもいいように説明がありました。この指定団体が果たしている役割というものが、零細の酪農家の皆さん方の生活そのものを支えているんだということを、今のお話の中で感じることができました。ですから、そこはお尋ねすることを省略して、この政府の規制改革会議の動きというものが、なぜこのようなものが出てくるようになったかを含めて、何か情動的なものがあって、お知らせすることができればお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】 しばらく休憩いたします。

午後 1時39分 休憩

午後 1時39分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

【外間紹介議員】先ほども私が紹介議員としてご挨拶をした中で言うておりましたが、課題として、長きにわたって全国の指定団体制度の仕組みそのものに対して、その存在そのものに若干問題があるとするならば、中間コストの削減をしなければいけない、物流コストの削減をしなければいけないといったこと、制度そのものの仕組みの抜本的見直しと。具体的な中身については、所管の畜産課の方に、もしかしたら情

報があるかもしれませんが、山下会長からお聞きしている内容としては、以上のようなことの削減から、それは九州に当てはまるかどうかはわかりませんが、国の動きとしては、そういうふうな削減効果のためにやるとお伺いしております。

【下条委員】 ありがとうございます。

今日、北海道を含めて酪農家が減少する中に、乳製品が日本において大量の不足し、現在でもなおかつ不足しているような状況だと理解いたしております。そういう形でますます、こういった私たちの生活の糧となる牛乳を中心とした乳製品が入手しにくくなる、あるいはまた、場合によっては高くなっていくわけですから生活を圧迫するということになってまいります。そういったことでは困るなというのは日頃から思っていたことではあります。今、外間紹介議員からお話がありましたように、畜産課長が場合によっては幾らか情報を持っているかもしれないということではあります。畜産課長が知るような範囲において、私が今お尋ねしたことについて情報が入ってございましたら教えてください。

【大曲畜産課長】委員のご質問でございますが、情報等のお尋ねでございますけれども、この規制改革会議の議論といたしましては、今申し上げましたとおり、飼養戸数、頭数とも減少していると。こういった中で、この制度の流通上等のいろんな問題、構造上の問題、あと消費者ニーズを的確に捉えて、付加価値の向上や生産者の所得への還元に十分つなげることができない、そういったものが提言の中で問題となって、この議題に上がったと聞いております。

5月19日の答申の中で、廃止の方向ということが出たんですけれども、先ほどおっしゃった

ように、9月12日に規制改革会議の後継組織であります規制改革推進会議の中で、今度農業ワーキンググループが設置されまして、再度そこで今から秋に向かって検討をすると、そういう状況でございます。

その中で、国の動きはどうかということに対しましては、このワーキング会議の終了後に、山本農林水産大臣が記者会見におきまして、「農林水産省としても農業の競争力強化、農業者の所得向上に向けて、規制改革推進会議とともに議論をして、そういった検討に積極的に取り組んでいく」と、そういう見解を示されているということまで確認をしております。

【下条委員】ほかの方もたくさん質問があるうかと思しますので、私の質疑はこの程度にいたします。

【徳永委員】畜産課長に補足で確認したいんですけども、私も恐らく競争力の強化だろうということがあるのではないかなと思っておりました。今、そう言われましたけれども、その裏に、これはTPPの影響じゃないかというところが思われるわけです、その辺は、あなたが畜産課長として、今の政府の考え方というものはそれと同じ、影響があるのかどうか。

【大曲畜産課長】私の見解でございますけれども、今、委員がおっしゃるようにTPPとの関連性については、そういうことは考えていません。

【徳永委員】あなたは言いにくいでしょうからね。恐らくそういうこともあって、今やっておられますけれども、私も山下会長はよく知っていますし、私の地元は酪農家が非常に多いところでありまして、後継者も一生懸命頑張っております。そういう中で、いろいろあろうけれども、しかし、酪農家が現在、相当な組合員数が

減っている中で、しっかりとした経営と供給をやっていると。その中で、組合員の皆様方、酪農家の皆様方が、今のこの制度の中でこれがベターなんだということやっておられるということ、私もそういう理解をしております。

そういう中で、今後、政府は、先ほど話があったようにそこでいろいろと協議をするということでもありますから、特にこういった地方の生産者がいる重要なところは、しっかりとした請願、意見書等を出すべきだと思っております。そういう意味でも、県として、畜産課長としてその辺はどう思われているのか、お尋ねいたします。

【大曲畜産課長】委員ご指摘のとおりでございます。

県といたしましては、条件不利地域を多く抱える本県でございます。家族経営とか、そういった主体等の経営構造がございます。大手乳業メーカーが県内にないということも、そういった条件も考慮いたしますと、この指定生乳生産者団体制度のメリットであります価格交渉力の強化、輸送コストの削減、販売調整力の強化が十分に発揮され、本県酪農家の所得向上に寄与するものと思われまますので、指定生産者団体制度の存続は重要と考えております。

【徳永委員】ここは県当局としても、しっかりとした、そして、また生産者、組合等と連携をとって、地方には中央と考えが違うところがあるということ認識をして、しっかり意見を申し述べていただきたいと思っております。

【深堀委員】請願人に少しお尋ねをしたいんですけども、今、請願の中身についてはよく理解をしたつもりであります。切実な思いが伝わったと思っているんですけども、今、規制会議で議論をされている中身を見ると、規制改革

によって実現することは、資料として見ると、「指定生乳生産者団体制度の是非、現行の補助金の交付対象のあり方を含めた抜本的改革について、検討、結論が得られ、これらを通じて酪農業の生産基盤の強化、酪農家の所得向上が図られる」というふうに規制会議の資料ではなっているんですね。

そもそも、その規制会議の目的は、「生産者にとって多様な選択肢を有することで経営マインドを涵養し、消費者ニーズにきめ細かく、的確に対応できるよう、現行制度のような一元的・集約的システムではなく、より柔軟なものにしていくことが重要である」というふうに規制会議の資料はなっているわけです。

その資料と、今、請願人が言われている中身と、全然合致しないかと、私は非常に矛盾を感じるんですね。会議では、酪農家の方のためにやっていると言っているわけですよ。それが、実際に酪農をされている人たちからは、それはちょっと待ってくれというのは、どこにその違いがあるのか。どういうことでこれだけ言われていることが違うのかと、私は理解に苦しむんですけれども、そのあたりは率直なご意見を聞かせていただけませんか。

【吉村(洋)委員長】 しばらく休憩いたします。

午後 1時48分 休憩

午後 1時50分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

【深堀委員】 理事者の方にもう一度確認します。今、少しお話をしましたけれども、規制改革会議の中で議論されている方向性の部分と、今、本県における酪農事業者の皆さんとの気持ちのずれ違いというか、そういったところの要因と、本県の酪農を支援する立場として、どういう形

が望ましいと考えられているのか、確認します。

【大曲畜産課長】 まず、指定生乳生産者団体制度への本県の加入状況でございます。本県には、現在、5つの地方酪農業協同組合が島原半島地域に存在しておりまして、そのうち3つの組合が指定生乳生産者団体制度に加入しており、そのシェアは戸数で約82%、生産量で約80%となっております。

そういう状況の中で、今、会長さんがおっしゃいました補給金、補助金のお話について、現在、本県の加入していない2地方組合の方から、そういった点についての不満とか、ご意見とか、そういったことは畜産課の方には届いておりません。そういう問題はないと認識しております。

ですから、先ほど申しましたように、この制度自体の存続については、本県酪農家の所得向上を考えた場合、有意義であると、存続を県といたしましては考えております。

【小林委員】 せっかくの機会ですから、少し畜産課長にお尋ねしておきたいんですが、そもそも論で、本県の酪農家、今来ている山下さんみたいな人たちはどれくらいいるのかということ。

それから、この指定団体に加入している人と加入していない人の割合。加入していない理由というのは一体何なのか、その辺がわかりますか。わかれば、なぜ加入していないのか、あなたが一人ひとり聞いたわけではないので、わかるかどうかわからんけれども、実際的にどのくらいの人たちが加入していないのか、その理由は一体何か、答弁をしてほしい。

【大曲畜産課長】 委員のご質問にお答えいたします。

本県の酪農の状況でございます。現在、本県では、167戸の酪農家で8,930頭の乳用牛が飼育されております。

それから、先ほど言いましたように指定団体に加入しているかどうかで分けますと、加入の方が戸数でいいますと137戸でございます。制度の団体外が30戸ということでございまして、合計167戸という状況でございます。

この団体に加入されてない理由というのは、直接伺っておりません。申しわけございません。

【小林委員】今、酪農を取り巻く環境は厳しいんだろう。あちは豊かなような顔をしているけれども、厳しいだろう。1リットル大体幾らですか。

【大曲畜産課長】ただいま私たちがつかんでいるところでは、組合によって手数料とかありますけれども、指定生乳生産者団体からいただくお金が生乳1リットル当たり102円というふうにお聞きしております。

【小林委員】1リットル当たり102円というのは、例えば今のあなたの答弁では、長崎県に乳用牛が約8,900頭いるわけですね。大体計算に強いから、大体1頭からどのくらいの乳量がとれ、102円を掛けたらこうなると、こういうことで大体総売上がわかるわけだけれども、ただ全国的、あるいは長崎県的に言えば、酪農家を取り巻く環境は厳しいと。牛も減ってきているだろうし、あるいは取り巻く環境が厳しくなっている状況の中から、酪農家も左うちわではないという感じがしているわけだよ。したがって、どうしてもこういう指定団体のこのシステムはしっかり守っていかないと、要するに酪農家が大手の乳業メーカーと価格の競争を個人個人でやるのが可能かと言えば、先ほどからのお話を聞いておっても、これは無理だなと思ったよ。

だから、しっかりとしたそういう団体をお願いをして、酪農家の皆さん方のお立場という状況、流した汗が報われるようなやり方をしっか

り考えてあげなくてはいかんということの中で、またこういう指定団体にいろいろとお願いをしているということの中から、もっともっと機能を強化してもらいたいと、こういうことはプラスの方向の中の機能強化をしてもらいたいと、こういうことを考えているわけです。

だから、まず第一に、価格交渉にもこういう団体の頑張りをお願いしたいと思うし、同時に輸送コスト、このところについても、まとめて輸送してくれているわけだよ。だから、輸送コストが相当かさむところが十二分に削減されているということ。

それから、先ほどもあったけれども、いろんなルートがあるから、例えば生乳というのはすぐに腐るというような生き物なんだよ。これをいろんなルートで販売調整をやらしてもらわなくてはいかんと。そんなようなことができるのも、またこの団体しかないよ。

こういうことから考えていけば、皆さん方がこの制度はしっかり堅持してもらいたいと。そして、生産者の立場と消費者の立場と懸命になぎながら、もっともっとよくしていこうという姿勢をもって、今この請願書を出しているわけだから、私は大いに結構だと思っているわけだよ。

それで、一つだけ、新聞の記事を見た時に、例えば「規制改革会議は、現行の生産流通体制は消費者ニーズに十分応えられていないと問題視する」というようなことを言っているわけだよ。畜産課長、聞いているか。「現行の生産流通体制は消費者ニーズに十分応えられていないと問題視する」と言うんだよ。これは何を言っているのか、わかるね。現行の生産流通体制は消費者ニーズに十分応えられていないから、これは検討、見直すべき内容だということを指摘

しているわけだよ。ここのところは一体何を言っているのか。

「生産流通体制は消費者ニーズに十分応えられていないと問題視する」と。毎日牛乳を2~3本飲んでくる私としてみれば、十分応えてくれていると思うんだけど、ここは何が応えられてないということを言っているのか、この辺まで言及できるか。

【大曲畜産課長】本日の新聞等にも載っていましたが、やはりバター不足というところがそういうことを示していると思っております。生乳の生産量が下がれば、バターの方が不足すると、そういうことでございます。

【小林委員】あなたは自分で何を言っているのかよくわかっているのか。部長が横からいろいろ言っているのを真に受けながら、バターが下がって、そんなに上がったたり下がったりだろう。もうちょっと論理的に言ってみろ。

【大曲畜産課長】戸数、頭数が減少しております。要は生乳の生産量が足りないと、今、委員おっしゃったように牛乳の方にその生乳が向きますと、加工の方のバターが不足すると、そういったことで不足しているということでございます。

【小林委員】言えればできるじゃないか、最初からそう言えば、論理的に。

いずれにしても、アウトサイダーというか、非加入の30戸がいらっしゃるといこと。これはそれなりの考え方があってのことなんだろうけれども、要するに補給金がそこにはこないだろう。そういうこともこれあり、いろいろとその方々のご意見もあるんだろうと思うんです。

ただ一つ、私は結論的に申し上げたいけれども、さっきも言ったようにこの価格交渉というのは、率直に言って酪農家の方々それぞれがや

るといことは厳しいし、それは大手の乳業メーカー、もう名だたる名前ばかりだよ。横綱と幕下かもしれない。そういう中で太刀打ちできないのではないかと考えているんだ。だから、この制度は、正すべきところは正してみたりとか、あるいは消費者ニーズに立った場合において、もう少し改善しないといかんということがもし仮にあれば、それはやってもらうとして、この体制はきちんと堅持をしつつ、アウトサイダーで加入されてないところがごちゃごちゃ争うんじゃなくして、この際は手を広げてそこを迎え入れ、一緒になって消費者ニーズに応えるべきではないかと、そういう意味においてもこの体制はぜひとも堅持すべきというご意見を申し上げておきたいと思えます。

【中山委員】この指定生乳生産者団体制度については理解いたしましたし、ぜひ残してもらいたいという気持ちはありますが、国の方がこういう形で流通関係について抜本的な見直しをやるということでもあります。

そうすると、私は何が言いたいかというと、これは長崎県議会だけでやれる問題じゃないし、他県の動きも恐らくこういう状況にあるんじゃないかと思いますが、全国的な県議会の動向というか、この辺がわかれば教えていただきたいと思えます。

【吉村(洋)委員長】しばらく休憩いたします。

午後 2時 2分 休憩

午後 2時 5分 再開

【吉村(洋)委員長】委員会を再開いたします。

【中山委員】今、山下会長さんの心境はよくわかりました。

生産地域である九州と北海道が特に一生懸命取り組んでいると、そして、消費地である東京

等についても、これについての理解は十分されているということでもありますので、ぜひ全国的に力を合わせて取り組んでいただくように期待しておきたいと思えます。

【中村委員】先ほどから、この請願については、内容についても説明をいただき、絶対的に必要な制度でございますので、国に対して強く存続を求めていると思っておりますけれども、せっかく今日、こうして会長もお見えでございますので、現在の長崎県において、この制度はもちろんですけれども、この制度のほかに、先ほどから生産性が落ちてきていると、足りないということも言われている中で、生産と集・送乳の中で、長崎県として、まだまだ不装備な面があるんじゃないかなということを感じ取ったんですけれども、その辺について、ぜひ会長、せっかくの機会ですから、この制度とは別に、長崎県の農林部に対して、ご要望的なことはございませんか。

【吉村(洋)委員長】 委員会を休憩いたします。

午後 2時 7分 休憩

午後 2時 8分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

【中村委員】 今、輸送コストについて、なかなか厳しいというお話を聞きまして、生乳に関しても需要と供給のバランスがマッチしなければ、これはやっぱり生産者についてはいろんな問題が残るわけですね。

そういう意味で、私たちが小さい頃というのは、ほとんどの学校で牛乳を飲んだりしていた経過がありましたけれども、現在、学校の中でも牛乳を飲む機会が少なくなったとか、そういう話も聞いておりますので、そういう中身については教育委員会とか、そういうところと話を

されながら、やっぱり需要と供給のバランスをとってやるのがあなたたちの仕事でもあると私は思いますので、その辺も含めながら、そうすれば輸送コストも近くに運ぶ分については制約されてくるということもありますので、そういうところも含めながら、ぜひ団体の方たちと、会長を含めて随時話を進めながら、少しでも生産者と需要と供給のバランスをもっととっていただくということに努めていただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

【吉村(洋)委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時 9分 休憩

午後 2時 9分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

第4号請願に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第4号請願「指定生乳生産者団体制度の存続と機能強化に係る国への意見書提出を求める請願書」を採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第4号請願は採択すべきものと決定されました。

ただいまの請願の採択に伴い、その趣旨に沿って、本委員会から意見書提出方の動議を提出

することにいたします。

意見書（案）を配付いたします。

お手元に配付した意見書（案）について、何かご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご意見がないようですので、お諮りいたします。

本提案のとおり、意見書を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの趣旨に沿って、本委員会より、意見書を提出することにいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時11分 休憩

午後 2時21分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

議案外所管事務一般の審査を始めます前に、林政課長より資料が提出されておりますので、説明を受けたいと思います。

【佐藤林政課長】 午前中の審査の中で、深堀委員からお話がありました、ながさき森林環境税を使いました県民参加の森林づくり事業の中で、学校関係の実績はどのくらいかというお話がありましたので、一覧表を提出させていただいております。

平成24年度から平成28年度まで、今年度の分は現時点での交付決定の状況でございますけれども、こういった形になっております。

その中で、少年団等という記載がございますが、これはみどりの少年団のことでございます。みどりの少年団は学校の先生方が指導者となられて、学校単位で結成されております。また、活動そのものも学校行事の一環でされてい

るということで、小学校・少年団等と一括りでもまとめさせていただいているものでございます。

見ていただきますとわかりますけれども、数多くの学校、みどりの少年団も含めてある中で、あまり使われていないということはありますので、午前中にもお答えしましたけれども、まだまだ広報等を含めて足りないものがあるのではないかと考えておりますので、学校、市町と連携いたしまして、学校等でのこの税の活用について進めていきたいと考えているところでございます。

【吉村(洋)委員長】 それでは、議案外所管事務一般についての質問を継続いたします。

【深堀委員】 資料、ありがとうございました。今、林政課長から報告があったように、これでもまだまだ少ないんじゃないかというお話ですので、ぜひPRをしていただいて、多くの子どもたちが森林に親しむような形でぜひお願いしたいと思います。

議案外で大きくは2点質問させていただきたいと思います。

まず、1点目ですけれども、一昨日、新聞を見て非常に私はショックを受けたんですけども、「農業危険だった」という見出しの記事を見て、そういうことだったのかということのを改めて痛感したものですから聞こうと思っているんです。

記事によりますと、いろんな産業で仕事をする中で、死亡事故というのは当然いろんなところであるんですけども、全産業の平均で見た時に、就業人口10万人当たりの死亡事故数というのが出ています。これは全産業平均でいくと1.7人です。それが、農業は10万人当たり15.4人です。比較的危険性があると言われている建設業が10万人当たり7.5人ですから、実は、農業

は建設業よりも危険度が2倍高いという記事なんです。

就労者の平均年齢とかが高いというのももちろんあるんですけども、この記事を見ると、「農林水産省が注意を呼びかけているが、有効な解決策はないのが実情だ」というふうにまとめてあるんですけども、長崎県において、こういう農業従事者の死亡事故というのはどの程度なのか。これは全国の話ですからね。建設業よりも死亡率が高い。本県の状況はどうなっていますか。

【佐藤農業経営課長】農作業時の死亡事故の発生件数でございますけれども、今、手元にありますデータによりますと、長崎県は、平成22年は11件、23年は7件、24年は12件、25年は6件、26年は7件ということでございます。過去5年のデータでございます。

全国の数字が、それぞれ22年から398件、366件、350件、350件、350件というようなことで承知しておりますので、全国の死亡事故の2%ぐらいが本県での事故と承知しております。

【深堀委員】死亡事故件数は、今、報告があったとおりですけども、では、率で考えた時に、10万人当たりの発生率という形で見た時にどうなりますか。

【佐藤農業経営課長】10万人当たりをどの10万人に置くかという母数の問題もありますので、農業従事者におけばということによろしいかと思えますけれども、大変申し訳ありません、それはお時間をいただかないと整理ができません。

【深堀委員】ぜひ教えてください。この新聞記事によれば、農業では10万人当たり15.4人だということが出ていて、これが本県においてはどうか。これよりも高いのか低いのかということが非常に気になったものですからね。

いろいろな産業でいいんですけども、例えば建設業とかで死亡事故が出た時に、当然これは労働基準監督署とかから安全対策はどうしていたのかというような安全対策の指導があるわけですけども、じゃ、農業に関していった時に、じゃ、この死亡事故が発生した時に、こういうところに気をつけておかないといかんですよとか、誰が指導できるのかということ考えた時に、安全指導等は誰がやっているのかということを非常に疑問に感じたんですよ。

いろいろな産業がありますよね。もちろん企業ですから、労働基準監督署のいろんな指導を受けるわけですけども、農業の場合はどうなりますか。

【佐藤農業経営課長】本県だけではありませんけれども、全国で農業機械士連絡協議会という協議会がございます。本県の場合、この農業機械士連絡協議会へ農作業の安全対策について、例えば啓発活動とか、講習、パンフレットの配布、こういったことをお願いしておりまして、毎年、春と秋の2回、啓発活動を実施しているところでございます。

【深堀委員】啓発活動とかというのは、いろんな建設業団体だってやっていますよね。そういうものではなくて、権限を持ったところがしっかり指導する、そういった体制になっているのかということを確認したいんです。

【佐藤農業経営課長】農作業死亡事故につきましては、他の産業はわかりませんが、私どもも事故の報告があれば、それは厚生労働省なり、労働所管のところにご報告はさせていただいております。ただ、ここは私も他産業のところとの比較がわからないところがありますけれども、農業の場合は個別の経営主の方でございますので、例えば建設業の場合、作業員の事

故が起きれば会社に対しての指導ということが出来ますけれども、一般的に農業の場合であれば、経営主が自ら機械を動かして、そこでの事故ということになりますので、やはりそういった経営主に対する啓発活動というものが重要になってくると考えております。

【深堀委員】言っていることはよくわかるんですよ。農業は個人事業主としてやっているから、大きな建設業界のどどこ建設という会社と違って指導がやりにくいというのはわかるんだけど、実際にこれだけの死亡事故が発生しているという現実を考えた時に、何かしらの手を打たないといかんのじゃないか。県内で言えば、長崎県の農林部が何かしらの旗を振らなければいけないのじゃないかという気がしたのだから聞いているんですよ。どうですか。

【佐藤農業経営課長】本県、例えば傾斜地の圃場が多いなど事故の起きやすい環境下にあり、また、高齢化も進んでいるということもございまして、その点については、これもほかに手が無いのかと言われればそうかもしれませんけれども、やはり安全対策に関する意識啓発が重要だと考えておまして、先ほど申しました農業機械士連絡協議会、さらには振興局を通じまして各種農業団体への働きかけ等々を行っているところでございます。

【中村農林部次長】全体的なお話については、今、農業経営課長から話があったとおりなんですけれども、実際に農作業での事故というのは農業機械での事故がほとんどでございまして、そういった点で各地域におきましては、その農業機械を販売している農協と振興局が連携してそういう安全対策の指導会を行ったり、各生産部会におきまして、特に水稻の講習会等におきましても、トラクター等の安全作業とか、事前

の安全点検、そういったものの指導会は実施させていただいている状況でございます。

【深堀委員】やっているという話なんですけど、これだけ、死亡事故ですからね、非常に大きなことですよ。その時に、先ほど件数も報告されましたけれども、平成22年から5年間、11件、7件、12件、6件、7件と、これだけ多くの県内の農業従事者の方が亡くなっているという実態を見た時に、一つひとつの事故とか、死亡につながった経過というのが本当に共有化されて、次年度以降発生しないような対策が打たれているのか、啓発をされているのかというのは、非常に気になる場所なんですよ。

そういった一件一件の事故を、例えば災害速報などというものをつくって、どういう経過でこうなって、対策としてはこうなんだということ、例えば農林部の中で安全対策協議会か何かつくって議論して、こういうことはさせたらいけないというような、そういった会議体をつくって対策を県内の農業従事者の方に伝えるように、こういった事故が起こったんですよというような啓発活動が私は必要じゃないか。やっているのであれば失礼なんですけれども、そこまで私はやる必要があるんじゃないかと考えているんですよ。その点どうですか。

【佐藤農業経営課長】委員ご指摘の事故事例の周知、こういったケースで事故が発生した、そういうものを教材といたしまして、安全啓発活動、講習会をやっております。県内の事例について、場所や人というのは特定できないように秘匿しておりますけれども、こういったケースでこういった事故が起きたと。ですので、注意すべき点はこういうことだということは、毎年、講習、啓発の中でやっております。

それと、先ほど委員が全国の15.4人に対して、

本県は10万人当たり何人になるのかということでしたけれども、計算いたしましたところ、20人ということでございますので、本県の場合、先ほども私が申しましたけれども、傾斜地が多いというところで、狭い作業道の中に機械を入れる、高齢の方が機械を運転している、そういったところで事故が起こっているということだと考えております。

【深堀委員】わかりました。県内では10万人当たりでいけば20人を超えるような話がありましたけれども、私が申し上げたように、やっているという話だけれども、本当に全ての農業に携わっている方々に、そういう危険予知活動とか、そういった災害の発生実例をしっかりと示して、周知徹底が図られるようにやっているということであればいいけれども、そこら辺は今の実態から考えれば、そういうことは一番最初にやらなきゃいけない、安全が何よりも優先するわけですから。生産を上げるということも大事なんだけれども、安全に作業ができるように、ぜひそこはお願いしておきたいと思います。

次に、農業人口の話です。これも新聞記事で、初めて農業人口が全国で200万人を切ったということで、たった8年間で300万人から200万人になったというような記事も出ました。本県の場合、そして、総括説明の中でもありましたけれども、農業分野における外国人材受け入れのための国家戦略特区の提案について、これは当然これだけ農業が高齢化し、就業人員が減ってくる中で、外国人労働力をどうにかして受け入れてというのは当然わかるんだけれども、そのあたりの今の長崎県の就業人口の減少の状況、これはずっと報告があっているんですけども、状況と外国人の就労についての関係性について答弁をいただきたいと思います。

【佐藤農業経営課長】本県におきましては、販売農家という捉え方で見ますと、平成17年には販売農家が2万8,544戸ございました。これが平成27年には2万2,000戸余りに減っております。そこから先の予測ということですが、10年後の平成37年には1万4,700戸まで減少すると見込まれているところでございます。

そうやってきた際に、トレンドで言えばそのように減少ということになりますし、今、担い手として認定農業者と地域の担い手に位置づけられている方が、現況で約8,000経営体ございます。これも趨勢で見ますと、10年後には6,600人減るということになります。

ですので、今回の新活性化計画の中では、新規就農者を250人毎年確保する。それによりまして後継者を確実に今の担い手のもとへ返す、それだけではなく、新たに外から入ってくる人も含めて6,600経営体まで減るところを何とか7,595経営体でとどめようという考えでございます。

その中で、農業者の絶対数は減るわけですが、一方で規模拡大をすることによりまして、農地を維持しながら所得を上げていく、生産を高めていくということは、併せてやっていく必要があると思っております。

ただ、その場合にネックになりますのが、農作業を補助してくれる作業補助者の確保でございます。現況でも、本県では県内7つのJAを中心といたしまして、担い手の労働力不足、収穫時などの労働力不足を補完するようなシステムを県内7地域で組み立てておりますけれども、経済状況が好転して、有効求人倍率が1を超える中で、なかなか農業部門の人材確保が難しいということが今言われておまして、現場ではまさにどうやって作業支援者、作業補助者を確

保していくかというのが大きな課題になっております。

そういう状況がございますので、本県の農業分野において、外国人に就労ビザを発行していただいて、その担い手の労力不足に対応していく仕組みをつくりたいというふうに考え、今回、特区の提案をさせていただいたところでございます。

【深堀委員】状況はわかりました。その労働力不足の部分で、外国人労働力を活用したいという話もあったんですけれども、不法就労の問題なんですよ。3年間で農業での不法就労者というのは3倍増えたというのも記事として見ているんですね。本県の状況というのは、多分把握できるわけではないと思うんですけれども、いろんな産業と比較しても、農業が今、外国人の不法就労者、産業別に見ると、農業が一番高くなっている。でも、それはどういうことかという、当然労働力が不足しているからそういうことになってしまっているわけですよ。それは絶対好ましくないことなんだけれども、農家にしてみれば、生産するためにはそういう人を入れてこざるを得ないというジレンマに陥っているんじゃないかなと思っています。そこをどうにか、そういう不法就労にならないようなことも、農林部としてはいろんな支援をしていかなければいけないんじゃないかなと思っていますけれども、その点についての見解、やっていることがあれば教えてください。

【佐藤農業経営課長】委員ご指摘のとおり、不法就労、あるいは不当労働行為、このような問題が起こっては元も子もない話だと認識しております。

今回の特区提案でございますけれども、ここにつきましては外国人労働者の受け入れをして、

担い手の農家に派遣をする、そういう派遣業者、これを県と国の関係機関で認定をいたしまして、その認定を受けたところのみが外国人を受け入れることができる。さらには、受け入れる外国人についても一定の資格試験を課した上で、それに合格した者だけが就労することができる。それによって、県と国の関係機関が働く外国人、そして、それを受け入れて担い手へ派遣する人材派遣会社、さらには受け入れて農作業を手伝っていただく農業者、こういったところをきちり管理することによりまして、不法就労、あるいは不当労働行為、こういったものが起きないように担保するという仕組みを提案しているところでございます。

【小林委員】農地転用の許可にかかわる権限移譲についてお尋ねします。

まず、たしか新年度の4月1日から、いわゆる農地転用に対する許可が権限移譲というような形になってまいりました。これは、国といろいろやりとりをしながらご苦労されているようなきさつがありますけれども、いわゆる都道府県にこれが移譲されるということの中で、市町はまた別の問題があるかと思いますが、この移譲という趣旨は一体何なのか。そして、その移譲によって何がどう変わるのか、この辺のところについてお尋ねをしたいと思います。

【綾香農地利活用推進室長】農地転用制度についてのお尋ねでございます。

この許可権限でございますけれども、従来は、4ヘクタールを超える分は国が許可をする、4ヘクタール以下の分を県が許可をするという制度でございました。

ただ、その制度を運用していく中で、実際に転用を申請なされた方から、許可に要する期間が長過ぎると、時間がかかり過ぎるということ

で、その権限を県なり市町村に移譲すべきじゃないかと、時間を短縮するためにやるべきじゃないかという声が強く求められております。

そういう関係で、この4月から、4ヘクタールを超える分は国に許可権限があったものを含めて、県の方に許可権限がおりてきている状況でございます。

【小林委員】 そうしますと、4ヘクタールを超える分については、これは相変わらず国との協議は当然必要だということになって、2ヘクタールから4ヘクタールについては、県の方できちんと責任を持って要件を満たせば許可をします。

そうすると、今までが1カ月以上とか、あるいは内容によってはそれ以上かかった場合があると。農業委員会の開催が毎回あっているわけではないので、そういう点からしていけば、いわゆる当該市町の農業委員会を経由して、そして県を通してと、こういう形でございましたので、かなり日数が必要ということになって、正直言って、せっかくの開発をいろんな形の中で、それぞれ土地の事情があって早めなければいかんと言いながらも、そこがままならなかったということが、今回の権限の移譲によってどう変わっていくかということなんですね。

例えば、その許可に至るまでの間が非常に短くなると。どのくらい短縮効果があるのかと、短縮されるのかと。現状はこうだったけれども、このくらい短縮になるよということ。

4ヘクタールを超える分については、相変わらず国と相談をしなければならないという一つの附帯要項がついているわけですよ。これは一体何なのかと。以前のそういう状態と国の協議が、今回の権限移譲によって大分簡素化されてきて、名実ともに4ヘクタールは国と協議をす

るということになっているけれども、形だけとは言わないが、十二分に緩和されているという形ではよろしいのかどうか、その辺のお尋ねをしたいと思います。

【綾香農地利活用推進室長】 従来の農地転用許可制度では、4ヘクタールを超える分は国の許可そのものが必要でございました。2ヘクタールから4ヘクタールの部分は県が許可しますけれども、国との協議が必要であったということで、いずれの場合も2ヘクタール以上は国にお伺いを立てるなり、許可をいただく必要があったわけでございます。

その場合は、長崎県では過去5年間で2件大臣許可、国の許可がございますけれども、いずれの場合も許可に至るまで半年以上かかっております。県がこれまで許可できた2ヘクタール未満のものについては、今まで大体6週間で県段階で許可をやっておりました。

この4月から権限が県の方におりてきておりますので、その国の許可の部分、国と協議を必要としていた部分、半年以上かかっていた部分については、今までの6週間にプラスアルファ、若干の国との協議の期間は要しますけれども、国はそこは地方分権の趣旨にのっとって短くするということを言っておりますので、今後は6週間プラスアルファに短縮されるものと思っております。

【小林委員】 非常にわかりやすく説明していただいてありがとうございます。そんなふうで相当短縮効果があらわれなければいかんと思いません。

今言われるように、半年以上も日数が必要とされる物件も実はあったし、そういうことから開発しようとする人たちが、いろんな事情の中でもっと簡素化できないのかと。もっと簡潔に

やることができないだろうかと。それこそ規制緩和というような形でお願いがありましたものが、今回このような形の中で、4ヘクタールを超える分は国とのいろいろ協議は必要かもしれないが、以前と比べると雲泥の差で緩和されていると、こういう受け止め方の中で、ぜひ肅々とやってもらいたいと思います。

それで、例えばの話が、先ほどもちょっと触れましたが、これまで農地転用と言えば、いわゆる当該市町の農業委員会とか、県に至っては農業会議とか、そういう一つの機関があったと思います。農地転用については、農業委員会をまずクリアしないといかんと。そして、県にいくと、そこから始まっていたわけですね。農業委員会の権限もかなりウェイトがあったと思います。そういうことから考えていけば、今回の権限移譲の中で、いわゆる当該市町の農業委員会とか、あるいは県の農業会議とか、そういう位置づけは農地転用的に言えばどういうお立場になるのか、今までと変わらないのか、あるいはこれもまた変わるのか、その辺はどうなりますか。

【綾香農地利活用推進室長】今回の農地転用許可の権限移譲は、先ほどの国から県への権限移譲だけではございませんで、指定市町村、希望をした市町村で国が十分に能力を有しているところを指定をした市町村については、県と同じ権限を市町村に与えるというふうになっております。即ち、4ヘクタール以下の分は、国と協議せずとも市町村段階で許可ができるように4月以降制度が改正されております。

本県におきましても、6月に諫早市が、これは全国でも最初の指定ですけれども、諫早市が指定を受けました。県内では唯一の指定市町村ですけれども、諫早市は6月に指定を受けて、

この9月の許可の案件から市の段階で許可を出せるようになっておりまして、実際にもう今月運用がされております。

これまで県段階の許可に6週間要しておりましたけれども、今月行われた諫早市の許可については、30アール以下は農業会議に諮る必要もありません。そこも簡素化されておりますので、30アール以下については2週間で許可ができております。農業会議に諮る30アールを超える許可案件についても4週間で許可ができたということで、これまで県が許可をしていた時よりも、諫早市に権限移譲をして、2週間もしくは4週間で許可ができるように変わったということでございますので、転用を申請された方からすると、今回の権限移譲については、その辺がメリットかなと感じております。

【小林委員】そうしますと、都道府県と同じような権限を市町が受けることもできると。当然大臣に申請をして認められればということですね。現時点では、6月に諫早市が認められているということです。ただし、諫早の関係分だけがそこで処理されるのか。もう長崎県全体のものが諫早に行ってもよろしいのかどうか、そこはいかがですか。

【綾香農地利活用推進室長】諫早市に権限が移っているのは、諫早市内にある農地に限ったものの、そこを転用する権限でございますので、県内全域、ほかの市町の方はまだ県の方に権限があるということでございます。

【小林委員】わかりました。そしたら、それは諫早だけですか。諫早はなぜこの6月なんかに一等早く許可をいただくことができたのか。諫早でなぜこんなに先駆けてできたのか。後に続くのはないんですか。そういうところについての見通しはいかがですか。

【綾香農地利活用推進室長】実は、この権限移譲の制度がほぼ固まったのが今年の暮れでございます。今年の1月と7月に各市の方に権限移譲の制度を望むかという調査を県の方でいたしております。1月の時点で希望をするという回答があったのが諫早市のみでございます。ほかの市町は未定といところが6つ、そのほかは希望しないということございました。

希望しない市町にどういう理由で希望しないのかとお伺いしたところ、多かった意見は、権限がおりてくるということは責任もおりてくるということで、それだけの体制と能力をしっかりと発揮できるか。これまでどおり、まだしばらくの間、県に権限を持ってほしいというところが多い状況でございます。

諫早の6月の指定を受けて、7月にも再度調査いたしましたのですが、まだ追加で諫早市に続きたいというご希望のある市町は上がってきておりません。

【小林委員】諫早については今のお話のとおりです。ただ、今の状態で、私も農地利活用推進室長がご答弁されたその内容はちょっと聞いておったんです。要するに、まだ受入体制ができてないと。せっかくこれだけの大きな、私に言わせれば大改革ですよ。これだけの農地にかかわる転用が地元でできるとか、そういう状況を、まだ自分たちは受け皿ができてないとか、忙しいとか、要件を満たしてないとか、失礼けれども、そんなような状況にある今日の見解をお持ちの市町には、これは地域の発展に即つなげるわけですよ、地域の活力にこの農地転用というのは、それなりのきちっとした協議の中で転用がなされるわけで、必要外のものを許可することはないわけだから、そういう点からいけば、地域の振興を考えた時に、これは何としても早

急に手を挙げて、そういう利便性を対象の市民の皆さん方に、あるいは町民の方々にきちんと分け与えていただくような、それが行政のこれからのあり方ではないかと、こういうふうに思っております。

徳永委員の地元の雲仙市は、どうなっていますか。いきついていますか。

【綾香農地利活用推進室長】先ほどからご説明をした権限移譲は、今回の地方分権改革の一括改正法の関連で農地法の改正を行った部分でございます。その適用を受けて、諫早市が今、権限移譲を受けているんですけども、実は県内では雲仙市が別の地方自治法に基づいた権限移譲制度を平成20年頃から県内で唯一受けておりまして、雲仙市も諫早市と同様に雲仙市の段階で許可ができる状態になっております。

処理期間は、結果的に、今、イコールの状況になっているかと思えます。

【小林委員】ありがとうございました。これからも、さっき申し上げましたように、21の市町ができるだけ早くそれなりの行動をとっていただき、それぞれの当該市町で農地転用の許可を得ることができるように、ひとつ取り計らいをお願いしたいものだと、そういうことを希望したいと思います。

次に、農産物の輸出の問題です。以前から、長崎県はこれだけのすばらしい農産物がありながら、輸出はどうなっているんですかと、他県に比した時に、長崎県の輸出の量そのものがあまり芳しくないのではないかと、こんなようなことを過去において指摘をさせていただきました。それから、かなりの取組が始まっていると思います。今回の総合計画とか、あるいは農山村活性化計画等々を見た時に、現況が金額にして大体7,500万円ですか。それから、平成32年

にはこれを1億5,000万円ぐらいにもっていきたいと、こういう計画がおありのような感じがいたします。

それで、今、国の方は、もう既に7,500億円近くやっていて、2020年の1兆円の輸出額については、前倒しでこれが実現できそうだというようなことで、かなり大きな前進を続けているわけです。

地方の長崎県ではありますけれども、先ほども言ったように、これほどのすばらしい農産物がなんで輸出があまり芳しくないのか、どこに問題点があるのか、どういうところに打開しなければいけない課題があるのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

【長岡農産加工流通課長】委員から輸出のことについてのご質問でございます。

まず、平成27年度の輸出の実績でございますが、農産物関係で約8,400万円になっております。国の平成32年の目標が1兆円という中で、そのほとんどを占めておりますのが加工食品、水産品です。水産物が3,500億円、加工食品が5,000億円ということでございまして、青果物については250億円、牛肉については250億円の目標でございます。

そういった中で国の実績でございますが、青果が273億円、牛肉は110億の383億円ということでございます。その内数でございますが、確かに数字が低うございまして、8,400万円というところでございます。

まず、なかなか進まない理由でございますけれども、輸出を希望されている生産者がまだまだ少ないという実情がございます。本県農産物については、まだ国内での需要度が高いということでございまして、まだ輸出の方に生産者の気持ちが回っていないというのが1点ございま

す。

それと、その青果物の中で輸出のほとんどを占めておりますのが、りんごや長芋といった品物でございまして、なかなか本県の主要生産物が輸出の品目になっていない国が多いというところがございます。

そういった中で本県の取組といたしましては、平成26年に輸出協議会というのをつくらせていただいております。その輸出協議会の会員の実績が現在8,400万円というところでございます。

その輸出協議会の状況でございますけれども、平成27年度末で会員数が76者でございました。そのうち8,400万円の実績の内数の者は16者です。その16の生産者の方が輸出の実績があるという状況でございました。

そういった中で、今年度から取り組んでおりますのは、輸出に積極的に参加していただくプレーヤーといたしますが、生産者を増やす必要があるのではなかろうかということで、私も直接農業法人に出向きまして、輸出の現状といったところも踏まえて説明させていただき、その協議会に入っていただくようなことをまず進めております。そういった中、現状76者だったのが93者までメンバーを増やすようなことをやらせていただきました。

ただ、その数を増やすだけでは、なかなか実績は上がってこないと考えております。今まで協議会の中でテスト輸出というのを農業生産法人等に支援をさせていただいて、協議会としてもベトナムやタイ、香港、シンガポールでの商談会、フェアなどに参加させていただき、ある一定、例えば香港やシンガポールの青果物、ベトナム、タイ、ハワイなどの和牛といった一定のラインができてまいりました。そのライン

を大事にしながら、そのラインと申しますのは貿易商社といったところでございますけれども、そういった方たちを産地へ招聘して、長崎のいいところをご紹介しながら、そのパイプを今後太くしてまいりたいと考えております。

さらに、なかなか農産物だけでは輸出が難しいところがございますので、本県は水産物の輸出が進んでおりますので、そういった水産のルートに乗れるものは乗せたいと思っておりますし、オール九州の取組、オールジャパンの取組もでございます。そういったところにも積極的に参加させていただいて、国が申しますような前倒しというところも、本県としては前倒しで達成をしていきたいと考えているところでございます。

【小林委員】しっかり取り組んでいただいていることは、その答弁でよくわかります。

ただ、本当に雄弁に語っていただきましたが、現実に、まだ生産者が輸出の方に向いていないと、希望する人が少ないと、こういうお話が一つございました。ここは非常に問題だと私は思っているんです。しかし、そうは言うけれども、実際的に希望する人が少ないけれども、これを考えてみようかという会に入る法人の数は増えてきているんですね。ずっと一軒一軒回りながらご尽力されたものと思います。

ただ、先ほどから言っているように、例えば農産物だけでよろしいのかと、こう考えた時に、水産関係のルートにも乗っかりたいと、あの手のこの手のオール九州、オールジャパンでやっていきたいんだと、この気持ちも痛いほどよくわかります。

ただ、議論の中で、ご意見の中で一番肝心な問題点がちょっと忘れられているのではないだろうか、こう思いますのは、なぜもっと量の

確保とか、輸出額を伸ばしたいと思いつながら、なかなかうまくいかないのは、要するに国によって検疫制度が全然違うのではないかと。シンガポールだとか、その他簡単にできるところもあれば、一番長崎県において頼りどころの13億の人民がいる中国。中国を歩いてみませんか。日本のそういう果物とかなんか置いてあるということの中で、デパートないしそれに類似するところを回りますと、ほとんどりんごとなしだよ。りんごとなしだけ。本当においしいみかんとか、桃とか、ぶどうだとか、そういうのは台湾の方からとか、あるいはオーストラリアの方からとか、そういうよそから来ているわけだよ。

領事館を置いて、長崎県と関係の深い13億の民が集中する中国というのは、何と云っても我々が喉から手が出るぐらいの市場なんだよ。そこのところをもう少し開拓するような形の中で、りんごとなしだけでは困る。やっぱり長崎県にこれだけのおいしいものがある。何はさておいても、長崎県のそういう食材が、農産物が、中国のそれぞれの場所にきちんと位置づけされるようなやり方もしていかなくちゃいかんと思いますが、検疫の問題、中国を打破することについて、これは部長、どういうふうに見ていますか、お尋ねします。

【加藤農林部長】中国との貿易の推進、重要な観点だと思っております。

今は、委員ご指摘のとおり、りんご、なし、米、お茶等々に限られております。

そういった中で、中国の富裕層の経済力を取り込まないといけないという面、それと、こちらもしっかり農業基盤を整備しておかないと、向こうから取り込まれるという面、両方ございます。そういったことも含めまして、国の方に

は検疫制度をしっかりと解決してくれという要望を繰り返し行っているところ、その一方で県内の生産基盤をしっかりとやっておかないといけないだろうと思っておりますので、それを進めてまいりたいと考えております。

【小林委員】中国との関係については、しっかりしておかないといかんと、取り込まれる可能性、本当に取り込まなければならないところが、反対に取り込まれてしまうというような一触即発の点も避けて通ることはできないと。これはよくわかりますし、これは明日トップニュースに載るだろう。長崎県の農林部長が中国に対してこういう見方をしていると。だけど、それは非常に大事な話なんだよ。

検疫制度をもうちょっとどうにかしていただくことができないかと。日本ほど安全なところはないということは、誰よりも中国が知っているんだよ。台湾だとか、オーストラリアのことをどうのこうの言うつもりはないが、他国に中国は門戸を開いているにもかかわらず、一番隣国で仲良くしてもらっているこの長崎県と中国の関係の中において、何度も言うようにりんごとなしではどうするのかと。そういうことから考えていけば、もうちょっとここは交渉するような必要性、領事館があるということの一つの支えにして、またこれまで歴代の知事等々が開拓してきた人脈、そういうところに働きかけていただかなければ、この問題は解決しないと。下からずっと上に上げていくやり方と、失礼だけれども、トップダウンのやり方も中国あたりではまだまだ通用することではなかろうかと、こう仄聞をいたしますので、その辺のところについては、まず検疫の問題、この辺についてはどう思いますか、部長。

【加藤農林部長】現在、国の方におきまして、

輸出の拡大のための検疫の障壁を取り除く取組を進めないといけないということで、今、どういった戦略を立てていくのかということをやっております。その情報を取りながら、県としてもその中でどういう役割を果たせるのか、しっかり見ていきたいと思っております。

【小林委員】それと、もう一つ課題として、今、検疫の問題を言いました。さらに、あまり話ができなけれども、これはご存じですか。例えば、国内でいけば、自分の農家で農産物がそれなりにできた。卸売市場に持って行けばすぐ換金ができる。すぐお金になる。ところが、輸出においては、いつ現金化されるんですか、ご存じですか。いつ頃になったらお金が入ってくるのか。

【長岡農産加工流通課長】委員ご指摘のように、国内では、市場を通しましても、卸売市場法の中で3日以内にお金が振り込まれるようになっておりますが、海外につきましては、特に東南アジアにつきましては商慣習として2カ月から3カ月遅れでお金が入ってくるという事情がございます。そういったところが一つの直接輸出するところでのネックとなっているのも事実でございます。

【小林委員】だから、どんな課題があるのかと。やる気がないとか、まだその気持ちになっていられないとかというような全体的な空気はわからないわけではないが、問題点として行政が取り組むべきところについては、この検疫の問題、ここをもうちょっと緩和していただく。日本ほど安全な国はないぞと、ここのところはもう胸を張って言えるのではないかと。

同時に、現金化する期間の問題です。卸売市場は3日間で入る。外国に行けば3カ月ぐらい換金するまでの時間がかかると。現金をある程度

豊かに持っている方とか、それが自由に回せるようなところは別として、ほとんどみんな厳しい状態の中にあるわけだよ。これがやはり2カ月、3カ月かかるということについては、一つのネックと私は思いますが、部長はご存じですか、こういう換金のことは。

【加藤農林部長】換金の制度、詳しくは存じ上げないところですが、先ほどのとおり、個別の取引を外国のバイヤーと商社を通した中でやると、そういう期間がかかるということはお伺いしております。

そういった中で、私どもも輸出をできるだけ生産者の負担がかからないように進めないといけないという面も考えているところですが、県内の市場が輸出機能を持つような取組を今行っております。そこにいきますと、通常の市場取引と同じような形で、その商社が輸出に取り組んでもらえると。そうすれば、この決済は3日程度で行えるような取組も今行っておりますので、そういった取組をしながら輸出も進めてまいりたいと考えているところでございます。

【小林委員】いずれにしても、産地間競争だけで乗り越えることはできない、これだけ厳しいから。

国としても成長戦略でTPPに対応する状態の中で、外国との輸出を拡大していくということは、今こうして結果につながってきている。だから、国の成長戦略の中に、当然長崎県の輸出拡大もあるわけだから、今言っているような課題は、何も長崎県だけではないわけだよ。この換金システムが3カ月もかかるとかいうことで、農家の方々にその間非常に厳しい思いをさせると。こんなようなことをもっともっと現実を帯びた状態の中で表面化させて、その課題を

解決することこそ輸出拡大につながることであれば、こういうことをもって関係の農業、あるいは業者の方々に対して働きかけていただくことをお願いいたしておきたいと思っております。

【長岡農産加工流通課長】説明不足でございましたが、先ほど私の方で法人等に働きかけて加入を促している時の説明としては、先ほど部長も言いましたように一定ルートができていますと申しましたけれども、その中では現地の商社が、例えば福岡とか、そういったところに代理店を設けておまして、そこでの決済ということをさせていただいておりますので、長崎県内の生産者の方には2~3カ月待つていただくような決済ではないというところを説明させていただいて進めさせていただいております。2~3カ月後の商慣習と申しますのは、例えばベトナムならベトナムの国内での支払いというところがございますので、そこはできるだけリスクがないように、うちの方としても参加を積極的に促しているところでございます。

【吉村(洋)委員長】 暫時休憩いたします。

午後 3時15分 休憩

午後 3時26分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。引き続き、議案外所管事務一般についての質問を続行いたします。

ご質問等がある方はお願いします。

【中村委員】 今まで、諫干問題でいろんな大臣が代わられてもなかなか進展がないということで、皆さんいら立っているし、私ももちろんいら立っているわけでございます。

今回も山本大臣が来られた時に、地元の方たちとの意見交換会というのを開催されました。私も毎回行くわけですけれども、その中で、確

かに大臣が代わった時に、その新しい大臣がこの諫早湾干拓について、以前からの内容とか、そういうものはなかなか詳しくないということは私も感じるわけです。ただ、この意見交換会の中身というのが、これまでずっと同じようなことを繰り返してきています。こっちの代表者の方たちも同じことをずっと大臣に述べるだけなんですよね。これは何とかならないのかなと、今回、また聞きに行っていて私も感じたんです。

できたら、大臣が代わるというのは、憶測もできるし、予想もつくと思うんですね、今の時点でいったらね。その時に、もう大臣が代わったら、恐らくこちらに一回は来てくれるだろうという目測もあなたたちは持っていると思うので、ぜひ、内閣改造がある時に、新しい大臣にこれまでの経緯を含めたところの大事な部分、意見交換会も含めて、大事な部分について文章化して、事前に配付するというような格好をとっているのか。それとも、そういうのはやらなくて、単純にこれまでと変わらないような意見交換会を開催しているのかと思っているんですが、その辺はどうなんですか。

【前田農林部政策監】8月27日に大臣が来られたわけですがけれども、その前には知事が表敬訪問されて、その時点で諫干についての説明をされております。

これは、私もここ何代ずっと続けられているかどうかというのは確認しておりませんが、前回の森山大臣の時にさされて、県の主張については大臣が視察をする前に、知事からきちんと大臣の方にお伝えしたという経過をとっております。

視察の目的は、やはり現地を見ていただくということと、意見交換をしてもらおうということと来られるので、VIPの方ですので、国のル

ールもあるかとは思いますが、やっぱりこちらの対応として地元の対応ということもありますので、地元の方の意見も聞きながら、その意見交換のやり方については国とも相談してまいりたいと考えております。

【中村委員】確かに大臣が来るということで、なかなかこちらの意見を、そしてまた、やり方についてもこちらから指示をするということもなかなか難しいと思うんです。それは理解しているんですよ。ただ、しかし、これまでと全く同じようなことを、こちらの代表者の方も大臣に対して物申すわけだけれども、もうそのことについてはこれまでの経緯で、恐らく新しい大臣というのもその流れというのはある程度把握されていると思うんですよ。

逆に言えば、こちらの代表者の方たちから現状を、またこれまでのあれを述べるんじゃなくて、例えば、今回せっかく新しい大臣が来たんだから、これからの展開をどういうふうにもっていってくれるのか、そういうやり方も含めて、その意見交換会のやり方をもう少し検討して、会場に来ている方たちも、今回はこういうのが期待できるのかなというようなものまでできるような体制を私は考えるべきじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうですか。

【前田農林部政策監】その時、その時の大臣のスケジュール、日程等もあろうかと思えます。非常に時間が短い場合もありますし、時間がたっぷりある場合もあると。

そういった中で、今おっしゃられるような効率的なやり方といえますか、もっと現地をよく見ていただいて、もっとよく中身を知っていただく、もしくは事前に知っていただくところはきちんとレクをしていただくとか、そういったやり方については、我々も国と相談をして、事

前にできるところは国にしっかりやってもらって、足りないところはこちらがやると、そういったことを相談してまいりたいと考えているところでございます。

【中村委員】先ほど政策監が、当然意見交換会の前に、近年は知事が陳情に行って、今までの経緯を話をされているというのは私たちも聞いているんだけど、しかし、先ほど政策監も言ったように、当然知事と大臣が面会をして話し合いをする時間というのは非常に短い。その間にどれだけのことを大臣に伝えることができるかと考えた時に、先ほど言いましたようにペーパー的なものを多分渡しているとは思いますが、必ず知事と話し合いの前に面会をして陳情するのであれば、その時にこっちからの質問状じゃないけれども、今後、こういうことをどういうふうに進展させていくのかというような文言を含めたところを一回、大臣が受け取るかどうかわからんけれども、してみたらどうか。今回こっちで意見交換をする時に、その際の質問の中身というのを事前に提出をしておいて、それを意見交換会の中に反映させるという方法も一つの方法じゃないかなと思うものだから。そうしないと、毎回同じことを繰り返して行って、また、大臣が代わったら、また同じことを繰り返して行く、もう全く進展しない。

だから、もちろん前大臣と現大臣が話し合いをする場もないだろうし、当然過去の経緯というのがなかなか詳しく伝わってっていないというのが現状だと思うんです。確かに国の問題だから、県ができるかという、大臣の問題だからなかなか難しいと思うんだけど、しかし、そういうところも含めて地元国会議員とも話し合いをしながら、有意義になるような、本当の意見交換会ができるような格好にしてもら

えばいいと思っています。

先日ですか、佐賀県で開門派の方たちとやっていますよ。しどろもどろですね、はっきり言って。どこに焦点があるのかもわからないし。結局、反対者の方たちにとっては、基金がどこに行くのか、反対したから基金は自分たちは活用できるのかということまで書いてあるんだから、全くその基金についての利用の中身とか、そういうものが焦点になってないと。その金がどこに行くのか、誰にくるのかというのが焦点になっているとは思っているんですよ。

昨日、水産部長とも話をしたんだけど、展開の先が見えないということで、今日はせっかく農林部の諫早湾干拓課がいますから、昨日聞いた水産部長と全く同じようなことを聞くわけにはいかんけれども、やっぱり長崎県として、反対している3県に対して、もう少し強く物申さないと、このままじゃ長崎県だけ賛成だけでも、3県から圧力をかけられていったらそれで終わりじゃないですか。だから、やりきれない部分はあると思うんですよ。この新聞記事にも書いてあるけれども、「立場が違う中でそういう動きをすることがいいのかどうかを含めて判断したい」、この考え方自体が中途半端だと私はそう思う。

だから、3県に対して言えないところはあると思いますよ。ただし、長崎県としては開門をしないで、この基金を活用して何とかして有明海を再生しようという気持ちが当然あると思うし、私もあるし、その基金の使い方も含めて、いろんな意味も含めて、何とかして賛同させて行って、開門をしないで何とかやりましょうということをもう少し強く申すべきと思いますが、その辺についてはどうですか。

【前田農林部政策監】気持ちは全く同じでござ

います。私自身も委員ご指摘のような感じは持っているわけですが、この和解の進展については、もう皆さんご存じのとおり、長崎地裁が開門しない方向ということでの和解骨子案を出されて、今まさに国と4県の関係者が一緒になって、この基金というものについて協議を始められたところになっています。

国は、10月中にこの基金を取りまとめたいということで、現在、ヒアリングを各県関係者からやっているという作業をやっているということが、長崎地裁の訴訟指揮の中から、国はそういう行動をとっているというところがございます。

確かに、現時点で3県のスタンスというのは、開門しないという方向の和解案とは考え方は違っているとは思いますが、一方で言っているところの有明海をよくしていくという方向は、これは3県にとっても長崎県にとっても同じ方向でございます。

ですから、この基金というものの協議がきっかけになって、この和解協議というものが進展するというのを我々期待したいと考えているところがございます。

この和解について成立をしないとか、もう決裂するんだと、成立するという可能性がないということも言えないわけですから、我々はこの和解の流れを見守って、しっかりと見ていきたいと考えているところがございます。

【加藤農林部長】今の流れは政策監が言ったとおりでございます。裁判所の和解協議に基づいて、国から基金案を提示して、その基金案の取りまとめを、4県と4県の漁業者が参加した有明海漁場環境改善連絡協議会の中で10月末までに取りまとめをするということが合意されております。

その中に長崎県も当然参加をしておりますので、まずはポイントとしては、この基金案がしっかり有明海の真の再生につながると漁業者の皆様が実感できるようなものにしていかないといけないと考えているところがございます。

県としても、その中に参加しておりますので、その中でしっかりその方向に向けて積極的な提案をしてまいらないといけないと思っているところがございます。

併せて、この中で国の方は、この基金案をもとに別途の会議ではございますが、和解協議を進める場もつくるということも言われているところがございますので、当然ながらその中でも県としての発言をしっかりとやっていきたいと思っているところがございます。

【中村委員】それは私もよくわかっているんですよ。しっかりとやっていきたいという気持ちはわかる。ただしかし、今のままの状態、このままの流れでいったら、果たしてこの長崎県の本当の意味、意味が3県に通じているのか。3県は単なる駄々をこねているだけですよね。自分たちのところにも要因がいろいろあるじゃないですか。筑後大堰にしる、熊本新港にしる、全部自分たちのところにも有明海を悪くした要因はあるんだよ。でも、自分たちのことは全く上げてこない。単なる諫早湾干拓の排水門のことだけを言うてくる。がんがん言うてくるじゃないですか。でも、長崎県は、筑後大堰にしる、熊本新港にしる、そこまで3県に対して強く物申したことは今までないと私は思うんだ。

だから、そういうところも含めて、もう少し長崎県として、やっぱり住民の方たちが安全・安心に暮らしていくような防災面もあるし、漁業の振興策もこれまで皆さんたちが一生懸命やってきたじゃないですか。どれだけの予算をか

けてやってきましたか。そのことを切実に、この3県の方たちにわかってもらわないといかんし、そしてまた、3県の中にもこの有明海的环境が悪くなった要因というのはあるんだよというのを、やっぱり大きな声を出さないと、いつまでも国の姿勢だけ見ていたっていかんと思う。

前回の一般質問の時に、知事にも私は言いましたよね。いい加減にやっぱり長崎県の方からどんどん、どんどん国に攻めていかないといかんと。そうしないとできないということをお前は、この間の一般質問でもやったと思うんだけど、当然新聞記事にもなるように、立場が違っていてそういう動きをするのが本当にいいのかどうかというのはわからんけれども、しかしながら、じっとしていてもいかんと思う。立場上できないのであれば、そのほかの方策を考えて動くことが必要じゃないですか。そう思うから、国と県の立場があって、なかなか難しいと思うけれども、せっかく政策監は国から来ているんだから、そういうところに関してはもう少し地元の国会議員たちとも話をしながら、もう少し長崎県の立場というのを3県にもっと強く言って、何とかして基金案で納得してもらって、開門しない方向にもっていくということをもう少し考えていただきたいと思います。どうですか。

【前田農林部政策監】私は国から長崎県に来て、長崎県の職員として、全く委員の今言われるような気持ちで仕事をしているところでございまして、まさにいわれのない、いろんないちゃもんというんですかね、いわれのないようなことを言われて、諫早湾干拓事業が非常に犯人のようなことも言われているところも非常に。

ただ、これまで県の主張として言ってきております、例えば国が行った環境アセスでは、明

らかに科学的に、客観的に、これは開門しても有明海の再生にはつながらないと、ましてや、地元に対する被害が、影響被害が生じるんだというようなことがアセスの中でもはっきりしているんですから、これは国とか県とかということではなくて、事実としてそういった報告がなされているところでございますので、私としては県もそういった考え方、主張に沿ってしっかり国の方に訴えていきたいと考えているところでございます。

【中村委員】やっぱり水産部長と同じで、国から来た方ですから、国とけんかをするわけにはいかないから、その考え方というのは私もわかるけれども、ただしかし、先ほどから私が言っているように、熊本新港の件もしかり、筑後大堰のこともしかり、長崎県の方から国に対して、この2つのものができた、そのことによって有明海的环境が変わったということ調査しなさいとか、そういうことを言った覚えはないでしょう。こっちだけががんがん、がんがん言われて。

だから、例えば筑後大堰にしる、筑後大堰をつくる前は、あそこら辺のノリの状況ももっとよかったんだよ。だから、そういうところを本当に原因調査してくれと。こっちも短期開門をやったじゃないですか。なんで向こうはしないのかと、そういうふうなことはもっと物申さないといかん。そうしないという、一向に先に進まないと思いますよ。

要するに、新聞の中にも書いてあるけれども、結局、反対をしている方たちは、開門派の弁護団なんか、「開門調査を要求すると、仮に基金がまとまっても交付されないのか」と聞いているわけでしょう。ということは、基金がまとまっても、自分たちは反対なんだから、もしかしたら自分たちには金がこないんじゃないかとい

うことを聞いているわけでしょう。ということは、最終的にはそこにつながっているじゃないですか。金銭的問題ですよ。そこしかないんですよ。だから、金銭的問題じゃないんだよと、本当にあなたたちは有明海を再生しようと思っているのかと。そういうところを物申さないといかん。ぜひよろしくお願ひ申し上げたいと思います。もうそれ以上は言いません。

【小林委員】諫干の今の中村委員の質問に関連しますけれども、国の姿勢というのは板挟みなんだよね。だって、その確定判決を守らないといかん立場がある。開門せよということは確定しているわけでしょう。しかし、また反対に、最近の地裁の判決だけれども、全部開門に至らずと。こういう状況の流れの中で、一体国はどういう姿勢をとればいいのかということで基金なんだよ。

では、その基金を、今、あなたの答弁にもあったように、10月のそろそろという形になってきたわけだけれども、では、基金の中身は一体何なのかと。どういう基金の内容で有明海再生をやっているのかと。ここの全体像が見えない中で、ただいたずらにペーパーを書けというような形で、何ができるかという形でやっておっても、こんな無意味な話はないと思うんだよ。

まず、基金は大体どういう状態で、そしてその内容で、基金はどういう有明海再生の方向に向いて、各県とも再生ということについては同じ思いなんだから、この中身が、内容が見えない状況の中でそれをまとめるということは、手探りの中で何の作文を求めているのかと、これについてはどう思いますか。

【前田農林部政策監】基金の取りまとめについては、前回、有明海漁場環境改善連絡協議会の

幹事会が開催されまして、その中で国が一定の基金の考え方を出しているんですけども、基本的には各県、各漁連からの要望とか、どういったことをやったらいいのかということを取扱して、それを基金の中に今入れ込んでいる状況にあります。

ただ、それがまだどういったものかというのは精査されていませんから、国の方は各県からヒアリングを行って、どういったものがご要望なのか、どういったものが必要なのか、どういったものが効果的なのかということについて、聞き取りを行って、その中身を精査して、基金として使えるもの、使えないものといったものを精査しながら、基金の全体像をつくっていきこうというふうに考えていると認識しております。

【小林委員】だから、聞き取り調査をして、どれが使えるか、どれがだめかとか、そういう地元の意向をしっかりと受け止めますよと。表は非常にきれいな話だよ。だけど、もう実際的にまとめる時期がきたわけだよ。待ったなしの10月だよ。

この中で国は、では4県に全部任せるのかと、そういう形でその主導性、主体性は一体どこにあるのかと。この辺のところについて、国の姿勢が全く地元が届かないということについては、どう思うかということですよ。

【前田農林部政策監】 昨年の5月でしたか、6月でしたか、4県の漁連で同じような予算的な基金案の要望を国にいたしております。この時には、いわゆるこういった基金の予算的な措置というのは財政上非常に難しいということで国はお断りをしているという経過がございます。

結局、その時点で各漁連は、基金としてこういうものを作ってほしい、こういうことを要望するというのを一旦上げられているわけです

ね。なので、国としてはその辺を踏まえて、地元に対してもそういったものを盛り込んで基金として精査をしていくということになるんじゃないかと考えております。

【小林委員】 そうすると、基金の案はきちんと国から示されて、その上において4県の漁協にしても、福岡県、佐賀県、長崎県も当然検討に値するという状況になってくるわけです。全く何も示されない、手探りの状況で有明海再生、地域の振興、そういう形の中で開門した場合、開門しなかった場合とか、そんなような形の中で基金をまとめてくれと言うなら、基金の総額など内容はいつ頃明らかになるんですか。

【前田農林部政策監】 それは、国の方はまだコメントしておらない状況で、今のスケジュール感では、国というよりも4県が入った有明海漁場環境改善連絡協議会という開門を扱わない協議会の中で基金の検討をされておって、その中で10月までに成案をまとめていきたいということはスケジュールとして定められております。

【小林委員】 ちょっとお尋ねしますが、さっき私が言ったように、いわゆる確定判決、開門しなさいという高裁の判決を、時の政権は上告することなく認めただよ。それが今確定として農水省はそのところにきちんと歯止めがかかっているわけです。しかし、流れとして、今の別途の地裁判決だけれどもとって、全部判決が出ているのは開門しなさいなんて何もない。仮処分にしても開門しないと。

そういう流れからして見て、結局国は、その確定判決を守らなければならない立場と、先ほど言ったように今の流れという形で開門をしないという方向、その板挟みの中においてどうすべきかというところの指導性が、主体性が全くないわけだよ。

だから、一体そこに政治が存在するのかと。もう4県のそれぞれ漁業の方々、漁連の方々は、挙げた手は絶対下ろせないんです、ここまでくると。今頃なぜ、田中角栄がもしいたらばということになるかということ、そういう政治がこういう困難な問題を解決する役割を果たしてないと。だから、さっき中村委員が参勤交代じゃあるまいし、大臣になったら必ず顔見世興行やるけれども、全部失望の状況の中でお帰りになるというような形になって、何ら前進はしないわけです。そんな経費を使って、税金を使って何をしているのかと、こんな話だってあるわけです。

ですから、これは国がやっぱりきちんと取りまとめをして、国の力でこの3県、あるいは4県の漁連というものをきちんと押さえてもらわなければ、何ら進まないと思うけれども、それについての見解がありますか。

【前田農林部政策監】 今、私は県に来ているので県の職員ということで。

確かに言われるとおり平成22年の確定判決があって、開門義務を負っているということは確かでございます。ご承知のとおり、開門判決以降は開門せよという判決は一つも出ておりません。開門するなという判決しか出ていないという流れの中で、裁判所、地裁が開門しないということを前提にした和解案を出してこられた。骨子を出してこられた。そして、さらに地方裁判所の訴訟指揮に基づいて、国に対して開門に代わる措置を検討せよという要望をされて、国がこの基金案を出してきたという流れになっております。

確かに委員おっしゃるとおり、国の熱意というんですか、どちらの方向を向いてやっているんだというところは、委員おっしゃるとおりだ

と思います。形はその訴訟指揮に基づいて、和解案をどう成立させるかという立場で今やっております。

ただ、国といっても訴訟をやっているのは法務省でございます、農水省がそこに弾込めをいろいろする立場で、法務省がやるんですが、法務省はこの開門問題というのは、開門側、差し止め側が将来に対して遺恨を残さないように解決するためには、この和解しかないんだということをしかりと表明されて進められておりますので、私は、国としてはこの和解を必ず成立させるんだという意欲を持ってやられていると認識しているところでございます。

【山口委員】2巡目をお許しいただいて質問させていただきますと思います。

今年2月、びわの寒害が起きたわけでありまして、この寒害の対策をいろいろとご苦労なされてやっておられます。また、現地の方でも寒害を起こさないような対策という形で部会の方でも努力をしておられます。その寒害対策の進捗状況等をお聞かせいただきたいと思います。

【渋谷農産園芸課長】まず、びわの寒害対策ですけれども、びわの共済につきましては、凍霜害を対象とした半相殺特定危険方式への加入促進を、加入農家400戸を目標に推進した結果、現在350戸が加入する見込みとなっております。今後は、部会単位の継続的な加入を推進いたします。

次に、簡易ハウスの整備でございますけれども、面積2.0ヘクタールを目標に推進した結果、国の産地パワーアップ事業等を活用いたしまして1.67ヘクタールの拡大が見込まれております。

続きまして、びわ樹の低樹高化につきましては、長崎市、西海市、雲仙市、時津町の4産地から申請がありまして、107ヘクタールのびわ

園で共同作業により9月から始まっているところであります。

【山口委員】そういう努力をなさって、次年度の生産に向けて、また始まっているわけでありましてけれども、今年の夏が異常に暑かった、そして干ばつであったということで、中心枝だけじゃなくて、もう副梢にも花芽がついた状態にあります。そして、長崎早生では一部花がもう果房から割れて、つぼみができかかる、そういう生育が進んだ状況にあります。

そうすると、また、今年の冬がラニーニャ現象の影響でちょっと寒いと言われております。初めから寒ければ生育は徐々に進んでいくわけですがけれども、秋が長くて暖かい中、またぼんと寒がくるという状態になれば、2年続いてそういう寒害を受けるという状況になります。そうすれば、2年続きの寒害で、収入がないということになれば生産意欲がなくなってしまうわけですね。日本一の産地という中でそういう可能性も今出てきているということで、しっかりとした寒害を受けにくい生産指導の体制も必要かと思うんですけど、この点はいかがでしょうか。

【渋谷農産園芸課長】まず、本年度の着房ですけれども、前年の収量が皆無だったということで、例年より多いことが予想されております。10月の初めには、農林技術開発センターにおきまして、県の果樹技術者協議会が寒害対策の研修を実施し、技術の目揃いを行いまして、生産農家へ伝達することとしております。

具体的な技術対策といたしましては、耐寒性を高める肥培管理として、11月の寒肥施用を指導いたします。

さらに、冷気の停滞を防ぐ対策といたしまして防風林の下枝の剪定を指導することとしてお

ります。

【山口委員】そういうふうにいるんな寒害対策の指導もやっておられるということですけども、強摘蓄をすれば、そこら辺がまた生育を早めることになって、木の中には、まだ見えないけれども、遅れ花というのもついておりますから、そういったところの活用をするという生産指導も必要かと思えます。しっかりとそういう生産指導をやりながら、来年度の生産がぜひうまくいくようお願いしたいわけですけども、その点はいかがでしょうか。

【渋谷農産園芸課長】議員のご指摘等を踏まえて、農林技術開発センターとも連携いたしながら、できる限り寒害が少なくなるような技術対策を進めてまいりたいと考えております。

【徳永委員】まず、肉用牛の飼養頭数が増えたということです。その中で一つ心配なのが、繁殖牛ですね。これが増えているんですけども、ただ、長崎のこのブランド力というのがよくて、相当県外の方に出ていると。県内の繁殖牛を飼育している方が非常に苦労されているということを知っていますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

【大曲畜産課長】ご質問の件でございますが、先ほど申しましたように、繁殖牛が800頭増えているという状況の中で、子牛が年間約1万8,000頭家畜市場に上場されておまして、そのうち県外に約1万頭出ているという状況でございます。おっしゃるように、今の価格でございますので、やはり導入といいますが、牛を入れ替えるのに価格が高いということで、そこは県外に価格で持っていかれるという状況は聞いております。そういう状況でございます。

【徳永委員】そこは繁殖農家の方にとってはいいことなんですけれども、その反面、肥育の方

は、和牛能力共進会で長崎和牛のブランドをつくって、せっかく生産意欲が出てきた中で、今は相矛盾する状況なんですよ。

そういう中で、県も畜産課長もそこら辺をわかっておられるようですので、ここはしっかりと対策をとらなければならないと思いますが、県としてはどういう対策を講じられているのか、お尋ねいたします。

【大曲畜産課長】その対策でございます。一番の対策は、直接的な対策といたしまして導入事業ということで予算化をしておまして、今言うように繁殖の雌牛に、頭数といたしまして年間1頭でも増頭される方については10万円、それを700頭分予算化しております。維持ということで、苦しいから増やさないけれども、入れ替えをする分、そういった方については300頭まで枠を設けて、導入事業ということで支援をしております。

昨年は、600頭と300頭でございましたけれども、今年は、今、増頭意欲があるものですから、そういった意味も含めて100頭増やして、増頭の方を700頭、維持の方を300頭ということで支援をしております。希望どおり、農家さんの要望を今、満たしている状況でございます。

【徳永委員】これは繁殖なのか、肥育なのかというのは、本県の場合はどちらも頑張っておられるので、子牛というのが今、先ほど言われたように非常に高騰しているんですね。6~7年前は、たしか30万円台だったのが、今は70万から80万円、高いところで100万円というようになっているんです。

そういう中で、お互いが切磋琢磨してやられているということでしょうけれども、ここはしっかりと、先ほど言うように長崎和牛は、この和牛能力共進会をもってさらなる効果、そして、

意欲が出ていますから、今後、先ほど言われたことを軸に、いろんな生産者の方々の意見、そして現場を見て対策をとっていただきたいと思っております。

次に、農産物の輸送についてですが、本県の位置が九州でも西の果てということで、首都圏から非常に遠いということで、まず輸送コストがかかるという問題もあります。

ただ、輸送コストの問題だけでなく、今もう一つの問題があって、首都圏に行くトラック便が非常に少ないんだと。そしてまた、そういったものに対して、例えばどこかに集荷拠点をつくっていただければ、いろんな農産物もそこに量が出て運ぶことができる。量が少なければなかなかトラックも行かないものですから、そういう意味でもお願いできないかという声もあるんです。その辺の声、また、どういう対策をとられているのか、まずお聞きしたいと思っております。

【加藤農林部長】農業分野での物流対策でございます。

これまで、例えば輸送コスト、委員ご指摘のとおり、消費地から遠いということから、その縮減を図ってまいりますために、例えばみかんについてはJRの活用による輸送コストの縮減、あるいは花につきましては産地が小さいものですから、それをまとめて共同搬送によるトラック輸送の効率化、あるいは加工業務用タマネギでは、鉄コンテナでトラックにすぐ乗せるような出荷経費の削減に取り組んできたところでございます。

また、近年、トラックドライバーの不足に伴いまして、トラックの輸送費が上がるんじゃないかという懸念が大きくなってきております。そういった中で、県、生産者団体、資材メーカ

一、輸送業者とコンソーシアムを昨年から組んでおりまして、研究実証をやっております。これはリサイクル可能で、軽量、低価格なワンウェイパレット、パレットを持って行くと、そのトラックがどこに行くかわからないので、それが返ってこないという実情がございました。これを発泡スチロール等につくって、産地から市場に送って、それをまた再生利用するというこの開発と輸送体系の確立に取り組んでいるところでございまして、そういった取組を進めながら、輸送コストの縮減を図ってまいりたいと考えているところでございます。

【徳永委員】その輸送コストの縮減も大事なところがあります。そこはしっかりとそういった対策をとっていただきたいんですけども、JA等はその辺は組合員を束ねていますから、いろいろと対策をとられているんでしょうけれども、組合外の方とか、農産物の種類によってはどうしても量が少ないとか、いろんな問題点があります。

例えば、ブロッコリーは、私の知る限りでは氷詰めですか、製氷機、あのシステムができて、そのことによって東京までこれが輸送できるようになったと。コストも大分縮減できたということ。そして、新鮮さも保持できるということで、非常によくなって、私の地元の雲仙市、特に吾妻町のブロッコリーは、首都圏でも非常に大きな評価をいただいております。

ただ、いちごについては、中部まではどうなのかな、大阪が主体だと思っんですよね。そういう中では、今後、価値を高めていくためにはどうしても首都圏に持って行くこと、これが長崎県のブランド化とPRにも大きな役割があると思っんですよね。そういう中で、その輸送のシステムというか、そこはしっかりとJAと行

政がいろいろと協議をしながら、コストの縮減と、品種によってはそういうものをどうすれば随時搬入ができるかということは今後やっていただきたいと思っておりますけれども、その辺についてはどうお考えなのかをお聞きいたします。

【渋谷農産園芸課長】委員ご指摘のとおり、輸送については運賃の問題もあるんですが、もう一つは品質をどう保っていくかということで、しっかりコールドチェーンをつくりながら運ぶということがあります。

現在でも、関西が大体5割なんですけれども、京阪神にも3割程度いっているということで、一定品質は保たれていると思っております。さらに、例えば国見あたりのいちごの集荷場では待つ時間が長いとか、そういう問題もありますので、そんなことを一つひとつ解決するように努力してまいりたいと考えております。

【徳永委員】海外の戦略も大事なんですけれども、国内も大事だと思うんですね。まず、長崎県の野菜、そしてまた、農産物が首都圏に出ていき、そしてそれだけの評価をいただくということも長崎県の戦略であると思っておりますので、しっかりとこの辺は農林部の方でもやっていただきたいと思っております。

最後にもう一つですが、口之津のカンキツ研究所ですが、この前、課長も一緒に来られて、視察をしてきました。ここは廃止ということだったんですけれども、九州のみかんの議連によって、熊本の村上会長が一生懸命になって、長崎県、佐賀県等と連携を組んで、ここを残していただいたということです。

皆さんもご存じのように、今、静岡県の興津に集約をしようとしていますけれども、ただ、このみかんについては地域性があって、九州のみかんが静岡にはなじまない。やはり品種、

そしてまた環境も違うということでもあります。

この前、課長も見ましたけれども、そういう中で、今問題になっているのが、前回廃止になって、研修生の募集停止をしていると思うんですけれども、まず、この研修制度の復活ということについて、県としてどのように考えているのか、まずお尋ねしたいと思っております。

【福田農政課長】徳永委員ご指摘のとおり、口之津の試験研究地を活用して長期研修の復活の要望がなされたことは承知しております。

国が予算の減と組織再編により、長期研修機能を静岡市の興津拠点に統合したことから、長期研修の復活はかなり厳しい状況であろうと考えております。

現在、口之津カンキツ研究試験地の研究員の体制も縮減され、また、その研修に使う研究機器類も多くが撤去されているため、長期研修を復活することは非常に厳しい状況だと考えております。

本県といたしまして、県内産地と同様に温暖な条件での柑橘に関する育種、栽培技術を習得できることや、九州地域での人づくりの拠点施設として重要であることは認識しております。

ただ、生産者、農業関係団体の方々のご意見をその後お聞きしましたところ、長期研修機能は興津集約でよいとの意見が大多数であったことから、県としては一定整理が必要であろうと考えております。

【徳永委員】それを聞いて、そうだったかもしれないけど、それは大変な発言ですよ。

確かに、今、農政課長がおっしゃったことも理解はできるですよ。それだけの興津への集約をやって、なおかつ、研修生がどれだけ来るのかと。生産者の環境も以前と違うということもあります。

ただ、なぜこういった要望を出しているかというのは、ここに残したと、ここは日本で最初の試験場であって、これがずっとみかんの技術面においても、普及においても貢献してきたわけですね。

そして、私が先ほど言ったように、興津は興津でいいんですけども、みかんの生産というのは静岡から西の方ですね。紀伊半島、四国、広島あたり、そして九州ということですね。そうなった場合に、この興津だけではなく、口之津の意義というのがあるということ。九州が一つになって要望したというの、こういうことが根拠になっているわけですね。

それはいろんなご意見もあるでしょう。ただ、我々とすれば、せっかくここを残していただいたので、どう活用していくかということも考えないと。ここは我々にとっては大きな財産ですよ。長崎県は、九州でも、全国でも生産高が高いし、そして価値の高いみかんをつくっているのは恐らく長崎県が一番だと思うんですよ。このことに我々はプライドと今後のブランドというものをいただいて、あそこでできたデコボン、今、熊本はこのデコボンで非常に成功しているんですよ。これは三越のお歳暮だったか、通販で、いい値段でデコボンが出ているんですよ。だから、長崎県もつくっておればよかったのになと、今は名前が向こうの名前になっているんでしょう。「シラヌヒ（不知火）」というデコボンが、今非常にいいんですよ。

確かにみかんの生産は大変なんです。しかし、さっきのびわと一緒に、長崎県もこれをしっかり守っていくということを皆さんと共有をして、これでしっかりそういう意見を、それは大きいかもしれませんが、長崎県は長崎県として、九州は九州として、そこは連携をと

ってやっていただきたいと思います。

最後に、部長、このことについて、今後、どういうふうに県として、また九州の各県とともにどうするのか、そこをお伺いして終わりたいと思います。

【加藤農林部長】口之津拠点での長期研修制度の復活でございます。先ほど、担当課長が言いましたように、厳しい状況ではあります。しかも、今回、口之津拠点を残すに当たっても、現場の説明会でもそういう質問が出た中で、国の方は、「これは施設面や人面では困難です」とはっきり答えた問題ではございます。ただ、そういった中でも委員がおっしゃるように、ここは昭和39年の設置以来、中晩柑を中心とした育種が行われた、九州の気候に適した栽培の実績があります。今回残すメリットとしては、皆さんの栽培地に近い気候の中で研修ができるというメリットがあります。一方で、興津の方に集約をした場合、この場合には多くの仲間と育種データも揃った中での研修ができますというメリットもございます。そういったメリットをしっかりと捉えながら、生産者の声を聞きながら、生産者に寄り添いながら、県としても今後の方針というのは決めていかないといけないんだろうと思っているところでございます。

まだまだ、難しいから無理だと簡単に決めてはいけないと私は思っておりますので、その辺はしっかり生産者の皆様、あるいはほかの県の皆様と議論しながら、方向性を見定めていきたいと思っているところでございます。

【吉村(洋)委員長】ほかに質問等ございませんか。

【宮本副委員長】農業について、目下私も勉強中でありまして、いろんな施策を見ながら、そしてまた、いろんな現場に通いながら、いろいろ

る勉強しております。いろいろなお話もまず聞くことが大事であろうと思いながら活動している今日この頃であります。農業にはいろいろな形態がありますよね。大きい農家、小さい農家、法人でやられている方、個人経営体でやられている方々、家族経営でやられている方々、さまざまあると思うんですが、そういう経営体に応じた農業の長崎県内における農業所得の推移とかいうものはありますでしょうか。

【佐藤農業経営課長】ただいま副委員長ご指摘の農業者の所得のデータでございますけれども、これは正直申しまして、詳細に把握をすることはかなり困難でございます。県としても、全体を網羅するようなデータは持ってありません。ただ、1点、認定農業者につきましては、これは今、県内に約5,900戸あるわけですけれども、こちらは5年に1度、経営改善計画を市町で認定していただく際に、現在、その段階での所得水準というものをその書類の中に記載することとなっております。そういったところで部分的に把握することは可能ではございますけれども、それで全体像を追うということまではできないという状況でございます。

【宮本副委員長】全体的には難しい、5年に1度あっているということで、これは一番直近はいつ頃になりますか。

【佐藤農業経営課長】5年に1度、みんながそろって申請するというのではなくて、個々の経営体が5年に1度更新をしていくというものですので、単純計算でいけば、5,900戸あるとすれば、毎年千数百戸が更新をしているということになります。

【宮本副委員長】難しいということは甚だ承知ではあります。こういったものもしっかりと把握しながら、今、長崎県の農家の方々がどう

いう形で経営されているのかというのを把握するのは非常に大事かと思えます。いろいろな方法を使えばできるんじゃないだろうかというのがまず率直なところですから、今後に向けて、農業の所得をしっかりと把握するような手だてをとるべきではないかと思えます。これをしっかりと見ることによって、今、長崎県の農家の方々がどういう状況にあるかというのが把握できるというふうに思いますから、今後の形として、どんなでしょうか。これをとっていくようなすべというのがありますか。

【福田農政課長】私のほうから補足してご説明申し上げたいと思えます。

まず、副委員長からご質問がございました所でございますが、販売農家の所得ということで把握はしております。また、それとは別に、主業農家という形での所得というのは把握しております。

具体的に数字を申し上げますと、販売農家の農業所得、これが平成26年で118万6,000円です。5年前の平成21年で104万2,000円ですので、若干増加しております。今のは全国の数字でございました。申しわけございません、訂正して申し上げます。長崎県の販売農家の平成26年の農業所得でございますが、177万4,000円でございます。5年前の平成21年の販売農家の農業所得が97万8,000円でございます。かなり伸びております。

【宮本副委員長】2倍までいきませんが、結構上がっていますね。5年間でここまで上がっているというのは、何かの要因があるのでしょうか。この上がっている分に関しては、分析されましたか。

【福田農政課長】詳しい分析まではしてありませんが、平成25年度の農業所得は118万9,000

円でございましたので、平成26年度が約50万弱、ここの平成25年度から平成26年度にわたっている部分はかなり大きく伸びていますので、そこは今後、詳しく分析したいと思います。ただ、販売する時の農産物の市場価格というのも変動して、そこも影響しているのだらうと思いますけれども、詳しい分析はしたいと思います。

【宮本副委員長】これは97万円から118万円、そしてさらに177万円、結構上がっています。これは平成26年ですから、平成27年、平成28年、去年の分もしっかりと見てもらいたいとは思っておりますが、ここまで上がるというのは、何らかの要因がなければ、もちろん自然災害、そういったものも含めて、非常に天候がよかったのか、そういったものはいろいろありますが、今後につなげていくべく、こういったところはしっかりと分析をしていきながら、こういったものがあるのかというのを見ていってもらいたいと思っております。

【加藤農林部長】詳細な分析は出させていただきますが、大まかに述べさせていただきますと、平成26年度に生産額が1,477億円となっております。この10年間で伸び率が、全国で4%減る中で、本県は8.9%、日本一の伸びを示しております。主なものは畜産、それから野菜類が伸びておりまして、逆に、所得率の低い米が、当然ながら生産額は生産調整の中で落ちております。そういった中で、所得率も上がってきておりました。平成26年度から平成27年度には27.5%だったものが29%と所得率が上がっているところ、畜産が所得率は低いのですが、その中でも、このところ子牛価格が高騰しております。枝肉価格も高騰しております。それから、豚肉の価格も上がっております。こういう所得率が低いところの所得率が上がってきておりま

す。それプラス所得率が高い野菜が伸びているというところで、こういう状況がここ数年、長崎県の場合は生産額の増と所得額の増につながっているものと考えているところでございます。

【宮本副委員長】生産額が8.9%の増ということで日本一、非常に頑張っているところでございます。これは非常にいい傾向かと思っておりますが、しかし、その反面、いろんな話を聞くところによると、いろんなコストがかかっているというのがあると思います。農薬、肥料、それから種、その他もろもろかかるコストが非常に高いというのがあって、その中で、先日も新聞報道にありましたけれども、農薬のジェネリックというのがありまして、農薬にもいよいよジェネリックがきたなど、前からあったかもしれないけれども、私が見たのがその時点だったので。生産者の方も、農薬のジェネリックについては非常に期待をされておりましたね。今後、県としては、このジェネリックに対して、取り組み方というんですか、農薬のジェネリック、よしも悪しも、現状でいいのですが、教えていただければと思います。

【佐藤農業経営課長】ジェネリック農薬は、新薬開発に係る研究開発費の大幅削減が可能となりますことから、農薬価格低減のための有力な手段の一つだと認識しております。海外ではジェネリック化が一定程度進んでおりますが、我が国では、特許の期間が切れた農薬は多数ありますけれども、現段階で商品化されておりますのは4種類、63銘柄にとどまっており、普及率は全国で5%、本県においても、その程度の普及率だと認識しております。

また、価格については、医薬品の場合、ジェネリックと先行薬の間では相当価格差がございますけれども、ジェネリック農薬は、先発剤と

の比較で、2割弱程度の価格差ということで、そこまで大きな価格の低減というところにはなっておりません。

これにつきましては、農薬登録に係る問題があると認識をしております。すなわち、農薬につきましては、その安全性を確認するために、登録時に毒性試験ですとか、残留性の試験をしなければならないとなっておりますけれども、海外、EUや米国の場合は、農薬登録時における安全性の管理の思想が日本と違っておりました。一旦登録された物質について、その後、ジェネリックで登録をする際には、毒性試験や残留性の試験は必要なしということになっておりますが、日本の場合は、その思想の違いから、これらが同じように受けなければならないとなっておりますので、その分、検査費用がかかるということもございます。それが価格の差にあらわれていないということでもあります。また、価格差でのメリットが出ないということであれば、量のはけないということにもつながりますので、メーカーの開発意欲、モチベーションも上がりにくいという構図になっております。

ただ、国としては、農薬取締法に基づきます農薬の安全性の評価の手法について、全般的な資材のコスト低減を図る観点も踏まえて、来年度から一定見直すというような方向が打ち出されていると聞いております。

県といたしましても、生産資材の低減というのは、即同額が農家の所得に反映されるわけでございますので、その国の動きを注視してまいりたいと考えております。

【宮本副委員長】非常に詳細な説明、ありがとうございました。要は、日本がジェネリックであっても安全性確保のために毒性試験をするということですね。だから2割ぐらいしか安くな

らないというのがあるわけですね。

非常に期待をされていらっしゃるということもあるので、2割程度であれ、少しでも下がるのであれば、これはやはりどんどん普及していく価値はあると考えていますから、今後、こういった情報が入り次第、いろんな関係機関を通じて発信をされていかれますか。

【佐藤農業経営課長】ただいまご説明しましたとおり、ジェネリック農薬については今、4種類ということでございます。農薬につきましては、殺菌、殺虫、そういった局面で複数の品目を組み合わせて使うということが一般的ですけれども、その組み合わせる剤のバリエーションが今の数ではとりづらいということから、なかなか現場でも入ってこないという実態があるのだと思っております。ただ、メーカーの開発意欲が高まれば、どんどんラインナップが増えてまいりますので、例えば、病害虫の防除指針、こういったものの中でも積極的に取り上げるといってまいりたいと思います。

【宮本副委員長】ありがとうございました。これはどうしても県からつつくわけにもいかなないので、国を待つしかないのしょうけれども、こういった情報が入れば、いち早くどんどんと通達していただければと思います。

私がふだん何げに食べている野菜は、皆さんが非常に尽力されてつくられた野菜だなと今も思っているのですが、農家の方々のご苦労というのは本当に過酷なものがあるんだなというのをつくづく感じました。先ほど深堀委員からもありました、農業従事者の死亡率が高いという報道もあっていまして、議論もあっていまして。まさしくそのとおりだなと思います。お隣の韓国では、農済保険法というのが国を挙げて制定されたというの聞いておりました、これにつ

いては日本でも国を挙げて農業従事者を守るようなものはないのだろうかというのがちょっと話がありました。現実的に言って非常に厳しいかなという気はするんですけども、サラリーマンであれば雇用保険がしっかりしていたりとかというのがあります。ただ、農業の方々は、いろんなものがありまして、自分で掛けるというのなかなか難しいものがあると思いますが、今、農済保険について、何か国の動きとか、農家の方を守る、そういったものは何かありますでしょうか。あったら教えていただければ。

【佐藤農業経営課長】農業者の場合、個人の事業主ということでございますけれども、労災保険には農業者の方も特別加入という形で加入することができます。それにつきましては、厚生労働省、あるいは県の労働局、労働基準監督署、こういったところと連携をとりまして、保険加入の促進パンフレットなどを作成いたしまして、それを配布するというところで、その加入促進に努めているところでございます。

【宮本副委員長】それはほぼ農家の方々のご存じですか。どこかに行かないとわからないとか、どんなでしょうか。県内における普及率、加入率というのはわかりますか。

【佐藤農業経営課長】所管が厚生労働省ということになるので、問い合わせをしないと、なかなか県ごとの加入状況というのはわかりませんけれども、ホームページなどを通じまして、この保険の存在自体は広く知らしめているところではございますけれども、あくまでも任意加入ということでございますので、その点で、韓国の法制度のような形にはなっていないというのは現状でございます。

ただ、安心して農作業に従事していただくというためにも、やはり労災の加入というものは

進めていきたいと思っております。ただ、掛け金と、けがをした場合の給付とのバランスを考えた時に、この保険を利用するのか、それとも一般の生命保険などを利用するのかというような問題もありますので、そこについては個々の経営者の判断ということになるかと思いますが、労災保険に入れるということ自体は、引き続きPRしてまいりたいと思っております。

【宮本副委員長】任意保険ではあるかもしれませんが、こういったものも広く示していきながら、農業の方々を守っていくような制度、仕組みづくりというんですか、そういったものをもっていくことが大事だろうと思っております。農業の方々、さまざまな環境で作業されていて、こういった形で所得、生産率は上がっているという話もありますので、また私もしっかりと現場を回りながら、そして今、課題は何なのかというのをしっかりと、また自分で課題として持っていこうというふうに思います。

【小林委員】この間から新聞報道を見てみますと、いわゆる地方創生の人口ビジョンとか、要するに、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、県内の有識者の方々からいろいろと意見を求めているということの中で、新規就農者の目標達成ができていないと、こういう報道がありました。それはどういうことを指摘されているのか、改めて簡潔にご答弁願いたい。

【佐藤農業経営課長】ながさき農林業・農山村活性化計画では、年間の新規就農者の確保目標を250名と定めております。これは本年度からのスタートでございます。他方、まち・ひと・しごと創生総合戦略は1年前、平成27年度からのスタートでございまして、私どもは、平成26年度の新規就農者の確保実績が183名であったことから、それをさらに上積みし、190名とい

う目標を立てておったところでございます。しかしながら、現実には163名の確保にとどまったということでございまして、旧活性化計画時代の151名の目標や過去5年の平均よりは上回ってはあったわけですが、その目標とした数字に届かなかったということでございます。

【小林委員】 そういう経過の中で、これから新しく5年間、総合戦略においては250名確保するというだけども、ただ、さっき指摘があった、本当は190名でなければならないところが163名、27名少なかったと、こうなっているけれども、新規雇用就業者数というのは、この中に入っているのか入っていないのか。そして、この新規雇用就業者というのは、新規就農者と何か位置づけが違うのかどうか、そこはどうですか。

【佐藤農業経営課長】 新規雇用就業者というのは、法人に雇用された、いわば従業員の立場でございます。一方、新規自営就農者というのは、自らが経営者として独立した経営体でございますので、両者は異なっております。

今回、新規自営就農者の目標に加え、新規雇用就業者の目標を立てましたのは、かつては自営就農者のところだけ目標にしておりましてけれども、今後は、農業経営体の数が減る中で、どんどん規模を拡大して、個々の経営体で生産を上げていかなければならない、その場合に、どうしても家庭内の労働力では限界がきますので、そこをサポートできるような雇用人材を入れていくことを新たに目標に加える必要があるということで、今回、250名の目標を立てて、毎年、新規自営就農者250名、新規雇用就業者250名を確保していこうという考えでございます。

【小林委員】 だから、実際27名足りなかった

ところの経過は、いわゆる新規雇用就業者数、こういうのはあくまでも雇われている方だからということで、新規就農と雇用と言葉は違いますが、それは250名、250名できれいに分類していると。しかし、それは新しく入ったということでカウントしないのか。

【佐藤農業経営課長】 新規自営就農者は自営就農者としてカウントします。これは新しく経営を始めた方という意味でございます。雇用就業者は、今既にある経営体に新しく雇われた人数でございますので、ここは別にカウントをさせていただきます。

【小林委員】 じゃ、毎年250名ずつ新規就農者を確保しなければ長崎県の農業はもたないんだと、こういう認識、また新規雇用就業者を250名、そういうことの中で、トータル的に何人を目標にして毎年250名を確保していこうとしているのか。5年なのか、10年なのか。仮に10年とすれば2,500名、あるいは雇用のほうも2,500名とか、そんな計算になるんだけど、そういう認識でいいんですか。

【佐藤農業経営課長】 委員ご指摘のとおりでございます。先ほど深堀委員のご質問にもお答えしましたけれども、現在、地域の農業を担う認定農業者等の担い手が8,000戸ございますけれども、これが今までのように新規就農者が150名から160名程度でとどまっておれば、10年後、平成37年には6,600戸まで減るということが推測されております。ですので、これを平成37年には7,595戸まで維持するというためには、さらに現況の150名あるいは160名よりも、もっと増やさなければいけない。1,000戸増やさなければ1,000戸維持できないという計算になりますので、そういった計算で立てております。

一方で、7,595戸を確保しても、その方々が規

模拡大をしなければ農地が余ってしまうということになりますので、そこに250人の方、すなわち10年間で2,500人の労働需要が生じるということで、それを毎年250人ずつ、10年間で2,500人を確保していこうという考えでございます。

【小林委員】私は、今の地方創生、人口ビジョン、移住、世の中の流れの中で、人口減少対策を農林部は農林部でやってもらわなければいけないし、食える農業、稼げる農業という形にしていかなければいけない。

その中でつくづく思うことは、例えば、今から250名をずっと確保できるかということだけども、市町の動きが果たしてどうなのかというところが、私としては非常に懸念するところです。先ほど資料を見せてもらいました。新規就農者数の推移ということの中で、例えば、長崎市をはじめとして21の新上五島町まで、この中で、余りにもばらつきが多いわけです。

結局、人口減少問題もそうだけれども、いかにして意識をお互いに持って、認識をきちんと受け止めて、そして共有する課題、問題として一緒になって取り組まなければいけないという市町の動きが、正直に言って全部とは言わないが、少し鈍いところがあるのではなからうかと。市町をもっと巻き込んで、一緒のレベルで一緒の取組をやるんだと、こういう働きかけが農林部としても、あるいは県としても足りないのではないかと、私は率直に言って、かねてからそんな思いをしているんだけど、どうですか。

【佐藤農業経営課長】県内の市町の中では、担い手公社を設置して、本県がやっております1年間の新規就農者向けの研修を独自にやっているところもございます。長崎市、五島市、小値賀町でございます。そういったところのほかに

も、例えば、吉岐市におきましては、JAと市が連携をして県が行う研修以外の独自の研修制度を設けているところもございますし、雲仙市におかれては、新規就農者向けの機械などの導入支援事業というものも設けているところであり、それぞれ各市での取組というものは行われていると認識しておりますが、ただ、委員ご指摘のとおり、まだ温度差があるということは否めないかと思っております。

一方、新・農業人フェアのような形で都市部の人間を本県の農業へ参入を呼びかけるようなイベントが年に何度もございます。そういった場に本県は今まで出ておりましたけれども、昨年度から、市や町にも一緒に行っていただいて、市や町としても新規就農者の確保に動いていただくようにしたところでございます。

【小林委員】だから、この数字から見ても、温度差があるということについては否めない事実だろうと思うんです。あなたは、立場上、市町もやっているよと言わなければいけないけれども、もっともっと問題意識を共有しなければいけないと。そして、この250名、トータル2,500名、これだけの人を確保しなければいけないという時において、やはり市町の協力、支援は絶対に不可欠であると。こういうところをもっと高らかに掲げて、どこに新規就農者が入ってきたかと、そういうことをデータとして出すぐらいの状態だって必要であるし、そんなことをやるべしと思うんです。これはぜひいろんな機会に、こういうような動きを、市町の取組が活発だということについては高い評価をして、全部おたくは何名だというようなことで、少ないと言うわけにはいかないところもあるんだろうけれども、何かうまい方法で、もっとみんなが取り組んでいただけるような、市町を巻き込ん

だ新規就農者の対策をぜひやっていただきたいことをお願いしておきたいと思います。

そこで、今、例えば、新規就農者1,075名、青年就農給付金を最初の2年間で300万円、そして実際に農業を始めて5年間、750万円、300万円プラス750万円、これを全部いただいている人ばかりですか。

【佐藤農業経営課長】青年就農給付金につきましては、準備型については農業を志す者であれば受給できるということでございますけれども、経営開始型、経営開始してから5年間の受給者には要件がございます。それは自ら農業経営を行う者、親元就農者であれば、親とは違う品目をやるなどリスクを負っている者ということで、就農した方全員が受給できるわけではございません。

【小林委員】親元の就農者については、今言う青年就農給付金が対象にならない場合が多いということは聞いていますよ。

そこで、今、1,075名の方々、これはデータ的に平成21年から始まっているけれども、全員がもう経営者として、その目的に沿っておやりになっているのか、途中で離脱した人がこの中にいらっしゃるのかどうか、この辺のデータは把握していますか。

【佐藤農業経営課長】本県におきましては、新規就農者については5年間振興局がフォローアップをするという体制をしいております。その中で、過去5年の新規就農者の定着率で言いますと、平均で90%ということでございます。また、5年前に就農した方ということであれば85%ということで、一定のやめていった方がいらっしゃるのは事実でございます。

【小林委員】そういうことで、90%あるいは85%、300万円あるいは750万円、1,050万円と

いう大金を国民の税金からいただいて、期待をされつつ、そこに10%あるいは15%の人が途中離脱、そういう形の中で、なかなか厳しいところはあるなという感じはします。このところは、またこれからの新たな取組の250名の中において、今申し上げるように、市町の方々のご協力をいただき、一緒になって同じレベルでやってもらうと同時に、せっかくの、漁業にはこれがないんです。だから、昨日も言ったんだけど、青年就農給付金、これは本当に漁業は喉から手が出るくらい欲しい。これがない状態の中で今やっているわけだけども、そこら辺の違いもよく考えながら、いかに農家をこれからも引き継ぎ、同時に新しい就農者によって農業を何とかやってほしいという思いというものがきちんと届くようにやってもらいたいと思います。

それから、農林部長、さっきあなたが産出額1,477億円の話をしました。これは全部トーンダウンしている中において、1,444億円から1,477億円に8.9%アップしているということは、これは評価します。ただ、その中で、農業生産に対する所得の割合が全国で何位ぐらいになっているのか、これはあなたもわかっているだろう。そこら辺のところは産出額に対しての所得が少ないんじゃないかと、こういうところについては何か感じていますか。

【加藤農林部長】先ほど私は産出額を申しました。その伸びは日本一。ところが、10アール当たりの産出額は全国13位で、一生懸命頑張っているんですが、その中で、所得率は全国の44位でございます。これをしっかり上げないといけないというのが本県の課題でございまして、これが少しずつ上がっていますが、まだまだ足りないと思っております。しっかり品目別の戦略

をやって、高付加価値化、コスト縮減を進めてまいりたいと考えております。

【小林委員】 産出額が1,444億円から1,477億円にアップしたということについて、これは評価ということはきちんとしているんだよ。しかし、所得の問題をいろいろと聞いている時に、あなたがその問題点をきちんと言わなかったところに、そんな話はないだろうということの中で、今、あえて言わせているんだよ。だから、今の話が本当だよ。そういうことだから、現状、農業所得、稼ぐ農業をどういうふうにしてやっていくかということとはとても大事で、この課題を抜きにして人を集めることはできない。このところだけはしっかり受け止めて、あなた自らその厳しさをしっかり受け止めて、その対策を講じていただかなければいかんと、このことをお願いして終わります。

【吉村(洋)委員長】 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ほかに質問がないようですので、農林部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 4時51分 休憩

午後 4時52分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。今定例会で審査いたしました結果について、10月4日の予算決算委員会における分科会長報告及び10月6日の本会議における委員長報告の内容について、協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、委員会を協議会に切り

替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午後 4時53分 休憩

午後 4時54分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。農水経済分科会長報告及び農水経済委員会委員長報告については、協議会における委員の皆様の見解を踏まえ、報告をさせていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議をいたしたいと思っておりますので、しばらく休憩いたします。

午後 4時55分 休憩

午後 4時58分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。閉会中の委員会活動について、何かご意見はございませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 それでは、正副委員長にご一任をお願いしたいと存じます。

これをもちまして、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時59分 閉会

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成28年9月28日

農水経済委員会委員長 吉村 洋

議長 田中 愛国 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 1 2 1 号	長崎県産業人材育成基金条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 2 2 号	長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	原案可決

計 2 件 (原案可決 2 件)

2 請 願

番 号	件 名	審査結果
第 4 号	指定生乳生産者団体制度の存続と機能強化に係る国への意見書提出を求める請願書	採 択

計 1 件 (採択 1 件)

委 員 長 吉 村 洋

副 委 員 長 宮 本 法 広

署 名 委 員 小 林 克 敏

署 名 委 員 徳 永 達 也

書 記 中 崎 直 美

書 記 岡 山 剛

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

平成 2 8 年 9 月 定 例 県 議 会

予 算 決 算 委 員 会 農 水 經 済 分 科 会
関 係 議 案 説 明 資 料

産 業 勞 働 部
農 林 部

産 業 労 働 部

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、
第119号議案 「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分
であります。

はじめに、第119号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のう
ち関係部分についてご説明いたします。

（歳入）

繰入金	1,320万	円の増
-----	--------	-----

（歳出）

商工費	1,320万	円の増
-----	--------	-----

を計上いたしております。

補正予算の内容についてご説明いたします。

◎企業振興課

佐世保市が実施する市営工業団地整備事業に対する補助に要する経費として、

市町営工業団地整備支援事業費	1,320万	円の増
----------------	--------	-----

を計上しております。

また、併せて、3億2,789万7千円の債務負担行為を設置しようとするもので
あります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

農 林 部

農林部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第119号議案 「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分
であります。

歳入予算は、

分担金及び負担金	100万	円の増
国庫支出金	1,660万	円の増
合計	1,760万	円の増

歳出予算は、

林業費	1億 8,885万	円の増
公共土木施設災害復旧費	2,500万	円の増
合計	2億 1,385万	円の増

となっております、その内容についてご説明いたします。

(山地崩壊地の災害復旧について)

山地災害等により発生した山地崩壊地の復旧に要する経費として、6月から7月の豪雨被災等による復旧箇所が増加に対応するため、

自然災害防止費 1億 8,885万 円
を計上いたしております。

(治山施設の災害復旧について)

6月から7月の豪雨により被災した治山施設の復旧に要する経費として、

林地荒廃防止施設災害復旧費
を計上いたしております。

2,500万 円

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜われますようお願いいたします。

平成28年9月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

産	業	労	働	部
水		産		部
農		林		部

産 業 労 働 部

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第121号議案 「長崎県産業人材育成基金条例の一部を改正する条例」
であります。

第121号議案 「長崎県産業人材育成基金条例の一部を改正する条例」につきましては、地域再生法の一部を改正する法律の施行により、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税制度）が創設されたことに伴い、企業から長崎県産業人材育成基金への寄付がこの制度の対象となるよう、当基金を活用して実施する事業を具体的に明記するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、産業労働部関係の議案外の主な報告事項について、ご説明いたします。

（経済・雇用の動向について）

我が国の景気は、政府が8月に発表した月例経済報告によりますと、「このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とされております。

また、本県の景気については、日銀長崎支店が8月に公表した県内金融経済概況によりますと、「全体として緩やかな回復基調を続けている。」とされております。

まず、生産面をみますと、大手・中堅造船では、生産水準は高水準横ばい圏内の動きとなっており、地場中小造船では、更新需要等を背景に高水準の受注残となるなど、高操業が続いております。また、原動機は高水準横ばい圏内で推移し、冷熱機器では横ばい圏内で推移しております。大・中型モーターは持ち直しの動きが一服しており、電子部品等では持ち直していることから、生産面全体としては横ばい圏内の動きとなっております。

一方、需要面をみると、公共投資は、大型案件を中心に増加しており、個人消費は、

全体として底堅く推移しております。

なお、平成28年4月から平成28年6月まで直近3ヶ月間の企業倒産件数は9件で、昨年同期に比べて3件の減少となっております。

また、7月の有効求人倍率は、全国平均が前月と同水準の1.37倍となる中、本県においても、前月と同水準の1.16倍と、5か月連続の1.1倍台となり、雇用情勢は、一部に弱さがみられるものの、改善が続いております。

(地場企業の支援について)

中堅企業等の事業拡大の取組を総合的に支援し、県外需要の獲得と県内企業への波及効果の最大化を目指すため、「元気なものづくり企業ステップアップ支援事業」に取り組んでおりますが、その中で、今年度から、企業の自由な発想による成果に結びつきやすい事業を支援するため提案型補助制度を創設し、先般、今年度の新たな支援企業を認定したところであります。

また、補助金等による資金面での支援に加え、企業の事業拡大を技術面から支援するため新たに設置した事業拡大支援プロデューサーや産業振興財団による取引マッチングなど、人的支援を強化することにより、更なる取引の拡大、付加価値額の向上を図ってまいります。

このほか、企業の即戦力となる人材の採用を支援する「プロフェッショナル人材戦略拠点事業」においては、これまで、海外展開実務に精通した人材や高い営業スキルを持つ人材など、現在までに九州で最多の6名の採用実績が上がっており、引き続き、企業経営者の攻めの経営への意欲を喚起し、プロフェッショナル人材の活用による企業の成長・発展を後押ししてまいります。

(食料品製造業の振興について)

県内製造業の中で事業所数や従業者数が最も多い食料品製造業の付加価値額を高

めるため、今年度から新たに実施している「食品製造業の高付加価値化支援事業」については、加工設備導入による商品開発や衛生体制整備にかかる11件の提案を採択いたしました。

昨年度から実施している「ふるさと企業包括支援事業」については、今年度新たに、11企業を認定し、商品開発におけるターゲット設定や決算分析についての研修会、個別相談会を実施したところであり、今後、首都圏デパート等での視察研修や商品品評会なども予定しております。

また、島原手延そうめんと五島手延うどんの知名度向上と産地ブランドの確立を目的に、一昨年からは、欧州でのプロモーション活動や販路開拓に取り組んでおります。去る7月7日には、「そうめんの日」にちなんで現地ブロガーや料理専門ウェブテレビをパリ市内のレストランに招待し、現地フードスタイリストによるオリジナル料理を紹介するなど、これまでのプロモーション活動により、フランス及びイタリアの飲食店10店舗で正式にメニューに採用されました。10月には、パリ市内の高級百貨店「ボンマルシェ」や「ギャラリーラファイエット」での販売も予定されており、今後とも、知名度向上とブランド化に向けて産地や市町、商工団体と一体となって取り組んでまいります。

(工業技術センター及び窯業技術センターの研究成果について)

工業技術センターでは国等の競争的資金を獲得して、研究成果の事業化を推進しております。現在、経済産業省の戦略的基盤技術高度化支援事業の採択を受け、「航空機難削材加工における競争力強化のための、加工技術の高度化及び加工システム開発」として、県内企業と連携し、航空機のチタン材の切削加工技術に関する開発を進めており、県内企業が大手航空機メーカーから受注している部品加工の効率化につなげております。

窯業技術センターでは、去る7月12日に研究成果発表会を行ったところですが、

その中で、陶磁器業界における課題の一つである生地製造業の後継者育成を支援するため、新たに開発した「機械ろくろ成形装置」について実演を交えた発表を行いました。今後とも、陶磁器産地の生産体制の維持・発展に寄与するため、実用化のための技術開発や改良に取り組むほか、地場企業への技術移転を進めてまいります。

(ナガサキ・グリーンイノベーション戦略について)

海洋再生可能エネルギー産業の創出については、去る7月25日、五島市久賀島沖の奈留瀬戸の実証フィールドを対象海域とする潮流発電実証事業が、環境省の平成28年度潮流発電技術実用化推進事業に採択されました。

本事業は、県内企業や県内大学等が参画したコンソーシアムが、平成28年度から31年度までの4年間で事業期間とし、潮流発電分野で先行している欧州の発電機を活用した国内初となる大規模な実証事業として実施されるものであり、平成31年度には、最大出力2メガワットの潮流発電機1基を海底に設置した実証運転が計画されております。

また、県においては、実証フィールドの早期構築を進めるため、更なる事業の誘致に向けた受け入れ態勢について、ワンストップ窓口をNPO法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会に設置し、事業者が利用しやすいデータベースの運用を開始いたしました。

このほか、長崎海洋産業クラスター形成推進協議会など県内企業群が独自に行う、洋上風力発電に必要となる海域動物、海底地質、洋上風況等のデータを低コストで収集する、浮体式の無人観測装置の開発事業や、長崎大学と長崎総合科学大学が共同で、潮流発電等での海中作業に必要な小型ロボットの製品化に向けた開発を開始されるなど、本県海域を実証海域とした産学による海洋再生可能エネルギーの新たな取組みが出てきている状況にあります。

今後とも、実証から将来の商用化までを見据えた海洋エネルギー関連産業の拠点形

成に向け、産学官が連携し海洋分野の産業づくりに全力を注いでまいります。

(企業誘致の推進について)

企業誘致について、本県への立地が決定した企業についてご説明いたします。

7月13日、東京都に本社を置くオリックス生命保険株式会社の立地が決定しました。同社は、オリックス株式会社が全額出資する生命保険会社で、長崎市内に事業所を開設し、3年間で正社員約400名を雇用して、コールセンターや保険金支払等の事務を行うこととしております。

7月21日、大阪市に本社を置くプロセブン株式会社が本県への立地を決定しました。同社は、大村市の賃貸工場に入居し、5年間で16名を雇用して、防振・耐震素材の開発及び製造業務等を行うこととしています。

8月25日、神奈川県に本社を置く株式会社ハウコムが本県への立地を決定しました。同社は、人材派遣大手のテンプスタッフ株式会社の100パーセント子会社で、佐世保市内に事業所を開設し、3年間で150名を雇用して、企業向けのITヘルプデスクやコールセンター等の業務を行うこととしています。

次に、本県への立地が既に決定した企業の状況についてご説明いたします。

7月から長崎市において、携帯電話の無線通信に関する設計及び検証等の業務を開始してございました株式会社クリティックミッションジャパン長崎インテグレーションセンターの開所式が7月8日に行われました。

また、本年3月から長崎市において、佐川急便株式会社を中核としたグループ会社の総務・人事及び経理等の事務を開始してございましたSGエキスパート株式会社長崎ビジネスサポートセンターの開所式が7月19日に行われました。

さらに、8月から雲仙市において、自動車用シートカバー縫製の業務を開始してございました旭工業株式会社雲仙工場の開所式が8月22日に行われました。

県としましては、今後とも、本県へ立地した企業が円滑に事業推進できるよう、地

元市町と連携して支援してまいります。

なお、長崎金融バックオフィスセンター構想に基づき、長崎県産業振興財団が長崎市出島地区にオフィス企業の受け皿として整備するオフィスビルについては、設計施工業者となる共同企業体が決定し、平成29年12月の完成に向けて設計業務を実施しているところであります。

(サービス産業の振興について)

地域経済を支えるサービス産業の活性化を図ることを目的として、中小企業支援機関等の関係者で構成する「長崎県サービス産業生産性向上推進協議会」を7月11日に長崎市内で開催し、官民一体となって取組を進めていく方向性を共有するとともに、県内事業者の経営改革を促す優良事例の発掘及び普及に取り組むこと等を決定いたしました。今後、優良事例の選定を進めるとともに、県内サービス産業事業者の課題解決に関する議論も重ねながら、本県サービス産業の活性化に向けた取組を進めてまいります。

また、増加する本県観光客の受け皿であり、主要な産業である宿泊業について、質の高いサービスの提供や業務効率の改善により生産性向上を図る「宿泊業生産性向上促進支援事業」については、県内宿泊業の経営者や支援機関職員等56名を対象に、生産性向上に向けた意識の醸成を図るスタートアップセミナーを8月2日に長崎市内で開催し、有識者による講演や県事業の説明を行いました。引き続き人材育成やマーケティング、生産性向上に向けた推進計画の策定等に関するセミナーを開催するとともに、計画の実践を促進する補助事業の実施に取り組んでまいります。

(県内企業の海外展開支援について)

去る5月28日から8月末まで、上海市において前中国駐長崎総領事の李文亮氏が常務理事を務める「国家創新と発展戦略研究会」が主催する展示会「当代科技創新成

果展（長崎特別展）」が開催され、本県企業の主に環境分野の先進・先駆的な技術製品や中国への事業展開拡大を目指す製品等の紹介に加えて、開催期間中には出展企業と中国側企業とのビジネスマッチングを行い、中国でのビジネスチャンスの拡大に取り組みました。

また、県内企業への海外展開支援のワンストップ窓口として、ジェトロに「長崎県海外ビジネスサポートデスク」を設置いたしました。この窓口を通じて県内企業への海外市場等の情報提供機能の強化等に取り組むこととしております。

そのほか、県内企業の海外市場調査等に対する支援、中国及び東南アジアへのビジネスサポートデスクの設置を引き続き行うほか、11月にはベトナムにおいて県内企業とベトナム企業とのビジネスマッチングを予定しており、これらの取組により、県内企業の海外展開支援体制の充実を図ってまいります。

（雇用対策について）

来春卒業の高校生につきましては、求人の受付が6月20日から開始され、7月末現在で昨年度を609人上回る3,796人となっております。雇用環境の改善で、県内企業の採用意欲も高まっており、10月には新規高卒者の未内定者を対象とした「合同企業面談会」を、長崎、佐世保、諫早の3会場で開催することとしております。

また、来春大学等卒業予定者につきましては、U・Iターン希望者を含め県内就職を促進するため、去る8月10日、13日に佐世保市と長崎市において「合同企業面談会」を開催し、169の企業に参加いただき、学生等も291名の参加があったところです。

引き続き、高校、大学等の新規学卒者の県内就職促進に全力で取り組んでまいります。

(産業人材の育成について)

長崎県産業人材育成産学官コンソーシアムでは、本県の産業構造や産業人材育成の課題を踏まえたうえで、企業・学校・行政の役割と取組事項を明確にする「長崎県産業人材育成戦略（仮称）」を平成29年3月に策定する方向で、検討を進めております。

これまでに企業、学校等を対象とするアンケート調査やヒアリング調査を実施するとともに、今年度新たに設置した産業人材育成戦略策定検討ワーキンググループでは、「造船業を中心とした機械・金属系製造業」「オフィス系企業」「宿泊業を中心とした観光関連産業」「情報サービス業」の4業種を戦略の中心に据え、それぞれ検討チームを設置して検討を行っております。

去る8月26日に開催したコンソーシアム会議では、戦略策定の中心とする業種、戦略の構成案、検討体制、スケジュール及び企業等を対象にしたアンケート結果の概要等について、報告と意見交換を行いました。

現在、調査・分析結果をもとに、産業人材育成戦略策定検討ワーキンググループや各検討チームを中心に業種別の現状・課題の整理、課題解決となる戦略、ライフステージに応じた人材像等について、検討を進めているところであります。

また、「地域創生人材育成事業」につきましては、県、長崎労働局、高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎支部、連合長崎及び事業対象分野の業界団体で構成し、本事業の実施に関する企画、進捗管理、調査、評価等について協議を行う長崎県地域人材育成協議会を去る8月18日に設置し、平成28年度事業実施計画、事業の効果的な進め方及び協力体制について協議を行いました。

さらに、本事業を推進するために新たにコーディネーター3名及び業務推進員2名を9月1日付で採用したところであり、今後、本事業による支援を希望する企業の募集・選考、企業説明会や企業の採用担当者・訓練担当者向けセミナーの開催、職場内訓練のカリキュラム策定への支援などを実施してまいります。

(第10次長崎県職業能力開発計画の策定について)

第10次長崎県職業能力開発計画については、去る6月定例会において素案についてご議論をいただき、その後、職業能力開発審議会からのご意見等をふまえ、最終案をとりまとめ今定例会にお示ししております。

今後、この9月定例会でのご意見を十分踏まえたうえで、10月の職業能力開発審議会を経て計画の公表を行うこととしております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

水 産 部

はじめに、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

平成28年4月7日、長崎漁港多以良川護岸前泊地で発生した県の管理瑕疵により船舶に損傷を与えた事案について、和解及び損害賠償の額の決定を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

当案件は、長崎漁港多以良川護岸前泊地に係留していたプレジャーボートが、県設置のアンカーが破損したために流されて、岸壁及び隣接プレジャーボートに衝突したことにより、当該船舶及び隣接船舶に損傷を与えたもので、2隻合計で375,167円を賠償金としたものです。

続きまして、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

(漁業調整委員会の委員改選について)

県の執行機関である長崎県南部、長崎県北部、五島、対馬の4海区漁業調整委員会並びに長崎県連合海区漁業調整委員会の第20期委員の任期満了に伴い、新たに平成32年までの4年間を任期とする第21期委員が就任されました。

漁業調整委員会は、選挙により漁業者から選出される委員30名と学識経験者や公益代表として知事が選任する委員22名により構成されており、このうち選挙により選出される委員については、立候補者が定数を超えた五島、対馬海区は8月3日に投票が行われ、長崎県南部、長崎県北部海区においては立候補者数が定数を超えなかったため無投票で選出されました。

(太平洋くろまぐろの資源管理について)

国は、くろまぐろ漁獲上限の遵守・徹底を図っていく観点から、法令に基づく数量

管理を行う「くろまぐろ型の数量管理に関する基本計画（試行）」を本年7月1日に公表しました。本県においても、国との協議を行い「くろまぐろ型の数量管理に関する長崎県計画（試行）」を作成し、平成28年7月1日から平成29年6月30日までを第2管理期間として、くろまぐろの数量管理を行っております。

具体的には、知事管理量を632.3トン（九州西部ブロック数量：749.9トン）とし、県内を5海区に分けて管理し、目標数量の範囲内に漁獲が収まるよう、目標数量の消化状況に応じた警報の発出や、県内漁業者への周知、漁獲抑制の要請を行うこととしております。

県としましては、くろまぐろ資源の今後の動向等を注視するとともに、国の方針に基づく具体的管理措置の実施にあたっては、本県漁業の実態を踏まえ、漁家経営への影響にも十分配慮することや、必要な支援策を講じることなど、国に対してしっかり対応するよう求めてまいります。

（長崎県水産物輸出連絡会について）

去る9月1日、本県水産物の更なる輸出促進のため、「長崎県水産物輸出連絡会」を長崎市内で開催いたしました。

当日は、漁協や加工業者等の水産関係団体・民間企業に加え、市町等の行政機関やジェトロ等にも参加していただき、鹿児島県や水産庁などから講師を招いて、先進地事例や輸出戦略についての講演と、水産物輸出に関する意見交換を行いました。

また、本連絡会では、大日本水産会と共催によるHACCP講習会を今月28日から30日までの3日間、長崎市内で開催することとしております。

今後とも、輸出に関する情報共有や衛生管理講習会の開催など、本連絡会の活動を活発化することにより、本県水産物の輸出拡大を目指してまいります。

(公共事業の再評価について)

今年度の水産部関係の公共事業評価につきましては、再評価の対象となる有喜地区関連道整備事業及び巖原東地区農山漁村整備交付金事業について、長崎県公共事業評価監視委員会に諮問いたしましたが、有喜地区を「継続」、巖原東地区を「見直し継続」とする県の対応方針について、妥当であるとの答申を頂きました。

今後とも、効率的かつ効果的な事業実施を図るため、適正な事業評価に努めてまいります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

農 林 部

農林部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第122号議案 「長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例」
であります。

この条例は、土地改良法の規定に基づき県営土地改良事業に係る分担金を徴収することに関して、畑地帯総合農地整備事業（担い手育成畑地帯総合整備事業に限る）の中山間地域、離島地域の国庫補助率が変更されたことに伴い、分担金の率を変更しようとするものであります。

続きまして、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

（肉用牛の飼養頭数の増加について）

本県における肉用牛の飼養頭数は、高齢化や担い手不足などを背景に小規模農家を中心に経営中止が続いており、平成22年の91,200頭をピークに減少傾向で推移していましたが、去る7月5日公表の平成28年2月1日現在の農林水産省畜産統計によると、前年の75,200頭から1,000頭増加して76,200頭となりました。このうち繁殖用雌牛は、800頭増加して26,600頭となり、都道府県別では、全国第7位と昨年の8位から1ランク順位を上げたところであります。

県としましては、地域の関係機関と中心的経営体で構成する畜産クラスター協議会を中心に、新規就農者の確保・育成、キャトルステーションやヘルパー組織の立ち上げによる分業化の推進、牛舎整備や家畜導入支援など、更なる生産基盤の強化と畜産農家の所得向上に努めてまいります。

（「長崎ちゃん麦」を使用したちゃんぽん、ちゃんぽん麺の一般販売開始について）

本県が国との共同研究により長崎ちゃんぽん用として育成し、平成25年に品種登録出願しました硬質小麦「長崎W2号」につきましては、生産関係者、製粉業者、製麺業者等で組織する「長崎県育成麦活用開発協議会」を設立し、国のコンソーシアム支援事業を活用しながら、生産拡大、品質向上、製粉試験、製麺試験を実施してまいりました。

その結果、作付面積は徐々に拡大し、平成27年産の作付面積は35ha、生産量は8.8トンとなっております。また、製粉方法と製麺技術も改良を重ね、ちゃんぽん麺の品質も商品化できるレベルに達しています。

さらに、「長崎W2号」を使用したちゃんぽん及びちゃんぽん麺のPR、ブランド化を図るために、全国より愛称を募集し、応募のあった753作品の中から「長崎ちゃん麦」を選考したうえで、本年6月に商標権を取得いたしました。

現在、「長崎ちゃん麦」の一般販売開始に向けて、製麺業者と連携して準備を進めているところであり、併せて関係機関と連携しながら、いち早く周年供給が可能となるよう生産量の拡大を図ってまいります。

(農業分野における外国人材受入れのための国家戦略特区の提案について)

農家の規模拡大、所得向上を図るためには、収穫時に係る労力確保が不可欠となっておりますが、人口減少・高齢化の進展に加え、景気の好転により産業界全体の人手不足感が強まる中、農業分野における労力支援人材の確保はますます困難化しており、産地の維持・拡大を図る上での隘路となっております。

このような状況を踏まえ、本県から、県全域を対象として、現状では認められていない外国人材の農業就労を可能とする新たな仕組みを国家戦略特区として国に提案し、8月23日には、内閣府に設置された国家戦略特区ワーキンググループにより、本県提案に係るヒアリングが実施されました。

今後、関係省庁との協議等を経て、一定の結論が得られるものと承知しており、国

家戦略特区による農業分野での外国人材受入れの実現に向け、引き続き本県の実情や期待される効果等を訴えてまいります。

(ながさき森林環境税について)

平成19年度に森林を社会全体で支える新たな仕組みとして創設した「ながさき森林環境税」につきましては、今年度をもって事業期間及び課税期間（2期目：平成24年度から平成28年度）が終了することから、県内8箇所での地域意見交換会や森林・林業に関する学識経験者からなる付属機関「長崎県森林審議会」などからの意見等を踏まえ、次年度以降の取扱いについて検討を行っているところです。

県としましては、これまでの税を財源とした、ながさき森林環境保全事業の実績について一部未達成の項目があるものの、森林整備の促進と県民意識の啓発に対して一定の効果があったものと考えております。一方、木材価格の低迷など森林・林業を取り巻く環境は、森林環境税創設時より厳しさを増す状況にあることから、手入れが行き届かず収益が見込めない未整備森林の整備や県民の森林保全に対する理解を深めるための事業を引き続き推進し、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させていく必要があると考えております。

今後、県議会をはじめ、県民の皆様のご意見をお聞きしながら、次年度以降の森林環境保全事業のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成 2 8 年 9 月 定例 県 議 会

農 水 經 済 委 員 会 關 係 議 案 說 明 資 料

(追 加 1)

産 業 勞 働 部
水 産 部

産 業 労 働 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 1頁17行目から2頁14行目までを削除し、次のように挿入する。】

また、本県の景気については、日銀長崎支店が9月に公表した県内金融経済概況によりますと、「全体として緩やかな回復基調を続けている。」とされております。

まず、生産面をみますと、大手・中堅造船では、生産水準は高水準横ばい圏内の動きとなっており、地場中小造船では、更新需要等を背景に高水準の受注残となるなど、高操業が続いております。また、原動機は高水準横ばい圏内で推移し、冷熱機器では弱含みで推移しております。大・中型モーターは持ち直しの動きが一服しており、電子部品等では持ち直していることから、生産面全体としては横ばい圏内の動きとなっております。

一方、需要面をみると、公共投資は、大型案件を中心に増加しており、個人消費は、全体として底堅く推移しております。

なお、平成28年5月から7月までの直近3ヶ月間の企業倒産件数は11件で、昨年同期と同数となっております。

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 5頁1行目の次に、次のように挿入する。】

そのほかの再生可能エネルギーにつきましては、去る8月1日、県及び長崎県土地開発公社が土地の有効活用と再生可能エネルギーの導入促進を目指していた長崎空港隣接地において、県内最大級の約30メガワットの太陽光発電所の運用が開始されました。本事業は、総事業費約100億円で一般家庭約7,500世帯分に相当する消費電力を賄っており、県としては、各種の再生可能エネルギーの導入促進と新たな環境関連産業の育成に努めてまいります。

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 5頁15行目の次に、次のように挿入する。】

9月8日、平成25年度に松浦市に立地した智洋水産株式会社が、新たに同市に工場を増設することを決定しました。同社は、冷凍水産物の製造・販売を行う企業で、松浦市の既設工場の隣接地へ新たに冷凍工場を建設し、従業員10名を雇用して、平成29年4月からの操業を予定しております。

水 産 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（水産部）の1ページ10行目の次に、次のとおり挿入する。】

（有明海漁場環境改善連絡協議会（臨時会）の結果について）

去る9月2日に有明海漁場環境改善連絡協議会の臨時会が、農村振興局、水産庁、九州農政局、西海区水産研究所、4県関係漁連等、4県水産部局の出席のもと開催されました。

冒頭、九州農政局から挨拶があり、その中で、本協議会においては、開門問題には触れないことを前提とした上で、国が和解協議で提案した基金案は、福岡、佐賀、熊本の3県漁業団体が要望する基金的予算と同様に有明海の水産資源の回復と漁業経営の発展を目標とする到達点は同じであることから、基金案について議論したいと発言がありました。

協議の結果、基金案の内容を本協議会で協議することについて合意され、今後、幹事会で2回程度議論し、10月下旬頃の協議会で基金案が取りまとめられることとなっております。本協議会は、これまで水産振興策や漁場環境改善対策について、様々な実証事業に取り組み、成果を出しているところであります。これらの成果を広く展開していくためにも基金は有効であり、本協議会において、行うべき対策を協議することは有意義と考えております。

今後、有明海の再生に向け、水産資源の回復や漁業経営の発展にかかる基金案の協議の中で、県としても漁業者の意見を踏まえながら、積極的に提案をしてまいりたいと考えております。

【農水経済委員会関係議案説明資料（水産部）の2ページ12行目の次に、次のとおり挿入する。】

(全国豊かな海づくり大会における功績団体等表彰水産庁長官賞受賞について)

平成28年9月11日に山形県酒田市で開催された「第36回全国豊かな海づくり大会」におきまして、「功績団体等表彰」の「資源管理部門」で「北九十九島地区活動組織」が「水産庁長官賞」を受賞されました。

功績団体等表彰とは、豊かな海づくりのために功績があった団体等に贈られるもので、「栽培漁業部門」「資源管理型漁業部門」「漁場・環境保全部門」の3部門があり、部門ごとに「全国豊かな海づくり大会会長賞」「農林水産大臣賞」「環境大臣賞」「水産庁長官賞」として4団体が表彰されます。

「北九十九島地区活動組織」は、藻場回復活動の取組が評価されたもので、意欲ある活動組織として、今後の藻場見守り活動に取り組む組織の模範となるものと期待しております。

平成 2 8 年 9 月 定 例 県 議 会

農 水 経 済 委 員 会 関 係 議 案 説 明 資 料

(追 加 2)

農 林 部

農 林 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（農林部）の2頁14行目の次に、次のとおり挿入する。】

（諫早湾干拓事業の開門問題について）

去る8月25日、新たに就任されました山本農林水産大臣に対し、就任のご挨拶と併せ、知事から、諫早湾干拓事業の開門問題について、営農、漁業の状況を説明するとともに、「真の有明海再生につながる積極的な取組を進めていただきたいこと」、「関連訴訟において、開門の意義そのもの、すなわち、開門しても有明海の漁場環境の改善につながらないということなどを、しっかりと主張・立証し、開門しない方向で裁判所の判断を得ていただきたいこと」などを要望いたしました。

これに対し、大臣からは、「和解協議と国の基金について、精一杯努力をしてまいります。長崎県におかれても、なお一層の農林水産省への理解や協力を賜りたい。」との回答がありました。

その後、去る8月27日、山本大臣が来県され、諫早湾干拓事業に係る現地視察及び長崎県関係者との意見交換が行われました。

諫早湾干拓堤防管理事務所では、県選出国會議員に同席いただいた中で、知事から、諫早湾干拓事業の経緯及び現状、開門問題の経緯、環境アセス結果等を踏まえた開門の意義等を説明したうえで、「開門しない方向でしっかりと開門問題に取り組んでいただきたいこと」、「関連訴訟において、開門の意義そのもの、すなわち、開門しても有明海の漁場環境の改善につながらないということなどを、しっかりと主張・立証し、開門しない方向で裁判所の判断を得ていただきたいこと」、「本年1月に長崎地裁から出された開門しないことを前提とした和解勧告に基づいて、真の有明海再生につながる積極的な取組を進めていただきたいこと」を強く要望し、現地視察が行われました。

現地視察後の意見交換会では、地元住民、農業者、漁業者、更には諫早・雲仙両市長、県議会議長から、「諫早湾干拓事業によって、非常に安全・安心した生活、営農が続けられるようになった。」、「開門しない方向で、問題を解決していただきたい。」等

あります。

県としましては、開門により地元の方々に被害が及ぶようなことが決してないよう、引き続き県議会や関係者の皆様とともに、適切に対処してまいります。

(諫早湾干拓農地の利用権設定等について)

諫早湾干拓農地の利用権設定につきましては、平成28年度中の合意解約等による面積合計10圃場36.5ヘクタールについて、7月5日から8月5日の期間、借受希望者を公募した結果、新規応募者が7経営体、34ヘクタール、現入植者の規模拡大が8経営体、50.2ヘクタール、合計15経営体、84.2ヘクタールの応募がありました。

応募があった15経営体につきましては、公益財団法人長崎県農業振興公社が設置した農業、財務、法律の外部の専門家で構成する審査委員会において、生産実績及び経営状況に加え、書面審査や面談審査を実施し、今後の経営改善計画の実現性について審査が行われました。

審査委員会からの審査報告を受け、今月9日、同公社臨時理事会において、新規入植者3経営体、15.6ヘクタール、現入植者の規模拡大5経営体、20.9ヘクタール、合計8経営体、36.5ヘクタールの貸付が決定され、10月中旬の諫早市における公告手続完了をもって利用権の設定がなされる予定です。

県としましては、入植者に対する作付調査や営農指導、更には決算報告などを通じて、経営状況の把握と指導に努め、リース料の安定的な確保はもとより経営改善計画の達成に向け支援してまいります。

(ながさき農林業大賞について)

ながさき農林業大賞につきましては、地域の特色を活かした先進的な活動を展開し、成果を挙げられている農林業者・組織等を表彰することにより、県内の農林業経営の